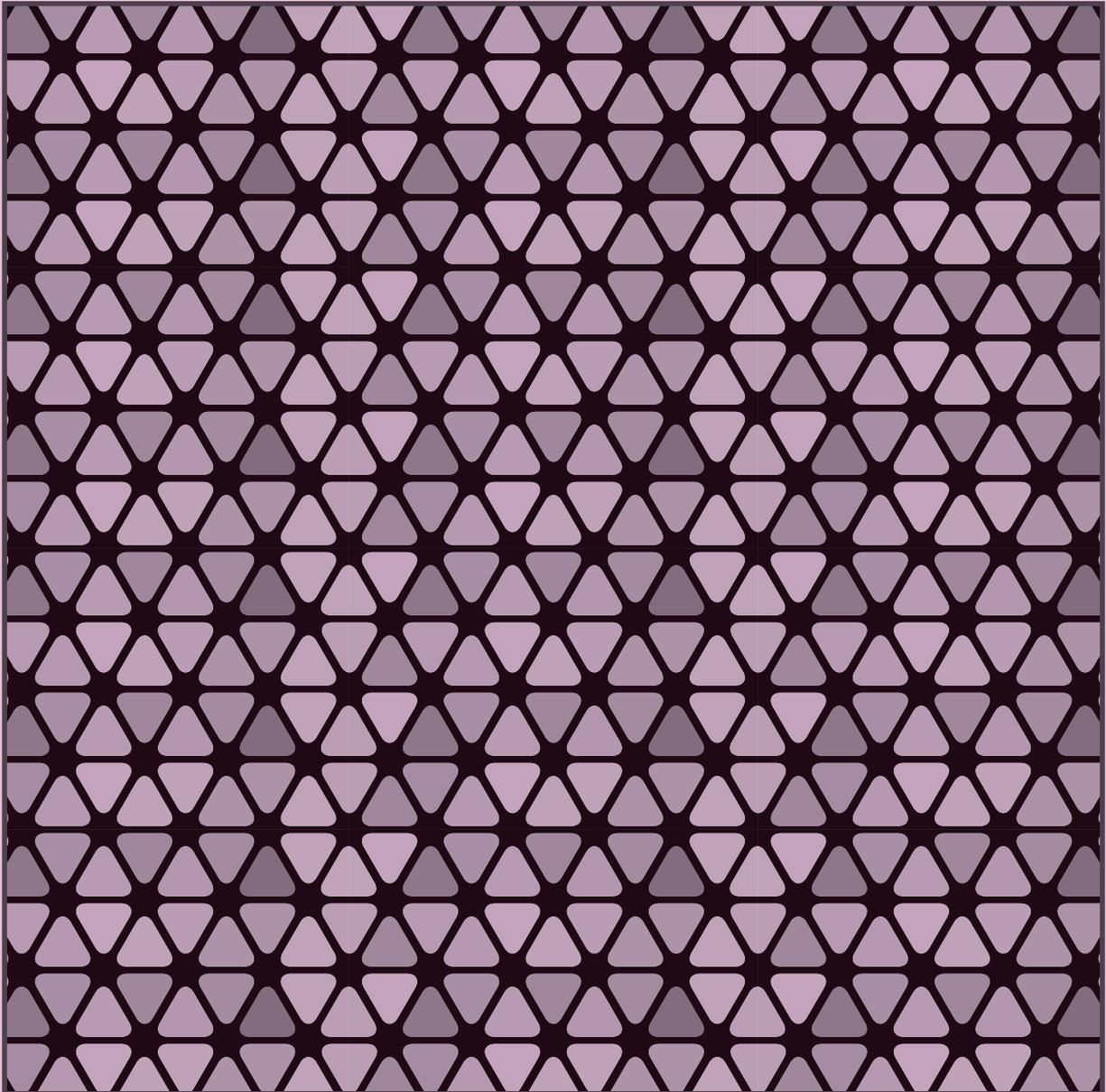

2018年度

シラバス

法学部



秋学期は配布しません。1年間必ず保管すること。

獨協大学

「法学部シラバス」について

法学部長 小川 健

シラバス (syllabus) とは、一般的には「要目」や「細目」、「一覧」という意味で用いられ、大学等では特に、「開設科目の内容や計画などを要約した一覧」を指します。

学生諸君が教室内および教室外の勉学で利用しやすいように、本学ではシラバスを冊子形式で作成しています。冊子形式のシラバスは学部別に分冊化されています。この「法学部シラバス」には、法学部（法律学科・国際関係法学科・総合政策学科）開設科目（ただし、演習等特別の開講形態のものは除きます）すべてが収載されています。インターネット上には、全学共通授業科目や他学部の開設科目を見ることができるデータベースも用意されています。

シラバスによって法学部のカリキュラムの全容がわかります。まずは全体に目をとおしてみてください。また、シラバスは科目ごとに、①講義目的、講義概要、②授業計画、③到達目標、④事前・事後の学修の内容、⑤テキスト、⑥参考文献、⑦評価方法の 7 項目からなっています。書式の基本は共通ですが、記述の仕方にはおのずから教員の個性や教育理念が現れています。

このうち、「講義目的、講義概要」欄には、教員による科目の位置づけ、講義の内容、方法、などが記されています。「授業計画」欄には、講義の詳細な内容とその進め方が、15週にわたって記載されています。「到達目標」には、受講者がその科目で到達すべき目標が示されています。「事前・事後の学修の内容」には、受講者が受講前に準備、学修すべき事項と、受講後に確認・学修すべき事項が示されています。「テキスト」と「参考文献」欄には講義で使用する教科書や参考にすべき文献の情報が載っています。「評価方法」欄を見れば、試験やレポートの形式や教員が受講生になにを期待しているかを知ることができます。これらを参考に、受講者は学期ごとの学習計画を立てることになります。

シラバスは、単なる学年初めの履修登録のときだけに必要な講義案内ではありません。シラバスは、教員と学生諸君とのあいだの講義に関する契約書です。教員はこれに則して講義を進め、成績評価をします。また、受講者もこれにしたがって講義に参加し成績評価を受けねばなりません。そのためには、講義期間をつうじてシラバスを参照する必要があります。

大学の講義は、教員と学生諸君とが共同して作りあげるものです。その成否は、学生諸君の場合には成績として現れますし、教員の場合にはいわゆる授業評価によって現れることになります。法学部では、講義をさらに良くする第一歩として、学生諸君によってこのシラバスが大いに活用されることを希望しています。

シラバスは、科目の担当教員が学期ごとの授業計画、講義概要、評価方法などを学生に周知することにより、受講する際の指針とし、授業の理解を深めることを目的に作成されたものです。

【シラバスの見方】

1. 目次について

① シラバスページの検索方法

ページ端にあるインデックスで自分の入学年度に該当する目次ページを探してください。

目次の科目は、授業科目表(学則別表)と同じ順序で掲載しています。

※入学年度によっては授業科目表とシラバスの順序が一致していない場合があります。ご注意ください。

② 履修できない科目

「履修不可」の欄に入学年度・所属学部・学科名等が記されている場合は、該当者はその科目を履修することができません。

〈略称説明〉

外： 外国語学部

法： 法学部

免： 2013年度以降入学の教職課程登録者

養： 国際教養学部

律： 法律学科

経： 経済学部

国： 国際関係法学科

総： 総合政策学科

17以降入学者： 2017年度以降入学者

08～18入学者： 2008年度～2018年度入学者

2. シラバスページの見方(右図参照)

① 適用年度・適用学科

【08～18 律・国・総】

2008年度～2018年度入学

法律学科／国際関係法学科／総合政策学科を
対象とした科目です。

② ①の適用年度・学科に対応した科目名を記載

(****表示の学科には開設されていません。)

③ 授業の目的や講義全体の説明、学生への要望

④ 学期の授業計画

各回ごとの講義のテーマ、内容を記載しています。

授業計画回数と実際の回数は必ずしも一致しません。

⑤ 到達目標

⑥ 事前・事後学修の内容

⑦ 授業で使用するテキスト

⑧ 参考文献

⑨ 評価方法

①	②	担当者
講義目的、講義概要		授業計画
③	④	
春学期		
到達目標	⑤	
事前・事後学修の内容	⑥	
テキスト	⑦	
参考文献	⑧	
評価方法	⑨	

①	②	担当者
講義目的、講義概要		授業計画
③	④	
秋学期		
到達目標	⑤	
事前・事後学修の内容	⑥	
テキスト	⑦	
参考文献	⑧	
評価方法	⑨	

3. 注意事項

① 履修条件

担当教員が履修者に対して、特定科目の履修や単位修得などを条件としている科目があります。

必ず「講義目的、講義概要」欄および『授業時間割表』を確認してください。

② 受講制限の科目について

外国法講読、外国書講読、国際関係法講読、国際政治講読については、受講希望者数により選抜する場合があります。

③ 定員

「全学共通授業科目」や「他学部科目」と合併開講している科目については、定員を設けています。

『授業時間割表』の「定員」欄を参照してください。

④ 他学部との合併科目名

他学部との合併科目については「講義目的、講義概要」等で②と異なる科目名が記載されている場合があります。

目次

【法律学科】2018年度入学生

専門科目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	国	総	
入門演習		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	国	総	11
憲法入門	憲法・人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	国	総	12
憲法入門		大藤 紀子	火5	1	外	養	経	国	総	13
	憲法・人権	大藤 紀子	水1	1	外	養	経	国	総	13
憲法入門	憲法・人権	L. ペドリサ	木1	1	外	養	経	国	総	14
民法入門(国関・総政用)		小野 秀誠	火1	1	外	養	経	国	総	15
民法入門(法律用)	民法I(代理・時効・物権総論)	納屋 雅城	金1	1	外	養	経	国	総	16
刑法入門		神馬 幸一	月2	1	外	養	経	国	総	17
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	国	総	18
	国際関係法入門	鈴木 淳一	火1	1	外	養	経	国	総	19
	総合政策入門(法律・国関用)	福永 文夫	木1	1	外	養	経	国	総	20
社会科学概論-1	社会科学概論-2	嶋津 格	月4	1	外	養	経	国	総	21

目次

【国際関係法学科】2018年度入学生

専門科目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	律	総	
入門演習		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	律	総	11
憲法入門	憲法・人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	律	総	12
憲法入門		大藤 紀子	火5	1	外	養	経	律	総	13
	憲法・人権	大藤 紀子	水1	1	外	養	経	律	総	13
憲法入門	憲法・人権	L. ペドリサ	木1	1	外	養	経	律	総	14
民法入門(国関・総政用)		小野 秀誠	火1	1	外	養	経	律	総	15
民法入門(法律用)	民法I(代理・時効・物権総論)	納屋 雅城	金1	1	外	養	経	律	総	16
刑法入門		神馬 幸一	月2	1	外	養	経	律	総	17
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	律	総	18
	総合政策入門(法律・国関用)	福永 文夫	木1	1	外	養	経	律	総	20
	国際関係法入門	鈴木 淳一	火1	1	外	養	経	律	総	19
社会科学概論-1	社会科学概論-2	嶋津 格	月4	1	外	養	経	律	総	21

目次

【総合政策学科】2018年度入学生

専門科目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	律	国	
入門演習		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	律	国	11
総合政策入門(総政用)		木藤 茂	水1	1	外	養	経	律	国	133
憲法入門	憲法・人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	律	国	12
憲法入門		大藤 紀子	火5	1	外	養	経	律	国	13
	憲法・人権	大藤 紀子	水1	1	外	養	経	律	国	13
憲法入門	憲法・人権	L. ペドリサ	木1	1	外	養	経	律	国	14
民法入門(国関・総政用)		小野 秀誠	火1	1	外	養	経	律	国	15
民法入門(法律用)	民法I(代理・時効・物権総論)	納屋 雅城	金1	1	外	養	経	律	国	16
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	律	国	18
	国際関係入門(17以降入学者)	鈴木 淳一	火1	1	外	養	経	律	国	19
	政治学入門(17以降入学者)	福永 文夫	木1	1	外	養	経	律	国	134
社会科学概論-1	社会科学概論-2	嶋津 格	月4	1	外	養	経	律	国	21

目次

【法律学科】2008～2018年度入学生

専門科目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	国	総	
入門演習		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	国	総	11
憲法入門	憲法・人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	国	総	12
憲法入門		大藤 紀子	火5	1	外	養	経	国	総	13
	憲法・人権	大藤 紀子	水1	1	外	養	経	国	総	13
憲法入門	憲法・人権	L. ペドリサ	木1	1	外	養	経	国	総	14
民法入門(国関・総政用)		小野 秀誠	火1	1	外	養	経	国	総	15
民法入門(法律用)	民法Ⅰ(代理・時効・物権総論)	納屋 雅城	金1	1	外	養	経	国	総	16
刑法入門		神馬 幸一	月2	1	外	養	経	国	総	17
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	国	総	18
	国際関係法入門	鈴木 淳一	火1	1	外	養	経	国		19
	総合政策入門(法律・国関用)	福永 文夫	木1	1	外	養	経	国	総	20
社会科学概論-1	社会科学概論-2	嶋津 格	月4	1	外	養	経	国	総	21
法思想史	法哲学	嶋津 格	月3	2					総	22
日本法制史	日本近代法史	小柳 春一郎	火2	2				国	総	23
西洋法制史a	西洋法制史b	藤田 貴宏	水1	2				国		24
法社会学a	法社会学b	森 謙二	月2	2					総	25
法心理学a		南部 さおり	土2	2						26
	法心理学b	石橋 昭良	月2	2						27
	英米法b	大川 俊	木1	2				国		28
ドイツ法a		市川 須美子	木3	3				国		29
	ドイツ法b	山田 洋	月2	3				国		30
フランス法a	フランス法b	小柳 春一郎	火4	3				国		31
地域共同体法a	地域共同体法b	大藤 紀子	木3	3				国		32
外国法講読Ⅰ		藤田 貴宏	火1	2	外	養	経	国	総	33
	外国法講読Ⅱ	神馬 幸一	水3	2	外	養	経	国	総	34
	外国法講読Ⅱ	木藤 茂	木3	2	外	養	経	国	総	35
	外国法講読Ⅱ	L. ペドリサ	木4	2	外	養	経	国	総	36
	外国法講読Ⅱ	山田 恒久	木5	2	外	養	経	国	総	37
憲法・統治		L. ペドリサ	火1	2				国	総	38
	憲法・発展	大藤 紀子	水2	2				国	総	39
行政法Ⅰ		木藤 茂	火2	2				国	総	40
	行政法Ⅱ	山田 洋	火2	2				国	総	41
行政法Ⅲ		山田 洋	火2	3					総	41
	比較公法	成嶋 隆	木3	2				国		42
租税法a	租税法b	石村 耕治	木2	3					総	43
地方自治法a		山田 洋	水1	3					総	44
	地方自治法b	市川 須美子	水1	3					総	45
教育法a	教育法b	市川 須美子	木2	2	外	養	経		総	46
民法Ⅱ(債権各論)		小野 秀誠	金2	2				国	総	47
	民法Ⅲ(担保物権・債権総論)	小野 秀誠	火1	2				国	総	47
民法Ⅳ(親族法)	民法Ⅴ(相続法)	藤田 貴宏	木1	2					総	48
会社法Ⅰ	会社法Ⅱ	大川 俊	月2	2			経	国	総	49
会社法Ⅰ	会社法Ⅱ	吉川 信將	月3	2			経	国	総	50
手形・小切手法		松谷 秀祐	月4	3					総	51
商法総則・商行為		吉川 信將	水1	3				国	総	52
保険法		松谷 秀祐	月5	3					総	53
国際私法a	国際私法b	山田 恒久	火1	2				国		54
国際取引法		三浦 哲男	金4	3				国		55
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	神馬 幸一	木1	2				国	総	56
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	若尾 岳志	火4	2				国	総	57

目次

【法律学科】2008～2018年度入学生

専門科目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	国	総	
刑法各論Ⅰ	刑法各論Ⅱ	中空 壽雅	水4	2				国	総	58
刑法各論Ⅰ	刑法各論Ⅱ	若尾 岳志	木3	2				国	総	59
刑事政策a	刑事政策b	安部 哲夫	木3	3				国	総	60
少年法a	少年法b	安部 哲夫	火4	3					総	61
労働法a	労働法b	石井 保雄	金1	2					総	62
社会保障法a	社会保障法b	石井 保雄	火3	3					総	63
環境法a	環境法b	一之瀬 高博	水1	2			経		総	64
経済法		高橋 省三	木3	3					総	65
消費者法		岩重 佳治	金5	3					総	66
知的財産権法a	知的財産権法b	張 睿暎	火1	3						67
民事訴訟法a	民事訴訟法b	小川 健	火2	2					総	68
民事執行・保全法		小川 健	木2	3						69
	倒産法	小川 健	木2	3					総	69
刑事訴訟法a	刑事訴訟法b	齋藤 実	木5	2					総	70
国際法Ⅰ		鈴木 淳一	月3	2				国	総	71
	国際法Ⅱ	大塚 敬子	木2	2				国	総	72
国際法Ⅲ		大塚 敬子	木2	3				国		72
	国際人道法	鈴木 淳一	月1	3				国		73
国際政治学a		岡垣 知子	水1	2	外	養	経	国	総	74
	国際政治学b	山下 光	金5	2	外	養	経	国	総	75
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永 文夫	金3	2		養		国	総	76
政治学原論a	政治学原論b	柴田 平三郎	金4	2				国	総	77
日本政治論a	日本政治論b	福永 文夫	木3	2				国		78
地方自治論a	地方自治論b	荏原 美恵	土2	3				国	総	79
政治思想史a	政治思想史b	柴田 平三郎	金2	3				国	総	80
行政学a(17以降入学者)	行政学b(17以降入学者)	大谷 基道	月1	2				国	総	81
行政学a(16以前入学者)	行政学b(16以前入学者)	大谷 基道	月1	3				国	総	81
	法律学特講(医事法)	神馬 幸一	月2	3						82
法律学特講(裁判法1)	法律学特講(裁判法2)	小川 佳子	月3	3						83
	法律学特講(企業法)	松谷 秀祐	月4	3						51
	法律学特講(生命保険)	松谷 秀祐	月5	3						53
法律学特講(担保物件法に関する諸問題)		遠藤 研一郎	火1	3						84
	法律学特講(行政過程論)	木藤 茂	火2	3					総	85
法律学特講(債権総論a)※1		納屋 雅城	火2	3						86
法律学特講(初めての著作権法)	法律学特講(著作権法の諸問題)	張 睿暎	火2	3			経			87
法律学特講(法学と広義の経済学について)	法律学特講(現代世界と自由権の苦境)	嶋津 格	火3	3						88
	法律学特講(刑法各論と特別刑法)	若尾 岳志	水1	3						89
法律学特講(刑法総論・不作為犯、未遂犯、共犯)		内山 良雄	水3	3						90
	法律学特講(刑法各論上の社会・国家法益に対する罪)	内山 良雄	水5	3						90
法律学特講(刑事訴訟法演習a)	法律学特講(刑事訴訟法演習b)	齋藤 実	水5	3						91
	法律学特講(借地借家法)	小柳 春一郎	木1	3						92
	法律学特講(被害者学)	齋藤 実	木4	3						93
	法律学特講(比較私法史)※4	小野 秀誠	金2	3						94
	法律学特講(消費者法)	岩重 佳治	金5	3						66
法曹特講(法曹の仕事-弁護士業務を中心として)	法曹特講(弁護士業務の諸問題)	小川 佳子	月4	3	外	養	経	国	総	95
法曹特講(債権回収・担保法上の諸問題)		遠藤 研一郎	火2	3	外	養	経	国	総	96
	法曹特講(債権総論b)※2	納屋 雅城	火2	3	外	養	経	国	総	97
	法曹特講(刑事法13)	中空 壽雅	水3	3	外	養	経	国	総	98
法曹特講(刑事政策演習)		齋藤 実	水4	3	外	養	経	国	総	99
経済原論a	経済原論b	野村 容康	木3	2	外	養	経	国	総	100

目 次

【法律学科】2008～2018年度入学生

専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	国	総	
会計学a	会計学b	内倉 滋	月1	3	外	養	経			101
法政総合講座「地域の現場から」※3		大谷 基道	水3	2	外	養	経	国	総	102

- ※1 法律学特講(債権総論「基礎編」)を修得している場合は履修不可。
- ※2 法曹特講(債権総論「発展編」)を修得している場合は履修不可。
- ※3 過去に法政総合講座「地域の現場から」を修得している場合は履修不可。
- ※4 国際関係法学科の「比較私法」を修得している場合は履修不可。

目 次

【国際関係法学科】2008～2018年度入学生

専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	律	総	
入門演習		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	律	総	11
憲法入門	憲法・人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	律	総	12
憲法入門		大藤 紀子	火5	1	外	養	経	律	総	13
	憲法・人権	大藤 紀子	水1	1	外	養	経	律	総	13
憲法入門	憲法・人権	L. ペドリサ	木1	1	外	養	経	律	総	14
民法入門(国関・総政用)		小野 秀誠	火1	1	外	養	経	律	総	15
民法入門(法律用)	民法Ⅰ(代理・時効・物権総論)	納屋 雅城	金1	1	外	養	経	律	総	16
刑法入門		神馬 幸一	月2	1	外	養	経	律	総	17
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	律	総	18
	総合政策入門(法律・国関用)	福永 文夫	木1	1	外	養	経	律	総	20
	国際関係法入門	鈴木 淳一	火1	1	外	養	経	律		19
社会科学概論-1	社会科学概論-2	嶋津 格	月4	1	外	養	経	律	総	21
国際法Ⅰ		鈴木 淳一	月3	2	外	養	経	律	総	71
	国際法Ⅱ	大塚 敬子	木2	2	外	養	経	律	総	72
国際法Ⅲ		大塚 敬子	木2	3	外	養	経	律		72
国際政治学a		岡垣 知子	水1	2		養	経	律	総	74
	国際政治学b	山下 光	金5	2		養	経	律	総	75
	比較法史	吉川 信將	水1	2						103
国際私法a	国際私法b	山田 恒久	火1	2	外	養	経	律		54
	国際人道法	鈴木 淳一	月1	3	外	養	経	律		73
比較政治a(17以降入学者)	比較政治b(17以降入学者)	作内 由子	木1	2					総	104
比較政治a(16以前入学者)	比較政治b(16以前入学者)	作内 由子	木1	3					総	104
国際組織法-1		鈴木 淳一	月1	2		養	経			105
	国際組織法-2	鈴木 淳一	月3	2		養	経			105
国際人権法a	国際人権法b	成嶋 隆	木1	2					総	106
国際環境法a	国際環境法b	一之瀬 高博	木2	3		養	経			107
国際経済法		箭内 彰子	木2	3			経			108
	国際租税法	石村 耕治	木3	3						109
国際取引法		三浦 哲男	金4	3	外	養	経	律		55
	国際知的財産権法	張 睿暎	木3	3						110
	国際民事訴訟法	山田 恒久	金5	3						111
	国際関係法特講(国際経済法)	箭内 彰子	木2	3			経			108
国際関係法特講(国際文化遺産法)	国際関係法特講(国際宇宙法)	大塚 敬子	木3	3						112
	国際関係法特講(国際企業法務)	三浦 哲男	金4	3						113
	比較公法	成嶋 隆	木3	2	外	養	経	律		42
比較会社法a		大川 俊	木1	3						114
地域共同体法a	地域共同体法b	大藤 紀子	木3	3	外	養	経	律		32
	英米法b	大川 俊	木1	2	外	養	経	律		28
ドイツ法a		市川 須美子	木3	3	外	養	経	律		29
	ドイツ法b	山田 洋	月2	3	外	養	経	律		30
フランス法a	フランス法b	小柳 春一郎	火4	3	外	養	経	律		31
憲法・統治		L. ペドリサ	火1	2				律	総	38
	憲法・発展	大藤 紀子	水2	2				律	総	39
民法Ⅱ(債権各論)		小野 秀誠	金2	2				律	総	47
	民法Ⅲ(担保物権・債権総論)	小野 秀誠	火1	2				律	総	47
商法総則・商行為		吉川 信將	水1	3	外	養	経	律	総	52
会社法Ⅰ	会社法Ⅱ	大川 俊	月2	2			経	律	総	49
会社法Ⅰ	会社法Ⅱ	吉川 信將	月3	2			経	律	総	50
行政法Ⅰ		木藤 茂	火2	2	外	養	経	律	総	40
	行政法Ⅱ	山田 洋	火2	2	外	養	経	律	総	41

目 次

【国際関係法学科】2008～2018年度入学生

専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	律	総	
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	神馬 幸一	木1	2	外	養	経	律	総	56
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	若尾 岳志	火4	2	外	養	経	律	総	57
刑法各論Ⅰ	刑法各論Ⅱ	中空 壽雅	水4	2	外	養	経	律	総	58
刑法各論Ⅰ	刑法各論Ⅱ	若尾 岳志	木3	2	外	養	経	律	総	59
刑事政策a	刑事政策b	安部 哲夫	木3	3	外	養	経	律	総	60
国際関係論a		大串 敦	火3	2		養	経			115
	国際関係論b	大串 敦	火3	2			経			115
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永 文夫	金3	2	外	養	経	律	総	76
国際協力論a	国際協力論b	片岡 貞治	月2	3			経			116
国際関係史a	国際関係史b	永野 隆行	月2	3	外	養	経			117
アメリカ政治外交史a		岡垣 知子	月3	3						118
	アメリカ政治外交史b	渡部 恒雄	月1	3						119
国際政治特講(ドイツ古典哲学における戦争と平和と政治a)	国際政治特講(ドイツ古典哲学における戦争と平和と政治b)	杉田 孝夫	火3	3						120
現代経済論a	現代経済論b	野村 容康	木3	2	外	養	経	律	総	121
日本経済論a	日本経済論b	須藤 時仁	火4	3	外	養	経		総	122
国際経済論a	国際経済論b	益山 光央	火2	3	外	養	経			123
国際金融論a	国際金融論b	徳永 潤二	火1	3	外	養	経			124
多国籍企業論a	多国籍企業論b	小林 哲也	火1	3	外	養	経			125
政治学原論a	政治学原論b	柴田 平三郎	金4	2	外	養	経	律	総	77
日本政治論a	日本政治論b	福永 文夫	木3	2	外	養	経	律		78
日本法制史(13以降入学者)	日本近代法史(13以降入学者)	小柳 春一郎	火2	2	外	養	経	律	総	23
西洋政治史a	西洋政治史b	作内 由子	木3	3					総	126
西洋政治思想史a	西洋政治思想史b	柴田 平三郎	金2	3	外	養	経	律	総	127
西洋法制史a(13以降入学者)	西洋法制史b(13以降入学者)	藤田 貴宏	水1	2	外	養	経	律		24
人権の歴史		成嶋 隆	木3	2						128
地域政治史(17以降入学者)		大谷 基道	火2	3	外	養	経		総	129
地域政治史(16以前入学者)		大谷 基道	火2	2	外	養	経		総	129
行政学a(17以降入学者)	行政学b(17以降入学者)	大谷 基道	月1	2	外	養	経	律	総	81
行政学a(16以前入学者)	行政学b(16以前入学者)	大谷 基道	月1	3	外	養	経	律	総	81
	アジア政治論a	松岡 格	金4	3	外	養	経		総	130
	アジア政治論b	松岡 格	水1	3	外	養	経		総	131
地方自治論a	地方自治論b	荏原 美恵	土2	3	外	養	経	律	総	79
地域研究特講(ラテンアメリカ経済と法)		A. 松本	金2	3		養				132
地域研究特講(中・東欧とロシア1)	地域研究特講(中・東欧とロシア2)	志摩 園子	火1	3						133
外国法講読Ⅰ		藤田 貴宏	火1	2	外	養	経	律	総	33
	外国法講読Ⅱ	神馬 幸一	水3	2	外	養	経	律	総	34
	外国法講読Ⅱ	木藤 茂	木3	2	外	養	経	律	総	35
	外国法講読Ⅱ	L. ペドリサ	木4	2	外	養	経	律	総	36
	外国法講読Ⅱ	山田 恒久	木5	2	外	養	経	律	総	37
法政総合講座「地域の現場から」※1		大谷 基道	水3	2	外	養	経	律	総	102

※1 過去に法政総合講座「地域の現場から」を修得している場合は履修不可。

目次

【総合政策学科】2008～2018年度入学生

専門科目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	律	国	
入門演習		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	律	国	11
総合政策入門(総政用)		木藤 茂	水1	1	外	養	経	律	国	134
憲法入門	憲法・人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	律	国	12
憲法入門		大藤 紀子	火5	1	外	養	経	律	国	13
	憲法・人権	大藤 紀子	水1	1	外	養	経	律	国	13
憲法入門	憲法・人権	L. ペドリサ	木1	1	外	養	経	律	国	14
民法入門(国関・総政用)		小野 秀誠	火1	1	外	養	経	律	国	15
民法入門(法律用)	民法Ⅰ(代理・時効・物権総論)	納屋 雅城	金1	1	外	養	経	律	国	16
刑法入門※1		神馬 幸一	月2	1	外	養	経	律	国	17
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	律	国	18
	国際関係入門(17以降入学者)	鈴木 淳一	火1	1	外	養	経	律	国	19
	政治学入門(17以降入学者)	福永 文夫	木1	1	外	養	経	律	国	135
社会科学概論-1	社会科学概論-2	嶋津 格	月4	1	外	養	経	律	国	21
憲法・統治		L. ペドリサ	火1	2				律	国	38
行政法Ⅰ		木藤 茂	火2	2	外	養	経	律	国	40
	行政法Ⅱ	山田 洋	火2	2	外	養	経	律	国	41
行政法Ⅲ		山田 洋	火2	3	外	養	経	律		41
地方自治法a		山田 洋	水1	3	外	養	経	律		44
	地方自治法b	市川 須美子	水1	3	外	養	経	律		45
民法Ⅱ(債権各論)		小野 秀誠	金2	2				律	国	47
	民法Ⅲ(担保物権・債権総論)	小野 秀誠	火1	2				律	国	47
民法Ⅳ(親族法)	民法Ⅴ(相続法)	藤田 貴宏	木1	2	外	養	経	律		48
商法総則・商行為		吉川 信将	水1	3	外	養	経	律	国	52
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	神馬 幸一	木1	2	外	養	経	律	国	56
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	若尾 岳志	火4	2	外	養	経	律	国	57
政治学原論a	政治学原論b	柴田 平三郎	金4	2	外	養	経	律	国	77
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永 文夫	金3	2	外	養	経	律	国	78
地域政治論a(17以降入学者)		大谷 基道	火2	3					国	136
地域政治論a(16以前入学者)		大谷 基道	火2	2					国	136
	地域政治論b(17以降入学者)	大谷 基道	火2	3						136
	地域政治論b(16以前入学者)	大谷 基道	火2	2						136
まちづくり特論		荏原 美恵	土3	2						137
	行政過程論	木藤 茂	火2	3	外	養	経	律		138
	政策過程論	羽貝 正美	月2	2						139
地方自治論a	地方自治論b	荏原 美恵	土2	3	外	養	経	律	国	79
行政学a(17以降入学者)	行政学b(17以降入学者)	大谷 基道	月1	2	外	養	経	律	国	81
行政学a(16以前入学者)	行政学b(16以前入学者)	大谷 基道	月1	3	外	養	経	律	国	77
経済原論a	経済原論b	野村 容康	木3	2	外	養	経	律	国	100
経済政策a	経済政策b	童 適平	火4	2	外	養	経			140
環境政策a	環境政策b	塩田 尚樹	水1	2	外	養	経			141
都市政策a	都市政策b	倉橋 透	金1	2	外	養	経			142
刑事政策a	刑事政策b	安部 哲夫	木3	3	外	養	経	律	国	60
教育法a	教育法b	市川 須美子	木2	2	外	養	経	律		46
土地法		小柳 春一郎	木1	3						143
地方財政論a	地方財政論b	金田 美加	月5	3	外	養	経			144
財政学a	財政学b	野村 容康	木2	2	外	養	経			145
日本経済論a(13以降入学者)	日本経済論b(13以降入学者)	須藤 時仁	火4	3	外	養	経		国	122

目次

【総合政策学科】2008～2018年度入学生

専門科目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ	
					外	養	経	律	国		
日本文化論a		城崎 陽子	火4	2	外	養	経			146	
	日本文化論b	飯島 一彦	木5	2	外	養	経			147	
	地域文化	林 英一	木1	2	外	養	経			148	
	多文化共生論	E.ウラノ	火3	2	外	養	経			149	
国際政治学a		岡垣 知子	水1	2	外	養	経	律	国	74	
	国際政治学b	山下 光	金5	2	外	養	経	律	国	75	
比較政治a(17以降入学者)	比較政治b(17以降入学者)	作内 由子	木1	2	外	養	経		国	104	
比較政治a(16以前入学者)	比較政治b(16以前入学者)	作内 由子	木1	3	外	養	経		国	104	
西洋政治史a	西洋政治史b	作内 由子	木3	3	外	養	経		国	126	
西洋政治思想史a	西洋政治思想史b	柴田 平三郎	金2	3	外	養	経	律	国	127	
	アジア政治外交史a	松岡 格	金4	3	外	養	経		国	150	
	アジア政治外交史b	松岡 格	水1	3	外	養	経		国	151	
法思想史	法哲学	嶋津 格	月3	2	外	養	経	律		22	
日本法制史	日本近代法史	小柳 春一郎	火2	2	外	養	経	律	国	23	
法社会学a	法社会学b	森 謙二	月2	2	外	養	経	律		25	
	憲法・発展	大藤 紀子	水2	2				律	国	39	
会社法 I	会社法 II	大川 俊	月2	2				経	律	国	49
会社法 I	会社法 II	吉川 信将	月3	2				経	律	国	50
手形・小切手法		松谷 秀祐	月4	3	外	養	経	律		51	
保険法		松谷 秀祐	月5	3	外	養	経	律		53	
経済法		高橋 省三	木3	3	外	養	経	律		65	
刑法各論 I	刑法各論 II	中空 壽雅	水4	2				律	国	58	
刑法各論 I	刑法各論 II	若尾 岳志	木3	2				律	国	59	
民事訴訟法a	民事訴訟法b	小川 健	火2	2	外	養	経	律		68	
	倒産法	小川 健	木2	3	外	養	経	律		69	
少年法a	少年法b	安部 哲夫	火4	3	外	養	経	律		61	
刑事訴訟法a	刑事訴訟法b	齋藤 実	木5	2	外	養	経	律		70	
社会保障法a	社会保障法b	石井 保雄	火3	3	外	養	経	律		63	
労働法a	労働法b	石井 保雄	金1	2	外	養	経	律		62	
租税法a	租税法b	石村 耕治	木2	3	外	養	経	律		43	
消費者法		岩重 佳治	金5	3	外	養	経	律		66	
環境法a	環境法b	一之瀬 高博	水1	2	外	養	経	律		64	
国際法 I		鈴木 淳一	月3	2	外	養	経	律	国	71	
	国際法 II	大塚 敬子	木2	2	外	養	経	律	国	72	
国際人権法a	国際人権法b	成嶋 隆	木1	2	外	養	経		国	106	
外国書講読 I		藤田 貴宏	火1	2	外	養	経	律	国	33	
	外国書講読 II	神馬 幸一	水3	2	外	養	経	律	国	34	
	外国書講読 II	木藤 茂	木3	2	外	養	経	律	国	35	
	外国書講読 II	L. ベドリサ	木4	2	外	養	経	律	国	36	
	外国書講読 II	山田 恒久	木5	2	外	養	経	律	国	37	
法政総合講座「地域の現場から」※1		大谷 基道	水3	2	外	養	経	律	国	102	

※1 春学期の「刑法入門」は1年生は履修不可。

※2 過去に法政総合講座「地域の現場から」を修得している場合は履修不可。

目 次

【法律学科・国際関係法学科・総合政策学科共通】 2013～2018年度入学生

「関連」部門科目 法学部教職課程登録者対象

「関連」部門の科目は、教育職員免許状を取得するために必要な科目で、法学部の教職課程登録者のみ履修可能です。履修にあたっては、免許課程シラバスを参照してください。

※「関連」部門科目は、卒業に必要な単位には含まれません。

「関連」部門科目名	開講 学期	担当教員	曜日 時限	開始 学年
日本史概説Ⅰ		免許課程シラバスを参照のこと		1
日本史概説Ⅱ		免許課程シラバスを参照のこと		1
社会経済史a		免許課程シラバスを参照のこと		1
社会経済史b		免許課程シラバスを参照のこと		1
日本思想史a		免許課程シラバスを参照のこと		2
日本思想史b		免許課程シラバスを参照のこと		2
外国史概説Ⅰ		免許課程シラバスを参照のこと		1
外国史概説Ⅱ		免許課程シラバスを参照のこと		1
社会思想史a		免許課程シラバスを参照のこと		1
社会思想史b		免許課程シラバスを参照のこと		1
東洋史Ⅰ		免許課程シラバスを参照のこと		1
東洋史Ⅱ		免許課程シラバスを参照のこと		1
西洋史Ⅰ		免許課程シラバスを参照のこと		1
西洋史Ⅱ		免許課程シラバスを参照のこと		1
経済学史a		免許課程シラバスを参照のこと		3
経済学史b		免許課程シラバスを参照のこと		3
外国経済史a		免許課程シラバスを参照のこと		2
外国経済史b		免許課程シラバスを参照のこと		2
社会学概説Ⅰ		免許課程シラバスを参照のこと		1
社会学概説Ⅱ		免許課程シラバスを参照のこと		1

08～18 律・国・総	入門演習／入門演習／入門演習	担当者	各専任教員
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>法学部の新入生は、全員が、この科目を1年次の春学期に履修します(必修科目です)。授業は、18人程度のクラスに分かれて、演習(ゼミナール)形式で行われます。所属するクラスは、入学時に指定されます。</p> <p>授業では、大学生活におけるさまざまなルール、大学で「学問」(高校までの「勉強」とは違います)を行う心構え、日々の学習や期末試験に臨む準備のしかた、資料や文献の調べ方・集め方、専門書の読み解き方、論文・レポートの作成方法、研究・調査報告(発表)や討論・議論のしかたなどを学びます。大学での「学問」への取り組み方を理解し、そして身につけることが本演習の目的です。</p> <p>クラス担任の教員は、科目登録、履修のしかたや勉強のしかたなど大学での修学をはじめ学生生活全般について、クラスに所属する学生の相談相手となる「クラスアドバイザー」を兼ねています。大学生活等に関する質問・相談があれば、入門演習の担当者に気軽にご相談ください。</p>		<p>全15回の授業を予定しています。</p> <p>具体的な授業計画は、担当者により若干異なりますが、第1回目の授業において、各担当教員から提示されます。</p>	
到達目標	法学、政治学を学ぶ際の基本的な作法を習得し、専門書の講読、論文・レポートの執筆、報告発表、討論ができるようにする。		
事前・事後学修の内容	担当教員の指示に従ってください。		
テキスト	担当教員の指示に従ってください。		
参考文献	担当教員の指示に従ってください。		
評価方法	担当教員から説明があります。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	憲法入門／憲法入門／憲法入門	担当者	加藤 一彦
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義は、初めて日本国憲法を学ぶ1年生を対象にしているので、憲法入門講義を行う。また、「法律学」を学ぶのも最初と思われるので、法学基礎的なところから始める。</p> <p>現代社会における多くの問題を憲法の切り口で論ずる。なお、講義では、必ず判例に言及するので、教科書の他、『判例集』を持参すること。当然、『六法』は必携である。夏休み前までの講義範囲は、「信教の自由」(20条)までである。秋学期の「憲法・人権」講義と連続するので、注意すること。最初の5回は、憲法総論にあてる。憲法と立憲主義、日本国憲法の理念などについて講義する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス／教科書・判例集。六法の説明 2. 六法の使い方、憲法概念 3. 憲法と立憲主義 4. 日本国憲法制定小史 5. 日本国憲法の特質 6. 私人間効力 7. 外国人と人権 8. 法人と人権 9. 法の下での平等(1) 総論 10. 法の下での平等(2) 判例 11. 精神的自由権の設計図 12. 思想／良心の自由 13. 信教の自由(1) 総論 14. 信教の自由(2) 判例 15. 総評とまとめ 	
到達目標	憲法および公法領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前：必ず教科書を通読しておくこと。事後：復習用の「憲法ノート」を作成すること。ノートには判例と学説が整理されていることに注意。		
テキスト	加藤一彦『憲法〔第3版〕』(法律文化社)、柏崎・加藤編『新憲法判例特選〔第2版〕』(敬文堂)		
参考文献	芦部信喜『憲法〔第6版〕』(岩波書店)、その他は講義中に指示する。		
評価方法	定期試験：100%		

08～18 律・国・総	憲法・人権／憲法・人権／憲法・人権	担当者	加藤 一彦
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「憲法入門」の講義を踏まえて、精神的自由権から社会権及び平和主義までの講義を行う。</p> <p>毎回、判例を読みながら、通説(芦部説)と判例理論の習得を目的とする。なお、講義では、必ず判例に言及するので、教科書の他、『判例集』を持参すること。当然、『六法』は必携である。問題意識をもって講義に出席すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 学問の自由 3. 表現の自由／総論 4. 表現の自由／報道の自由 5. 表現の自由／プライバシーの権利 6. 経済的自由／総論 7. 経済的自由／判例 8. 経済的自由の復習 9. 人身の自由／起訴前手続 10. 社会権／総論 11. 社会権／生存権 12. 社会権／教育権 13. 平和主義／総論 14. 平和主義／平和的生存権 15. 総評／まとめ 	
到達目標	憲法に定める人権、およびこれに関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前：必ず教科書を通読しておくこと。事後：復習用の「憲法ノート」を作成すること。ノートには判例と学説が整理されていることに注意。		
テキスト	加藤一彦『憲法〔第3版〕』(法律文化社)、柏崎・加藤編『新憲法判例特選〔第2版〕』(敬文堂)		
参考文献	芦部信喜『憲法〔第6版〕』(岩波書店)、その他は講義中に指示する。		
評価方法	定期試験：100%		

08～18 律・国・総	憲法入門／憲法入門／憲法入門	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】 日本国憲法の立憲主義とは何か、国民主権、権力分立、基本的人権の保障を中心に、総論部分の基礎的な理解を得ることを目標とする。</p> <p>【講義目標】 憲法とは何か、人権や統治機構の基本的な問題について扱う。</p> <p>【注意事項】 総論は、理論的な考察が必要なので、授業を注意深く聞き、教科書・参考書をよく読んで理解に努めること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 憲法の意味と特質 3. 日本国憲法と明治憲法の比較 4. 日本国憲法の基本原理 5. 人権の観念 6. 人権の享有主体 1 7. 人権の享有主体 2 8. 人権と公共の福祉 9. 特別権力関係論とその問題点 10. 私人間における人権の保障と限界 11. 包括的基本権 1 12. 包括的基本権 2 13. 法の下での平等 1 14. 法の下での平等 2 15. まとめ 	
到達目標	憲法および公法領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業で扱う論点を事前に教科書で確認し、授業の後に再度教科書を熟読し、週ごとにノートを整理すること。		
テキスト	大津・大藤・高佐・長谷川『新憲法四重奏』有信堂高文社（2017年発行のもの）		
参考文献	芦部信喜『憲法』第六版、岩波書店		
評価方法	学期末試験 80% 平常点 10%、授業での発言 10%		

08～18 律・国・総	憲法・人権／憲法・人権／憲法・人権	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】 基本的人権の保障についての理解を深める。</p> <p>【講義目標】 事例を通じた具体的争点の把握が主として重要となる。</p> <p>【注意事項】 『六法』（小型）を持参すること（出版社は問わない）。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 思想・良心の自由 3. 信教の自由 4. 政教分離原則 1 5. 政教分離原則 2 6. 学問の自由 7. 表現の自由 1 8. 表現の自由 2 9. 経済的自由権 10. 人身の自由と刑事手続上の人権 1 11. 人身の自由と刑事手続上の人権 2 12. 生存権 13. 教育を受ける権利 14. 勤労権・労働基本権 15. まとめ 	
到達目標	憲法に定める人権、およびこれに関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業で扱う論点を事前に教科書で確認し、授業の後に再度教科書を熟読し、週ごとにノートを整理すること。		
テキスト	大津・大藤・高佐・長谷川『新憲法四重奏』有信堂高文社（2017年発行のもの）		
参考文献	芦部信喜『憲法』第六版、岩波書店		
評価方法	学期末試験 80% 平常点 10%、授業での発言 10%		

08～18 律・国・総	憲法入門／憲法入門／憲法入門	担当者	L. ペドリサ
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>日本国憲法は生誕70年を迎えた。最近、新聞、テレビ、インターネットなど、盛んに憲法が話題になっている。例えば、憲法改正が妥当かどうか、集団的自衛権が国防の観点から必要かどうか、天皇陛下の退位を認めるべきかどうか、外国人永住者に参政権を付与すべきかどうか、いわゆるヘイトスピーチを厳しく取り締まるべきかどうかなどが挙げられる。この講義では、憲法学の総論を学ぶ。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 講義の概要 2. 憲法とは 3. 日本憲法史－戦前 4. 日本憲法史－戦後 5. 国民主権の原理 6. 天皇制 7. 平和主義 8. 人権尊重の原理 9. 人権の歴史 10. 人権の享有主体 11. 公共の福祉論－学説の整理 12. 公共の福祉論－二重の基準論など 13. 包括的人権規定 14. 法の下での平等 15. まとめ 	
到達目標	憲法および公法領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストの指定された箇所を事前に精読する。 小レポートの提出を5回ほど求める。		
テキスト	芦部信吉著『憲法 第六版』（岩波書店、2015年）		
参考文献	授業中に紹介		
評価方法	定期試験 70%、授業課題 30%		

08～18 律・国・総	憲法・人権／憲法・人権／憲法・人権	担当者	L. ペドリサ
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>日本国憲法第3章は、「国民の権利及び義務」について定めている。人々の権利を保障するメカニズムとして「権利章典」を置くというやり方は多くの憲法で見られるところであり、これら権利の多くは、人が生まれながらにして有すると考えられている。この講義では、憲法・入門で教える人権総論の続きとして人権各論を習う。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 講義の概要 2. 人権総論の復習－人権思想史および人権の特質 3. 人権総論の復習－公共の福祉論 4. 精神的自由権－思想・良心の自由および信教の自由 5. 精神的自由権－表現の自由 6. 精神的自由権－結社・集会の自由 7. 精神的自由権－学問の自由 8. 経済的自由権－職業選択の自由 9. 由経済的自由権－財産権の保障 10. 人身の自由 11. 参政権 12. 社会権－生存権 13. 社会権－教育を受ける権利 14. 社会権－労働者の権利 15. まとめ 	
到達目標	憲法に定める人権、およびこれに関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストの指定された箇所を事前に精読する。 小レポートの提出を5回ほど求める。		
テキスト	芦部信吉著『憲法 第六版』（岩波書店、2015年）		
参考文献	授業中に紹介		
評価方法	定期試験 70%、授業課題 30%		

08～18 律・国・総	民法入門／民法入門／民法入門	担当者	小野 秀誠
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>民法入門は、民法全般の概要と民法総則編（1条～174条の2）を対象とします。物権総則（175条～179条）も含まれます。</p> <p>民法は私法の一般法のため、商法などの特別法に規定のない事項は、すべて民法が参照されます。こうした民法の私法上の位置づけと民法の体系が概要の部分です。</p> <p>民法総則は、民法典第1編を指し、通則、人、法人、物、法律行為、時効などを対象とします。民法全体の概論ではないので、注意してください。</p> <p>民法全体を知るには、民法総則のほか、物権、債権総論、債権各論、親族、相続の各授業を聴く必要があります。卒業までに、あわせて履修してください。</p> <p>実定法の講義の性質上、必ず六法を持参してください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 序説、私法と公法、私法の分類、民法の体系 3. 信義則、権利の濫用、 4. 民法の基本原則、私権、法的主体、人 5. 人、自然人、失踪宣告、制限能力 6. 法人 7. 法的客体、物、所有権 8. 法律行為総論、意思自治、強行法規、任意法規など 9. 法律行為、公序良俗、暴利など 10. 意思表示総論、意思主義と表示主義 11. 意思の欠如、瑕疵 12. 代理 13. 無効と取消、条件と期限 14. 時効 15. まとめ 	
到達目標	民法および民事法領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
事前・事後学修の内容	シラバスに従い、該当部分の予習、復習が必要です。授業では、確認の趣旨で毎回、質問をします。		
テキスト	小野秀誠ほか『民法総則』（法律文化社、2018年）		
参考文献	民法判例百選Ⅰ（有斐閣、2018年）		
評価方法	定期試験 9割、授業への参加度、発言 1割		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	民法入門／民法入門／民法入門	担当者	納屋 雅城
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>民法は、不動産の売買、借金の連帯保証、マンションの貸し借り、他人にケガをさせられたときの損害賠償、結婚や相続など、私たちの日常生活に直接関係してくる身近な法律である。</p> <p>この授業は、民法を初めて勉強する人たちに民法の導入部分ともいえる「第一編 総則」と「第二編 物権」を中心として民法の全体像を理解してもらうことを目的としている。具体的には、「法律行為の主体」、「法律行為の客体」、そして「法律行為そのもの」という3つの大きなテーマについて、関連する条文・判例・学説を取り上げて説明をしていく。</p> <p>*授業に出席する際には2018年版の六法を必ず持参すること。また講義開始日までに教科書の改訂版が出版されたときは、改訂版の方を使用する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 民法の全体像 3. 自然人の権利能力 4. 失踪宣告 5. 制限行為能力者の意義 6. 制限行為能力者の相手方の保護、法人 7. 物・所有権 8. 所有権の取得、共同所有 9. 所有権の効力 10. 法律行為 11. 契約の成立、意思表示 12. 虚偽表示、心裡留保 13. 錯誤、詐欺、強迫 14. 無効、取消しほか 15. 全体のまとめ 	
到達目標	民法および民事法領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
事前・事後学修の内容	①教科書の指定された範囲を事前に通読すること。②条文は六法等で必ず確認すること。③授業後は、教科書とレジュメを精読すること。		
テキスト	山野目章夫『民法 総則・物権 第6版（有斐閣アルマ）』（有斐閣、2017年）		
参考文献	必要に応じて紹介する。		
評価方法	定期試験 100%		

08～18 律・国・総	民法I（代理・時効・物権総論）（3学科共通）	担当者	納屋 雅城
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>民法は、不動産の売買、借金の連帯保証、マンションの貸し借り、他人にケガをさせられたときの損害賠償、結婚や相続など、私たちの日常生活に直接関係してくる身近な法律である。</p> <p>この授業では、民法の「第一編 総則」の中の「代理（民法99条～118条）」、「時効（民法144条～169条）」、そして「第二編 物権」の中の「物権変動」という3つの大きなテーマについて、関連する条文・判例・学説を取り上げて説明をしていく。</p> <p>*授業に出席する際には2018年版の六法を必ず持参すること。また講義開始日までに教科書の改訂版が出版されたときは、改訂版の方を使用する。</p> <p>*「民法入門」の単位を取得してから受講すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 代理の意義 3. 代理行為 4. 無権代理 5. 表見代理 6. 時効の意義、時効の援用 7. 時効障害 8. 取得時効 9. 消滅時効 10. 物権変動の意義 11. 不動産の物権変動 12. 民法177条の「第三者」 13. 取消し・解除・時効取得と登記 14. 動産の物権変動 15. 全体のまとめ 	
到達目標	代理・時効・物権変動に関する基本的な制度や概念、および、重要な判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	①教科書の指定された範囲を事前に通読すること。②条文は六法等で必ず確認すること。③授業後は、教科書とレジュメを精読すること。		
テキスト	山野目章夫『民法 総則・物権 第6版（有斐閣アルマ）』（有斐閣、2017年）		
参考文献	必要に応じて紹介する。		
評価方法	定期試験 100%		

08～18 律・国・総	刑法入門／刑法入門／刑法入門	担当者	神馬 幸一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【目的】 本講義の目的は、いわゆる「刑事法」と表現されるところの法領域、すなわち「犯罪と刑罰」に関わる様々な法律の全体像を把握することである。具体的に言えば、一見すると「泥棒」のように思える人を法的に「泥棒」呼ばわりすることは、実際、とても慎重で大変な知的作業が求められており、まずは、その理由を考えるための授業である。</p> <p>【概要】 本講義では、特に、刑法、刑事訴訟法、裁判員法、刑事政策と呼ばれる分野に関して、その導入的紹介を右記の授業計画に基づき進行する予定である。また、上記の刑事法に関する話題を提供しながら、法解釈の仕方、判例・法律文献の調べ方、法律学的答案作成法といった法学入門的な指導も同時に実施する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 授業案内 2. 「刑事法」とは何か？ 3. 「犯罪」とは何か？ 4. 統計から読み取る犯罪現象 5. 「刑罰」とは何か？ 6. 刑法概論（1）：構成要件 7. 刑法概論（2）：違法性（行為無価値と結果無価値） 8. 刑法概論（3）：責任 9. 刑事訴訟法概論（1）：捜査手続 10. 刑事訴訟法概論（2）：公判手続 11. 刑事事件判例を読んでみよう 12. 刑事事件判例を書いてみよう（答案の書き方） 13. 裁判員裁判の概要 14. 刑事政策（1）：犯罪者に対する制裁 15. 刑事政策（2）：元犯罪者に対する社会的保護 	
到達目標	刑法および刑事法領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義では、適宜、新しい事件・判例に関しても解説するので、その概略のみの把握で満足することなく、なぜ、そのような経緯・結論に至ったのかを自分なりに調査して考えてみる習慣を身に着けること。		
テキスト	教科書を指定する場合、授業中に追って指示するので、授業中のアナウンスに注意すること。		
参考文献	参考書を指定する場合、授業中に追って指示するので、授業中のアナウンスに注意すること。		
評価方法	「授業内レポート（40%）」・「学期末テスト（60%）」を総合的に勘案して成績評価する。授業中に追って指示するので、授業中のアナウンスに注意すること。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	刑法入門／刑法入門／刑法入門	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「近代刑法」が誕生して以来、「刑法」に記載された「犯罪」の成立をめぐる「解釈論」が積み重ねられてきた。「刑事法学」は、この「解釈論」を中心とする「刑法学」と、その行為者の犯罪を捜査し訴追して犯罪立証をすすめてゆく、いわば手続きとしての「刑事訴訟法学」、そして犯罪の現状を把握し、適切な犯罪対策としての「刑事制裁論」「刑罰論」を展開して犯罪者の処遇を講ずる「刑事政策学」から構成されている。</p> <p>学期が進むと、いずれ刑事法のそれぞれの学習を深めることになるが、その前に、刑事法全般について鳥瞰する必要がある。本授業では、まず刑事法の基本理念やその役割を論じ、刑法の歴史と刑法学の系譜とを通覧し、刑事司法の全領域における現代的課題について論じることとする。受講者には、犯罪報道や刑事裁判に関する報道に注意しつつ講義に臨んでもらいたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑事法とは何か。刑法の条文を読む。 2. 刑事裁判とは何か。刑事判例を読む。 3. 刑事制裁(刑罰)の意義について。刑事政策を語る。 4. 刑法学とは何か。近代刑法の基本原理。 5. 刑法解釈の実際。類推解釈の禁止について。 6. 刑事司法の概要（警察・検察・裁判・矯正・保護） 7. 刑事裁判の基本原則（証拠主義をめぐる問題） 8. 誤った裁判（冤罪はなぜ生じるか） 9. 国民の司法参加 裁判員裁判と検察審査会 10. 犯罪総論のポイント（1）犯罪論体系、構成要件論 11. 犯罪総論のポイント（2）違法論、違法性阻却事由 12. 犯罪総論のポイント（3）責任論、未遂論、共犯論 13. 犯罪各論の重要問題（1）生命・身体・性・名誉 14. 犯罪各論の重要課題（2）財産侵害（窃盗、詐欺など） 15. 犯罪各論の重要課題（3）社会的法益侵害 	
到達目標	刑法および刑事法領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業日程に沿って、関連教材の下読みを行い、疑問点・質問事項などを整理すること。授業後には、教材及び資料を用いてミニレポートを作成し、論点整理と新たな情報をまとめること。		
テキスト	特に指定はしない。		
参考文献	大谷實『刑事法入門（第7版補訂版）有斐閣2014年		
評価方法	学期末試験 50%、授業内提出物（毎回の授業内コメント作成及び1回のレポート） 50%で評価する。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

17~律・国・総 08~16 律・国・総	国際関係法入門／国際関係法入門／国際関係法入門 国際関係法入門／国際関係法入門／****	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 本講義は、大学に入学したばかりの新入生の皆さんに、専門課程に進む前の予備知識として、国際法と国際関係に関する基礎知識を提供することを目的としています。</p> <p>〔講義の概要〕 国際法の対象は広く、様々な専門分野があります。この講義では、これら個々の専門分野を詳述することはせずに、個々の法分野が主に国際公法の観点からどのように分析されるのかを紹介したいと思います。</p> <p>この講義を通じて国際法の様々な分野に興味を持ってもらい、将来それらの専門分野の教員の講義を履修して、勉強を進めてもらうことを希望します。</p> <p>この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・システム等を活用して、オンラインでの資料配布や質問の受付等を個別に行い、教員とのコミュニケーションを図ります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 本講義を受講するにあたって 2. 国際社会と法 3. 国際法の主体(国家、国際組織、個人) 4. 国際法の法源(条約、慣習法、法の一般原則) 5. 国際法と国内法の関係 6. 国際法からみた国家 7. 国際法からみた海洋・宇宙・南極 8. 国際法からみた安全保障（紛争の平和的解決を含む） 9. 国際法からみた国際機構 10. 国際法からみた個人（国籍・外国人を含む） 11. 国際法からみた人道（戦争犯罪を含む） 12. 国際法からみた人権 13. 国際法からみた文化 14. 国際法からみた国際経済（開発を含む） 15. 今後の勉強のために 	
到達目標	国際法、国際政治および国際法、国際政治領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義までにポルタを通じて資料を配布しますので、あらかじめ読んでください。講義中に提示される「今日のポイント」を提出し、後日教員の添削・コメントを読んで復習してください。		
テキスト	テキストは指定しません。		
参考文献	玉田大ほか著『国際法（有斐閣ストゥディア）』（有斐閣，2017年）		
評価方法	学期末に実施するテストにより評価し(100%)、平常点を加点材料とします(ただし上限10%)。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

17～律・国・総 08～16 律・国・総	総合政策入門／総合政策入門／政治学入門 総合政策入門／総合政策入門／****	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、できるだけ身近な問題を取り上げ、政治や政治学に興味をもってもらふこと目的としている。次いで、政治活動はどのような特徴をもっているのか、どういう場合に政治が登場してくるのか、政治を規定する制度や決まりにはどのようなものがあるのかなどについて考えてみたい。さらにさまざまな政治現象の見方、解釈の仕方を含め、俗論ではない政治学的な見方を学んでもらいたい。</p> <p>同時に、政治学の入門講座として、専門の政治学を学ぶための基礎知識や視点を習得して下さい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめにー政治とは何かー 2. 国家という枠組み 3. 政治体制ーデモクラシーとは何かー 4. 選挙と政治（1）ー選挙制度 5. 政党と政治 6. 内閣と総理大臣 7. 議会と政治 8. 官僚制と政治 9. 利益団体と政治 10. 連邦制と地方政治 11. メディアと政治 12. 国際政治ー安全保障と平和ー 13. 国際政治経済ー自由貿易主義 14. 国際社会の中の日本 15. おわりに 	
到達目標	総合政策および総合政策領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義中配布するプリントと講義ノートと照らし合わせて要点をまとめること。		
テキスト	講義中にプリントを配布する。		
参考文献	砂原庸介・稗田健志・多胡淳『政治学の第一歩』有斐閣。		
評価方法	定期試験を基本に評価する。講義中、小テスト・レポートを課す場合もある。		

08～18 律・国・総	社会科学概論-1/社会科学概論-1/社会科学概論-1	担当者	嶋津 格
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>前後期を通じて、私の能力の許す限りで、自分が18歳だったらこんな授業が聴きたかったな、と思えるような授業をしたいと考えています。講義の目的は、これから社会科学上の様々な議論を学ぶ諸君に対して、全体の海図として使えるような大まかな地図を与えること、です。もちろんそれは、私の個人としての偏りから自由ではありませんが、後で学生諸君が自由に訂正・批判してゆくための手始めとして役立てばよいのです。何の先入観ももたずに大海原の航海に乗り出すのは、あまりにも無謀、いやむしろ不可能なことですから。</p> <p>社会科学概論1では、私がこれまで影響を受けてきた何人かの思想家の思想を紹介しながら、自分の学問史の要素も含めて講義します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ケルゼン (相対主義、法実証主義) 2. マルクス (民主主義批判) 3. レーニン (社会主義とその崩壊) 4. ポパー1 (科学哲学) 5. ポパー2 (開かれた社会論) 6. ハイエク1 7. ハイエク2 8. ロールズ1 9. ロールズ2 (とクカタス) 10. ノージック1 11. ノージック2 12. オークショット (保守主義) 13. ファインバーグ 14. 丸山真男他 15. 日本の保守主義 	
到達目標	法学、政治学の視点から現代の社会問題を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	HomePage で挙げる文献に目を通してみよう。質問や自分の意見を書いたメールを出してみよう。		
テキスト	全体のテキストはなし。		
参考文献	各回について、嶋津の HomePage で指示する。password は授業で開示する。		
評価方法	期末試験 (短答式) による。質問等のメールは加点 (最大 10 点) 方向にのみ評価する。		

08～18 律・国・総	社会科学概論-2/社会科学概論-2/社会科学概論-2	担当者	嶋津 格
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>後半の社会科学概論2では、我々が直面している時事的諸問題を、世界と日本の近現代史の流れの中に置いて、社会科学の問題として理解する試みを行います。目標となるのは、ややもすると日本のメディアで常識として流通しているが実は日本語の言語空間の中でしか通用しないような視点を相対化することです。そしてできるだけ国際的な視野から日本の問題を捉えて考えることです。それでももちろん、授業で提示される視点は「正解」ではなく一つのとらえ方にすぎません。結局は学生諸君が自分で考えることになるのですが、その際に、できるだけ基本的な歴史の事実や社会科学の理論を踏まえてそれをしてほしい、と思います。その役に立つような講義にしたいものです。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 序論：全体の見通し、その他 2. 第1次世界大戦と平和主義 3. (世界的視野から見た) 第2次世界大戦 4. 米軍の占領政策と日本の戦後体制 5. 冷戦の開始と定着 6. 日本の中の反体制運動 7. 冷戦終焉と自由民主主義の多幸症 8. 「終わ」らなかつた歴史と文化対立 9. 多元主義またはdiversity論の諸相 10. 宗教対立と国家 11. 国家と国民 (米国の場合) 12. もう一つのフェミニズム (iFeminism) 13. 秩序の希少性論 14. ナショナリズム論 15. 全体を振り返って (まとめ) 	
到達目標	法学、政治学の視点から現代の社会問題を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	HomePage で挙げる文献に目を通してみよう。質問や自分の意見を書いたメールを出してみよう。		
テキスト	全体のテキストはなし。		
参考文献	各回について、嶋津の HomePage で指示する。password は授業で開示する。		
評価方法	期末のレポートによる。質問等のメールは加点 (最大 10 点) 方向にのみ評価する。		

08～18 律・国・総	法思想史／*****/法思想史	担当者	嶋津 格
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義の目的は、法にかかわる思想の流れを概観することで、現行法への理解を深めることにある。講義では、昨年度はじめて使用した教科書(2016年刊)を今年も使用する。この本は、法哲学・法思想史を研究する比較的若手の研究者たちが、それぞれ専門とする時代・思想家を担当して分担執筆したものである。その結果、全体を通した視点が弱いという面もあるが、それぞれが得意分野を書いているという利点もある。昨年度履修した学生諸君から、教科書が少し難しいという感想も得ているが、その点は授業の中で、できるだけ平易な解説を加えることで補いたい。内容的には、教科書と授業とがいつも同じになるわけでない、という点も理解しておいてもらいたい。ただ昨年は、各思想家を批判的に扱いすぎたきらいがあるので、今年度はまず、各思想家の魅力を説明することに重点をおきたい、と考えている。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 古代ギリシャの正義論 2. ローマ法の形成 3. 「法」と法の支配 4. 社会契約 5. ドイツ観念論の完成 6. 中世ゲルマン法と歴史法学 7. 「概念法学」批判 8. 法社会学の形成 9. 国法学と立憲主義 10. 法実証主義の極限と「例外状態」の合法性 11. 法実証主義の再興 12. 法実証主義への挑戦 13. 正義論の展開 14. リバタリアニズムの法思想 15. ポストモダン法学の思想 	
到達目標	法思想史に関する古典を現代的視点で正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストの各回の該当部分を事前に読んでおくことが望ましい。事後には、質問や意見を email で嶋津に書いてみよう。メアドは授業で指示する。		
テキスト	森村進編『法思想の水脈』(法律文化社、2016年)		
参考文献	大野達司、森元拓『近代法思想史入門』(法律文化社、2016年)		
評価方法	期末試験による。質問等のメールは加点(最大10点)方向にのみ評価する。		

08～18 律・国・総	法哲学／*****/法哲学	担当者	嶋津 格
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>もし諸君が、何かをすべきだとか、すべきでないとか誰かに主張するとしよう。もし相手が「どうしてですか」と尋ねると、普通法律家は「法がそうなっているからです」と答える。法の権威を借りるわけだが、これが一定の正確さでできないと、法律学を学んだとはいえない。では次に、「なぜ法はそうなっているのですか」とか「そんな法はおかしくありませんか」とか尋ねられた場合はどうだろうか。この種の間に一定の水準で自分なりに答えられないと、あなたは、法律を知っているだけの二流の人物とみなされる危険がある。このような法の根拠を、徹底して考えようとするところに法哲学の存在意義がある。もちろん、この種の問には確定的な既存の回答は用意されていないから、最後は学生諸君が自分で答えを考えねばならない。そのきっかけを与え、諸君が今後その種の思考を自分なりに発展させていく準備をすることが、本授業の目的である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 法哲学入門 2. 法の権威(テキスト3節) 3. 法の認識とイデオロギー(同5節) 4. 司法改革論(同6節) 5. 正義論の経緯(同7節) 6. 平等論(同9節) 7. ユートピア論(同11節) 8. リバタリアニズム論(同12節) 9. 民主主義論(同13節) 10. 秩序論(同14節) 11. 生命倫理基礎論(同15節) 12. 題材としての「慰安婦」論(17節) 13. 裁判員制度論(18節) 14. 動物と法 15. 事実認定論 	
到達目標	「法とは何か」について、哲学的考察の意義を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストの各回の該当部分を事前に読んでおくことが望ましい。事後には、質問や意見を email で嶋津に書いてみよう。メアドは授業で指示する。		
テキスト	嶋津格『問いとしての<正しさ>』(NTT出版、2011年)、その他資料をネット上で配布する。		
参考文献	瀧川裕英、宇佐美誠、大屋雄裕『法哲学』(有斐閣・2014)		
評価方法	期末試験による。質問等のメールは加点(最大10点)方向にのみ評価する。		

08～18 律・国・総	日本法制史／日本法制史（13～）／日本法制史	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<ul style="list-style-type: none"> 近代日本は、土地法制においてもダイナミックな変化を遂げている。講義の目的は、明治初年から昭和の時代までの日本法の歴史について土地法制を手掛かりに理解を与えることである。 講義は、明治初年における私的土地所有権の付与に始まり、最近の一連の土地対策までの土地法制の変化を公法、私法の枠にとらわれることなく検討することにより、現在の土地法・土地秩序が歴史の積み重ねであることを示す。 講義では、近代日本の土地法制を、大きく2つに区分し、春学期においては、明治、大正、昭和（ただし、第二次大戦まで）の3時期について論ずる。各期の重要な法律を取り上げ、歴史的・社会的背景、立法理由、法の主な内容、その後の法律改正、主な裁判例について解説する。講義に当たっては、土地法制の変化を通じて歴史にも一定のイメージを持てるように努める。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 明治期1・現在の土地制度の出発点 2 明治期2・地租改正 3 明治期3・民法1 民法の編纂事情 4 明治期4・民法2 民法の制定と土地秩序 5 明治期5・訴訟制度 裁判所構成法などの法典編纂 6 明治期6・土地開発に関する制度の誕生 7 明治期7・民法典の矛盾と建物保護法 8 大正期1・建物保護法・借地法・借家法 9 大正期2・都市計画法 最初の都市計画法制 10 大正期3・特別都市計画法 11 昭和戦前期1・借地法等改正1 12 昭和戦前期2・正当事由制度 13 昭和戦前期3（戦時体制） 14 戦後の混乱 15 まとめ 	
到達目標	近代の司法制度の展開のなかで、裁判所の独立、裁判官の職権の独立、裁判所の審級制度、弁護士制度などの意義を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。		
テキスト	稲本洋之助＝小柳春一郎＝周藤利一『日本の土地法（第3版）』成文堂，2016年		
参考文献	上記書物に参考文献が記載されている。		
評価方法	学年末の試験を中心にする（80％）。平常点も加味する。		

08～18 律・国・総	日本近代法史／日本近代法史（13～）／日本近代法史	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<ul style="list-style-type: none"> 近代日本は、土地法制においてもダイナミックな変化を遂げている。講義の目的は、第二次大戦後から現在までの日本法の歴史について土地法制を手掛かりに理解を与えることである。 講義は、土地法制の展開・変化を公法、私法の枠にとらわれることなく検討し、現在の土地法・土地秩序が歴史の積み重ねであることを示す。高度経済成長時代には土地や住宅の供給が不足したが、現在では空き地空き家問題のような需要不足が問題である。 秋学期においては、戦後及び昭和 30 年代の高度経済成長期以後の土地法制について論ずる。昭和 20 年代、昭和 30・40 年代、石油ショックから昭和 55 年まで、その後のバブル期、更に成熟社会期という時代区分をする。各期の重要な法律を取り上げ、歴史的社会的背景、立法理由、法の主な内容、その後の法律改正、主な裁判例を解説する。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 戦後復興期1・農地改革・財産税 2 戦後復興期2・憲法制定と土地法 3 戦後復興期3・建築基準法 4 経済回復期1・首都圏整備法 グリーンベルト構想 5 経済回復期2・日本住宅公団法と公的住宅供給 6 高度成長期1・都市計画法 7 高度成長期2・農振法 高度成長と農地所有権 8 高度成長期3・都市再開発法と市街地再開発事業 9 高度成長期4・開発指導要綱 市町村と土地利用 10 高度成長期5・地価公示法 土地価格の諸制度 11 安定成長期1・国土利用計画法 土地価格規制 12 安定成長期2・生産緑地法 13 バブル期・土地基本法 14 バブル期 借地借家法 15 成熟社会期 空家法 	
到達目標	日本近代の土地法の概括的な特徴、個別重要立法の意義を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。		
テキスト	稲本洋之助＝小柳春一郎＝周藤利一『日本の土地法（第3版）』成文堂，2016年		
参考文献	上記書物に参考文献が記載されている。		
評価方法	学年末の試験を中心にする（80％）。日常点も加味する。		

08～18 律・国・総	西洋法制史 a / 西洋法制史 a (13～) / ****	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
古代ローマ及び中世ヨーロッパの法制度と法律学について原典史料を適宜用いながら講義します。		1: ガイダンス 2: 古代ローマの法 (1) 共和政期 3: 古代ローマの法 (2) 帝政前期 4: 古代ローマの法 (3) 帝政後期 5: 古代ローマの法 (4) ユスティニアヌス法典 6: ゲルマン民族の法 (1) 部族法典 7: ゲルマン民族の法 (2) 裁判手続 8: 中世封建社会と法 (1) 封建制 9: 中世封建社会と法 (2) 法書 10: 中世ローマ法学 (1) 大学と法学 11: 中世ローマ法学 (2) 注釈学派 12: 中世ローマ法学 (3) 助言学派 13: カノン法 (1) カトリック教会と法 14: カノン法 (2) 教令学派 15: カノン法 (3) 教皇令学派	
到達目標	古代ローマから近世ヨーロッパまでの法制度の変遷、近代ヨーロッパの法をめぐる諸論点を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義で指示する課題に各自取り組んでください。		
テキスト	必要に応じて配布します。		
参考文献	必要に応じて紹介指示します。		
評価方法	出席を前提に講義内で行うテスト (100%) で評価します。		

08～18 律・国・総	西洋法制史 b / 西洋法制史 b (13～) / ****	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
近世ヨーロッパの法制度と法律学について原典史料を適宜用いながら講義します。「西洋法制史a」既習者を対象とします。		1: ガイダンス 2: 普通法と地域固有法 (1) ローマ法の継受 3: 普通法と地域固有法 (2) 神聖ローマ帝国 4: 普通法と地域固有法 (3) フランス王国 5: 普通法と地域固有法 (4) 都市法 6: 人文主義法学 (1) ルネサンスと法 7: 人文主義法学 (2) 法文の校訂考証 8: 人文主義法学 (3) 古代法研究 9: 自然法 (1) 自然法の歴史 10: 自然法 (2) 近世自然法 11: 自然法 (3) 自然法と実定法 12: 法典編纂 (1) 啓蒙主義と法 13: 法典編纂 (2) プロイセン 14: 法典編纂 (3) フランス 15: まとめ	
到達目標	古代ローマから近世ヨーロッパまでの法制度の変遷、近代ヨーロッパの法をめぐる諸論点を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義で指示する課題に各自取り組んでください。		
テキスト	必要に応じて配布します。		
参考文献	必要に応じて紹介指示します。		
評価方法	出席を前提に講義内で行うテスト (100%) で評価します。		

08～18 律・国・総	法社会学 a / * * * * * / 法社会学 a	担当者	森 謙二
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>社会の変化とともに、市民法のあり方がどのように変化をしてきたか、という視点から講義を進めていきます。今、どのような時代に住んでいるのか、その社会で法はどのようなあり方をすべきなのか、について考えてもらいたいと思います。</p> <p>春学期のテーマは、大きく二つに区分できます。(1)法社会学における法の考え方…法社会学がどのように形成され、どのように発展してきたか、(2)市民社会と法…資本主義社会のなかで法がどのように発展・展開してきたのか、について話を進めていきます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 法社会学はどのような学問か？ 2. 法社会学の形成…(1)法社会学の成立 3. 法社会学の形成…(2)エールリッヒとヴェーバー 4. 法社会学における法概念…「生ける法」と法の解釈 5. 市民社会と法(1) 近代市民法の構造 6. 市民社会と法(2) 市民的公共性の成立と基本的人権 7. 市民社会と法(3) 市民的公共性の崩壊 8. 市民社会と法(4) 〈近代家族〉の成立と法 9. 市民社会と法(5) 市民的自由と社会法の形成 10. 市民社会と法(6) 福祉国家論の展開 11. 市民社会と法(7) 現代家族と公共的親密圏(地域社会) 12. リスク社会と法(1) リスク社会の性格 13. リスク社会と法(2) 福祉国家の崩壊と家族 14. リスク社会と法(3) 孤立する個人 15. まとめ 	
到達目標	近代法の展開、発展や、日本社会と法の関わりを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義中に配布するレジュメと講義ノートをしっかり整理してください。		
テキスト	清水浩昭・森謙二・岩上真珠・山田昌明『家族革命』(弘文堂)		
参考文献	ハーバーマス『公共性の構造転換』未来社：ベック『危険社会－新しい近代への道』(法政大学出版部)		
評価方法	試験(60%)・授業への参加(10%)・レポート(30%)を総合的に判断。試験は穴埋めなどの客観的な知識を問うもの、レポートとは小論文形式のものです。		

08～18 律・国・総	法社会学 b / * * * * * / 法社会学 b	担当者	森 謙二
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義の目的は、春学期と同じです。</p> <p>秋学期のテーマは、「近代日本社会と法」を中心に話していきます。(1)伝統的な社会が多様であることを前提とし、(2)明治国家は世界のどのような中で成立したのか(3)明治国家はどのように近代化あるいは文明化を果たそうとしたか、(4)明治国家の構築に対して、西洋法に対して「日本的なもの」をどのように作り上げてきた、(5)戦後体制はどのように形成されたか、どのように崩壊したのか、(6)「第二に近代」と位置づける現代日本がかかえている問題、について話をしていきます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本社会と法…問題の視座と日本社会の多様性 2. 明治維新を考える三つの視点 - 法社会学史の立場から 3. 世界史の中の近代日本 - 日本外交(沖縄を中心に) 4. 明治国家の近代化・文明開化(版籍奉還・地租改正) 5. 近代国家と天皇制 - 国家神道体制の確立(1) 6. 近代国家と天皇制 - 国家神道体制の確立(2) 7. 日本における「近代家族」の成立 8. 戦前と戦後と…何が変わったか？ 9. 戦後日本法の展開(1)戦後改革 10. 戦後日本法の展開(2)高度成長期 11. 戦後日本法の展開(3)戦後日本の安保体制 12. 日本型福祉国家の崩壊 13. 「日本型近代家族」の終焉 14. リスクとセイフティネット 15. まとめ 	
到達目標	近代法の展開、発展や、日本社会と法の関わりを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義中に配布するレジュメと講義ノートをしっかり整理してください。		
テキスト	清水・森・岩上・山田『家族革命』(弘文堂)・森『墓と葬送のゆくえ』(吉川弘文館)		
参考文献	水林彪他編『法社会学史』(山川出版社)、岩上・鈴木・森・渡辺『いま、この日本の家族－絆のゆくえ』(弘文堂)		
評価方法	試験(60%)・授業への参加(10%)・レポート(30%)を総合的に判断。試験は穴埋めなどの客観的な知識を問うもの、レポートとは小論文形式のものです。		

08～18 律・国・総	法心理学 a/***** /*****	担当者	南部 さおり
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義では、実際に起きた事件・事故を素材として、その原因や予防策につき、犯罪学、医科学、法学、社会学、教育学などの多分野にわたる、分野横断的な科学的アプローチを試みていく。主に犯罪心理学的な内容である。</p> <p>【受講生への注意事項】</p> <p>①土曜日の午前中には相応しくない凄惨な事件を教材として扱うことがあるため、明るい話題を期待する受講生はその点を十分考慮した上で受講して下さい。</p> <p>②授業スライドは個別事件に対する1つの見方にすぎないため配布やオンライン公開はしません。例外を除き、配布物は主に判決文などの公刊されたものとします。</p> <p>③授業内容に鑑み、授業中のスマートフォンやタブレット類など、撮影・録音機能の搭載された電子機器の使用は一切禁止。授業中使用を発見次第、退席を命じます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 法心理学・プロローグ 2. 児童虐待①身体的虐待 3. 児童虐待②心理的虐待・ネグレクト 4. 児童虐待③代理ミュンヒハウゼン症候群 5. 少年事件①少年犯罪と心理 6. 少年事件②神戸連続児童殺傷事件と犯罪心理・矯正 7. 少年事件③光市母子殺人事件と被害者学 8. 学校事故と被害 9. いじめの心理学 10. 体罰・スクールセクハラ、指導死 11. 重大事件と精神鑑定（1） 12. 重大事件と精神鑑定（2） 13. 犯罪捜査・供述の心理学 14. 詐欺の心理学 15. 法心理学エピローグ <p>※上記順番は変更・前後することがあります。</p>	
到達目標	基本的な犯罪・非行理論や犯罪者処遇システム、および、犯罪者の理解と社会復帰のための働きかけを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	参考文献リストにある関連著書を授業前後に読むことで、授業内容の理解を深める。		
テキスト	第2回目開講時に参考文献リストを配布する予定。		
参考文献	第2回目開講時に参考文献リストを配布する予定。		
評価方法	平常授業時に毎回求める感想や課題などの提出物で50%、期末試験の結果で50%とする。出席日数が5日未満の場合には自動的に不可となるので、4年生は特に注意のこと。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	法心理学 b / *****/*****	担当者	石橋 昭良
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では、犯罪心理学の観点から犯罪の基礎理論と発生要因を紹介し、犯罪の抑止、矯正・更生などを検討するとともに、非行少年の心理的支援及び被害者支援の実際に触れていきます。また、プロファイリング、精神鑑定、DV、ストーカー、性犯罪、違法薬物、インターネット犯罪、詐欺・悪質商法などを随時取り上げます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 講義の概要、オリエンテーション 2. 犯罪の現状を知る 3. 犯罪・非行の基礎理論-犯罪社会学による研究- 4. 犯罪・非行の基礎理論-心理学による犯罪理解- 5. 犯罪の生物学的要因 6. 犯罪の個人要因-ビッグファイブと自己統制- 7. 犯罪の個人要因-パーソナリティ障害と認知的バイアス 8. 犯罪の発達の要因-家庭環境- 9. 犯罪の発達の要因-学校、地域等- 10. 犯罪・非行の発生及び発展要因 11. 犯罪者の処遇 12. 非行少年への心理的支援-盗み、家庭内暴力- 13. 非行少年への心理的支援-暴力行為、性非行- 14. 被害者支援の実際 15. まとめ 	
到達目標	基本的な犯罪・非行理論や犯罪者処遇システム、および、犯罪者の理解と社会復帰のための働きかけを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前の配布資料に基づき、不明な用語や最近の犯罪統計を調べてください。授業終了後は、犯罪の基礎理論、犯罪の背景要因、心理的支援などの内容を確認してください。		
テキスト	資料を配布します。		
参考文献	授業中に紹介します。		
評価方法	試験 70%、レポート 30%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	英米法 b/英米法 b/*****	担当者	大川 俊
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】 英米法系の機構的特色に関する基礎知識の修得を目的とする。</p> <p>【講義概要】 英米法系の特徴を概説した後、司法、法源ならびに法の実現等の観点からイギリス法とアメリカ法の機構的特色を講じる。次いで、民商法領域の判例研究を通じて、英米法系の特徴の一つである判例法主義の実際を確認する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 英米法の特徴 2 イギリス法とアメリカ法 3 司法(1)：裁判所 4 司法(2)：法曹 5 司法(3)：裁判官、陪審 6 司法(4)：訴訟手続 7 法源(1)：判例法 8 法源(2)：制定法、その他の法源 9 法の実現(1)：総説 10 法の実現(2)：自力救済、正当防衛 11 法の実現(3)：金銭賠償① 12 法の実現(4)：金銭賠償② 13 法の実現(5)：特定の救済、権利の確認 14 判例研究(1) 15 判例研究(2) 	
到達目標	英米法の基礎、英米法の様々な学問分野に触れ、英米法に関する事例について重要な判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前・事後に配布レジュメを精読すること。		
テキスト	講義ごとにレジュメを配布する。		
参考文献	適宜指示する。		
評価方法	学期末の筆記試験（100%）により評価する。		

08～18 律・国・総	ドイツ法 a/ドイツ法 a/*****	担当者	市川 須美子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>ドイツ法aでは、まず、ドイツ法の基礎知識として、ドイツ法資料のアクセスのしかたを学んだあとで、ドイツの公法領域を、基本法、地方自治法、教育法・子ども法を中心に研究対象とします。</p> <p>ドイツ憲法である基本法については、歴史的な位置づけ、その基本的特徴、人権規定の日本国憲法との比較、連邦主義と二院制、司法制度などを取り上げます。</p> <p>地方自治については、その構造と特徴、地方自治レベルでかなり進んでいる直接請求の制度などを検討します。</p> <p>教育法・子ども法については、ドイツの教育憲法裁判、児童虐待と親権など、ドイツと日本で共通の問題をかかえているテーマを取り上げ、それぞれの解決方向の共通性と相違点を考察します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 講義の進め方とスケジュール 2 ドイツ法文献のアクセスと比較法の意義 3 ドイツ基本法とドイツ統一 4 基本権 (1) 5 基本権 (2) 6 国家原理 7 連邦参議院 8 司法制度 9 地方自治 (1) ——基本的なしくみ 10 地方自治 (2) ——直接請求 11 ドイツ教育法 (1) ——教育憲法裁判 12 ドイツ教育法 (2) ——生徒の権利と政治教育 13 子ども法改革 14 児童虐待と親権 15 まとめ 	
到達目標	ドイツ法の基礎、ドイツ法の様々な学問分野に触れ、ドイツ法に関する事例について重要な判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	ドイツ法の標準的教科書を読んでください。		
テキスト	特になし。プリントを配布します。		
参考文献			
評価方法	試験またはレポート。講義時に毎回小テストを行います。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	ドイツ法 b / ドイツ法 b / * * * * *	担当者	山田 洋
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>ドイツは、いわゆる「環境国家」として知られ、その環境政策や法制度は、わが国にも大きな影響を与えてきた。本講義においては、ドイツにおける環境政策と法を概観することによって、ドイツ法に関する理解を深めることとしたい。狭い意味での環境問題だけではなく、さまざまな問題を取り上げることになる。もちろん、わが国の法制度にも触れることになる。講義計画は、仮のものであり、講義の開始時に、新たな講義予定を配布する。購読ではないので、必ずしもドイツ語の語学力は前提としないが、多少の読解力があつたほうが楽しめよう。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ドイツ基本法と環境政策 2. EU環境法とドイツ 3. 連邦法と州法 4. 環境リスクと予防原則 5. 協働原則など 6. 大気汚染の防止 7. 道路大気汚染 8. 河川の水質汚濁防止 9. 洪水への防御 10. 土壌汚染の防止 11. 化学物質規制 12. 自然環境の保護 13. 循環経済とリサイクル 14. 環境影響評価 15. 環境情報公開と市民参加 	
到達目標	ドイツ法の基礎、ドイツ法の様々な学問分野に触れ、ドイツ法に関する事例について重要な判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義の中で、さまざまな文献を紹介するので、興味のあるものを参照して理解を深めて欲しい。		
テキスト	一定のテキストを用いることはなく、レジュメ等の資料を配布する。		
参考文献	講義冒頭のほか、随時、紹介する。		
評価方法	最終試験の成績により評価する。		

08～18 律・国・総	フランス法 a/フランス法 a/*****	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<ul style="list-style-type: none"> ・フランス法は、ドイツ法と並んで大陸法を代表する外国法であり、日本の近代法の形成にも大きな影響を与えてきた。本講義の目的は、日本法への関連に配慮しながら、フランス法の特徴を明らかにすることにある。本講義では、フランス法の歴史的・全体的な特徴を明らかにした後に、いくつかの具体的制度を取り上げて、生きたフランス法の姿を明らかにしたい。 ・春学期では、フランス公法の制度的特質を概論的に明らかにする。具体的には、現在のフランス第5共和制の大統領制、内閣（政府）の制度、議会制度、司法制度等の特質を明らかにする。例えば、立法府のあり方を説明する場合でも、日本法との比較を常に意識して説明する。 ・講義に当たっては、TV放送録画・映画などを積極的に利用し、学生諸君がフランス法のイメージを得られるようにする。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 フランス第5共和政の成立 2 大統領1 大統領選挙 3 大統領2 大統領の権限 4 内閣1 内閣の組織 5 内閣2 内閣の権限 6 議会1 二院制と選挙制度 7 議会2 政党の役割 8 憲法院 違憲審査の特質 9 司法裁判所1 裁判所の組織・権限 10 司法裁判所2 民事手続と刑事手続 11 行政裁判所 国務院の役割 12 法学教育 13 地方制度 14 日本法への影響 15 まとめ 	
到達目標	フランス法の基礎、フランス法の様々な学問分野に触れ、フランス法に関する事例について重要な判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。		
テキスト	講義の参考資料は、講義の際に配布する。		
参考文献	大山礼子・フランスの政治制度〔改訂版〕、滝沢正・フランス法〔第4版〕（購入する必要はない。）		
評価方法	学年末の試験を中心にする（80%）。日常点も加味する。 教室のスペースに余裕があり、公正な実施が可能な場合には中間試験も実施する。		

08～18 律・国・総	フランス法 b/フランス法 b/*****	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<ul style="list-style-type: none"> ・フランス法は、ドイツ法と並んで大陸法を代表する外国法であり、日本の近代法の形成にも大きな影響を与えてきた。本講義の目的は、フランス法の特徴を明らかにすることにある。本講義では、フランス法の歴史的・全体的な特徴を明らかにした後に、いくつかの具体的制度、判例を取り上げて、生きたフランス法の姿を明らかにする。 ・秋学期では、親族法と相続法を取り上げ、日本との比較に注意しながら検討する。例えば、婚姻の成立でも、日本民法では儀式が法律上は意味を持たないのに対して、フランス民法は儀式において民法の条文を朗読することを規定しているなど大きな相違がある。毎回一つは、判例を紹介し、具体的理解に努めたい。 ・講義に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV放送録画・映画などを積極的に利用し、学生諸君がフランス法のイメージを得られるようにする。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 婚姻の成立1 儀式 2 婚姻の成立2 婚姻意思が欠く場合 3 婚姻の効果1 夫婦の身分的關係 4 婚姻の効果2 夫婦の財産關係 5 離婚手続1協議に基づく離婚 6 離婚手続2協議に基づかない離婚 7 内縁 8 パックス・同性婚 9 氏・名 10 相続の開始・相続人 11 相続と公証人 12 相続と債権者 13 遺言 14 相続登記 15 まとめ 	
到達目標	フランス法の基礎、フランス法の様々な学問分野に触れ、フランス法に関する事例について重要な判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。		
テキスト	講義の参考資料は、講義の際に配布する。		
参考文献	講義の際に指示する。		
評価方法	学年末の試験を中心にする（80%）。日常点も加味する。 教室のスペースに余裕があり、公正な実施が可能な場合には中間試験も実施する。		

08～18 律・国・総	地域共同体法 a/地域共同体法 a/*****	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】 EU（欧州連合）法の沿革、性質に対する基本的な理解の習得を目的に、講義する。</p> <p>【講義概要】 EU 法発展の歴史、EU の組織や政策決定過程、EU 法の性質や加盟国国内法・欧州人権条約との関係 などについて概説する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. EU 法発展の歴史 1 3. EU 法発展の歴史 2 4. 主要機関 1 5. 主要機関 2 6. EU 法の国内法に対する優越性 7. EU 法の直接効果 8. EU 指令の水平的直接効果の否定 9. 前半のまとめ 10. 国内法の EU 法への適合解釈義務 11. 実効的救済の保障 12. 加盟国の EU 条約違反行為の損害賠償責任 13. EU 基本権憲章 14. 欧州人権条約との関係 15. 後半のまとめ 	
到達目標	EU 設立に至るヨーロッパの歴史、EU という地域共同体における法の基本的性質に触れ、EU が扱う具体的かつ多様な政策についての重要な判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業で扱う論点を事前に教科書・参考書で確認し、授業の後に再度教科書・参考書を熟読し、週ごとにノートを整理すること。		
テキスト	中村民雄『EU とは何か』（第 2 版、信山社）		
参考文献	中村・須網編著『EU 法基本判例集』（第 2 版 日本評論社）、庄司克宏著『新 EU 法 基礎編』（岩波書店）		
評価方法	レポート 30%、小テスト 50%、 平常点 10%、発言・その他の課題 10%		

08～18 律・国・総	地域共同体法 b/地域共同体法 b/*****	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】 教科書、参考書を用いながら、EU の各政策分野の理解を目的とする。</p> <p>【講義概要】 EU 域内においては、モノ・人・サービス・資本の自由移動が原則化し、国家を跨ぐ性質を有する EU 法が、各国家法と並んで重要な役割を担っている。授業では、個別政策分野における EU 法の内容について学ぶ。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 共同市場と域内市場 3. モノの自由移動1 4. モノの自由移動2 5. まとめ1 6. ヒトの自由移動1 7. ヒトの自由移動2 8. まとめ2 9. サービス・資本の自由移動 10. 経済政策/社会政策 11. 警察・刑事司法協力 12. 対外関係 13. 環境政策1 14. 環境政策2 15. まとめ3 	
到達目標	EU 設立に至るヨーロッパの歴史、EU という地域共同体における法の基本的性質に触れ、EU が扱う具体的かつ多様な政策についての重要な判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業で扱う論点を事前に教科書・参考書で確認し、授業の後に再度教科書・参考書を熟読し、週ごとにノートを整理すること。		
テキスト	中村民雄『EU とは何か』（第 2 版、信山社）		
参考文献	中村・須網編著『EU 法基本判例集』（第 2 版 日本評論社）、庄司克宏著『新 EU 法 政策編』（岩波書店）		
評価方法	レポート 30%、小テスト 50%、 平常点 10%、発言・その他の課題 10%		

08～18 律・国・総	外国法講読 I / 外国法講読 I / 外国書講読 I	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>法律学の歴史について論じたドイツ語文献を、英訳を参照しながら輪読検討します。</p>		<p>1: ガイダンス 2: 文献講読(1) 3: 文献講読(2) 4: 文献講読(3) 5: 文献講読(4) 6: 文献講読(5) 7: 文献講読(6) 8: 文献講読(7) 9: 文献講読(8) 10: 文献講読(9) 11: 文献講読(10) 12: 文献講読(11) 13: 文献講読(12) 14: 文献講読(13) 15: 文献講読(14)</p>	
到達目標	外国語文献の講読により欧米諸国の法制度を理解し、外国法を解釈できるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストを精読し、授業で指示する課題に各自取り組んでください。		
テキスト	必要に応じて配布します。		
参考文献	必要に応じて紹介指示します。		
評価方法	割り当て箇所の訳読 (50%)、授業期間中に行うテスト (50%) で評価します。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後 学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	外国法講読Ⅱ／外国法講読Ⅱ／外国書講読Ⅱ	担当者	神馬 幸一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>Ziel der Vorlesung: Dieser Kurs soll internationalen Studierenden des deutschen Recht die Möglichkeit geben, einen einführenden Überblick über die Entwicklung, Stellung und Funktion des Strafrechts im Rechtssystem der Bundesrepublik Deutschland zu erlangen.</p> <p>Inhalt: Die Systematik des deutschen Strafgesetzbuches wird erläutert. Der Schwerpunkt der Vorlesung ist die Behandlung der Grundlagen des Strafrechts, insbesondere die Lehren von Norm und Tatbestand (einschließlich Vorsatz und Fahrlässigkeit), Rechtswidrigkeit, Irrtum und Schuld sowie Täterschaft und Teilnahme.</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. Einleitung 2. Prinzipien des Strafrechts 3. Tatbestand (1) 4. Tatbestand (2) 5. Tatbestand (3) 6. Rechtswidrigkeit (1) 7. Rechtswidrigkeit (2) 8. Rechtswidrigkeit (3) 9. Schuld (1) 10. Schuld (2) 11. Schuld (3) 12. Täterschaft und Teilnahme (1) 13. Täterschaft und Teilnahme (2) 14. Täterschaft und Teilnahme (3) 15. Rechtsfolgen der Straftat 	
到達目標	外国語文献の講読により欧米諸国の法制度を理解し、外国法を解釈できるようにする。		
事前・事後 学修の内容	Die Sprache des deutschen Rechts ist natürlich deutsch. Das Studium des deutschen Rechts verlangt daher auch hinreichende Kenntnisse der deutschen Sprache. (ドイツ語検定 2 級以上)		
テキスト	Gornig / Horn (Hrsg.), Deutsches Recht, Eine Einführung , Peter Lang, (2016).		
参考文献	Empfohlene Literatur wird in der Vorlesung bekannt gegeben.		
評価方法	Einige erforderliche Übersetzungsarbeiten in der Lehrveranstaltung (100%).		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	外国法講読Ⅱ／外国法講読Ⅱ／外国書講読Ⅱ	担当者	木藤 茂
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>ドイツ語・ドイツ文法の基礎的知識のある学生を対象として、ドイツの法学に関するドイツ語の文献を講読することを通じて、ドイツ法さらには日本法の理解を深めることを目的とします。</p> <p>具体的な文献は、これまでの実績からすると、ドイツの法学部生向けの法学入門書、ドイツの公法（憲法・行政法）分野の教科書・論文、政府機関等の報告書といったものの抜粋になると思います。</p> <p>なお、ドイツ語文法の基礎を一通り終えていない未修者等には、受講を認めません。語学としてのドイツ語の文法や会話の講義ではないため、ドイツ語の能力の向上のみを目的とする方は、受講を遠慮してください。他方、語学としてのドイツ語の能力がいくら優れていると認められる場合であっても、出席や輪読等への参加が不十分と認められる場合には、単位は認定しません。</p>		<p>1. ガイダンス 2. ～ 15. 受講者が主体となって文献の輪読を行います。</p> <p>※ 講読の前提としてのドイツ語・ドイツ文法の基礎的知識があるかどうかについて、初回のガイダンスの際に、ごく簡単な確認を行います。</p>	
到達目標	外国語文献の講読により欧米諸国の法制度を理解し、外国法を解釈できるようにする。		
事前・事後学修の内容	単なる和訳だけでなく、ドイツ語原文の構造について文法的な観点からも確認をしておいてください。		
テキスト	初回のガイダンスの際に、受講者の語学能力や関心を確認した上で、文献のコピーを配布します。		
参考文献	独和辞典は必ず毎回持参してください。		
評価方法	予習・理解の度合い（60％）と質問・議論等による参加の度合い（40％）を基に総合的に評価します。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	外国法講読Ⅱ／外国法講読Ⅱ／外国書講読Ⅱ	担当者	L. ペドリサ
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>日本法の基本的な特徴を英語で学ぶことが本講義の目的である。一般的に日本法は明治維新後に外国法がどのように継受、修正されたかが問題とされるが、先ず、日本法を取り囲む様々な基層を踏まえつつ、古代国家の成立から現代に至る日本法の歴史的形成・発展や特徴をおさえる。また、現代日本の法及び制度を包括的に解説していく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 法制史 2. 法源 3. 裁判の仕組み 4. 法曹 5. 憲法の諸原理 6. 統治制度 7. 基本的人権の保障 8. 平和主義 9. 民法の諸原理 10. 物件 11. 契約と不法行為 12. 家族法 13. 刑法総論 14. 刑法各論 15. まとめ 	
到達目標	外国語文献の講読により欧米諸国の法制度を理解し、外国法を解釈できるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストの指定された箇所を事前に精読することは必要不可欠		
テキスト	テキスト・Luis Pedriza, Lectures on Japanese Law from a Comparative Perspective, Osaka University Press (2017)		
参考文献			
評価方法	授業課題 100%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	外国法講読Ⅱ／外国法講読Ⅱ／外国書講読Ⅱ	担当者	山田 恒久
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>This course is designed to provide undergraduates with a general education in basic and current issues on English Contract Law. 英国契約法の基本的で現代的な知識を原文で学びます。</p> <p>Curriculum This program consists of 15 components, which are not divisible. Each students is required to attend at all of components and to submit all reports. 15回の全ての講義回において、事前に準備した自身の邦訳文を発表し、討論することにより、受講者の理解を深める。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. Compendium on The Contract 2. Type of Contracts 3. Essential Elements of a Contract 4. Offer 5. Definite Offer 6. Termination of Offer 7. Acceptance 8. Conditions of Acceptance 9. Means of Acceptance 10. Consideration 11. Written Contracts 12. Assignment of Contracts 13. Interpretation of Agreements 14. Illegal Contracts 15. Breach of Contract 	
到達目標	外国語文献の講読により欧米諸国の法制度を理解し、外国法を解釈できるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学修：該当箇所の英文を確認して下さい。事後学修：講義中に扱った練習問題を復習して下さい。		
テキスト	Xeroxed materials will be distributed in class appropriately.		
参考文献	講読する英文の文献をコピーしてお渡しします。		
評価方法	Evaluation will be graded according to the results of the quality of reports.		

08～18 律・国・総	憲法・統治／憲法・統治／憲法・統治	担当者	L. ペドリサ
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>憲法は国家の統治の基本構造を定める。憲法というと、権力から国民をどのように守るかに視点が置かれがちであるが、権力をどのように発動するかを定めるのも憲法の重要な役割である。この講義では、内閣や国会の組織、両者の相互関係、国会議員の地位や権限、国会や内閣の活動方法と権限、裁判所の組織と権限、財政、地方自治など、国家の統治機構について学ぶ。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 講義の概要 2. 権力分立の原理－歴史的展開 3. 権力分立の原理－議院内閣制の力学 4. 国会－立法権とは 5. 国会－地位 6. 国会－権限 7. 内閣－行政権とは 8. 内閣－地位と権限 9. 裁判所－司法権とは 10. 裁判所－裁判の仕組み 11. 裁判所－最高裁判所 12. 財政 13. 地方自治 14. 憲法の保障 15. まとめ 	
到達目標	憲法に定める統治機構、およびこれに関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストの指定された箇所を事前に精読する。 小レポートの提出を5回ほど求める。		
テキスト	芦部信吉著『憲法 第六版』（岩波書店、2015年）		
参考文献	授業中に紹介		
評価方法	定期試験 70%、授業課題 30%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	憲法・発展／憲法・発展／憲法・発展	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】 憲法に関連する問題の理解を深める。</p> <p>【講義目標】 憲法規範が歴史的に担ってきた意味や役割を勉強する。 また、グローバル化の諸現象を踏まえて、憲法の新たな論点の獲得を試みる。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 日本国憲法の成立経緯 1 3. 日本国憲法の成立経緯 2 4. 天皇の地位と権限 1 5. 天皇の地位と権限 2 6. 平和主義の原理 1 7. 平和主義の原理 2 8. 前半のまとめ 9. 憲法の保障と違憲審査制 1 10. 憲法の保障と違憲審査制 2 11. 憲法改正と国民投票1 12. 憲法改正と国民投票2 13. 国際法の遵守1 14. 国際法の遵守2 15. まとめ 	
到達目標	憲法の歴史や未来、およびこれに関する重要な学説等を理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業で扱う論点を事前に教科書で確認し、授業の後に再度教科書を熟読し、週ごとにノートを整理すること。		
テキスト	大津・大藤・高佐・長谷川『新憲法四重奏』有信堂高文社（2017年発行のもの）		
参考文献	芦部信喜『憲法』第六版、岩波書店、その他教室で指示する。		
評価方法	学期末試験 80% 平常点 10%、授業での発言 10%		

08～18 律・国・総	行政法Ⅰ／行政法Ⅰ／行政法Ⅰ	担当者	木藤 茂
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本学の講義は、「行政法Ⅰ～Ⅲ」で「行政法」の全体を学ぶ体系になっており、Ⅰ・Ⅱで行政（作用）法総論を、Ⅲで行政救済（争訟）法を、それぞれ扱います。</p> <p>「行政法Ⅰ」では、行政（作用）法総論の全体像と行政上の行為形式のうち行政立法、行政計画、行政行為までを対象とし、残りの部分は「行政法Ⅱ」で扱うこととします。</p> <p>行政法を学ぶに際しては、憲法や民法の基礎的な理解が不可欠であり、「憲法（入門・人権・統治）」「民法（入門）」を履修済または履修中であることを前提に講義を行いますので、履修のタイミングを各自で良く考えてください。</p> <p>また、この講義では、単なる丸暗記ではなく自分の頭で理解しそれを基に適切な概念を用いて自分の言葉で表現するという、高校までとは違った“大学での学問”というものを意識し実践してもらうことにも重点を置くので、こうした趣旨を十分に認識した上で講義に臨んでください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 行政法の全体像、専門科目としての行政法 3. 行政と私たちとの間の法的関係（具体例） 4. 行政の概念、行政法学の意義と役割（公法と私法） 5. 行政法の法源と一般原則 6. 法律による行政の原理 7. 行政活動の担い手と私人の地位 8. 行政活動の多様性－行政過程と様々な行為形式 9. 行政立法① 10. 行政立法② 11. 行政計画 12. 行政行為① 13. 行政行為② 14. 行政行為③ 15. 行政行為④ 	
到達目標	行政法の全体像とともに、特に重要な理論・概念・論点や基本的な制度の概要を正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	教員が作成するレジュメの中で、各回で扱う内容・項目に対応する教科書の該当ページを明示するので、当該箇所について、講義前に目を通すとともに、講義後に再読して知識・理解の定着を図ってください。		
テキスト	曾和俊文＝山田洋＝亙理格『現代行政法入門〔第3版〕』（有斐閣、2015年）。既に手元にある別の最新の教科書でも可。		
参考文献	小型の『六法』は各自で用意してください。詳細は、初回のガイダンスで説明します。		
評価方法	学期末の筆記試験（100％）により評価します。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	行政法Ⅲ／*****/行政法Ⅲ	担当者	山田 洋
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義においては、行政法Ⅰ及びⅡにおいて学習した「行政法総論」の知識を前提として、「行政救済法」を学習する。具体的には、行政活動をめぐる市民と国や地方公共団体の間の訴訟手続を定める行政事件訴訟法が中心となるが、行政機関の内部的な見直し制度を定める行政不服審査法と国や地方公共団体に対する市民による損害賠償請求について定める国家賠償法も取り扱う。必ずしも、十分な講義時間が確保されているわけではないので、各自、テキストによる予習と復習により補充することが望まれる。より詳しい講義予定については、講義の冒頭で配布する。なお、テキストについては、すでに下記以外のもので学習を開始しているものは、それを継続して用いても差し支えない。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政事件訴訟とは何か？ 2. 客観訴訟 3. 処分取消訴訟の基本構造 4. 取消訴訟の訴訟要件① 5. 訴訟要件② 6. 訴訟要件③ 7. 取消訴訟の審理手続 8. 取消訴訟の判決 9. その他の抗告訴訟① 10. その他の抗告訴訟② 11. 仮の救済制度 12. 当事者訴訟 13. 行政上の不服申立て 14. 国家賠償① 15. 国家賠償② 	
到達目標	行政救済法に関する基本的な項目・論点や制度を体系的かつ正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストの該当箇所を事前に熟読しておくこと、理解が深まる。		
テキスト	曾和・山田・亘理『現代行政法入門【第3版】』有斐閣 2016		
参考文献	講義において、随時、紹介する。		
評価方法	最終試験の成績により、評価する。		

08～18 律・国・総	行政法Ⅱ／行政法Ⅱ／行政法Ⅱ	担当者	山田 洋
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>前期に開講される「行政法Ⅰ」に引き続いて、いわゆる総論の残りの部分を講義する。したがって、「行政法Ⅰ」の理解が前提となるので、これを受講することなく、本講義のみを受講しても、理解は難しいものと思われる。講義の予定は、ある程度は変更される可能性もあり、より詳しい講義予定は、あらためて講義の冒頭に配布することとする。テキストについては、すでに下記以外のもので学習を開始している者は、それを継続して使用しても差し支えない。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政の実効性確保① 行政上の強制執行 2. 行政の実効性確保② その他の実力行使 3. 行政の実効性確保③ 行政罰その他 4. 非権力的行政活動① 行政指導 5. 非権力的行政活動② 行政と契約 6. 行政と情報① 行政調査 7. 行政と情報② 情報公開 8. 行政と情報③ 個人情報保護 9. 行政手続法① 行政と手続 10. 行政手続法② 申請による処分 11. 行政手続法③ 不利益処分 12. 行政手続法④ その他の手続 13. 実体法的統制① 行政裁量 14. 実体法的統制② 法の一般原則 15. 実体法的統制③ 行政と民法 	
到達目標	行政法総論に関する基本的な項目・論点や制度を体系的かつ正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前にテキストの該当箇所を予習しておくことにより、理解が深まる。		
テキスト	曾和・山田・亘理「現代行政法入門【第3版】」有斐閣 2015		
参考文献	講義において、随時、紹介する。		
評価方法	最終試験の結果により評価する。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	比較公法／比較公法／*****	担当者	成嶋 隆
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】</p> <p>「公法」のうち「憲法」について、それぞれの国家社会が独自の憲法の歴史を持ち、独自の憲法問題に直面しているということを理解させることを目的とする。</p> <p>【講義概要】</p> <p>初回に比較憲法学の基礎について概説した後、2～13回は主要国における憲法の歴史と現在の課題について解説する。終盤の14・15回は、諸外国との比較の中で日本憲法史を概観し、現行憲法の特徴について解説する。</p> <p>【その他、履修上の注意】</p> <p>憲法科目を履修していることが望ましい。</p> <p>六法（小型のもので可）は毎回の講義に必ず持参すること。</p>		<p>各回の講義テーマは次のとおりである。</p> <p>1 比較憲法学への導入</p> <p>2～3 イギリス憲法の歴史と現在</p> <p>4～6 アメリカ憲法の歴史と現在</p> <p>7～8 カナダ憲法の歴史と現在</p> <p>9～11 フランス憲法の歴史と現在</p> <p>12～13 ドイツ憲法の歴史と現在</p> <p>14 比較の中の日本憲法(1)―日本憲法史</p> <p>15 比較の中の日本憲法(2)―日本国憲法の特徴</p>	
到達目標	比較公法の基礎、および、比較公法に関する各種の事柄を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義テキストは原則として前の週に配布するので、事前学修としてはテキストを予め読んでおくことが内容となる。事後学修は、その日の講義内容をテキストやノートを参照しつつ復習することが内容となる。		
テキスト	指定しない。講義は、別に用意する講義レジュメおよび講義資料により行う。		
参考文献	随時紹介する。		
評価方法	2回の小テスト（各20点）および学期末に実施する筆記試験（60点）により総合的に評価する。		

08～18 律・国・総	租税法 a / *****/ 租税法 a	担当者	石村 耕治
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>税金については、大きく分けて、次の3つの観点から学ぶことができます。1つは、会計学の観点からです。一般に、商学部や経営学部などで、「税務会計」の科目として開講されています。2つ目は、財政学の観点からです。経済学部などで、「財政学」または「租税論」の科目として開講されています。そして、3つ目は、法律学の観点からです。一般に、法学部で、「租税法」または「税法」の科目として開講されています。租税法は、大きく①実体税法（租税実体法）と②手続税法（租税手続法）に分けることができます。法学部学生諸君には、この「租税法a」の講義においては、法律学の観点から、税金の種類、租税法に関するさまざまな制度や原理などについて広く学んでもらいます。加えて、所得税の確定申告、不服申立制度や税務争訟など手続税法についても学んでもらいます。事例を示して、できるだけわかりやすく講義します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 税法の基礎知識を学ぶ 2. 国税と地方税、税金の類型 3. 租税法の基本原則 4. 「所得」とは何か、「租税」の法的定義とは 5. 超過累進税率、課税単位 6. 課税庁の仕組み、課税庁保有情報の開示、課税庁職員 の守秘義務 7. 税理士制度、課税庁の納税者サービススタンダード 8. 個人企業と法人企業の税金 9. 消費税のあらまし 10. 相続・贈与の税金のあらまし 11. その他の国税のあらまし、 12. 住民税のあらまし 13. 租税確定手続：申告納税、賦課課税、自動確定、 14. 税務調査、更正、決定、再更正、更正の請求、推計課 税、附帯税 15. 納税者救済制度：不服申立て、税務争訟 	
到達目標	租税法の基礎、租税法の仕組み、租税法の特定分野に関する重要な項目・論点や制度を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後 学修の内容	教科書の指定された箇所を精読してください。授業中出された課題は次回に提出してください。		
テキスト	石村耕治編『現代税法入門塾〔第9版〕』（2018年、清文社）		
参考文献	授業中に紹介します。		
評価方法	① 定期試験～80%(論述試験)、②平常授業への参加度など～20%		

08～18 律・国・総	租税法 b / *****/ 租税法 b	担当者	石村 耕治
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「租税法 a」に続いて、「租税法 b」の講義では、所得税を中心に実体税法について詳しく学んでもらいます。所得税法は所得の種類を10種類に区分して課税しています。それぞれの所得の特質、課税の仕方、さらには、所得控除や税額控除などの仕組みについて学んでもらいます。</p> <p>また、所得税の申告納税（確定申告）と年末調整の仕組みとの関係などについても学んでもらいます。</p> <p>授業では、事例を示して、できるだけわかりやすく講義します。所得税の基礎をしっかりと学んで、将来に役立ててください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 所得税とはどのような税金か 2. 所得税の納税義務者と所得税のかかる範囲 3. 所得税のかからない所得とは 4. 申告所得税と源泉所得税 5. 所得税計算と基本的な仕組み、所得税の種類とその計算 の仕方 6. 所得税の課税方法：総合課税と分離課税 7. 給与所得、事業所得、不動産所得 8. 利子所得、配当所得、退職所得 9. 山林所得、譲渡所得、 10. 一時所得、雑所得 11. 青色申告、損益通算、平均課税 12. 所得控除 13. 税額控除 14. 確定申告と年末調整 15. レビュー 	
到達目標	租税法の基礎、租税法の仕組み、租税法の特定分野に関する重要な項目・論点や制度を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後 学修の内容	教科書の指定された箇所を精読してください。授業中に出された課題は次回に提出してください。		
テキスト	石村耕治編『現代税法入門塾〔第9版〕』（2018年、清文社）		
参考文献	授業中に紹介します。		
評価方法	①定期試験～80%(論述試験)、②平常授業への参加度など～20%		

08～18 律・国・総	地方自治法 a / * * * * * / 地方自治法 a	担当者	山田 洋
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>辺野古の埋立問題などを契機として、国と自治体との関係が話題になることが増えている。また、地方議会のあり方など、自治体自体の運営の改善も急がれる。こうした状況を受けて、その組織と運営を定める地方自治法についても、近年、さまざまな改正が相次いでいる。本講義においては、わが国の地方自治の基本的な仕組みへの理解を深めるとともに、それが直面する諸課題についても、考えていくこととしたい。テキストは、地方自治体の初任職員等を読者として想定したものであるが、最新の情報が分かりやすく解説されており、学生にとっても有益であると評価できる。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方自治の意味 2. 地方自治の経緯 3. 自治体の種類 4. 住民 5. 自治体の事務 6. 国の関与 7. 自治体の街づくりなど 8. 自治体の情報公開など 9. 自主財政権 10. 自主立法権 11. 議会と長 12. 委員会など 13. 住民監査請求と住民訴訟 14. 公の施設 15. 地方自治の課題 	
到達目標	地方自治法の基礎、および、主要な法規範や判例、学説、地方自治法に関する重要な項目・論点や制度を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストの該当箇所事前に目を通しておけば、理解は深まる。		
テキスト	板垣勝彦「ようこそ地方自治法【第2版】」第一法規 2018年2月刊行予定		
参考文献	講義において、随時、紹介する。		
評価方法	最終試験の結果により、評価する。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後 学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	地方自治法 b / * * * * * / 地方自治法 b	担当者	市川 須美子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>自治体を実際に動かしている公務員についての制度を概説します。行政機関における公務員の位置づけ、現状における問題点を検討した後で、公務員関係における法紛争に関し判例を素材に考察します。基本的に公務員のライフサイクルに沿って、任用、服務、人事異動（昇格・転任・派遣）、分限・懲戒、離職という順に問題を分析します。</p> <p>公務員判例を素材とする講義なので、事前に行政法Ⅲの履修が望ましい。また、理解度の確認と判例学習のために毎回小テストを行います。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 講義の進め方と概要 2 公務員とは？ 3 公務員関係の特徴と裁判 4 外国人の公務就任権 5 公務員の服務（1） 6 公務員の服務（2） 7 公務員の昇格 8 公務員の転任 9 公務員の派遣 10 公務員の不利益処分 11 起訴休職 12 分限免職処分 13 懲戒処分と裁量 14 飲酒運転処分 15 離職 	
到達目標	地方自治法の基礎、および、主要な法規範や判例、学説、地方自治法に関する重要な項目・論点や制度を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後 学修の内容	講義に配布した判例を中心に復習をしてほしい。		
テキスト	小6法必携		
参考文献			
評価方法	小テストと試験		

08～18 律・国・総	教育法 a / * * * * * / 教育法 a	担当者	市川 須美子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>教育法は、教育の場で生じる様々な問題を、法的視点から、つまり、権利義務関係の視点から整理して問題の分析・解決を提起してゆく法分野です。現在、学校でも、家庭でも、子どもの人権侵害が多発しています。教師の体罰で子どもが心身に重大な被害を受ける事例も後を絶たないし、一部の部活動では一定程度の体罰・暴力を当然視している場合もあります。また、いじめについては対策法も制定されるほど学校では常態化しており、いじめ自殺報道も続いており、いじめ裁判は増加しています。この講義では、学校での子どもの人権侵害についての具体的な裁判例を、体罰、いじめ、校則、学校教育措置、教育情報に分類して、法的に分析し、教育法の考え方と現時点での理論的到達点を解説します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 学校における子どもの人権侵害と裁判 2 学校事故裁判と子どもの人権裁判 3 体罰裁判とその特徴 4 天草市体罰事件最高裁判決 5 生活指導とその限界（指導死事件） 6 いじめ裁判とその論点 7 いじめ自殺と予見可能性 8 いじめ対策推進法と課題 9 丸刈り訴訟と校則裁判の論点 10 パーマ校則裁判 11 学校教育措置と原級留置き訴訟 12 信教の自由と学習権（エホバの証人信徒退学事件） 13 教育個人情報保護（指導要録開示請求事件） 14 学力テスト学校別結果公開請求事件 15 まとめ 	
到達目標	教育法学の主要論点、現代公教育の法制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義で取り上げる判例を事前または事後に読んでほしい。		
テキスト	教育関係 6 法		
参考文献			
評価方法	試験		

08～18 律・国・総	教育法 b / * * * * * / 教育法 b	担当者	市川 須美子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>教育法の現代的状況把握（教育法a）を前提に、教育法のより体系的な理解のために、歴史的アプローチとして簡略な戦後教育史を解説し、教育法の基礎概念である教育人権の理解を深めます。まず、戦後教育改革の法制とその変質過程（教育法の生成過程でもあります）を、代表的な自主性擁護的教育裁判を通じて通覧し、国家と教育のかかわり方を考察します。次に、主要な教育人権である学習権、親の教育の自由、教師の教育の自由を教育判例によって考察します。最後に、地方教育行政のあり方、2006年教育基本法改正とその後の教育法制の展開を分析します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 戦後教育改革と憲法・教育基本法法制 2 逆コースの教育改革 3 教科書裁判（1） 4 教科書裁判（2） 5 最高裁学テ判決 6 障害児の学習権（特殊学級入級処分訴訟） 7 子どもの市民的自由（内申書裁判） 8 親の教育の自由の歴史的展開（日曜日訴訟） 9 道徳教育債務履行請求事件 10 親の教育情報請求権 11 教師の教育の自由（伝習館高校事件） 12 教師の教育の自由と日の丸・君が代強制 13 教育委員会制度の変遷 14 教育基本法改正とその後の教育法制 15 まとめ 	
到達目標	教育法学の主要論点、現代公教育の法制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義で取り上げる判例を事前または事後に読んでほしい。		
テキスト	教育関係 6 法		
参考文献			
評価方法	試験		

08～18 律・国・総	民法Ⅱ（債権各論）（3 学科共通）	担当者	小野 秀誠
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>民法第3 編の債権のうち、第 2 章以下の各論部分を扱います（第 1 章の債権総論を除いた部分）。講学上、債権各論といいます。おもな内容は、契約と不法行為です。契約は、具体的に13種類が規定されていますが、非典型的な契約もありかなり大部になります。債権各論は、具体的な法律関係を扱うことから、民法の中では一番とつきやすい部分ですが、反面、対象が多種・大量であることから、修得には勤勉さが求められます。</p> <p>民法の財産法の体系は密接に関連しているので、民法総則、物権、債権総論の講義もあわせて履修してください。実定法の講義の性質上、必ず六法を持参してください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 序説、契約の意義、契約総論 3. 契約の成立、信義則、契約締結上の過失、意思実現 4. 契約の効力、同時履行の抗弁権 5. 危険負担、第三者のための契約 6. 契約解除 7. 売買総論、交換、贈与 8. 担保責任、特殊な売買 9. 消費貸借、使用貸借、賃貸借 10. 事務管理、不当利得 11. 不法行為の原理、過失責任主義、不法行為の要件 12. 不法行為の要件、過失、違法性 13. 特殊な不法行為（使用者、工作物、動物占有者） 14. 不法行為の効果、損害賠償の範囲、方法 15. まとめ 	
到達目標	契約法及び不法行為法の基本事項、および、重要な判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする		
事前・事後学修の内容	シラバスに従い、該当部分の予習、復習が必要です。授業では、確認の趣旨で毎回、質問をします。		
テキスト	松尾弘ほか『債権各論』（ハイブリット民法、法律文化社）。		
参考文献	民法判例百選（Ⅱ 有斐閣、2018 年）		
評価方法	定期試験 9 割、授業への参加度、発言 1 割		

08～18 律・国・総	民法Ⅲ（担保物権・債権総論）（3 学科共通）	担当者	小野 秀誠
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>民法第3 編の債権の第 1 章総則と、担保物権を対象とします。債権の第1章総則は、講学上、債権総論といわれます。この第1 章総則には、5 節がありますが、そのうち、第1 節の「債権の目的」、第2 節の「債権の効力」、第5 節の「債権の消滅」（弁済、相殺など）、債権の成立から消滅にかかわる部分を中心に行います。債権担保にかかわる第 4 節の「債権譲渡」、第3 節の「多数当事者の債権及び債務」については、人的担保として簡単に扱うこととします。</p> <p>担保物権は、民法第2 編の物権の後半（第7 章～第10章）を対象としますが、授業回数に限られていることから、第10章の「抵当権」を中心に扱います。授業では、論点を重点的に扱うので、予習と復習が必要となります。あわせて債権各論も履修してください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 債権の目的、特定物債権、種類債権、利息債権ほか 3. 債権の効力、債権侵害、債権にもとづく妨害排除 4. 現実的履行の強制、債務不履行の要件、効果と構造 5. 続、保護義務・安全配慮義務、請求権競合 6. 受領遅滞、債権の対外的効力、債権者代位権、取消権 7. 債権の消滅、履行の提供、弁済、第三者による弁済 8. 債権者以外の者に対する弁済、債権の準占有 9. 相殺、相殺の担保的機能、他の債権の消滅原因 10. 債権譲渡、債権の譲渡性とその制限、債権譲渡と対抗 11. 多数当事者の債権・債務 12. 続、特殊な保証、身元保証、継続的保証 13. 担保責任、抵当権 14. 抵当権 15. まとめ 	
到達目標	担保物権法及び債権法の基本事項、および、重要な判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	シラバスに従い、該当部分の予習、復習が必要です。授業では、確認の趣旨で毎回、質問をします。		
テキスト	小野秀誠『債権総論』（信山社）。担保物権については、物権法の授業で各自用いたもの。		
参考文献			
評価方法	定期試験 9 割、授業への参加度、発言 1 割		

08～18 律・国・総	民法Ⅳ（親族法）／*****／民法Ⅳ（親族法）	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
親族法の基本的論点について講義します。		1：ガイダンス 2：親族 3：婚姻(1) 4：婚姻(2) 5：離婚(1) 6：離婚(2) 7：親子(1) 8：親子(2) 9：親権(1) 10：親権(2) 11：養子(1) 12：養子(2) 13：後見・補佐・補助 14：扶養 15：まとめ	
到達目標	親族法の基本的論点、および、重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義内容の概要について各自参考書等で予習し、講義で指示した課題に取り組んでください。		
テキスト	特定のテキストは用いません。		
参考文献	高橋他『民法7親族・相続』（有斐閣）、窪田『家族法』（有斐閣）、潮見『民法（全）』（有斐閣）。		
評価方法	学期末試験（100％）		

08～18 律・国・総	民法Ⅴ（相続法）／*****／民法Ⅴ（相続法）	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
相続法の基本的論点について講義します。		1：ガイダンス 2：相続人(1) 3：相続人(2) 4：相続の効力(1) 5：相続の効力(2) 6：遺言(1) 7：遺言(2) 8：遺贈(1) 9：遺贈(2) 10：遺産分割(1) 11：遺産分割(2) 12：相続の承認・放棄等 13：債務の相続と債権者保護 14：遺留分 15：まとめ	
到達目標	相続法の基本的論点、および、重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義内容の概要について各自参考書等で予習し、講義で指示した課題に取り組んでください。		
テキスト	特定のテキストは用いません。		
参考文献	高橋他『民法7親族・相続』（有斐閣）、窪田『家族法』（有斐閣）、潮見『民法（全）』（有斐閣）。		
評価方法	学期末試験（100％）		

08～18 律・国・総	会社法Ⅰ／会社法Ⅰ／会社法Ⅰ	担当者	大川 俊
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】 会社法制のうちコーポレート・ファイナンスの領域に関する基本的な内容を修得することを目的とする。</p> <p>【講義概要】 会社の概念や種類、株式会社の基本的特質等を確認した上で、設立、株式、資金調達に関する諸問題について講じる。重要判例や重要論点、旧商法との比較、時事問題の検討等も行う。</p> <p>【履修上の注意】 最新版の六法を必ず持参すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 会社の意義、目的 2 会社の概念、種類 3 株式会社の基本的特質(1) 4 株式会社の基本的特質(2) 5 設立(1)：概要、定款の記載事項、変態設立事項 6 設立(2)：払込みの仮装、設立中の法律関係 7 株式(1)：株式の意義、株主の権利義務 8 株式(2)：株主平等の原則、利益供与 9 株式(3)：株式の内容と種類 10 株式(4)：株券、株主名簿 11 株式(5)：株式の譲渡等 12 株式(6)：自己株式、単元株式制度 13 資金調達(1)：募集株式の発行 14 資金調達(2)：新株予約権 15 資金調達(3)：社債等 	
到達目標	株式会社を中心に、会社法による法規制、会社法に関する判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前・事後に配布レジュメを精読すること。		
テキスト	永田均編著『最新改正会社法』（八千代出版、2016年）		
参考文献	適宜指示する。		
評価方法	学期末の筆記試験（100％）により評価する。		

08～18 律・国・総	会社法Ⅱ／会社法Ⅱ／会社法Ⅱ	担当者	大川 俊
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】 会社法制のうちコーポレート・ガバナンスの領域に関する基本的な内容を修得することを目的とする。</p> <p>【講義概要】 会社法Ⅰに続く内容として、機関、組織再編に関する諸問題について講じる。重要判例や重要論点、旧商法との比較、時事問題の検討等も行う。</p> <p>【履修上の注意】 最新版の六法を必ず持参すること。会社法Ⅰを履修済みであることが望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 機関総説 2 株主総会(1) 3 株主総会(2) 4 取締役、取締役会、代表取締役(1) 5 取締役、取締役会、代表取締役(2) 6 取締役、取締役会、代表取締役(3) 7 監査役（会）、会計監査人、会計参与 8 役員等の義務(1)：善管注意義務、忠実義務 9 役員等の義務(2)：利益相反、競業、報酬 10 役員等の責任(1)：対会社責任 11 役員等の責任(2)：対第三者責任 12 株主による監督是正：株主代表訴訟等 13 監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社 14 組織再編(1)：事業譲渡、合併 15 組織再編(2)：会社分割、株式交換、株式移転 	
到達目標	会社法の基礎と重要な論点を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前・事後に配布レジュメを精読すること。		
テキスト	永田均編著『最新改正会社法』（八千代出版、2016年）		
参考文献	適宜指示する。		
評価方法	学期末の筆記試験（100％）により評価する。		

08～18 律・国・総	会社法Ⅰ／会社法Ⅰ／会社法Ⅰ	担当者	吉川 信將
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では、経済社会の中で大きな役割を担う会社の組織・運営を規律する会社法について、「機関」に関する部分を中心に検討します。</p> <p>会社法を含め、商法関連法規は私法の一般法である民法の特別法に当たります。民法には個人の日常生活に密接に関連する規定も多いのに対し、会社法は学生の殆どにとって直接的関係がないためイメージが湧きにくいものとなっています。条文も極めて技術的であり、複雑化しています。そのため、いたづらに細部にまで立ち入るのではなく、その骨格となる部分を中心に論じます。</p> <p>なお、会社法に関連するニュースがある場合には、出来るだけそれらを紹介・解説します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 会社法概論 3. 株主有限責任制度 4. 株式会社の機関設計 5. 株主総会 (1) 6. 株主総会 (2) 7. 株主総会 (3) 8. 株主総会 (4) 9. 取締役、取締役会 (1) 10. 取締役、取締役会 (2) 11. 代表取締役 12. 監査役、監査役会、会計監査人 13. 指名委員会等設置会社 14. 監査等委員会設置会社 15. 講義のまとめ 	
到達目標	株式会社を中心に、会社法による法規制、会社法に関する判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前にテキストの該当箇所に通し、授業後は新出の専門用語の意義、規定の趣旨・概要が理解できているか、適宜確認すること。		
テキスト	中東＝白井＝北川＝福島『有斐閣ストゥディア 会社法』(有斐閣・2015年)		
参考文献	岩原＝神作＝藤田『会社法判例百選第3版』(有斐閣・2016年)		
評価方法	定期試験 80%、授業への参加度 20%		

08～18 律・国・総	会社法Ⅱ／会社法Ⅱ／会社法Ⅱ	担当者	吉川 信將
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では、経済社会の中で大きな役割を担う会社の組織・運営を規律する会社法について、「会社法Ⅰ」で取り上げた範囲以外の事項を検討します。</p> <p>会社法を含め、商法関連法規は私法の一般法である民法の特別法に当たります。民法には個人の日常生活に密接に関連する規定も多いのに対し、会社法は学生の殆どにとって直接的関係がないためイメージが湧きにくいものとなっています。条文も極めて技術的であり、複雑化しています。そのため、いたづらに細部にまで立ち入るのではなく、その骨格となる部分を中心に論じます。</p> <p>なお、会社法に関連するニュースがある場合には、出来るだけそれらを紹介・解説します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 役員等の責任 3. 株式の意義 4. 株式自由譲渡の原則 5. 株式の譲渡と権利行使の方法 6. 自己株式、投資単位の調整 7. 株式会社の資金調達方法(1) 8. 株式会社の資金調達方法(2) 9. 株式会社の資金調達方法(3) 10. 計算(1) 11. 計算(2) 12. 組織再編(1) 13. 組織再編(2) 14. 設立、解散 15. 講義のまとめ 	
到達目標	会社法の基礎と重要な論点を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前にテキストの該当箇所に通し、授業後は新出の専門用語の意義、規定の趣旨・概要が理解できているか、適宜確認すること。		
テキスト	中東＝白井＝北川＝福島『有斐閣ストゥディア 会社法』(有斐閣・2015年)		
参考文献	岩原＝神作＝藤田『会社法判例百選第3版』(有斐閣・2016年)		
評価方法	定期試験 80%、授業への参加度 20%		

08～18 律・国・総	手形・小切手法／*****／手形・小切手法	担当者	松谷 秀祐
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本科目は、有価証券の代表例である手形・小切手に関するルール・制度を講義対象とします。</p> <p>具体的には、手形法・小切手法における諸規定、および関連する重要判例、さらには表には必ずしも表れませんが、それらの根底に存する有価証券法上、私法上の基礎理論について説明を行い、手形・小切手に関する制度の法的特色、基本的なルール・基本原理について修得することを目的とします。</p> <p>なお、本科目では、手形・小切手の作成および交付に関するルール・諸問題を主として扱い、手形・小切手の作成・交付後の権利移転または権利行使に関するルール・諸問題の詳細については、秋学期開講予定の「法律学特講（企業法）」の講義にて取り扱うこととします。</p>		<p>第1回：シラバスに基づく授業計画の説明等 第2回：手形小切手の基礎のキソ 第3回：小切手・約束手形・為替手形の異同 第4回：手形・小切手決済における銀行の役割 第5回：必要的記載事項（1）手形文句など 第6回：必要的記載事項（2）；手形金額 第7回：必要的記載事項（3）；満期など 第8回：有益的・無益的・有害的記載事項 第9回：手形の特質 第10回：手形理論（1）；学説の対立 第11回：手形理論（2）；権利外観法理による補完 第12回：他人による手形行為（1）総論、有効要件 第13回：他人による手形行為（2）；無権代理 第14回：他人による手形行為（3）；偽造、変造 第15回：春学期のまとめ</p>	
到達目標	手形・小切手制度の基本的な仕組み（振出、裏書、支払など）を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学修：教科書を読む、レジュメの事例問題を解いてくる。 事後学修：教科書を読む、レジュメの事例問題を解きなおす、講義ノートをまとめる。		
テキスト	丸山秀平『事例で学ぶ手形法・小切手法〔第3版補訂版〕』（法学書院・2016年）		
参考文献	神田秀樹、神作裕之編『手形小切手判例百選〔第7版〕』（有斐閣・2014年）		
評価方法	授業時間外の課題 30%、定期試験 70%		

08～18 律・国・総	法律学特講（企業法）／*****／*****	担当者	松谷 秀祐
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本科目は、有価証券の代表例である手形・小切手に関するルール・制度を講義対象とします。</p> <p>具体的には、手形法・小切手法における諸規定、および関連する重要判例、さらには表には必ずしも表れませんが、それらの根底に存する有価証券法上、私法上の基礎理論について説明を行い、手形・小切手に関する制度の法的特色、基本的なルール・基本原理について修得することを目的とします。</p> <p>なお、本科目では、手形・小切手の権利移転または権利行使に関するルール・諸問題について扱うこととし、その前段階となる手形・小切手の作成・交付に関するルール・諸問題については、春学期開講の「手形小切手法」の講義にて取り扱うこととします。</p>		<p>第1回：シラバスに基づく授業計画の説明等 第2回：手形小切手の基礎のキソ（春学期の復習） 第3回：裏書（1）；裏書の種類、方式 第4回：裏書（2）；裏書の効力 第5回：裏書（3）；裏書の連続・不連続 第6回：裏書（4）；特殊の譲渡裏書 第7回：裏書（5）；特殊の裏書；取立委任裏書など 第8回：手形の善意取得（1） 第9回：手形の善意取得（2） 第10回：手形抗弁（1）；抗弁の種類、内容 第11回：手形抗弁（2）；悪意の抗弁 第12回：手形の支払（1） 第13回：手形の支払（2） 第14回：色々な小切手 第15回：秋学期のまとめ</p>	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学修：教科書を読む、レジュメの事例問題を解いてくる。 事後学修：教科書を読む、レジュメの事例問題を解きなおす、講義ノートをまとめる。		
テキスト	丸山秀平『事例で学ぶ手形法・小切手法〔第3版補訂版〕』（法学書院・2016年）		
参考文献	神田秀樹、神作裕之編『手形小切手判例百選〔第7版〕』（有斐閣・2014年）		
評価方法	授業時間外の課題 30%、定期試験 70%		

08～18 律・国・総	商法総則・商行為／商法総則・商行為／商法総則・商行為	担当者	吉川 信將
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では、私法の基本法である民法とその特別法である商法の差異に注目することにより、商人の営利性や取引の安全の保護等を顧慮した商法の特性を検討します。</p> <p>現在、改正作業が進行中の規定についても解説します。</p> <p>授業は講義形式で行いますが、受講者に発言を求めることがあります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス、商法の意義 2. 商法総則・商行為の適用範囲 3. 商業登記 4. 商号 5. 営業（事業）の譲渡 6. 商業帳簿 7. 商業使用人・代理商 8. 商行為・商人の行為に関する規定 9. 商事売買 10. 有価証券 11. 仲立・取次 12. 運送営業・倉庫営業 13. 場屋の主人の責任 14. 匿名組合・交互計算 15. 講義のまとめ 	
到達目標	商法の原理・原則と各種商行為の法的構造を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前にテキストの該当箇所を目を通し、授業後は新出の専門用語、制度や規定の意義・趣旨が理解できているか、適宜確認する。		
テキスト	弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法 第2版 補訂版』（有斐閣・2014年）		
参考文献	江頭憲治郎・山下友信編『商法（総則・商行為）判例百選 第5版』（有斐閣・2008年）		
評価方法	定期試験 70%、授業への参加度（確認テスト含む） 30%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	保険法／*****／保険法	担当者	松谷 秀祐
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本科目は、予期せぬ経済的不利益に備えるための制度・仕組みである保険契約に関するルール・典型的トラブルを講義対象とします。</p> <p>具体的には、保険法の諸規定、および関連する重要判例、さらには表には必ずしも表れませんが、それらの根底に存する保険法上・契約法上・私法上の基礎理論について説明を行い、保険契約の法的特色、基本的ルール・基本原理について修得することを目的とします。</p> <p>なお、本科目では、保険法総論と呼ばれている分野および損害保険契約に関するルール・諸問題を中心的に扱い、生命保険契約および傷害疾病保険契約に関するルール・諸問題の詳細については、秋学期開講予定の「法律学特講（生命保険）」の講義にて取り扱うこととします。</p>		<p>第1回：シラバスに基づく授業計画の説明等</p> <p>第2回：我々の日常生活とリスク、保険とは何か</p> <p>第3回：保険法の歴史・構造・特徴</p> <p>第4回：保険契約の性質</p> <p>第5回：保険契約の諸原則と重要概念</p> <p>第6回：保険契約における登場人物</p> <p>第7回：保険の貯蓄的性格</p> <p>第8回：保険法の適用範囲（1）；共済契約</p> <p>第9回：保険法の適用範囲（2）；傷害疾病保険契約</p> <p>第10回：営利保険と相互保険</p> <p>第11回：保険募集</p> <p>第12回：保険約款と保険者の情報提供義務</p> <p>第13回：損害保険契約各論（1）；責任保険</p> <p>第14回：損害保険契約各論（2）；保険担保</p> <p>第15回：春学期のまとめ</p>	
到達目標	損害保険、生命保険について、保険法による法規制、保険法に関する判例や学説、保険約款を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学修：教科書を読む、レジュメの事例問題を解いてくる。 事後学修：教科書を読む、レジュメの事例問題を解きなおす、講義ノートをまとめる。		
テキスト	山下友信ほか『保険法〔第3版補訂版〕（有斐閣アルマ）』（有斐閣・2015年）		
参考文献	山下友信、洲崎博史編『保険法判例百選』（有斐閣・2010年）		
評価方法	授業時間外の課題 30%、定期試験 70%		

08～18 律・国・総	法律学特講（生命保険）／*****／*****	担当者	松谷 秀祐
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本科目は、予期せぬ経済的不利益に備えるための制度・仕組みである保険契約のうち、特に生命保険契約に関するルール・典型的トラブルを主たる講義対象とします。</p> <p>具体的には、生命保険契約に関する保険法の諸規定、および関連する重要判例、さらには表には必ずしも表れませんが、それらの根底に存する保険法上・契約法上・私法上の基礎理論について説明を行い、生命保険契約の法的特色、基本的ルール・基本原理について修得することを目的とします。</p> <p>繰り返しになりますが、本科目では、講義名称のとおり、生命保険契約および（生命保険契約と類似性を有している）傷害疾病保険契約に関するルール・諸問題を中心的に扱い、保険法総論と呼ばれている分野および損害保険契約に関するルール・諸問題の詳細については、春学期開講の「保険法」の講義にて取り扱うこととします。</p>		<p>第1回：シラバスに基づく授業計画の説明等</p> <p>第2回：保険の仕組み（春学期の復習）</p> <p>第3回：生命保険契約の意義、要素</p> <p>第4回：他人の生命の保険契約</p> <p>第5回：生命保険契約の成立</p> <p>第6回：責任遡及条項、承諾前死亡の問題</p> <p>第7回：告知義務（1）</p> <p>第8回：告知義務（2）</p> <p>第9回：保険金受取人の指定・変更（1）</p> <p>第10回：保険金受取人の指定・変更（2）</p> <p>第11回：保険給付</p> <p>第12回：生命保険契約の終了</p> <p>第13回：生命保険契約の多様な利用方法</p> <p>第14回：傷害疾病保険契約</p> <p>第15回：秋学期のまとめ</p>	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学修：教科書を読む、レジュメの事例問題を解いてくる。 事後学修：教科書を読む、レジュメの事例問題を解きなおす、講義ノートをまとめる。		
テキスト	山下友信ほか『保険法〔第3版補訂版〕（有斐閣アルマ）』（有斐閣・2015年）		
参考文献	山下友信、洲崎博史編『保険法判例百選』（有斐閣・2010年）		
評価方法	授業時間外の課題 30%、定期試験 70%		

08～18 律・国・総	国際私法 a/国際私法 a/*****	担当者	山田 恒久
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>国際私法とは、涉外的な私法関係（外国的な要素を何らかの形で含んでいる民商法に関連する事実関係）に、適用すべき法を指定する規則のことです。</p> <p>例えば、「婚姻の身分的な効力」、「不法行為債権の成立」、「物権変動」など予め典型的に分類された法律関係（単位法律関係）ごとに、もっとも密接に関連する事項（連結点）を定めておき、この事項が存在する国の法が指定されま</p> <p>す。</p> <p>本講義では、この国際私法の基本的な考え方について、財産関係を中心に講義します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際私法概説 2. 自然人の能力①権利能力 3. 自然人の能力②行為能力 4. 法人の能力 5. 物権の静態 6. 法律行為によらない物権変動 7. 法律行為による物権変動 8. 契約の準拠法①実質的成立要件（当事者自治） 9. 契約の準拠法②実質的成立要件（最密接関係地法） 10. 契約の準拠法③形式的成立要件（本則） 11. 契約の準拠法④形式的成立要件（行為地法の補則） 12. 消費者契約の特則 13. 労働契約の特則 14. 法定債権の準拠法 15. まとめと展望 	
到達目標	涉外的な財産関係に関する基本的な事項、および、単位法律関係、連結点、準拠法、さらに、国際私法（法適用通則法）の財産関係に関する条文や基本的な学説・裁判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学修：該当箇所の条文を確認して下さい。事後学修：講義中に扱った練習問題を復習して下さい。		
テキスト	テキストは指定しませんが、条文の解釈をしていくため、携帯用の六法は、必ず所持してください。		
参考文献	澤木・道垣内正人 著 「国際私法入門 [第六版]」（有斐閣双書）		
評価方法	定期試験の成績（60%）、並びに、受講の様子、及び、レポートの提出状況（40%）を総合的に判断します。		

08～18 律・国・総	国際私法 b/国際私法 b/*****	担当者	山田 恒久
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>例えば、A 国航空会社の飛行機が、B 国内で墜落し乗客が死亡した場合には、「不法行為の成立」が単位法律関係とされますが、この連結点は「不法行為地」と定められていますから、B 国民法が指定されることとなります。この B 国民法を、準拠法（準拠実質法）といいます。</p> <p>講義では、予め分類されている単位法律関係ごとに、その連結点と準拠法を確認してゆきます。加えて、その分類の妥当性、連結点の設定の仕方の妥当性（制定法の正当性）をも、検討してみたいと思います。主として、民法・商法にかかわる分野ですが、可能な限り、手続きについても扱う予定です。</p> <p>本講義では、この国際私法の基本的な考え方について、身分関係を中心に講義します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際私法の基本原則①（反致） 2. 国際私法の基本原則②（公序） 3. 属人法（本国法と住所地法） 4. 夫婦①（婚姻の実質的成立要件） 5. 夫婦②（婚姻の形式的成立要件） 6. 夫婦③（婚姻の身分的効力） 7. 夫婦④（婚姻の財産的効力） 8. 親子①（嫡出親子関係の成立） 9. 親子②（非嫡出親子関係の成立） 10. 親子③（養親子関係の成立） 11. 親子④（親子間の権利義務関係） 12. 扶養義務の特則 13. 相続 14. 遺言 15. まとめと展望 	
到達目標	涉外的な財産関係に関する基本的な事項、および、単位法律関係、連結点、準拠法、さらに、国際私法（法適用通則法）の財産関係に関する条文や基本的な学説・裁判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学修：該当箇所の条文を確認して下さい。事後学修：講義中に扱った練習問題を復習して下さい。		
テキスト	テキストは指定しませんが、条文の解釈をしていくため、携帯用の六法は、必ず所持してください。		
参考文献	澤木・道垣内正人 著 「国際私法入門 [第六版]」（有斐閣双書）		
評価方法	定期試験の成績（60%）、並びに、受講の様子、及び、レポートの提出状況（40%）を総合的に判断します。		

08～18 律・国・総	国際取引法／国際取引法／*****	担当者	三浦 哲男
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「国際取引」の基礎的な分析・検討を行った上で、それらの取引の主体となる企業等の組織、国際取引の諸形態を為す契約の分析、国際取引を規律する様々な国際ルール、国際取引に伴う国際課税問題、更に国際取引から派生する紛争解決の仕組み等の分野を対象として講義を進める。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際取引とは何か 2. 国際取引契約の考え方 (1) 3. 同上 (2) 4. 各種の国際取引契約 (全体像) 5. 国際売買 (貿易) 契約 6. 同上 7. 製造物責任 8. 同上 9. 国際取引と知的財産権 10. 国際技術提携 11. 国際事業投資の形態 12. 合併事業と合併会社 13. 通商摩擦 14. 原産地規則 15. 国際取引と租税 	
到達目標	国際取引法の法源、国際私法による契約準拠法の意義、国際売買契約を通して契約の成立から終了にいたる仕組みを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	毎回の講義で配布する説明資料の項目をよく調べ、理解に努めること。		
テキスト	「企業取引法の実務」(商事法務/補訂版第一刷/2011)		
参考文献	講義中に指定する。		
評価方法	期末試験および小テスト (授業期間中4または5回実施) で評価する。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	刑法総論Ⅰ／刑法総論Ⅰ／刑法総論Ⅰ	担当者	神馬 幸一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【目的】 刑法総論とは、①刑事法上、諸々に規定されている犯罪類型に共通する一般的な成立要件を探求し、②そのような一般的な成立要件を総合的な原理の下に整序することで、③犯罪が成立するかどうかの判断の在り方を合理的に体系化する学問領域である。このような試みにより、刑事司法は、明確で安定的に妥当な結論が得られるようになる。本講義の目的は、そのような刑法総論における基本的（しかし、ある意味で特殊な!?) 視座の修得である。</p> <p>【概要】 本講義では、刑法総論で取り扱うべき問題の内、基本原則から構成要件論・違法性論の領域に関して、右記の授業計画に基づき進行する予定である。講義では、適宜、新しい判例及び刑事法関連の改正内容についても説明する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 授業案内 2. 刑罰論の史的展開 3. 犯罪論の史的展開 4. 刑法の基本原則：特に罪刑法定主義を中心に 5. 刑法の体系的思考：行為無価値と結果無価値 6. 客観的構成要件論 (1)：実行行為概論 7. 客観的構成要件論 (2)：不作為犯 8. 客観的構成要件論 (3)：未遂犯 9. 客観的構成要件論 (4)：因果関係 10. 主観的構成要件論 (1)：故意 11. 主観的構成要件論 (2)：過失 12. 主観的構成要件論 (3)：構成要件の錯誤 (1) 13. 主観的構成要件論 (4)：構成要件の錯誤 (2) 14. 違法性論 (1)：一般的正当行為・被害者の同意 15. 違法性論 (2)：正当防衛・緊急避難 	
到達目標	刑法総論の論点、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	教科書等に掲載されているような代表的な判例に関しては、概略のみならず、実際に判例集を調べた上で、何故、そのような結論に至ったのかを考えてみる学習を反復継続すること。		
テキスト	大野真義＝森本益之＝加藤久雄＝本田稔＝神馬幸一『刑法総論』世界思想社（2011）		
参考文献	参考書を指定する場合、授業中に追って指示するので、授業中のアナウンスに注意すること。		
評価方法	定期試験の結果により評価（100%）。判例・学説を正しく理解し、私見を論理的で説得力ある論旨により主張できているかどうかに注目する。		

08～18 律・国・総	刑法総論Ⅱ／刑法総論Ⅱ／刑法総論Ⅱ	担当者	神馬 幸一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【目的】 刑法総論とは、①刑事法上、諸々に規定されている犯罪類型に共通する一般的な成立要件を探求し、②そのような一般的な成立要件を総合的な原理の下に整序することで、③犯罪が成立するかどうかの判断の在り方を合理的に体系化する学問領域である。このような試みにより、刑事司法は、明確で安定的に妥当な結論が得られるようになる。本講義の目的は、そのような刑法総論における基本的（しかし、ある意味で特殊な!?) 視座の修得である。</p> <p>【概要】 本講義では、冒頭で上記「刑法総論Ⅰ」で取り扱うべき内容を復習した後、責任論と共犯論の領域を中心として、右記の授業計画に基づき進行する予定である。講義では、適宜、新しい判例及び刑事法関連の改正内容についても説明する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑法総論Ⅰの復習（構成要件論） 2. 刑法総論Ⅰの復習（違法性論） 3. 違法性論の応用問題 4. 責任論 (1)：責任能力 5. 責任論 (2)：原因において自由な行為 6. 責任論 (3)：違法性の意識 7. 責任論 (4)：違法性阻却事由の錯誤 8. 共犯論 (1)：共犯の従属性 9. 共犯論 (2)：処罰根拠論 10. 共犯論 (3)：共同正犯概論 11. 共犯論 (4)：共同正犯の諸問題 12. 共犯論 (5)：教唆犯・幫助犯 13. 共犯論の応用問題 (1)：共犯と身分 14. 共犯論の応用問題 (2)：共犯の錯誤 15. 共犯論の応用問題 (3)：共犯からの離脱 	
到達目標	刑法総論の論点、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	教科書等に掲載されているような代表的な判例に関しては、概略のみならず、実際に判例集を調べた上で、何故、そのような結論に至ったのかを考えてみる学習を反復継続すること。		
テキスト	大野真義＝森本益之＝加藤久雄＝本田稔＝神馬幸一『刑法総論』世界思想社（2011）		
参考文献	参考書を指定する場合、授業中に追って指示するので、授業中のアナウンスに注意すること。		
評価方法	定期試験の結果により評価（100%）。判例・学説を正しく理解し、私見を論理的で説得力ある論旨により主張できているかどうかに注目する。		

08～18 律・国・総	刑法総論Ⅰ／刑法総論Ⅰ／刑法総論Ⅰ	担当者	若尾 岳志
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>目的 「犯罪が成立するかどうか」、法的な思考に乗せて、考え、結論が出せるようになってほしいと思います。</p> <p>概要 「刑法」は、犯罪と刑罰、およびその両者の関係を規定した法律（「実質的意義における刑法」）です。「刑法総論」は、①そもそも「刑法」ってなんだろうか、という基本的な事柄（「刑法の基礎」）、②犯罪とはなんだろうか、という「犯罪論」、③刑罰とはなんだろうか、という「刑罰論」の3つからなります。</p> <p>この刑法総論Ⅰの授業では、①「刑法の基礎」を中心に、②「犯罪論」の始めの方まで進みたいと思います。③「刑罰論」については、折に触れて授業の中で、お話する機会を作ります。</p> <p>なお、獨協大学のシステムを使った課題を事前・事後に課します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション（授業と刑法の） 2. 刑法とは 3. 刑法の機能（法益保護機能1） 4. 刑法の機能（法益保護機能2） 5. 刑法の機能（人権保障機能…罪刑法定主義1） 6. 刑法の機能（人権保障機能…罪刑法定主義2） 7. 刑罰の目的1 8. 刑罰の目的2 ——ここまでが①「刑法の基礎」—— 9. 犯罪論体系 10. 構成要件総説 11. 実行行為（未遂犯論） 12. 不作為犯 13. 因果関係（条件関係） 14. 因果関係（広義の相当性） 15. 因果関係（狭義の相当性） <p>※授業計画は目安です。</p>	
到達目標	刑法総論の論点、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストを読んで、課題に取り組むことを事前・事後、それぞれやってください。		
テキスト	曾根威彦『刑法総論(最新版)』弘文堂		
参考文献	松原芳博『刑法総論(最新版)』日本評論社、法学検定試験問題集（ベーシック・スタンダード）		
評価方法	平常点(事前・事後の課題等)50%、定期試験(論述式)50%		

08～18 律・国・総	刑法総論Ⅱ／刑法総論Ⅱ／刑法総論Ⅱ	担当者	若尾 岳志
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>目的 「犯罪が成立するかどうか」、法的な思考に乗せて、考え、結論が出せるようになってほしいと思います。</p> <p>概要</p> <p>刑法総論Ⅱでは、刑法総論の内容のうち、刑法総論Ⅰで終えることのできなかつたことをやっていきます。つまり、②「犯罪論」の残りの部分をやっていきます。</p> <p>ですので、刑法総論Ⅰを受講しておくことが望ましいと考えています。刑法総論Ⅰを理解した上で、この刑法総論Ⅱを受講してください。</p> <p>なお、獨協大学のシステムを使った課題を事前・事後に課します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション（刑法総論Ⅰの復習） 2. 違法論総説 3. 法令行為・正当業務行為 4. 被害者の同意・安楽死 5. 正当防衛（防衛状況） 6. 正当防衛（防衛行為） 7. 緊急避難 ——ここまでが②のうちの違法論—— 8. 責任論総説・責任能力 9. 原因において自由な行為 10. 故意・過失 11. 錯誤論（具体的事実の錯誤） 12. 錯誤論（抽象的事実の錯誤） 13. 錯誤論（事実の錯誤と違法性の錯誤） 14. 違法性の錯誤・期待可能性 15. 共犯論 	
到達目標	刑法総論の論点、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストを読んで、課題に取り組むことを事前・事後、それぞれやってください。		
テキスト	曾根威彦『刑法総論(最新版)』弘文堂		
参考文献	松原芳博『刑法総論(最新版)』日本評論社、法学検定試験問題集（ベーシック・スタンダード）		
評価方法	平常点(事前・事後の課題等)50%、定期試験(論述式)50%		

08～18 律・国・総	刑法各論Ⅰ／刑法各論Ⅰ／刑法各論Ⅰ	担当者	中空 壽雅
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>刑法各論では、すべての犯罪が共通してもつ性質を明らかにし犯罪の成立要件を解明する刑法総論とは異なり、殺人罪とか窃盗罪などの各犯罪類型の意味範囲・処罰範囲を学習します。その意味では、それぞれの犯罪類型の個性を解明します。しかし、その個性に迫るアプローチはすべての犯罪類型において同じです。そこに条文の解釈方法・刑法的思考方法が現れています。授業では、各犯罪類型の持つ個性の理解と共に刑法的な思考方法のマスターも目指したいと考えています。</p> <p>刑法各論Ⅰでは、個人的法益の罪のうち、生命・身体に対する罪・自由に対する罪・名誉に対する罪・財産に対する罪の1部分を中心に学習します。</p> <p>講義を受ける際の注意点は、第Ⅰ回目の授業で説明します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 刑法各論とは何か、刑法各論の学習方法 2 人の始期・終期をめぐる問題 3 殺人罪をめぐる問題(1) 4 殺人罪をめぐる問題(2) 5 傷害罪・暴行罪について 6 遺棄罪について(1) 7 遺棄罪について(2) 8 身体の自由に対する罪 9 その他の自由に対する罪 10 信用・業務に対する罪 11 名誉に対する罪(1) 12 名誉に対する罪(2) 13 財産罪について 14 窃盗罪について(1) 15 窃盗罪について(2) 	
到達目標	刑法各論の論点、各犯罪の成立要件、判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	レジュメをテーマ毎にポータルサイトにアップするので、事前にプリントアウトし目を通して授業に参加すること。また、授業後は、教科書の指定箇所をめを通し学習内容を確認すること。		
テキスト	大谷實・『刑法各論』(成文堂)		
参考文献	適宜授業の際に紹介します。		
評価方法	定期試験100パーセント		

08～18 律・国・総	刑法各論Ⅱ／刑法各論Ⅱ／刑法各論Ⅱ	担当者	中空 壽雅
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>刑法各論では、すべての犯罪が共通してもつ性質を明らかにし犯罪の成立要件を解明する刑法総論とは異なり、殺人罪とか窃盗罪などの各犯罪類型の意味範囲・処罰範囲を学習します。その意味では、それぞれの犯罪類型の個性を解明します。しかし、その個性に迫るアプローチはすべての犯罪類型において同じです。そこに条文の解釈方法・刑法的思考方法が現れています。授業では、各犯罪類型の持つ個性の理解と共に刑法的な思考方法のマスターも目指したいと考えています。</p> <p>刑法各論Ⅱでは、財産に対する罪、社会的法益に対する罪・国家的法益に対する罪のうち重要な犯罪類型を学習します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 Ⅰの学習事項の確認とⅡの学習の概要 2 強盗罪をめぐる諸問題(1) 3 強盗罪をめぐる諸問題(2) 4 詐欺罪について(1) 5 詐欺罪について(2) 6 恐喝罪・毀棄罪 7 横領罪・背任罪 8 盗品に対する罪 9 財産に対する罪の学習のまとめ 10 放火罪について 11 文書偽造罪について(1) 12 文書偽造罪について(2) 13 公務執行妨害罪について 14 偽証罪・犯人蔵匿罪について 15 賄賂罪について 	
到達目標	刑法各論の論点、各犯罪の成立要件、判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	レジュメをテーマ毎にポータルサイトにアップするので、事前にプリントアウトし目を通して授業に参加すること。また、授業後は、教科書の指定箇所をめを通し学習内容を確認すること。		
テキスト	大谷實・『刑法各論』(成文堂)		
参考文献	適宜授業の際に紹介します。		
評価方法	定期試験100パーセント		

08～18 律・国・総	刑法各論Ⅰ／刑法各論Ⅰ／刑法各論Ⅰ	担当者	若尾 岳志
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>目的 どのような「犯罪が成立するかどうか」、法的な思考に乗せて、考え、結論が出せるようになってほしいと思います。刑法総論Ⅰ・Ⅱ、刑法各論Ⅰ・Ⅱと学んでいけばできるようになると思います。</p> <p>概要 刑法各論では、刑法典の各則に定められた個別の犯罪類型をそれぞれ検討していきます。検討に当っては、刑法の基本原理や、犯罪論の理解が必要ですので、なるべく刑法入門、刑法総論Ⅰ・Ⅱなどを(少なくとも同時に)受講しておくようにしてください。</p> <p>刑法典の各則に規定される犯罪類型は、大きく三つに分類されます。個人的法益に対する罪、社会的法益に対する罪、国家的法益に対する罪の三つです。春学期は、主に個人的法益に対する罪のうち財産罪以外の犯罪類型を取り上げます。</p> <p>なお、獨協大学のシステムを使って課題を課します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション (授業と刑法の) 2. 人の始期 3. 人の終期 4. 傷害罪と暴行罪 5. 危険運転致死傷罪等 6. 遺棄罪 7. 逮捕罪・監禁罪 8. 脅迫罪・強要罪 9. 強制わいせつ罪・強姦罪 10. 公然わいせつ罪・わいせつ物頒布等の罪 11. 名誉毀損罪 12. 放火罪1 13. 放火罪2 14. 文書偽造罪1 15. 文書偽造罪2 <p style="text-align: right;">※授業計画は目安です。</p>	
到達目標	刑法各論の論点、各犯罪の成立要件、判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストを読んで、課題に取り組むことを事前・事後、それぞれやってください。		
テキスト	曾根威彦『刑法各論(最新版)』弘文堂		
参考文献	松原芳博『刑法各論(最新版)』日本評論社		
評価方法	平常点(事前・事後の課題等)50%、定期試験(論述式)50%		

08～18 律・国・総	刑法各論Ⅱ／刑法各論Ⅱ／刑法各論Ⅱ	担当者	若尾 岳志
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>目的 どのような「犯罪が成立するかどうか」、法的な思考に乗せて、考え、結論が出せるようになってほしいと思います。刑法総論Ⅰ・Ⅱ、刑法各論Ⅰ・Ⅱと学んでいけばできるようになると思います。</p> <p>概要 刑法各論では、刑法典の各則に定められた個別の犯罪類型をそれぞれ検討していきます。検討に当っては、刑法の基本原理や、犯罪論の理解が必要ですので、なるべく刑法入門、刑法総論Ⅰ・Ⅱなどを(少なくとも同時に)受講しておくようにしてください。</p> <p>刑法典の各則に規定される犯罪類型は、大きく三つに分類されます。個人的法益に対する罪、社会的法益に対する罪、国家的法益に対する罪の三つです。春学期は、主に個人的法益に対する罪のうち財産罪を取り上げます。</p> <p>なお、獨協大学のシステムを使って課題を課します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション (刑法各論Ⅰの復習) 2. 財産罪総論① 3. 財産罪総論② 4. 窃盗罪① 5. 窃盗罪② 6. 強盗罪① 7. 強盗罪② 8. 奪取罪の諸問題 9. 詐欺罪① 10. 詐欺罪② 11. 恐喝罪 12. 横領罪① 13. 横領罪② 14. 背任罪 15. 器物損壊罪 <p style="text-align: right;">※授業計画は目安です。</p>	
到達目標	刑法各論の論点、各犯罪の成立要件、判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストを読んで、課題に取り組むことを事前・事後、それぞれやってください。		
テキスト	曾根威彦『刑法各論(最新版)』弘文堂		
参考文献	松原芳博『刑法各論(最新版)』日本評論社		
評価方法	平常点(事前・事後の課題等)50%、定期試験(論述式)50%		

08～18 律・国・総	刑事政策 a / 刑事政策 a / 刑事政策 a	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、犯罪予防と対策さらには刑事制裁のシステムについて検討を進めるものです。犯罪者の処遇（被收容者処遇法および更生保護法）や被害者の保護政策（犯罪被害者等基本法）などのように、近年、刑事立法や刑事司法をめぐる新たな重要課題が示されてきました。講義では、こうした動きを題材に、刑事政策のあるべき理念と対策提案を論じます。犯罪への対策は、安易な判断ではなく、幅広い情報を駆使してより深い洞察が必要です。法律学としての刑事政策学は、めまぐるしく動く現実を目を向けるとともに、普遍的な政策理念との調和をどう講じるかにかかっています。「刑事政策なき刑法学は盲目」とするリスト(Franz von Liszt)の言葉は、今日こそ重要です。ここでは、①犯罪現象の捉え方、②犯罪原因論、③近時の犯罪対策立法、④被害者保護の視点から見た刑事政策、⑤死刑制度の現在と将来を中心に授業展開します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 犯罪と刑事政策の基礎（刑事政策とは何か） 2. 犯罪現象の捉え方（犯罪統計の読み方） 3. 犯罪原因の研究①（素因論から環境論へ） 4. 犯罪原因の研究②（相互作用論から新たな研究） 5. 犯罪被害者の研究（被害者学の発展とその成果） 6. 犯罪被害者の保護のための法整備 7. 刑罰制度の意義と種類（刑罰はなぜ必要なのか） 8. 刑罰と保安処分（責任と予防） 9. 犯罪の司法的処理（警察・検察・裁判の流れ） 10. 死刑制度を考える①（死刑存廃と米国の実情） 11. 死刑制度を考える②（日本の問題と死刑代替刑） 12. 財産刑の現状と課題（罰金を中心に） 13. 犯罪者の社会復帰と刑事政策 14. 新行刑法と新更生保護法 15. 新たな刑事制裁の可能性 	
到達目標	犯罪の現状・動向、犯罪者処遇に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業日程に沿って、関連教材の下読みを行い、疑問点・質問事項などを整理すること。授業後には、教材及び資料を用いてミニレポートを作成し、論点整理と新たな情報をまとめること。		
テキスト	守山正＝安部哲夫『ビギナーズ刑事政策第3版』成文堂 2017年		
参考文献	法務総合研究所『平成 29 年版犯罪白書』2017年		
評価方法	学期末試験 50%、授業内提出物（毎回の授業コメントの作成及び1回のレポート）50%で評価する。		

08～18 律・国・総	刑事政策 b / 刑事政策 b / 刑事政策 b	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>犯罪に対する認識と問題意識は、裁判員制度の実施とともに私たちの身近なものになりましたが、それだけに安易な判断ではなく、幅広い情報を駆使してより深い洞察が必要です。法律学としての刑事政策学は、めまぐるしく動く現実を目を向けるとともに、普遍的な政策理念との調和をどう講じるかにかかっています。</p> <p>「刑事政策 b」では、①刑罰制度としての自由刑、②保護観察・更生保護、③個々の犯罪対策（性犯罪、常習犯罪、精神障害犯罪、高齢者犯罪など）を中心に授業を進めます。とくに、被收容者処遇法（2006年）および更生保護法（2007年）によって、犯罪者処遇が現在どう展開されているのかを検討します。なお、2016年に施行された「刑の一部執行猶予」の運用状況についても目配りする必要があります。授業計画にある課題は、状況により変更もありますので、授業で確認してください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 現代刑事政策の課題 2. 自由刑の現状と課題(欧米の行刑との比較) 3. 受刑者処遇の歴史 4. 施設内処遇の諸問題①（新たな受刑者処遇法） 5. 施設内処遇の諸問題②（作業、改善処遇） 6. 社会内処遇の諸問題①（中間処遇、仮釈放） 7. 社会内処遇の諸問題②（保護観察、地域処遇） 8. 保護処分（少年犯罪と刑事政策） 9. 重大犯罪・組織犯罪の現状と対策 10. 薬物犯罪の現状と対策 11. 外国人犯罪の現状と対策 12. 触法精神障害の現状と対策 13. 性犯罪の現状と対策 14. 交通犯罪の現状と対策 15. 高齢者犯罪の現状と対策 	
到達目標	犯罪の現状・動向、犯罪者処遇に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	犯罪の現状・動向、犯罪者処遇に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
テキスト	守山正＝安部哲夫『ビギナーズ刑事政策第3版』成文堂 2017年		
参考文献	法務総合研究所『平成 29 年版犯罪白書』2017年		
評価方法	学期末試験 50%、授業内提出物（毎回の授業コメントの作成及び1回のレポート）50%で評価する。		

08～18 律・国・総	少年法 a / * * * * * / 少年法 a	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本授業では、少年非行の現状、背景、非行原因、法的対応、立法上の課題などについて講義を進める。現行少年法（1948 年）は、少年事件の被害者の声や社会の「不寛容主義」の高まりとともに、2000 年の「一部改正」がなされ、2007年には、14 歳未満の「触法少年」についても、より厳正な司法的処理と新たな処分をねらいとした「一部改正」が行われ、続く2008年には少年審判への被害者の傍聴を認める法改正も行われた。さらには、2014年の第4次改正法により、少年不定期刑の重罰化が進められている。これに対応して、付添人制度の拡充など適正手続面も進んだが、少年司法の根幹にある保護主義が後退した観は否めない。こうした動きに目を向けつつ、現在の少年事件の司法的処理について、基本的な知識を習得することがこの授業の狙いである。秋学期の授業と併せて履修してほしい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 少年犯罪と少年法入門（はじめに） 2. 少年非行の現状（わが国の現状と動向） 3. 少年司法の流れと少年福祉 4. 少年非行の原因と主要な非行理論 5. 少年保護の法原理（自己決定と保護主義） 6. 少年保護の歴史（救貧政策・感化教育・自立支援） 7. 少年法の理念と国際準則（児童の権利条約との関係） 8. 少年非行の発見（少年警察、街頭補導） 9. 少年非行と審判（家庭裁判所・少年鑑別所の役割） 10. 少年非行と矯正（少年院、少年刑務所） 11. 少年非行と保護（保護観察） 12. 少年事件報道と少年法 13. 少年司法の改革（少年法の改正の経緯と展開） 14. 諸外国の少年法（アメリカ・ドイツなど） 15. まとめ（少年法改正によって何が変わったか） 	
到達目標	少年法の目的と性格、少年犯罪の原因と対策、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業日程に沿って、関連教材の下読みを行い、疑問点・質問事項などを整理すること。授業後には、教材及び資料を用いてミニレポートを作成し、論点整理と新たな情報をまとめること。		
テキスト	安部哲夫『新版・青少年保護法 [第2版補訂版]』尚学社、2014年		
参考文献	守山正ほか『ビギナーズ少年法 [第3版]』成文堂、2017年		
評価方法	学期末試験 50%、授業内提出物（毎回の授業カードコメントの作成及び1回のレポート）50%で評価する。		

08～18 律・国・総	少年法 b / * * * * * / 少年法 b	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>春学期には、加害者としての少年に対する司法的対応について学習した。秋学期では、その少年事件の背景には、「家庭」や「学校」さらには「社会環境」の場において、さまざまな被害をうける状況に少年がおかれている点に目を向け、いわば「被害者」としての少年にスポットをあてることで、青少年の成長発達権を拡充する視点をもって授業を進める。</p> <p>具体的には、青少年保護に関する法令（少年法、児童福祉法、学校教育法、青少年健全育成条例など）や、青少年および青少年相互の諸問題について考察を深めることを目的とするが、「少年の福祉を害する犯罪」を中心に講義を進める。そこでは「家庭」における児童虐待や、「学校」における体罰やいじめ問題、「地域」における青少年育成活動、「社会」における青少年社会環境問題を取り上げる。「青少年の自立と大人社会の責任」を強調したい。</p> <p>春学期の授業と併せて履修してほしい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害者としての犯罪少年（はじめに） 2. 青少年問題と法一般概説（少年法と青少年保護法制） 3. 児童虐待とその対策（児童虐待防止法の意義と再編） 4. 子どもの権利とは何か（権利条約をどう読むか） 5. いじめ・体罰事件とその対策（裁判例を読む） 6. 子どもの安全と社会環境 7. 児童ポルノ規制のあり方（法の生成と展開） 8. 青少年の性行動と法的対応（児童買春・淫行） 9. 青少年の喫煙・飲酒と保護法制 10. 青少年の薬物乱用の実態と対策 11. 有害表現・有害情報と青少年 12. 青少年の保護・育成・支援の担い手たち 13. 青少年健全育成条例の生成から展開まで 14. ドイツの青少年保護法 15. まとめ 	
到達目標	少年法の目的と性格、少年犯罪の原因と対策、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業日程に沿って、関連教材の下読みを行い、疑問点・質問事項などを整理すること。授業後には、教材及び資料を用いてミニレポートを作成し、論点整理と新たな情報をまとめること。		
テキスト	安部哲夫『新版・青少年保護法 [第2版補訂版]』尚学社、2014年		
参考文献	内閣府『平成30年版子供・若者白書』2018年、内閣府のHPよりダウンロードできます。		
評価方法	学期末試験 50%、授業内提出物（毎回の授業カードコメントの作成及び1回のレポート）50%で評価する。		

08～18 律・国・総	労働法 a / * * * * * / 労働法 a	担当者	石井 保雄
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では人の「労働者」としての生活関係＝労働関係をめぐり、どのような法的問題が提起されるのか、またトラブルや紛争の解決のあり方も明らかにしたい。</p> <p>講義科目名としては「労働法」となっている。しかし具体的には労基法をはじめとする「労働保護法」「個別的労使関係法を中心に進めることになろう。最近の労働法に関する立法動向や裁判例の多くは、上記法分野に関わるものが多いということも、保護法を中心とすることの理由である。</p> <p>春学期は、労働＝雇用関係、すなわち労働契約の成立から始まり、その展開、そして終了（解雇・退職）にいたる過程に対し、関係する立法はいかなる規制を行ない、また人が「労働者」として働くにあたり、その労働条件や待遇内容は、どのような仕組みのもとに決められるのかということを示したいと思う。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 「労働法」とは何か 2 雇用関係の成立と法による規制 3 労働の場における男女平等と差別の禁止 4 職場におけるハラスメントと法的対応 5 労働「契約」関係の成立—募集・採用・試用期間 6 就業規則—使用者が決める職場のルール 7 「労働組合」の存在意義—労働条件の集団的規制 8 労働協約—集団的労働関係の形成と維持 9 労働「契約」関係における権利と義務 10 人事異動—配転・出向・転籍 11 企業秩序と懲戒—服務規律と職場秩序の維持 12 解雇—使用者からの一方的契約終了の意思表示 13 辞職—労働者からの一方的契約終了の意思表示 14 新たな職をもとめて—転職・再雇用 15 労働審判制度—簡易・迅速・低廉な紛争解決制度 	
到達目標	労働法に関する事例、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前にテキストの該当箇所を読んでおくこと。事後、配布されたレジュメ等により内容を確認すること。		
テキスト	毛塚勝利ほか『アクチュアル労働法』（法律文化社・2014）参考資料は、講義に際し配布する。		
参考文献	『労働判例百選〔第9版〕』（2016）&『労働法の争点』（2014）、それ以外は講義で紹介する。		
評価方法	定期試験70%、小テスト（学期中に2ないし3回実施予定）30%		

08～18 律・国・総	労働法 b / * * * * * / 労働法 b	担当者	石井 保雄
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>秋学期は、人が「労働者」として使用者の指揮命令のもとに働くに際し、その労働条件や待遇内容について、労基法等はいかなる規制を行なっているのかを論じる。</p> <p>具体的には、まず賃金について、現労基法上の規制内容について言及する。つぎに広い意味での労働時間をとりあげ、労基法はどのような規制を行ない、とくに時間短縮と産業構造や働き方の変化にいかに対応しようとしているのかを検討する。そして労働者が働く過程で「仕事」に関連して負傷したり、病気（職業病）になったり、死亡することもある。そこで職場における安全衛生体制についてふれ、さらに不幸にして労働災害が発生したときの事後的救済のありかたを明らかにしたい。その際には、最近関心をよんでいる過労死・過労自殺問題などについても言及したいと考えている。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 「労働者」とはだれか？—イントロダクション 2 労働条件の決定システムと法の規制 3 賃金（1）—最低賃金・支払方法の規制 4 賃金（2）—賞与・退職金 5 賃金（3）—昇格・降格と人事考課 6 労働時間（1）—労基法改正と規制の弾力化 7 労働時間（2）—変形労働時間制 8 労働時間（3）—時間外・休日労働、休憩、休日 9 労働時間（4）年次有給休暇（年休） 10 労働時間（5）母性保護と家族的責任 11 職場の安全衛生—労働災害の防止対策 12 労災補償制度—労災の事後的救済 13 労働災害に関する業務上・外の判断とその基準 14 過労死と過労自殺 15 通勤途上災害と労災民事裁判 	
到達目標	労働法に関する事例、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前にテキストの該当箇所を読んでおくこと。事後、配布されたレジュメ等により内容を確認すること。		
テキスト	毛塚勝利ほか『アクチュアル労働法』（法律文化社・2014）参考資料は、講義に際し配布する。		
参考文献	『労働判例百選〔第9版〕』（2016）&『労働法の争点』（2014）、それ以外は講義で紹介する。		
評価方法	定期試験70%、小テスト（学期中に2ないし3回実施予定）30%		

08～18 律・国・総	社会保障法 a / * * * * * / 社会保障法 a	担当者	石井 保雄
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では、国民生活にとってもっとも近い社会制度である社会保障法のあり様と課題について検討する。</p> <p>春学期では、まず総論として日本における社会保障法の意義とこれを取り巻く環境について概観する。そのあと、具体的な問題の検討に入りたい。まず、われわれの生活にとってもっとも身近な医療保険制度について取り上げる。「国民皆保険」といわれる日本の特徴と問題点を明らかにしたい。つぎに多くの学生が社会人として生活する場合、「労働者」として働くことになるかと思う。そこで労働に関わる保険制度として、労働災害補償保険と雇用保険を取り上げる。労災保険は不幸にして、労働に関わるけが・病気（職業病）・死亡について、本人ないし遺族に対する治療・療養・生活保障を実現する仕組みである。また雇用保険は、失業したときの生活を保障するだけでなく、継続的な労働関係の実現を図るための制度である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 社会保障法とは何か 2 わが国の社会保障制度を取り巻く環境 3 社会保障法の制度と仕組み 4 医療保険（１）—病気やけがと保険制度 5 医療保険（２）—医療保険給付の内容 6 医療保険（３）—高齢者医療保険制度 7 医療保険（４）—診療報酬と薬価基準 8 労災保険（１）—労災補償の意義と沿革 9 労災保険（２）—業務上外認定のあり方 10 労災保険（３）—過労死・過労自殺と労災補償 11 労災保険（４）—通勤途上災害と労災補償 12 雇用保険（１）—雇用保険と労働者 13 雇用保険（２）—失業給付の体系 14 雇用保険（３）—雇用の継続を支える給付 15 まとめ 	
到達目標	社会保障法に関する基礎や様々な学問分野、社会保障法の特定分野に関する重要な項目・論点や制度を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	予めテキストの該当箇所を読んでおくこと。事後には、配布したレジュメと資料で内容を確認すること。		
テキスト	本澤巳代子・新田秀樹〔編〕『トピック社会保障法〔第12版〕』（不磨書房・2018年春刊行予定）		
参考文献	『社会保障法判例百選〔第5版〕』。それ以外は、講義に際して適宜紹介する。		
評価方法	定期試験70%・小テスト（学期中に2乃至3回実施予定）30%		

08～18 律・国・総	社会保障法 b / * * * * * / 社会保障法 b	担当者	石井 保雄
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>秋学期では、まず社会保障法制度の歴史的な展開を概括的ながらも検討したうえで、引き続きわが国制度に関する各論的考察を行なっていきたい。</p> <p>キー・ワードとして、「国民」「健康」「社会的弱者」ということに着目したい。まず最近注目・関心を呼んでいる「貧困」「格差」問題をとりあげたい。具体的には生活保護制度の原理・原則とその実際の適用がいかなる結果をもたらしているのかを考えてみたい。つぎに、これも今日的な課題である年金制度をとりあげる。「少子高齢化」が進行する日本において、年金制度はその象徴的な問題を提起している。とくに老齢年金の現状と将来の課題を検討することにより、その問題点を明らかにしたい。つぎに関連して、介護保険制度および、これに関連する成年後見制度も、同じく重要な課題である。わが国が言葉の本来の意味で、成熟した発展的な社会となるには、何が必要かを考える。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 社会保障法とは何か・再論—秋学期の課題 2 社会保障法の歴史（１）—欧米の制度展開 3 社会保障法の歴史（２）—日本の社会保障制度の展開 4 生活保護法（１）—「貧困」とは何か 5 生活保護法（２）—生活保護法の原理と原則 6 生活保護法（３）—救済申請と決定の手続 7 生活保護法（４）—生活保護の種類と方法 8 年金制度（１）—わが国の制度の概要 9 年金制度（２）—公的年金制度の歴史的展開 10 年金制度（３）—障害年金と学生無年金裁判 11 年金制度（４）—家族関係の変化と遺族年金制度 12 年金制度（５）—年金制度の将来の課題 13 介護保険法（１）—制度の成立：家族が倒れたとき 14 介護保険法（２）—法改正と現状 15 成年後見制度 	
到達目標	社会保障法に関する基礎や様々な学問分野、社会保障法の特定分野に関する重要な項目・論点や制度を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	予めテキストの該当箇所を読んでおくこと。事後には、配布したレジュメと資料で内容を確認すること。		
テキスト	本澤巳代子・新田秀樹〔編〕『トピック社会保障法〔第12版〕』（不磨書房・2018年春刊行予定）		
参考文献	『社会保障法判例百選〔第5版〕』。それ以外は、講義に際して適宜紹介する。		
評価方法	定期試験70%・小テスト（学期中に2乃至3回実施予定）30%		

08～18 律・国・総	環境法 a / * * * * * / 環境法 a	担当者	一之瀬 高博
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 環境に関わる紛争や立法・政策を素材に、発展途上にある環境法の現段階を明らかにしてゆくとともに、法律学が環境保全にどのような機能を果たし得る課を考察する。</p> <p>〔講義概要〕 公害・環境問題の性質・歴史およびそれに対する環境法の発展を概観した上で、主として、環境紛争の法的解決の手法を素材に、環境法の救済法としての側面を検討する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 講義の概要 2 公害・環境問題の性質と法律学の関わり 3 公害・環境法制度の歴史 4 環境法制度の発展 5 公害民事賠償の理論と裁判例—過失・違法性 6 公害民事賠償の理論と裁判例—因果関係・損害 7 環境問題と国家賠償法—公務員の違法な行為 8 環境問題と国家賠償法—公の营造物の設置管理の瑕疵 9 民事差止めの理論構成 10 民事差止めと裁判例 11 環境行政訴訟をめぐる諸問題—訴訟要件 12 環境行政訴訟をめぐる諸問題—違法事由の判断 13 被害者救済制度・紛争処理制度 14 講義のまとめ 15 講義のまとめ 	
到達目標	環境法の意義や機能、環境法に関する事例、重要な判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストや参考文献等の指定された箇所を事前に精読しておくこと。 講義中の指示に従い、復習や課題作業を行うこと。		
テキスト	開講時に指示する。		
参考文献	『環境法判例百選』第2版有斐閣2011年、交告・臼杵ほか『環境法入門』第3版有斐閣2015年。		
評価方法	期末試験の成績（70%）により評価し、平常授業での課題レポート・小テストなどの成果（30%）も評価対象にする。		

08～18 律・国・総	環境法 b / * * * * * / 環境法 b	担当者	一之瀬 高博
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目標〕 環境に関わる紛争や立法・政策を素材に、発展途上にある環境法の現段階を明らかにしてゆくとともに、法律学が環境保全にどのような機能を果たしうるかを考察する。</p> <p>〔講義概要〕 環境法の原則、手法、考え方などその基礎的な構造を検討するとともに、最近増加している個別的な環境保全の法制度の内容と機能を分析する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 講義の概要 2 環境権、自然の権利 3 環境基本法・環境基本計画 4 環境保全の法的手法 5 環境影響評価 6 環境規制法—大気 7 環境規制法—水 8 環境規制法—土壌・騒音 9 化学物質管理法 10 廃棄物法制 11 リサイクル法制 12 自然環境保全 13 生物多様性保全 14 講義のまとめ 15 講義のまとめ 	
到達目標	環境法の意義や機能、環境法に関する事例、重要な判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストや参考文献等の指定された箇所を事前に精読しておくこと。 講義中の指示に従い、復習や課題作業を行うこと。		
テキスト	開講時に指示する。		
参考文献	『七訂ベーシック環境六法』第一法規2016年、交告・臼杵ほか『環境法入門』第3版有斐閣2015年。		
評価方法	期末試験の成績（70%）により評価し、平常授業での課題レポート・小テストなどの成果（30%）も評価対象にする。		

08～18 律・国・総	経済法／*****／経済法	担当者	高橋 省三
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>現代経済の基調たる市場経済では、事業者の自由な経済活動を基本として、市場メカニズムを通じて資源が適切に配分され、経済成長や技術革新が実現し、消費者の利益が増大することが期待される。しかしながら、仮に、カルテルをはじめとする事業者の行為等によって競争が制限されることがあれば、市場メカニズムは十全に機能を果たすことができなくなる。そこで、事業者等の競争制限行為を的確に規制し、事業者間の自由かつ公正な競争を促進していくことが、現代における重要な課題となっている。</p> <p>本講義では、このような課題に対処するために進化発展してきた法、すなわち独占禁止法を学ぶ。</p> <p>第1回講義の際に、経済学の初歩及び基本的な法律の知識について調査を実施する（分かりやすい講義内容を策定するためのものであり、成績評価とは無関係）。</p> <p>（経済学、憲法、行政法、刑法、会社法の知識は、経済法の学習に有益。もちろん、これらを履修していなくとも受講は可能です。）</p>		<p>1 イントロダクション</p> <p>2-3 カルテル</p> <p>4 企業結合</p> <p>5-7 不公正な取引方法</p> <p>8 私的独占</p> <p>9-10 独占禁止法違反に対する措置と手続</p> <p>11 独占禁止法違反の未然防止</p> <p>12 下請法</p> <p>13 景品表示法</p> <p>（7月7日 レポートの課題提示）</p> <p>14 法体系における独占禁止法、適用除外</p> <p>15 独占禁止法の歴史と課題</p> <p>（詳細な授業計画は第1回講義で説明する。）</p>	
到達目標	経済法、ことに独占禁止法を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	第3回から第14回まで毎回、前回講義の内容について小テストを行う。期待される事前・事後学修の内容を含め、詳細は第1回講義で説明する。		
テキスト	厚谷襄児『独占禁止法入門（第7版）』（日本経済新聞出版社、2012年） 六法は講義に必ず持参すること。		
参考文献	『経済法判例・審決百選 第2版』（有斐閣、2017年） その他、講義の中で紹介する。		
評価方法	小テスト60%、レポート30%、授業への貢献度10%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	知的財産権法 a／*****／*****	担当者	張 睿暎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>知的財産権法は、産業的な側面の工業所有権法（特許・実用新案・商標・意匠等）と文化的な側面の著作権法に大別することができる。この講義では、工業所有権法のうち、様々な不正競争行為を規制する不正競争防止法、登録を受けたマークを保護する商標法を扱う。これらは、特定の者が用いている特定のマーク、ブランドなどを、他人による無断使用から守るための法律である。なお、特許法・意匠法は、秋学期の「知的財産権法b」で、著作権法は、「法律学特講（著作権法a/b）」で扱うので、合わせて受講することが望ましい。</p> <p>教科書と併用して、裁判例を豊富に紹介しながら講義を進める。毎回の講義には、教科書と知的財産権法文集を持参して出席してほしい。初回の授業ガイダンスには講義の詳細な進め方に関する重要告知があるので、必ず出席すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 授業のガイダンス、知的財産権法の概観 2 不正競争防止法 1：不正競争行為① 3 不正競争防止法 2：不正競争行為② 4 不正競争防止法 3：不正競争行為③ 5 不正競争防止法 4：不正競争行為④ 6 不正競争防止法 5：不正競争行為⑤ 7 不正競争防止法 6：不正競争行為⑥、違反の効果 8 商標法 1：商標制度の意義、商標登録要件① 9 商標法 2：商標登録要件② 10 商標法 3：商標登録要件③ 11 商標法 4：登録手続 12 商標法 5：商標権の効力 13 商標法 6：商標権侵害に対する救済 14 商標法 7：消滅、特殊な商標 15 総括：質問への回答と復習 	
到達目標	不正競争防止法、商標法、および、意匠法に関する条文、重要な裁判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	1 回目のガイダンスで配布した授業計画に沿って、授業で扱う範囲の教科書を予習（2 時間）し、授業後は、重要概念や裁判例を復習する自宅学習（2 時間）が求められる。		
テキスト	茶園編『知的財産法入門（第 2 版）』（有斐閣・2017 年）		
参考文献	伊藤塾『知的財産法（第 4 版）』（弘文堂・2012 年）、平嶋他『入門知的財産法』（有斐閣・2016 年）		
評価方法	定期試験の結果（80%）および授業中 Quiz など参加度（20%）を合わせて評価する。		

08～18 律・国・総	知的財産権法 b／*****／*****	担当者	張 睿暎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>知的財産権法は、産業的な側面の工業所有権法（特許・実用新案・商標・意匠等）と文化的な側面の著作権法に大別することができる。この講義では、登録を受けた工業的デザインを保護する意匠法、登録を受けた一定範囲の技術的思想（発明）を保護する特許法を扱う。また、保護の対象や手法において近縁の実用新案法も紹介する。なお、不正競争防止法および商標法は、前期の「知的財産権法a」で、著作権法は、「法律学特講（春/秋）」で扱うので、合わせて受講することが望ましい。</p> <p>教科書と併用して、裁判例を豊富に紹介しながら講義を進める。毎回の講義には、教科書と知的財産権法文集を持参して出席してほしい。初回の授業ガイダンスには講義の詳細な進め方に関する重要告知があるので、必ず出席すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 授業のガイダンス、意匠法 1：意匠制度の意義、意匠登録要件① 2 意匠法 2：意匠登録要件② 3 意匠法 3：意匠登録要件③、登録手続 4 意匠法 4：意匠権の効力、消滅、特殊な意匠 5 特許法 1：特許制度の意義、特許登録要件① 6 特許法 2：特許登録要件② 7 特許法 3：特許登録要件③ 8 特許法 4：登録手続①冒認出願、職務発明 9 特許法 5：登録手続②出願方法、審査の流れ 10 特許法 6：登録手続③出願者および第三者の主張 11 特許法 7：消尽、効力の制限 12 特許法 8：特許権侵害、均等論 13 特許法 9：間接侵害、特許権侵害に対する救済 14 特許法 10：消滅、特許権の経済的利用、実用新案法との比較 15 総括：質問への回答と復習 	
到達目標	特許法、実用新案法に関する条文、重要な裁判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	1 回目のガイダンスで配布した授業計画に沿って、授業で扱う範囲の教科書を予習（2 時間）し、授業後は、重要概念や裁判例を復習する自宅学習（2 時間）が求められる。		
テキスト	茶園編『知的財産法入門（第 2 版）』（有斐閣・2017 年）		
参考文献	伊藤塾『知的財産法（第 4 版）』（弘文堂・2012 年）、平嶋他『入門知的財産法』（有斐閣・2016 年）		
評価方法	定期試験の結果（80%）および授業中 Quiz など参加度（20%）を合わせて評価する。		

08～18 律・国・総	民事訴訟法 a / * * * * * / 民事訴訟法 a	担当者	小川 健
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「民事訴訟」は「私人間の法的な関係」（債権その他の権利関係等）の最終的な「実現手段」として用意されている制度である。</p> <p>私人間の法的関係実現のための手続の総体は「広義の『民事訴訟』」と呼ばれるが、法的関係実現の手続のうち「国が私人間の法的関係を確認し確定する手続段階」は、特に「狭義の『民事訴訟』」と呼ばれ、「民事訴訟法」という法律（「法典」）に規定されている。また、「国による私人間の法的関係の確認、確定」は、裁判所の「判決」という種類の「判断」によりなされることから、この手続段階は「判決手続」とも呼ばれる。本講義が対象とするのはこの「狭義の民事訴訟」である。</p> <p>本講義では、判決手続において確定されるべき対象である「法的関係」あるいは「法」とはどのようなものであるのか、国による法確定の手続の基本的な枠組みはどのようなものであるのか、またあるべきなのか、国による法の実現のしくみは全体としてどのようなものなのか、現在あるしくみにはどのような問題があるのか、といった点を、受講者とともに考えることにしたい。</p> <p>講義形式の授業であるが、受講者の講義への積極的な参加を期待する。試験やレポートによる得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、下記のように加算をする。</p>		<p>春学期は、「判決手続の基本的な構成要素」についての理解を目標として講義を行う。</p> <p>講義項目：</p> <p>《民事手続の意義》</p> <p>1 「法」とは何か（「国家法」と「法の実現」）</p> <p>《手続の開始》</p> <p>2 「訴え」訴えの種類、訴状</p> <p>《手続の目的》</p> <p>3 「判決 1」請求と判決事項、判決書</p> <p>4 「判決 2」処分権主義 5 「裁判」裁判の種類</p> <p>6 「判決」と「審理手続」</p> <p>7 「判決の確定」審級制度</p> <p>8 レポート作成</p> <p>9 「判決の確定」確定の意味</p> <p>10 「判決の効力 1」終局判決</p> <p>11 「判決の効力 2」執行力、既判力、形成力</p> <p>12 「既判力の作用 1」物的限界</p> <p>13 「既判力の作用 2」人的限界</p> <p>14 「既判力の作用 3」限界の拡張</p> <p>15 まとめ</p>	
到達目標	民事訴訟の意義や基本的な構造、および、一連の民事訴訟手続における重要な項目・論点や制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義の項目は事前に予定表等を配布するので、参考書等で自分なりの理解をした上で講義に望んでほしい。講義内容が自分の理解と異なっていれば質問をするなどして自身の理解を、また場合によっては講義の内容を修正することで互いに問題点の理解を深めたい。質問に対する回答についても、考察した上、納得ができれば再度質問してほしい。		
テキスト	現在適当なテキストはない。		
参考文献	参考文献として以下のものを挙げておく：小川「民事執行法 法と法実現」基本民事法(2005 成文堂)；中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕編「新民事訴訟法講義」2 版補訂 2 版(有斐閣大学双書・版元品切れ)¥4,725(税込)		
評価方法	希望する学生は学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確保する予定である（定期試験の評価不合格となる場合に低評価解答の 1/2 と差替える）。これらにさらに質問点（一回あたり最大 5 点）を加算する。		

08～18 律・国・総	民事訴訟法 b / * * * * * / 民事訴訟法 b	担当者	小川 健
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>春学期に、その「基本的な構成要素」を概観した判決手続の分野について、そのような「手続を現実に動かしていくために考慮しなければならない重要な事項」を概観する。</p> <p>講義形式の授業であるが、受講者の講義への積極的な参加を期待する。レポートや報告による得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大 5 点の加算をする。</p>		<p>講義項目：</p> <p>《手続の変則的な終了》</p> <p>1 「判決によらない訴訟の終了 1」請求の放棄認諾、和解</p> <p>2 「判決によらない訴訟の終了 2」訴えの取下</p> <p>《手続の利用》</p> <p>3 「訴訟要件 1」裁判権、管轄</p> <p>4 「訴訟要件 2」当事者、代理人</p> <p>5 「訴訟要件 3」請求に関連する要件</p> <p>6 「訴え提起」の効果</p> <p>《手続の運営》</p> <p>7 「審理 1」判断資料の蒐集(当事者主義と職権主義)</p> <p>8 「審理 2」事実と証拠</p> <p>9 レポート作成</p> <p>《手続の運営機関》</p> <p>10 「管轄」</p> <p>11 「裁判機関」裁判機関の構成、公正な機関の確保</p> <p>《手続の人的変動》</p> <p>12 「訴訟関係の変動」参加、承継</p> <p>《特別な手続》</p> <p>13 「特殊な手続」</p> <p>14 「外国判決、仲裁判断」</p> <p>15 まとめ</p>	
到達目標	民事訴訟の意義や基本的な構造、および、一連の民事訴訟手続における重要な項目・論点や制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	春学期と同様。		
テキスト	春学期と同様。		
参考文献	春学期と同様。		
評価方法	希望する学生は学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確保する予定である（定期試験の評価不合格となる場合に低評価解答の 1/2 と差替える）。これらにさらに質問点（一回あたり最大 5 点）を加算する。		

08～18 律・国・総	民事執行・保全法／*****/*****	担当者	小川 健
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>民事執行は私人間の法律関係の最終的な実現手段として用意されている制度である。</p> <p>判決で権利その他の「法律関係」が裁判所により確認、確定されたとしても、ただそれだけで終わってしまうのなら、判決(書)はただの紙切れでしかないことになる。そこで執行手続は、法律関係が債務者により任意に履行されない場合に備えて、国家の実力をもって強制的にこの「観念的な存在に過ぎない法律関係」を「現実の世界で実現」するために用意されているわけである。</p> <p>もっとも、法律関係を実現しようとした時に目的物や相手方の財産が無くなってその実現自体が不可能となってしまうえば、いかに強制的な法律関係の実現手段を用意しようとも役には立たない。従って、その実現についての事前確保の方法が用意される必要がある。また、実際に執行が必要な状況では相手方が支払能力を失っていることも少なくないため、そのような際に債務者に関わる債権債務関係全体を一括して処理しようとする倒産法制との関係も考えておかなければならない。さらには日本の裁判所の判断についてだけでなく、外国の裁判所その他により「確定」された「法的関係」を我が国の裁判所としてはどのように扱うべきかについても考える必要がある。</p> <p>本講義では、このような民事執行手続の基本的な構造と、それに関連する制度との関係の理解を主眼として民事執行と保全とを講義形式で概観する。</p>		<p>《民事執行総論》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法とは何か(「国家法」と「法の実現」) 2 民事執行手続の概要、法典の構造 <p>《手続の開始》</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 債務名義(債務名義の意義と種類)1 4 債務名義(債務名義の意義と種類)2 5 民事執行の手続原則、執行文制度 <p>《執行の方法》</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 金銭債権に基づく執行(執行対象による相違と差押) 7 強制管理、船舶執行、動産執行 8 レポート作成 9 配当要求、換価、売却、関連する権利関係 10 引渡命令、配当と配当異議 11 債権執行(差押禁止債権、供託、取立訴訟、転付命令、譲渡命令) <p>《執行に関わる紛争》</p> <ol style="list-style-type: none"> 12 その他の財産権に対する執行、非金銭執行(明渡、引渡、代替執行、間接強制)、担保権の実行 13 各種の不服申立方法 <p>《保全》</p> <ol style="list-style-type: none"> 14 保全手続 15 まとめ 	
到達目標	民事執行の意義や基本的な構造、民事執行の手段や執行目的物の特性、ならびに、民事保全の目的、方法、審理構造を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義の項目は事前に予定表等を配布するので、参考書等で自分なりの理解をした上で講義に望んでほしい。講義内容が自分の理解と異なっていれば質問をするなどして自身の理解を、また場合によっては講義の内容を修正することで互いに問題点の理解を深めたい。質問に対する回答についても、考察した上、納得ができなければ再度質問をしてほしい。		
テキスト	特に指定しない。レジュメを配布する。		
参考文献	参考書:小川「民事執行法 法と法実現」基本民事法(2005 成文堂)、中野 貞一郎・編「民事執行法」増補新訂 6 版(有斐閣文庫版(2010))。		
評価方法	希望する学生は学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確認する予定である(定期試験の評価不合格となる場合に低評価解答の1/2と差替える)。これらにさらに質問点(一回あたり最大5点)を加算する。		

08～18 律・国・総	倒産法／*****/倒産法	担当者	小川 健
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>個人や会社が「倒産する」というと、これらの当事者や関係者は社会から抹殺されてしまうかのように思われがちである。</p> <p>確かに、無計画な借入や支出を繰り返したり、無計画な投資を行った結果として倒産に至る者は多い。しかし、そのような無計画な借入や投資の資金を提供した側にも責任の一端が認められる場合は少なくない。また、倒産の結果、一般社会の外にはじき出される者が増えるとすれば、社会は不安定にならざるをえない。さらに、倒産者と取引していた、また今後取引の可能性を持つ人々にとっては、倒産により取引相手が社会から抹殺されてしまうとすれば、取引の機会が減少することにもなる。</p> <p>このようなことから、現代の倒産処理は、債権者の債権の本来的な満足をある程度は犠牲にしても、倒産者の社会活動の継続あるいは再開をなるべく可能にするようなやり方で行われる。たとえば、個人倒産者の債務等を清算するにあたって、倒産者に財産を幾分か残し、残りの債務の負担からは解放するという方法を採用し、企業倒産にあたっては、収益をあげている部門等はこれを売却することによって、売却先において社会的な活動を続けることを可能にしながら債権者に対する弁済財源を増加させるということも行われる。倒産手続は、決して「倒産者についての残務整理」ではなく、経済活動が円滑に働かなくなった「倒産」という病理状態を正常な状態に戻す作用を行っているわけである。</p>		<p>《倒産法概論》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 倒産手続とは(倒産手続の目的、倒産手続に用いられる手法、個別執行との関係) 2 倒産手続の種類、現在の倒産処理の状況、国際倒産の問題点 3 倒産手続の開始原因、倒産手続の流れ、手続原則 <p>《破産手続》</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 手続開始決定、公告、債権調査、不服申立 5 手続開始の効果、他の手続との調整 6 共有関係、双務契約、継続的契約等 7 取戻権、別除権 8 相殺権 9 レポート作成 10 否認 11 手続に係る機関(裁判所、管財人、保全管理人、債権者集会、債権者委員会) 12 保全、債権届出、倒産債権・財団債権・共益債権、届出の効果、債権調査、債権者表の作成と認否 13 配当、廃止、免責、特則(住宅資金貸付債権、外国倒産処理、簡易再生、小規模個人再生、給与所得者再生) <p>《破産以外の倒産手続》</p> <ol style="list-style-type: none"> 14 会社更生、民事再生、商法上の手続 15 まとめ 	
到達目標	倒産手続の基本的な枠組み、倒産処理手続の流れ、倒産手続に現れる機関などについて正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義の項目は事前に予定表等を配布するので、参考書等で自分なりの理解をした上で講義に望んでほしい。講義内容が自分の理解と異なっていれば質問をするなどして自身の理解を、また場合によっては講義の内容を修正することで互いに問題点の理解を深めたい。質問に対する回答についても、考察した上、納得ができなければ再度質問をしてほしい。		
テキスト	テキストを強いて挙げれば、山本和彦「倒産処理法入門」第4版(2012 有斐閣)¥2,326。		
参考文献	倒産関係法登載の携帯六法には、有斐閣「ポケット六法」と、三省堂「デイリー六法」があるが、いずれも会社更生法は抄録である。		
評価方法	希望する学生は学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確認する予定である(定期試験の評価不合格となる場合に低評価解答の1/2と差替える)。これらにさらに質問点(一回あたり最大5点)を加算する。		

08～18 律・国・総	刑事訴訟法 a / * * * * * / 刑事訴訟法 a	担当者	齋藤 実
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>1 刑事訴訟法とは 「刑事訴訟法」と聞いても、馴染みが薄い人が多いのではないかと思います。しかし、裁判員裁判という言葉聞いたことの無い人はいないでしょうし、刑事裁判に関連するニュース報道が全くない日はほとんどありません。刑事訴訟法は、実は馴染みやすく、面白い科目です。 具体的には、犯罪が起こり、捜査が開始され、(事件によっては)起訴され、判決が言い渡される、判決に不服のある者はさらに争う、という流れを扱います。</p> <p>2 講義の目的 刑事訴訟法を通じて、事案を解決するために、適切な条文を探し出し、その要件を検討し結論を導く、という能力を鍛えることを最終的な目標とします。法律を「使い解決する」能力を、養って欲しいと思います。</p> <p>3 注意点 犯罪による目を背けたい事実も直面することがあり、抵抗を感じる学生には受講をしないようにしてください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 講義の概要 2. 刑事訴訟法の全体像 (1) 3. 刑事訴訟法の全体像 (2) 4. 刑事訴訟法の全体像 (3) 5. 捜査 (1) 6. 捜査 (2) 7. 捜査 (3) 8. 捜査 (4) 9. 捜査 (5) 10. 捜査 (6) 11. 公訴提起 (1) 12. 公訴提起 (2) 13. 公訴提起 (3) 14. 前期のまとめ 15. 前期のまとめ 	
到達目標	刑事訴訟の意義や基本的な構造、および、一連の刑事訴訟手続における重要な項目・論点や制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業の内容のノートを必ず読み返し、関心事項の文献等に当たってください。		
テキスト	特に指定しませんが、授業中に指定します。		
参考文献	特に指定しませんが、授業中に指定します。		
評価方法	原則として期末試験の結果のみによって評価します。		

08～18 律・国・総	刑事訴訟法 b / * * * * * / 刑事訴訟法 b	担当者	齋藤 実
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>刑事訴訟法 b について 「刑事訴訟法 a」に続けて、刑事手続後半を扱います。刑事事件が起訴された後の刑事裁判の段階を扱います。刑事訴訟法 b から受講される学生でも対応出来るように工夫はしますが、前期刑事訴訟法 a が受講可能であれば、前期から受講することを勧めます。 刑事訴訟法 b からの受講を考えている学生は、「刑事訴訟法 a」のシラバスも参考にして下さい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 前期の復習 2. 公判 (1) 3. 公判 (2) 4. 公判 (3) 5. 公判 (4) 6. 証拠 (1) 7. 証拠 (2) 8. 証拠 (3) 9. 証拠 (4) 10. 証拠 (5) 11. 裁判 12. 救済手続 (1) 13. 救済手続 (2) 14. 後期のまとめ 15. 後期のまとめ 	
到達目標	刑事訴訟の意義や基本的な構造、および、一連の刑事訴訟手続における重要な項目・論点や制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業の内容のノートを必ず読み返し、関心事項の文献等に当たってください。		
テキスト	特に指定しませんが、授業中に指定します。		
参考文献	特に指定しませんが、授業中に指定します。		
評価方法	原則として期末試験の結果のみによって評価します。		

08～18 律・国・総	国際法 I / 国際法 I / 国際法 I	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 本講義は、国際社会を国際法の視点から分析するために不可欠である国際法の基礎的知識を提供することを目的とします。</p> <p>〔講義概要〕 国際社会は、国内社会とは違って身近に感ずることは困難かもしれません。また、世界政府が存在しない状況下で、国際社会に「法」が果たして存在しうるのか疑問に感ずるかもしれません。本講義では、国際法をなるべく身近に感じてもらえるように、多くの事例をあげながら具体的に説明したいと考えています。</p> <p>具体的には、国際法の法源、国際法の主体、国際法と国内法の関係、国家管轄権、外交関係、国家承認等を扱います。</p> <p>また、この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・システム等を活用して、教員とのコミュニケーションを図ります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 国際法の意義 3. 国際法と国内法 4. 国際法の法源 5. 条約法① 6. 条約法② 7. 国際法の主体 8. 国家の権利義務 9. 国家管轄権 10. 外交関係 11. 領事関係 12. 主権免除 13. 国家承認・政府承認 14. 国家承継・政府承継 15. まとめ 	
到達目標	国際法の意義や基本的な考え方を正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	①事前学習：あらかじめ指定されたテキストの箇所を熟読。②講義中：教員から提示される今日のポイントを授業レポートとして提出。③事後学習：教員の添削・コメントを読んで復習。		
テキスト	中谷ほか『国際法 第3版』（有斐閣，2016年）		
参考文献	『国際条約集 2018』（有斐閣，2018年）		
評価方法	学期末に実施するテストにより評価し(100%)、平常点を加点材料とします(ただし上限 10%)。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	国際法Ⅲ／国際法Ⅲ／*****	担当者	大塚 敬子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 この講義は、物事をみる視点のひとつとして国際法の知識を獲得すること、および、国際社会で現実生じている問題について自分なりの見解を示すことができるようになることを目的とします。</p> <p>〔講義概要〕 この講義では、国際法における個人、国際法上の責任、紛争の平和的解決、戦争・武力行使など、国際法の各論的内容を取り上げ、検討します。</p> <p>国際法全体についての理解も深めつつ、国際法のあり方と現実の国際問題を照らし合わせて、国際社会の平和とは何かを考える時間にしたいと思います。</p> <p>授業は講義形式で行います。必要に応じてレジュメやパワーポイント資料などを使用します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> はじめに／国際法とは 人と国際法 (1) 個人と国 人と国際法 (2) 人権の国際的保障 人と国際法 (3) 難民の保護等 人と国際法 (4) 国際犯罪 国際法上の責任 (1) 国際違法行為の構成要件等 国際法上の責任 (2) 賠償等 紛争の平和的解決 (1) 諸制度 紛争の平和的解決 (2) 国際裁判制度 武力行使と国際法 (1) 武力行使禁止原則 武力行使と国際法 (2) 自衛権 武力行使と国際法 (3) 国連決議に基づく武力行使 武力行使と国際法 (4) 平和維持活動等 軍縮・軍備管理の国際法 国際社会の「平和」とは 	
到達目標	国際違法行為が生じた場合の措置、国家間の対立を平和的手段で解決する諸方式、武力行使を規制する規則等を正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前・事後の学修として、主に次の2点に取り組んでください。 ①テキストの該当箇所を通読し概要をつかむ ②新聞等で国際的ニュースを確認し事実概要を把握する		
テキスト	中谷和弘ほか著『国際法〔第3版〕』（有斐閣アルマ、2016年）		
参考文献	『国際条約集 2018年版』（有斐閣）		
評価方法	定期試験：80% 授業の取り組み度（授業内で実施するコメントペーパー提出を含む）：20%		

08～18 律・国・総	国際法Ⅱ／国際法Ⅱ／国際法Ⅱ	担当者	大塚 敬子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 空間に関する国際法を理解することを目的とし、その上で、国際社会における諸問題の背景にある「国家」や「主権」というもののあり方について考える時間にしたいと思います。</p> <p>〔講義概要〕 この講義では、空間に関する国際法全般を対象とします。陸・海・空・宇宙空間といった「人間の活動空間」に関する国際法上の制度について、歴史や社会的背景を踏まえつつ、理解していきます。空間に関する国際法を通して、国家とは何か、国際社会とはどういう社会かといった大きな論点についても検討していけたらと考えています。</p> <p>授業は講義形式で行い、必要に応じてレジュメやパワーポイント資料などを用います。</p>		<ol style="list-style-type: none"> はじめに／国際法とは 空間に関する国際法の全体像 陸の国際法 (1) 国家領域について 陸の国際法 (2) 領土紛争の解決 海の国際法 (1) 歴史・領海 海の国際法 (2) 排他的経済水域・大陸棚 海の国際法 (3) 深海底・公海 海の国際法 (4) 海洋資源 海の国際法 (5) 紛争解決 空・宇宙の国際法 (1) 領空・航空法 空・宇宙の国際法 (2) 宇宙法の基本原則 空・宇宙の国際法 (3) 宇宙法の基本原則 空・宇宙の国際法 (4) 宇宙活動と国際協力 国際的な空間 - 南極・北極等 空間に関する国際法からみる国際社会 	
到達目標	国際法に関する特定の事例、重要な判例、学説を正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前・事後の学修として、主に次の2点に取り組んでください。 ①テキストの該当箇所を通読し概要をつかむ ②新聞等で国際的ニュースを確認し事実概要を把握する		
テキスト	中谷和弘ほか著『国際法〔第3版〕』（有斐閣アルマ、2016年）		
参考文献	『国際条約集 2018年版』（有斐閣）		
評価方法	定期試験：80% 授業の取り組み度（授業内で実施するコメントペーパー提出を含む）：20%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	国際人道法／国際人道法／*****	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 本講義は、国際法学の対象分野のうち、国際人道法に関する国際法の基礎的知識を提供することを目的とします。</p> <p>〔講義概要〕 本講義では、武力紛争(戦争・内戦)下の戦闘行動の規制と紛争犠牲者の保護、戦争犯罪人の処罰等について扱います。国際人道法は、武力紛争が実際に発生した場合に、どのようにして対処すべきなのか、具体的に規定している国際法です。国際人道法は戦争の悲惨な経験から人類が獲得してきた貴重な知恵であり、戦争の惨禍から自分自身や家族を守るためにも必要な知識となります。本講義を受講するにあたっては、国際法を履修していることが望ましいのですが、本講義だけを履修することも可能です。また、この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・システム等を活用して、教員とのコミュニケーションを図ります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 戦争を規制する国際法 3. 自衛権と集団安全保障 4. 国際人道法の概念と歴史 5. 国際人道法の適用範囲（民族解放闘争と内戦） 6. 戦闘員・捕虜・文民の区別について 7. 敵対行為の方法を規制する基本原則 8. 害敵手段の規制 9. 紛争犠牲者の保護 10. 国際人道法の履行確保 11. 国際刑事裁判所 12. 中立① 13. 中立② 14. 日本と国際人道法 15. おわりに 	
到達目標	武力紛争犠牲者を保護する規則、戦闘の方法手段を規制する規則、一定の兵器の使用を禁止する規則等を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	①事前学習：あらかじめ指定された資料等の箇所を熟読。②講義中：教員から提示される今日のポイントを授業レポートとして提出。③事後学習：教員の添削・コメントを読んで復習。		
テキスト	『国際条約集 2018』（有斐閣、2018年）		
参考文献	鈴木和之『実務者のための国際人道法ハンドブック』（内外出版、2013年）		
評価方法	学期末に実施する試験により評価し(100%)、平常点を加点材料とする(ただし上限10%)。秋学期にはテキストの『国際条約集』が在庫切れとなるおそれがあるため、春学期のうちに購入することを強く勧めます。		

08～18 律・国・総	国際政治学 a / 国際政治学 a / 国際政治学 a	担当者	岡垣 知子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>国際政治学は、他の社会科学および自然科学の知見を取り入れながら、戦争の原因および平和の条件をその中心的課題として、発展してきた学問である。この講義は、複雑化する今日の国際政治事象を体系的に考え、一見アト・ランダムな寄せ集めに見える国際的事件の中に一定のパターンを見出し、分析する力を養うことを目的として、国際政治学の基礎概念や代表的理論を紹介する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際政治学とは何か 2. 国際政治の先駆思想 3. 国際政治の歴史 4. 国際政治学の基礎概念（1）集合行為の論理 5. 国際政治学の基礎概念（2）分析のレベル 6. 国際政治学の基礎概念（3）国家とは 7. 国際政治学の基礎概念（4）国際政治の構造と安定性 8. リアリズムの世界（1）古典的リアリズム 9. リアリズムの世界（2）構造主義とネオリアリズム 10. リベラリズムの世界（1）相互依存論 11. リベラリズムの世界（2）民主的平和論 12. リベラリズムの世界（3）国際制度論 13. コンストラクティヴィズム、その他の理論 14. 理論と政策 15. まとめ 	
到達目標	国際政治学の基礎的理論、ウェストファリア以降現代に至るまでの国際社会の変遷や歴史的流れ、現代国際社会の課題と日本のかかわり方を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	ポータルサイトに載せるアウトラインに沿って予習しておく。 授業で扱った内容についてのレポート提出が求められることがある。		
テキスト	なし		
参考文献	村田他『国際政治学をつかむ』有斐閣、藤原他『平和政策』有斐閣		
評価方法	小テスト：10%；宿題：10%；レポート：30%；期末テスト：50%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	国際政治学 b/国際政治学 b/国際政治学 b	担当者	山下 光
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では、国際政治を深く理解するためにポイントとなる知識や知的道具を提供する。前半では国際政治に主要な概念および重要なイシューについて紹介し、後半では国際政治の主要理論を導入する。なお、適宜時事問題についても取り上げる機会とする。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 講義概要、インダクション 2. 国際政治の概念と趨勢 (1): 国家と主権 3. 国際政治の概念と趨勢 (2): 民族と国民国家 4. 国際政治の概念と趨勢 (3): グローバリゼーション、グローバル・ガバナンス 5. 国際政治の概念と趨勢 (4): 人道主義と人権 6. 国際政治の概念と趨勢 (5): 9.11 と国際テロ 7. 国際政治の概念と趨勢 (6): 安全保障と戦争 8. 国際政治の概念と趨勢 (7): 紛争と紛争管理 9. 講義の中間まとめ・討議 10. 国際政治を考える視点 (1): リベラリズム 11. 国際政治を考える視点 (2): リアリズム 12. 国際政治を考える視点 (3): ネオリベラリズム 13. 国際政治を考える視点 (4): ネオリアリズム 14. 国際政治を考える視点 (5): 英国学派 15. 講義の総括・討議 	
到達目標	国際政治学の基礎的理論、ウェストファリア以降現代に至るまでの国際社会の変遷や歴史的流れ、現代国際社会の課題と日本のかかわり方を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	配布されたレジュメおよび参考文献の読解		
テキスト	なし。配布レジュメに基づき進める。		
参考文献	テーマに応じ適宜授業の中で紹介する。		
評価方法	レポートによる。長さ、期限など詳細は授業中に指示する。なお、期限を過ぎての提出は認めないため、指示をしっかりと確認して準備すること。		

08～18 律・国・総	日本政治外交史 a/日本政治外交史 a/日本政治外交史 a	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>21 世紀に入っても日本は混迷の淵にあり、出口を求めてさまよっている。それは他方で、戦後日本のあり方を改めて問うている。本講義では、第 2 次世界大戦後の日本の政治と外交を論ずることで、この国の来し方をたどる。</p> <p>春学期は敗戦を経て、どのようにして戦後日本がつけられたかを、アメリカの日本占領政策をたどり、それに日本の諸政治勢力ー政府・諸政党などがどう対応していったかを考えてみたい。その際、日本国憲法を頂点とする占領期に行われた改革が戦後日本にどのような影響を与えたかを考えてみる。</p> <p>国際社会のなかで日本はどうあるべきかを念頭に、受講者には歴史を学ぶだけでなく、歴史を考えてもらいたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめにー国際社会のなかの日本ー 2. 日米戦争と戦後日本（1）ー米国の占領政策 3. 日米戦争と戦後日本（2）ーヤルタからポツダムへ 4. 敗戦と占領（1）ー日米の終戦への動き 5. 敗戦と占領（2）ー占領の構造 6. 敗戦と占領（3）ー政党政治の再出発 7. 日本国憲法の誕生（1）ー日本政府とマッカーサー 8. 日本国憲法の誕生（2）ー国際政治の中の新憲法 9. 戦後政党政治の始動 10. 中道政権の成立ー労働運動の高まりと 2. 1 スト 11. 中道政権の軌跡ー1947年総選挙と片山内閣の成立 12. 動揺する中道政権 13. 占領政策の転換（1）ードッジ・ライン 14. 占領政策の転換（2）ー経済復興 15. おわりにー憲法と安保 	
到達目標	歴史を「考える」意識をもって、歴史的事実とその因果関係を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストの指定された箇所を事前に精読しておくこと。その上で講義ノートと照らし合わせて要点をまとめること。		
テキスト	福永文夫『日本占領史 1945～1952』中公新書。		
参考文献	参考文献については、適宜講義中に指示する。		
評価方法	講義中に行う平常試験（50 点）と年度末の定期試験（50 点）によって判定する。詳細は講義中に指示する。		

08～18 律・国・総	日本政治外交史 b/日本政治外交史 b/日本政治外交史 b	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>21 世紀に入っても日本は混迷の淵にあり、出口を求めてさまよっている。それは他方で、戦後日本のあり方を改めて問うている。未来図は、過去の経験と現在の選択においてしか描かれることはない。</p> <p>秋学期は、どのようにして戦後日本がつけられたかを、サンフランシスコ講和条約・日米安全保障条約の形成過程を追って、講和・独立から「55 年体制」の成立を経て、1960 年代に至る日本の政治外交のあり方をたどり、日本の諸政治勢力ーとくに諸政党がどう対応していったかを考えてみたい。</p> <p>国際社会のなかで日本はどうあるべきかを念頭に、受講者には歴史を学ぶだけでなく、歴史を考えてもらいたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめにー国際社会のなかの日本ー 2. 講和への胎動 3. 朝鮮戦争と講和 4. 講和をめぐる国内政治ー全面講和と多数講和 5. 講和をめぐる国際関係ー連合国の対応 6. サンフランシスコ講和会議 7. 戦後日本の再生（1）ー講和後の政党政治 8. 戦後日本の再生（2）ー「55 年体制」の形成 9. 戦後日本の再生（3）ー「55 年体制」の展開 10. 「55 年体制」の展開ー鳩山・岸内閣 11. 60 年安保騒動と政党政治 12. 高度成長期の政治と外交ー池田政権 13. 高度成長期の政治と外交ー佐藤政権 14. 混迷の 70 年代 15. おわりに 	
到達目標	歴史を「考える」意識をもって、歴史的事実とその因果関係を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストの指定された箇所を事前に精読しておくこと。その上で講義ノートと照らし合わせて要点をまとめること。		
テキスト	福永文夫『日本占領史 1945～1952』中公新書。そのほか、講義中にプリントを配布する。		
参考文献	参考文献については、適宜講義中に指示する。		
評価方法	講義中に行う平常試験（50 点）と年度末の定期試験（50 点）によって判定する。詳細は講義中に指示する。		

08～18 律・国・総	政治学原論 a / 政治学原論 a / 政治学原論 a	担当者	柴田 平三郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>今日、政治はますます混迷の度を深めている。 自分たちの国の政治だけでなく、世界の政治においても。 政治が複雑で、錯綜し、われわれの目に不確かな現象になればなるほど、政治とはいったい何か、を原理の問題として考えようとする必要があるとなろう。</p> <p>この講義では、そうした視点に立って、制度の細かな説明や時事問題の解説ではなく、政治の原理を考える際の基礎的な知識や分析枠組みの習得をめざす。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 はじめに——全体ガイダンス 2 政治の概念 3 政治の構造 4 政治と人間 (1) 5 政治と人間 (2) 6 政治学の学問的性格 (1) 7 政治学の学問的性格 (2) 8 政治権力論 (1) 9 政治権力論 (2) 10 政治権力論 (3) 11 政治権力論 (4) 12 政治権力論 (5) 13 政治概念の再検討 (1) 14 政治概念の再検討 (2) 15 講義のまとめ 	
到達目標	政治に関する基本的な事柄を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	ポータルサイトにアップされたプリントを事前に読み、講義後に復習してください。		
テキスト	とくに指定しない。		
参考文献	講義中に参考文献を紹介する。毎回、プリントを配布する。		
評価方法	定期試験 80%、小テスト 10%、授業への参加度 10%		

08～18 律・国・総	政治学原論 b / 政治学原論 b / 政治学原論 b	担当者	柴田 平三郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>今日、政治はますます混迷の度を深めている。 自分たちの国の政治だけでなく、世界の政治においても。 政治が複雑で、錯綜し、われわれの目に不確かな現象になればなるほど、政治とはいったい何か、を原理の問題として考えようとする必要があるとなろう。</p> <p>この講義では、そうした視点に立って、制度の細かな説明や時事問題の解説ではなく、政治の原理を考える際の基礎的な知識や分析枠組みの習得をめざす。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 はじめに——全体ガイダンス 2 政治の概念 3 民主政治とは何か (1) 4 民主政治とは何か (2) 5 国家と社会 (1) 6 国会と社会 (2) 7 近代国家とはなにか (1) 8 近代国家とはなにか (2) 9 近代国家とはなにか (3) 10 近代を動かしたイデオロギー (1) 11 近代を動かしたイデオロギー (2) ——保守主義 12 近代を動かしたイデオロギー (3) ——自由主義 13 近代を動かしたイデオロギー (4) ——社会主義 14 近代を動かしたイデオロギー (5) ——全体主義 15 まとめ 	
到達目標	政治に関する基本的な事柄を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	ポータルサイトにアップされたプリントを事前に読み、講義後に復習してください。		
テキスト	とくに指定しない。		
参考文献	講義中に参考文献を紹介する。毎回、プリントを配布する。		
評価方法	定期試験 80%、小テスト 10%、授業への参加度 10%		

08～18 律・国・総	日本政治論 a / 日本政治論 a / * * * * *	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>誰しも政治に興味をもつはじめてのきっかけは、自分の生まれ育った国の政治制度や政治のあり方だろう。日本で日本の政治について学ぶことは、政治とは何か、自分は政治とどのようにかかわっているのかとことを考える上での最初のステップとも言えよう。</p> <p>日本政治は、他の国政治や国際政治よりもはるかに身近である。また日本政治の動向は連日マス・メディアによって報道されている。それらは、人々に政治に対する関心を引き起こす一方、逆に政治についてのイメージの混乱を招き、しばしば根拠のない印象論的コメントや、紋切り型の解説に陥りがちである。</p> <p>本講義では、現代日本政治を題材に、政治学の基礎的な概念枠組みと方法を学び、政治に対する見方・考え方を養いたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに一現代日本の政治過程一 2. デモクラシーとは何か 3. 選挙と政治 (1) 4. 選挙と政治 (2) 5. 政党と政治 (1) 6. 政党と政治 (2) 7. 議会と立法過程 (1) 8. 議会と立法過程 (2) 9. 利益団体と政治 (1) 10. 利益団体と政治 (2) 11. 中央・地方関係 12. 福祉国家と新自由主義 13. 国際社会と日本 (1) 一外交・安全保障一 14. 国際社会と日本 (2) 一経済と政治一 15. おわりに 	
到達目標	「考える」意識をもって、日本政治に関する基本的な事柄、歴史的沿革を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義中に配布されるプリントと講義ノートと照らし合わせて要点をまとめること。		
テキスト	講義中に、プリントを配布する。		
参考文献	講義中に適宜、参考文献を紹介する。		
評価方法	定期試験を基本に評価する。講義中、小テスト・レポートを課す場合もある。		

08～18 律・国・総	日本政治論 b / 日本政治論 b / * * * * *	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>誰しも政治や国際社会とのかかわりに興味をもつ最初のきっかけは、自分の生まれ育った国の政治や外交のあり方だろう。日本で日本の政治と外交について学ぶことは、政治とは、外交とは何かを考える上での最初のステップとなる。国際政治の動向や日本外交の動きについては、連日マス・メディアによって報道されている。それらは人々に国際社会への関心を引き起こす一方、しばしば根拠のない印象論的コメントや、紋切り型の解説に陥りがちである。</p> <p>本講義では、近現代の日本外交の歩みをたどり、そのあり方と問題点を明らかにし、現代日本外交の課題について考えてみたい。</p> <p>国際社会において、日本はどのように国際環境を認識し、どのように国家間の関係を処理して行ったのか、どのような政治活動を行っていったのだろうか。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 西洋の衝撃と開国 3. 近代日本外交の始動一帝国主義国家日本の誕生 4. 日清戦争・日露戦争一大陸国家への道 5. 転換期の日本外交一日露戦後 6. 新秩序の模索一ワシントン体制と日本 (1) 7. 新秩序の模索一ワシントン体制と日本 (2) 8. 日中戦争 9. 太平洋戦争への道 10. 日米戦争と戦後日本 11. サンフランシスコ講和から60年安保 12. 「第2の戦後」の形成過程 (1) 13. 「第2の戦後」の形成過程 (2) 14. 冷戦の終わり 15. おわりに 	
到達目標	「考える」意識をもって、日本政治に関する基本的な事柄、歴史的沿革を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義中に配布されるプリントと講義ノートと照らし合わせて要点をまとめること。		
テキスト	入江昭『日本の外交』中公新書。		
参考文献	講義中に適宜、参考文献を紹介する。		
評価方法	定期試験を基本に評価する。講義中、小テスト・レポートを課す場合もある。		

08～18 律・国・総	地方自治論 a / 地方自治論 a / 地方自治論 a	担当者	荻原 美恵
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では、地方自治の基本的な考え方とその仕組みを習得することを目的とします。</p> <p>全体の講義を通じて、地方自治の主な理論とその実際、制度とその運用についての基本をおさえていきます。その上で、多角的かつ俯瞰的な視点を取り入れながら自治体の事例等も交えて講義を展開します。</p> <p>また、地方自治の仕組みをよりリアルに体感してもらうために、ゲストスピーカーをお呼びする予定です。</p> <p>春学期では地方自治の制度全般、秋学期では地方自治の理解を深めるべく、より実践的な内容を予定しているため、通年受講をお勧めします。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 自治体と地方自治制度 3. 地方自治制度の歴史①（戦後改革まで） 4. 地方自治制度の歴史②（戦後改革以降） 5. 地方自治と分権改革①（第1次地方分権改革まで） 6. 地方自治と分権改革②（第1次地方分権改革以降） 7. 市区町村と都道府県 8. 地方自治の未来・自治体のカタチ 9. 自治体の統治機構①（知事） 10. 自治体の統治機構②（議会） 11. 自治体の組織管理 12. 職員の職務と人事管理 13. 自治体の財政運営 14. 自治体の現状と課題 15. まとめ 	
到達目標	地方自治に関する基礎的知識のうえに、地方自治の体系を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストの指定された箇所を事前に精読しておいてください。事後学修として、講義中に提示する課題について提出してください。		
テキスト	磯崎初仁、伊藤正次、金井利之『ホーンブック地方自治』（第三版）北樹出版、2014年		
参考文献	講義中に紹介します。		
評価方法	平常点 60%（授業への参加度及び毎回出席カード提出が前提）、レポート 40%		

08～18 律・国・総	地方自治論 b / 地方自治論 b / 地方自治論 b	担当者	荻原 美恵
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では、地方自治の「今」を特に意識しています。自治体を取り巻く急激な環境変化に対応するための政策手法を多面的に習得することで、受講生が将来実務で求められる問題解決能力に必要な基礎的思考力を養うことを目的としているのが特色です。</p> <p>講義の前半では、自治体の行政改革の実際とその課題について実例を交えながら考察します。後半では自治体が直面する複雑・多様化、広域化する政策課題を取り上げます。</p> <p>講義の中では、その一線で活躍するゲストスピーカーをお呼びし、変化が著しい自治体の現場を体感するとともに、自治体行政の事例研究を実施する予定です。</p> <p>また、先進自治体の取組事例等を紹介することで、新たな挑戦をする自治体行政の実際について知見を深めます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 行政統制と自治体改革①（NPM） 3. 行政統制と自治体改革②（改革手法） 4. 行政統制と自治体改革③（事例研究） 5. 自治体の政策と総合計画 6. 自治体の政策形成 7. 政策法務と条例 8. 自治体の広報戦略 9. 危機管理政策 10. 環境政策 11. 健康・福祉政策 12. キャリア支援と雇用政策 13. 自治体の先進政策 14. 行政ビジネス 15. まとめ 	
到達目標	地方自治に関する基礎的知識のうえに、地方自治の体系を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストの指定された箇所を事前に精読しておいてください。事後学修として、講義中に提示する課題について提出してください。		
テキスト	磯崎初仁、伊藤正次、金井利之『ホーンブック地方自治』（第三版）北樹出版、2014年		
参考文献	講義中に紹介します。		
評価方法	平常点 60%（授業への参加度及び毎回出席カード提出が前提）、レポート 40%		

08～18 律・国・総	政治思想史 a / 西洋政治思想史 a / 西洋政治思想史 a	担当者	柴田 平三郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>現代世界の思想状況は混迷状態にある。思想や哲学が疎んじられている、といてよいかもしいない。そういう状況認識を意識の内側に入れながら、西洋政治思想の歴史を概観する。</p> <p>われわれの近代化が西洋近代をモデルにしつつ、その受容と反発の過程であった以上、西洋近代思想を間に挟んで古典古代から現代へと流れる政治思想史の道筋を負うことはわれわれ自身の姿をそこに重ねることである。</p> <p>一口に政治思想といっても、そこには様々なタイプやニュアンスの相違がある。そうした政治思想の歴史的展開を時代や社会の変化の中でとらえながら、想像力と感性を養っていききたい。</p> <p>受講生へ 講義の一層の理解のために毎回プリントを配布する。</p>		<p>1 はじめに——全体ガイダンス</p> <p>2 政治思想史の課題と方法</p> <p>3 古典古代の意味</p> <p>4 ギリシアの政治思想——ソクラテスをめぐる状況</p> <p>5 同——プラトン（1）</p> <p>6 同——プラトン（2）</p> <p>7 同——アリストテレス（1）</p> <p>8 同——アリストテレス（2）</p> <p>9 ヘレニズム時代の政治思想</p> <p>10 古代ローマの政治思想</p> <p>11 キリスト教と西洋政治思想の伝統</p> <p>12 アウグスティヌス（1）</p> <p>13 アウグスティヌス（2）</p> <p>14 アウグスティヌス（3）</p> <p>15 春学期のまとめ</p>	
到達目標	政治思想史の概括とその根幹となる主な諸思想の特徴、および、重要な概念や制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業時に指示する。		
テキスト	トマス・アキナス『君主の統治について』岩波文庫		
参考文献			
評価方法	定期試験 80%、小テスト 10%、授業への参加度 10%		

08～18 律・国・総	政治思想史 b / 西洋政治思想史 b / 西洋政治思想史 b	担当者	柴田 平三郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>現代世界の思想状況は混迷状態にある。思想や哲学が疎んじられている、といてよいかもしいない。そういう状況認識を意識の内側に入れながら、西洋政治思想の歴史を概観する。</p> <p>われわれの近代化が西洋近代をモデルにしつつ、その受容と反発の過程であった以上、西洋近代思想を間に挟んで古典古代から現代へと流れる政治思想史の道筋を負うことはわれわれ自身の姿をそこに重ねることである。</p> <p>一口に政治思想といっても、そこには様々なタイプやニュアンスの相違がある。そうした政治思想の歴史的展開を時代や社会の変化の中でとらえながら、想像力と感性を養っていききたい。</p> <p>受講生へ 講義の一層の理解のために毎回プリントを配布する。</p>		<p>1 中世と中世政治思想の今日的意味</p> <p>2 中世政治思想——ソールズベリのジョン</p> <p>3 同——トマス・アキナス（1）</p> <p>4 同——トマス・アキナス（2）</p> <p>5 ルネサンスの政治思想——マキアヴェッリ</p> <p>6 宗教改革の政治思想——ルターとカルヴァン</p> <p>7 近代の政治思想——ホブズ</p> <p>8 同——ジョン・ロック</p> <p>9 同——ルソー</p> <p>10 近代のイデオロギー</p> <p>11 同——保守主義</p> <p>12 同——自由主義</p> <p>13 同——社会主義</p> <p>14 同——全体主義</p> <p>15 秋学期のまとめ</p>	
到達目標	政治思想史の概括とその根幹となる主な諸思想の特徴、および、重要な概念や制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業時に指示する。		
テキスト	トマス・アキナス『君主の統治について』岩波文庫		
参考文献			
評価方法	定期試験 80%、小テスト 10%、授業への参加度 10%		

08～18 律・国・総	行政学 a / 行政学 a / 行政学 a	担当者	大谷 基道
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>我々の生活は、身近な福祉、教育、水道、消防から外交、安全保障に至るまで行政が提供する公共サービスなしには成り立たない。</p> <p>近年は、行政による一元的なサービス供給が困難となり、住民、NPO、民間企業等との協働も進められている。そのため、公務員でなくとも行政に深く接する機会が増加しつつあり、住民一人ひとりが行政に関する理解を深める必要性がこれまでになく高まっている。</p> <p>本講義においては、そのような「行政」が、誰によって、どのように行われているのかを、主に国家行政を取り上げて講義する。特に春学期においては、行政組織の大枠とその作動・行動様式を理解することに重点を置く。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 講義の概要と進め方 2. 内閣制度 3. 中央省庁 4. 行政組織の外延 5. 国家公務員制度① 6. 国家公務員制度② 7. 国家公務員制度③ 8. 官僚制論① 9. 官僚制論② 10. 官僚制論③ 11. 意思決定方式 12. 中央地方関係① 13. 中央地方関係② 14. 中央地方関係③ 15. まとめ 	
到達目標	社会の需要を課題・政策に変換、実施、評価するために必要な行政サービス、諸政府、組織、集団などの実態と変化を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストの指定された箇所を事前に一読しておくこと。 学期中に数回、授業の最重要ポイントを小レポートにまとめて提出すること。		
テキスト	真淵勝『行政学』（有斐閣、2009年）		
参考文献	授業中に適宜紹介する。		
評価方法	定期試験 50%、小レポート 40%、授業への参加度 10%		

08～18 律・国・総	行政学 b / 行政学 b / 行政学 b	担当者	大谷 基道
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>我々の生活は、身近な福祉、教育、水道、消防から外交、安全保障に至るまで行政が提供する公共サービスなしには成り立たない。</p> <p>近年は、行政による一元的なサービス供給が困難となり、住民、NPO、民間企業等との協働も進められている。そのため、公務員でなくとも行政に深く接する機会が増加しつつあり、住民一人ひとりが行政に関する理解を深める必要性がこれまでになく高まっている。</p> <p>本講義においては、そのような「行政」が、誰によって、どのように行われているのかを、主に国家行政を取り上げて講義する。特に秋学期においては、行政組織の活動の実態を、近年の変化も含めて理解することに重点を置く。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 講義の概要と進め方 2. 予算編成過程 3. 特別会計 4. 決算と会計検査 5. 行政の責任① 6. 行政の責任② 7. 行政改革① 8. 行政改革② 9. 官民関係① 10. 官民関係② 11. 政策形成過程① 12. 政策形成過程② 13. 政策形成過程③ 14. 政策形成過程④ 15. まとめ 	
到達目標	社会の需要を課題・政策に変換、実施、評価するために必要な行政サービス、諸政府、組織、集団などの実態と変化を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストの指定された箇所を事前に一読しておくこと。 学期中に数回、授業の最重要ポイントを小レポートにまとめて提出すること。		
テキスト	真淵勝『行政学』（有斐閣、2009年）		
参考文献	授業中に適宜紹介する。		
評価方法	定期試験 50%、小レポート 40%、授業への参加度 10%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	法律学特講（医事法）／*****／*****	担当者	神馬 幸一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【目的】 医事法とは、臨床医療・医学研究に関連する様々な法規範の内容に対して体系的な枠組みを付与することで、そのような医療・医学の現場における具体的な諸問題への理論的な解決を示唆する試みである。それは、従来型の法的問題解決に対して再検討を迫るものである。すなわち、新しい法の在り方を模索する挑戦的な領域である。本講義の目的は、そのような医事法における基本的視座の修得である。</p> <p>【概要】 本講義は、医事法領域の諸問題において共通の検討課題を採り上げる「総論」部分と個別具体的な医療分野の問題を採り上げる「各論」部分とに大きく区分される。各々の内容に関しては、右欄の「授業計画」を参照すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 医事法とは何か？ 2. 医療紛争の法的解決 3. 医療安全対策に関する動向（1） 4. 医療安全対策に関する動向（2） 5. インフォームド・コンセントの法理（1） 6. インフォームド・コンセントの法理（2） 7. 医療情報の保護（1） 8. 医療情報の保護（2） 9. 人工妊娠中絶（1） 10. 人工妊娠中絶（2） 11. 生殖補助技術（1） 12. 生殖補助技術（2） 13. 終末期医療（1） 14. 終末期医療（2） 15. 終末期医療（3） 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	医事法は、学際的な領域であることから、難易度は高めである。本講義の受講に当たっては、憲法・行政法・民事法・刑事法領域において配当されている基本科目が履修済みであること。		
テキスト	教科書を指定する場合、授業中に追って指示するので、授業中のアナウンスに注意すること。		
参考文献	参考書を指定する場合、授業中に追って指示するので、授業中のアナウンスに注意すること。		
評価方法	「授業内レポート（40%）」・「学期末テスト（60%）」を総合的に勘案して成績評価する。授業中に追って指示するので、授業中のアナウンスに注意すること。		

08～18 律・国・総	法律学特講（裁判法 1）／*****／*****	担当者	小川 佳子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>法と裁判について講義を行う。</p> <p>春学期は、民事裁判について実務的な立場から講義を行う。</p> <p>具体的には、裁判制度の概略、訴訟と裁判外紛争解決手続、保全と執行、民事調停、家事調停など。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 裁判と法 2 裁判の基本原則：民事裁判と刑事裁判 3 民事訴訟（1） 4 民事訴訟（2） 5 民事訴訟（3） 6 裁判外紛争解決 7 民事調停 8 家事調停 9 民事保全 10 民事執行 11 弁護士倫理（1） 12 弁護士倫理（2） 13 裁判事例（1） 14 裁判事例（2） 15 その他 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	シラバス及び直前の講義においてテーマとして指定された論点につき、考察しておくこと。		
テキスト	最新版の六法		
参考文献			
評価方法	期末試験で評価する。なお、答案作成は黒または青のペン書きに指定する（鉛筆で作成された答案は成績評価の対象としない）。		

08～18 律・国・総	法律学特講（裁判法 2）／*****／*****	担当者	小川 佳子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>秋学期は、刑事裁判について、やはり実務的な観点からの講義を行う。</p> <p>具体的には、裁判員制度、刑事訴訟の原理原則、心神喪失者医療観察制度、被害者参加制度、矯正の実務と新しい制度運用など。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 裁判と法 2 裁判の基本原則：民事裁判と刑事裁判 3 刑事裁判手続（捜査） 4 刑事裁判手続（公判） 5 刑事裁判手続（裁判員制度） 6 刑事裁判手続（被害者参加ほか） 7 心神喪失者医療観察制度 8 刑罰と執行 9 行刑（刑事施設と監獄法） 10 行刑（刑事施設の新潮流） 11 弁護人の職務（1） 12 弁護人の職務（2） 13 裁判事例（1） 14 裁判事例（2） 15 その他 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	シラバス及び直前の講義においてテーマとして指定された論点につき、考察しておくこと。		
テキスト	最新版の六法		
参考文献			
評価方法	期末試験で評価する。なお、答案作成は黒または青のペン書きに指定する（鉛筆で作成された答案は成績評価の対象としない）。		

08～18 律・国・総	法律学特講（担保物権法に関する諸問題）／*****／*****	担当者	遠藤 研一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>担保物権に関する諸制度，各条文の理解を深めることを目的とする。なお，授業の具体的な進め方などは，受講者数を考慮して最終決定するが，いずれにせよ，具体的な事例（設問や判例）を素材として，受講者の問題発見能力・分析力・論理的思考力を養うことに主眼を置く。</p> <p>なお，<u>やる気のない者，単なる単位合わせのためだけに履修する者，提出物の期限などが守れない者などは，他の受講者の迷惑になるので，履修を認めない。</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ① ガイダンス ② 留置権 (1) ③ 留置権 (2) ④ 先取特権 (1) ⑤ 先取特権 (2) ⑥ 先取特権 (3) ⑦ 質権 ⑧ 抵当権 (1) ⑨ 抵当権 (2) ⑩ 抵当権 (3) ⑪ 抵当権 (4) ⑫ 抵当権 (5) ⑬ 非典型担保 (1) ⑭ 非典型担保 (2) ⑮ 非典型担保 (3) 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	毎回出題される事例の分析		
テキスト	特に出題しない。授業時に事例を配布する。		
参考文献	授業時に紹介する。		
評価方法	テスト等を行わない。毎回の授業への参加状況、授業での発表・発言内容等を総合的に勘案し決定する（平常点 100%） 4 回以上欠席した（理由は問わない。一切例外はない）場合は単位を付与しない。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	法律学特講（行政過程論）／*****/行政過程論	担当者	木藤 茂
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「行政過程論」は、専門分野により理解の仕方が異なるように思いますが、この講義では、「法律学特講」の表記が示すとおり、「行政法」の“応用的復習”あるいは“発展”とも言うべき内容をイメージしています。</p> <p>具体的には、憲法・行政法の基礎的な理解を前提として、行政過程における「法」の役割や機能について考察することを主眼に置きつつ、具体的な素材を通して多角的な視点から受講者自身に主体的に考えてもらう機会にしたいと考えています。</p> <p>したがって、「憲法（入門・人権・統治）」及び「行政法Ⅰ・Ⅱ」を履修済であることを前提に、行政学や公共政策学等にも関心がある3年生以上の方を対象とします。</p> <p>受講者数は例年5～10名程度で、講義時間中は、教員による一方的な説明ではなく、受講者の主体的・積極的な参加や議論を求める方法で進めてきていますので、この点について十分に留意をした上で履修するかどうかを決めてください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 憲法・行政法の基礎知識の確認（テストと議論） 2. 憲法・行政法の基礎知識の確認（第1回の続き） 3. 行政活動と法の交錯（総論） 4. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政立法①） 5. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政立法②） 6. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政立法③） 7. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政計画①） 8. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政計画②） 9. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政計画③） 10. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政行為①） 11. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政行為②） 12. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政行為③） 13. 行政活動と法の交錯の諸局面（法律の留保①） 14. 行政活動と法の交錯の諸局面（法律の留保②） 15. まとめ 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	第4回以降については、それぞれのテーマに関連する教科書等の復習をしておいてください。		
テキスト	教材・資料等を適宜配布します。ただし、小型の『六法』は、各自毎回持参してください。		
参考文献	憲法・行政法の教科書は予習・復習のために手元に置いておいてください。		
評価方法	講義時間中の議論への積極的な参加（50%）と学期末のレポート（50%）を基に総合的に評価します。ただし、冒頭のテストと議論で理解が不十分と確認できた場合や、十分な参加がない場合には、学期末のレポートの提出は認めません。		

08～18 律・国・総	法律学特講（債権総論 a）／*****／*****	担当者	納屋 雅城
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この授業で取り扱うのは、民法の「第三編 債権」の中の「第一章 総則」の一部（民法399条～422条、474条～520条）である。債権とは、特定の人に対して一定の行為を請求することのできる法律上の権利のことであり、この債権全般について規定しているのが「第三編 債権」の「第一章 総則」（いわゆる債権総論）である。</p> <p>そこでこの授業では、債権総論のうち、債権が発生し行使され消滅するまでの基礎的な流れについて、関連する条文・判例・学説を取り上げて説明をしていく。</p> <p>* 授業に出席する際には2018年版の六法を必ず持参すること。また講義開始日までに教科書の改訂版が出版されたときは、改訂版の方を使用する。</p> <p>* <u>「民法Ⅲ」の単位を取得してから受講すること。</u></p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 債権の目的 3. 債権の効力 4. 履行の強制 5. 債務不履行（履行遅滞、履行不能） 6. 債務不履行（不完全履行） 7. 損害賠償の意義 8. 損害賠償（類型別）、受領遅滞 9. 弁済の意義、弁済の提供 10. 弁済による代位 11. 弁済の受領権、弁済の充当、代物弁済 12. 相殺の意義 13. 差押えと相殺 14. 供託、更改、免除、混同 15. 全体のまとめ 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	①教科書の指定された範囲を事前に通読すること。②条文は六法等で必ず確認すること。③授業後は、教科書とレジュメを精読すること。		
テキスト	野村豊弘ほか『民法Ⅲ 債権総論 [第3版補訂] (有斐閣Sシリーズ)』(有斐閣、2012年)。		
参考文献	必要に応じて紹介する。		
評価方法	定期試験 100%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	法律学特講（初めての著作権法）／*****／*****	担当者	張 睿暎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>今どき、著作権という言葉を知らない人はもはや少ない。しかし、著作権を正しく理解するためには、著作権法を読み、立法意図や条文の解釈をしなければならない。この講義は、著作権法を学びたい初学者のための入門講義であり、著作権法を基本概念から理解していく。</p> <p>講義では教科書と著作権法の条文を用いて著作権法の体系と内容を理解し、裁判例を数多く見ながら著作権法の解釈と適用を理解していく。また、関連する視聴覚情報も紹介しながら講義を進める。</p> <p>毎回の講義には教科書と著作権法条文を持参し、事前に予習してきてほしい。初回の授業ガイダンスには講義の詳細な進め方に関する重要告知があるので、必ず出席すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 授業のガイダンス、著作権法の体系 2 著作物 1：著作物とは、著作物の種類 3 著作物 2：二次的著作物、編集著作物、データベースの著作物、共同著作物 4 著作者と著作権者：創作者主義の原則と例外 5 著作者の権利 1：著作者人格権 6 著作者の権利 2：著作権（著作財産権） 7 著作権の制限 1：例外規定の概観、私的複製 8 著作権の制限 2：引用、保護期間 9 著作物の利用：利用許諾、出版権 10 著作隣接権 11 権利侵害 1：侵害の要件 12 権利侵害 2：パロディ問題、みなし侵害 13 権利侵害に対する救済 14 著作権の登録制度、裁定制度、新たな問題 15 総括：質問への回答と復習 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	1 回目のガイダンスで配布した授業計画に沿って、授業で扱う範囲の教科書を予習（2 時間）し、授業後は、重要概念や裁判例を復習する自宅学習（2 時間）が求められる。		
テキスト	茶園編『知的財産法入門（第 2 版）』（有斐閣・2017 年）		
参考文献	伊藤塾『知的財産法（第 4 版）』（弘文堂・2012 年）、平嶋他『入門知的財産法』（有斐閣・2016 年）		
評価方法	定期試験の結果（80%）および授業中 Quiz など参加度（20%）を合わせて評価する		

08～18 律・国・総	法律学特講（著作権法の諸問題）／*****／*****	担当者	張 睿暎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では、著作物の種類や利用局面ごとに、著作権とその隣接分野で実際に起こった紛争や新たに台頭してきた問題、法改正に向けてなされている議論等を詳しく解説する。法学部の講義として、著作権法の基礎知識のある学生に向けておこなうため、春学期の「【法】法律学特講（初めての著作権法）」、「【経】著作権法a」を履修していることが前提となる。本講義では著作権法の体系にそっての解説は行わないので、先修科目を履修せずに受講しても、本講義が目標としている事例分析はできないので、必ず先修すること。</p> <p>講義では教科書と併用して、裁判例、論文、報告書、最新の海外動向なども数多く紹介しながら進める。</p> <p>毎回の講義には教科書と著作権法条文を持参し、予習してきてほしい。初回の授業ガイダンスには講義の詳細な進め方に関する重要告知があるので、必ず出席すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 授業のガイダンス、著作権法の体系、著作物 2 著作者、著作権、著作権の制限 3 著作隣接権、著作物の利用、権利の侵害と救済 4 出版物（雑誌、書籍、写真） 5 漫画、アニメ、キャラクター 6 音楽 1：音楽著作権と著作隣接権、音楽配信 7 音楽 2：音楽の放送使用、CM 音楽、ゲーム音楽 8 映像物 1：映画における権利関係、映画の商業的利用 9 映像物 2：放送、動画配信ビジネス 10 ゲーム 11 インターネット 1 12 インターネット 2 13 二次創作、パロディ 14 肖像権・パブリシティ権 15 総括：質問への回答と復習 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	1 回目のガイダンスで配布した授業計画に沿って、授業で扱う範囲の教科書を予習（2 時間）し、授業後は、重要概念や裁判例を復習する自宅学習（2 時間）が求められる。		
テキスト	島並＝上野＝横山『著作権法入門（第 2 版）』（有斐閣・2016 年）、高林龍『標準著作権法（第 3 版）』（有斐閣・2016 年）		
参考文献	小泉他編『著作権判例百選（第 5 版）』（有斐閣・2016 年）		
評価方法	定期試験の結果（80%）および授業中 Quiz など参加度（20%）を合わせて評価する。		

08～18 律・国・総	法律学特講（法学と広義の経済学について）／**／**	担当者	嶋津 格
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>法学における優れた解釈論は、実際にはどこかで必ずその一般的な帰結を考えているのだが、それを明示的に語るとは限らない。その理由は、帰結の予測は極めて複雑で予測し難く、それが簡単にできるかのように語ること自体が、大きなミスリード（読者の誤導）につながる危険が大きいことを、鋭敏な解釈学者たちは理解しているからだと思う。ただ、少しでもそれをやってみようとするれば、もっともその目的に近い学問は（ミクロ）経済学のはずである。しかし、主に米国で盛んな「法と経済学」と呼ばれる学問は、かなり単純な経済学の内部で法の帰結を予測して見せているだけなので、これもミスリードとなる危険を孕んでいる。本講義では、そんな問題関心を背景にしてこれまで嶋津が書いてきた、主に民法基礎論に関わる論文をいくつか取り上げて解説することで、学生諸君がこの種の問題に関心をもってくれることを期待したい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 法と経済学の原点（R.コースなど） 2. 規制緩和は何のためか 3. 市場と国家（格差問題など） 4. 経済学の洞察と法学1——解説 5. 経済学の洞察と法学2——考察 6. 所有権論1 7. 所有権論2（公と私の法理） 8. 進化論的契約論素描 9. 契約の自由（民法改正を含む） 10. 不法行為論1——不運の位置 11. 不法行為論2——リスク論 12. 規範的意識の位置 13. ロールズの平等妄執 14. ハイエクと福祉 15. 総括 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	HomePage で挙げる文献を down load して目を通してみよう。嶋津に、質問や自分の意見を書いたメールを出してみよう。メアドは後に指示する。		
テキスト	各回で使う論文を、ネットを通して配布する。		
参考文献	松浦好治編訳『「法と経済学」の原点』木鐸社		
評価方法	期末のレポートによる。質問等のメールは加点（最大 10 点）方向にのみ評価する。		

08～18 律・国・総	法律学特講（現代世界と自由権の苦境）／**／**	担当者	嶋津 格
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>憲法学においては、様々な自由権はもっとも基本的な人権だとして議論の前提にされる。では世界規模で考えた場合、この前提はどの程度実現されているだろうか。「個人の自由よりも〇〇を」といった主張とそれを推進する政治勢力は、あるいは現代世界の中でもその半分、あるいはそれ以上を支配しているかもしれない。本講義では、憲法問題を遠くから眺めながら、現代の思想と政治の中に見られる、人権思想、特に自由権（主には思想表現の自由）とそれを事実上否定するものとの間の対立について、現実に即して考えてみたい。結果としては、自由権の意義およびそれが現在置かれている「苦境」を理解することにもなるかと思う。講義の目的は、学生諸君に、法学の中で学ぶ抽象的規範論と、現実の世界で起きている事象との関連性（順接逆接を含む）を常に意識しながら考える習慣を身につけてもらうことにある。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 現状——ヘイトスピーチ禁止等 2. 自由の主体——集団か個人か 3. 戦前の日本思想と自由主義 4. 全体主義下の言論（抑圧） 5. 日本国憲法導入と日本社会の変化 6. 歴史理解と表現の自由——歴史教科書・歴史修正主義 7. 社会主義下の自由抑圧とジェノサイド1 8. 社会主義下の自由抑圧とジェノサイド2 9. 表現の自由を否定する表現の自由？ 10. 政教分離原則1——歴史 11. 政教分離原則2——現状 12. 背教と瀆神1 13. 背教と瀆神2 14. テロリズム——いくつかの事例 15. 総括 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	HomePage で挙げる文献に目を通してみよう。嶋津に、質問や自分の意見を書いたメールを出してみよう。		
テキスト	各回に関連する文献は、ネットを通して指示する。		
参考文献	ネットで参考文献のリストを挙げる。一部だけでも読んでみよう。		
評価方法	期末のレポートによる。質問等のメールは加点（最大 10 点）方向にのみ評価する。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後 学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	法学特講（刑法各論と特別刑法）／*****／ *****	担当者	若尾 岳志
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>目的身近な犯罪類型を学ぶことを通して、抽象的な刑法理論をどのように生かしていくのかを身につけます。</p> <p>概要刑事罰の対象となる行為は、主に「刑法典」に定められています。ですが、「刑法典」以外にも、臓器移植法や売春防止法など、様々な法律の中で、刑事罰の対象となる行為が定められています（「広義の特別刑法」）。このような特別刑法に規定されている犯罪類型の方が、より身近な行為であることが多いのです。そこで、刑法各論の発展として、刑法各論と関連性の深い特別刑法上の犯罪類型を取り上げて、その法解釈上の問題や判例などを検討していきたいと思います。テーマは大きく分けると二つです。まず、①生命にかかわる問題です。安楽死や臓器売買などの問題を取り上げます。次に②性に関わる問題です。特に売春防止法や児童買春・ポルノ禁止法などを取り上げます。根底の問題意識は、「倫理」の問題と「自己決定」の限界です。なお、Porta を利用します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション（授業と刑法各論の） （①生命に関わる問題） 2. 人と胎児 3. 人工妊娠中絶 4. 脳死と臓器移植 5. クローン・ES細胞・iPS細胞 6. 安楽死・尊厳死 7. まとめ （②性に関わる問題） 8. 不倫（旧姦通罪） 9. わいせつ物 10. 強姦罪 11. 児童と性行為 12. 売春防止法 13. 痴漢 14. まとめ 15. 現代的問題 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後 学修の内容	事前に、授業で取り上げるテーマについて考え、事後に、授業内容を踏まえつつ、さらに文献・資料を調べてレポートにまとめるようにしてください。		
テキスト	テキストはありません。資料を配布することがあります。		
参考文献	各自で調べてください。（授業の中で紹介することもあります）		
評価方法	レポート2回で評価します（出席を取ります）。		

08～18 律・国・総	法律学特講（刑法総論：不作為犯、未遂犯、共犯）／****／****	担当者	内山 良雄
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、刑法総論を取り扱います。刑法「総論」は、すべての犯罪に共通する要素や原理・原則を解明することを課題とします。本講義では、「刑法総論Ⅰ・Ⅱ」の講義では十分に言及されない不作為犯、未遂犯、共犯を取り扱います。犯罪の原則形態は、「1人の行為者（単独犯）が、故意に基づいて（故意犯）、作為形態の行為（作為犯）で、1つの罪（一罪）を、やり遂げる（既遂犯）」場合です。本講義で取り扱う不作為犯は作為犯の、未遂犯は既遂犯の、共犯は単独犯の例外形態と位置づけられる犯罪類型ですから、原則形態に関する理解を前提に、原則形態との異同を意識しながら、例外とされる犯罪類型の成立要件、成立範囲を理解することが、本講義の目標です。</p> <p>【履修上の注意事項】本講義は、「刑法入門」または「刑法総論Ⅰ・Ⅱ」を受講してから履修することを、強く推奨します（受講済であれば、単位の取得は問いません）。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 不作為犯論（1） 2. 不作為犯論（2） 3. 既遂犯と未遂犯、未遂犯の処罰根拠と実行の着手 4. 不能犯論 5. 中止犯論 6. 正犯と共犯、間接正犯（1） 7. 間接正犯（2） 8. 共犯の基礎理論（処罰根拠、共犯の従属性） 9. 教唆犯・幫助犯（従犯） 10. 共同正犯（1）とくに共謀共同正犯 11. 共同正犯（2）とくに承継的共同正犯 12. 共犯と身分 13. 共謀の射程 14. 共犯の錯誤 15. 共犯からの離脱・共犯の中止 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	教科書の該当箇所を事前に読んで授業に臨み、授業で取り扱われた判例を判例集で確認してください。		
テキスト	プリントを配布します。「刑法総論Ⅰ・Ⅱで使用した教科書」で予習してください。		
参考文献	何でもよいので、各自の使いやすい刑法の判例解説書を1つ手元に置くことが望ましいです。		
評価方法	定期試験 100%（答案に問題の所在を明示し、判例・学説を正しく理解し、自分の考えを他説を批判しながら論理的で説得力ある論旨で主張できているか、を重視して評価します）		

08～18 律・国・総	法律学特講（刑法各論の社会・国家的法益に対する罪）／****／****	担当者	内山 良雄
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、刑法各論を取り扱います。刑法「総論」は、すべての犯罪に共通する要素や原理・原則を解明するものですが、「各論」は、殺人罪や傷害罪といった個別犯罪に特有の成立要件や、類似する他の犯罪との異同・限界を明らかにすることを課題とします。本講義は、「刑法各論Ⅰ・Ⅱ」の講義では十分に言及されない「社会的法益、国家的法益に対する罪」を取り扱います。これらの犯罪は、それを処罰することによって何を保護しているのかが具体的にでないことから、解釈に困難が伴います。犯罪の成立要件を正しく理解し、具体的な事案を対象に、犯罪が成立するか否か、成立するのは何罪かを、刑法各則の条文解釈を通じて論理的に結論づけられるようになることが、本講義の目標です。</p> <p>【履修上の注意事項】本講義は、「刑法入門」または「刑法総論Ⅰ・Ⅱ」、「刑法各論Ⅰ・Ⅱ」を受講してから履修することを、強く推奨します（受講済であれば、単位の取得は問いません。「刑法各論Ⅱ」は同時履修でも構わないです）。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 騒乱罪・多衆不解散罪 2. 放火罪（1） 3. 放火罪（2） 4. 文書偽造罪（1） 5. 文書偽造罪（2） 6. 有価証券偽造罪 7. 支払用カード電磁的記録に関する罪 8. わいせつ物に関する罪、公然わいせつ罪 9. 賭博罪【進度により省略することあり】 10. 公務執行妨害罪 11. 犯人蔵匿罪・証拠隠滅罪 12. 偽証罪 13. 公務員職権濫用の罪【進度により省略することあり】 14. 贈収賄罪（1） 15. 贈収賄罪（2） 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	教科書の該当箇所を事前に読んで授業に臨み、授業で取り扱われた判例を判例集で確認してください。		
テキスト	プリントを配布します。「刑法各論Ⅰ・Ⅱで使用した教科書」で予習してください。		
参考文献	何でもよいので、各自の使いやすい刑法の判例解説書を1つ手元に置くことが望ましいです。		
評価方法	定期試験 100%（答案に問題の所在を明示し、判例・学説を正しく理解し、自分の考えを他説を批判しながら論理的で説得力ある論旨で主張できているか、を重視して評価します）		

08～18 律・国・総	法律学特講（刑事訴訟法演習 a）／*****／*****	担当者	齋藤 実
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>1 講義目的 本講義は、刑事訴訟法 a・b で学んだ知識を元に、具体的な事件を「自分の力で解決」出来る能力を育成することを本講義の目的とします。</p> <p>2 講義概要 判例百選に出てくる事案の中から、重要な事件を選び、検討していきたいと考えています。裁判官ならどう考えるのか、弁護士ならどう考えるのか、検察官ならどう考えるのか、様々な立場の違いを前提とし考えながら、皆さんが「自分の力で解決」することが出来るようになって欲しいと思っています。 「刑事訴訟法を楽しみなが学びたい」と思っている学生の皆さんが受講することを大歓迎します。</p> <p>3 受講条件・出席等 一定の知識を前提しているため、<u>刑事訴訟法 ab いずれも単位取得していることを前提とします。</u></p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 講義の概要 2. 刑事訴訟法の全体像 (1) 3. 刑事訴訟法の全体像 (2) 4. 刑事訴訟法の全体像 (3) 5. 捜査 (1) 6. 捜査 (2) 7. 捜査 (3) 8. 捜査 (4) 9. 捜査 (5) 10. 捜査 (6) 11. 公訴提起 (1) 12. 公訴提起 (2) 13. 公訴提起 (3) 14. 前期のまとめ 15. 前期のまとめ 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業の内容のノートを必ず読み返し、関心事項の文献等に当たってください。		
テキスト	『刑事訴訟法判例百選 第10版』（有斐閣 2017年）		
参考文献	必要ある場合には、授業中に指摘します。		
評価方法	原則として期末試験の結果のみによって評価します。		

08～18 律・国・総	法律学特講（刑事訴訟法演習 b）／*****／*****	担当者	齋藤 実
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>1 講義目的 本講義は、刑事訴訟法 a・b で学んだ知識を元に、具体的な事件を「自分の力で解決」出来る能力を育成することを本講義の目的とします。</p> <p>2 講義概要 判例百選に出てくる事案の中から、重要な事件を選び、検討していきたいと考えています。裁判官ならどう考えるのか、弁護士ならどう考えるのか、検察官ならどう考えるのか、様々な立場の違いを前提とし考えながら、皆さんが「自分の力で解決」することが出来るようになって欲しいと思っています。 「刑事訴訟法を楽しみながら一生懸命学びたい」と思っている学生の皆さんが受講することを大歓迎します。</p> <p>3 受講条件・出席等 一定の知識を前提しているため、<u>刑事訴訟法 ab いずれも単位取得していることを前提とします。</u></p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 前期の復習 2. 公判 (1) 3. 公判 (2) 4. 公判 (3) 5. 公判 (4) 6. 証拠 (1) 7. 証拠 (2) 8. 証拠 (3) 9. 証拠 (4) 10. 証拠 (5) 11. 裁判 12. 救済手続 (1) 13. 救済手続 (2) 14. 後期のまとめ 15. 後期のまとめ 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業の内容のノートを必ず読み返し、関心事項の文献等に当たってください。		
テキスト	『刑事訴訟法判例百選 第10版』（有斐閣 2017年）		
参考文献	必要ある場合には、授業中に指摘します。		
評価方法	原則として期末試験の結果のみによって評価します。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	法律学特講（借地借家法）／*****／*****	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>・借地借家法は、身近で重要な法律である。東京都では50%近い世帯が借家世帯であり、持家の約10%が借地の上にある。最近でも、定期借地権（平成3年）、定期借家権（平成11年）、終身借家権（平成13年）の創設など変化が多い。本講義の目的は、他の法律との関連に注意しつつ、借地借家法の規定と重要判例の意義を明らかにすることである。</p> <p>・講義は、借地借家法の条文の順番とは逆に、借家法から論ずる。借家は建物の賃貸借に絞って検討すれば足りるが、借地では、土地についての借地と土地の上の建物所有という二つの点を理解しなければならず、また、借地のための法制度として地上権と賃借権があり、複雑であるためである。</p> <p>・講義に際しては、民法の一般的な法理との関係のみならず権利の実現という面から訴訟・執行との関係についても言及する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 借地及び借家の意義 2 借家の期間 借家契約は期間満了でどうなるか。 3 借家権の対抗力 借家人は、借家売却で退去するのか 4 借家人の契約上の権利・義務 借家人賃料不払の帰結 5 借家権の譲渡・転貸 賃貸人の承諾との関係 6 近年の諸問題 定期借家・終身借家制度 7 借地権の意義 借地権の種類。土地賃貸借一般との相違 8 借地権の期間 借地期間が満了したときの問題 9 定期借地権 3種類の定期借地権の特徴は何か 10 借地権の対抗力 土地売却での借地権の帰趨 11 借地権者の権利・義務 借地権者の建物増改築等 12 借地権の譲渡・転貸 借地上の建物売却、抵当権 13 判例百選の借地関係 14 判例百選の借家関係 15 講義のまとめ 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。		
テキスト	講義の際に、資料を配布する		
参考文献	内田勝一・借地借家法案内（勁草書房）、購入の必要はない。		
評価方法	学年末の試験を中心にする（80%）。日常点も加味する。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	法学特講（被害者学）／*****／*****	担当者	齋藤 実
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>犯罪の「当事者」は加害者と被害者ですが、被害者は長い間、刑事手続の蚊帳の外に置かれてまいりました。たとえ自分の親族が殺されても、「忘れられた存在」として扱われていました。</p> <p>しかし、近年、その被害者に注目が集まっており、例えば、裁判員裁判が導入された前年（2008）から被害者参加制度が導入されました。それ以外にも、被害者に関する様々な立法がなされています。また、諸外国を見ると、被害者の支援を専門的・一元的に行う官庁（犯罪被害者庁）を設ける国もあります。</p> <p>被害者学は新しい分野ではありますが、近年とてもホットな分野です。日本の現状を考えながら、諸外国の状況や実務を意識した内容もあわせてお話します。</p>		<p>1～3 被害者学の全体像</p> <p>4 犯罪被害者の歴史</p> <p>5, 6 犯罪被害者への経済的支援</p> <p>7～10 犯罪被害者と刑事訴訟手続</p> <p>11, 12 犯罪被害者への精神的支援</p> <p>13, 14 諸外国の犯罪被害者支援</p> <p>15 まとめ</p>	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業の内容のノートを必ず読み返し、関心事項の文献等に当たってください。		
テキスト	特に指定しませんが、六法は持ってきてください（出版社は問いません）。		
参考文献	授業中に指摘します。		
評価方法	原則として期末試験の結果のみによって評価します。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	法律学特講（比較私法史）／*****／*****	担当者	小野 秀誠
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>私法、とくに財産法には各国に共通した規定が多く、沿革的にも、日本の民法は、大陸法、とくにドイツとフランスの民法を参考に制定された経緯があります。近時は、国際的な私法の統一の動きがあり、その一部は、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」のように、わがくにでも実現されています。また、民法などの解釈論でも、条文の意味を理解するには、沿革的な検討が不可欠です。解釈論の基礎となる各国私法の関係や、比較の方法、比較の対象などを検討することが、本講義の目的です。</p> <p>比較の基礎となる日本法の知識が前提となり、民法の各講義（総則、物権、債権）をあらかじめ、少なくとも同時に聴講し、予習しておく必要があります。六法を持参してください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 総論、比較法の概念、他の基礎法学との関連 3. 比較法の意義、日本法の沿革、大陸法と英米法 4. 条約や国際私法との関係、統一法、ウィーン条約 5. 法の継受、大陸法とローマ法、フランス民法 6. 法の移転、お雇い外国人、ドイツ民法、スイス法 7. 契約の自由、契約の成立 8. 契約の効力、同時履行、危険負担 9. 契約の解除、担保責任 10. 所有権移転、抵当権、従物 11. 個別の継受概念、権利概念、物権と債権、形成権 12. 契約締結上の過失、安全配慮義務 13. 積極的契約侵害、給付障害論、状態債務 14. 代理権と委任、日本独自の立法、判例法 15. まとめ 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	シラバスに従い、該当部分の日本法の予習、復習が必要。授業では、確認の趣旨で毎回、質問をします。		
テキスト	五十嵐清『比較法ハンドブック』（2010年、勁草書房）		
参考文献	小野秀誠・ドイツ法学と法実務家（2017年、信山社）		
評価方法	定期試験 5割、授業への参加度、小作文、発言 5割		

08～18 律・国・総	法曹特講（法曹の仕事 - 弁護士業務を中心として）／****／****	担当者	小川 佳子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>いわゆる法曹三者の仕事について解説し、とりわけ弁護士業務の内容について具体的に説明する。多岐にわたる弁護士の業務につき、進路決定の参考となるイメージを描けるよう講義を行う。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 法曹三者 2 弁護士の仕事 3 裁判官の仕事 4 検察官の仕事 5 弁護士業務：一般民事 6 弁護士業務：刑事 7 弁護士業務：会社法務・渉外 8 弁護士業務：福祉 9 弁護士業務：労働 10 弁護士業務：知財 11 弁護士業務：行政 12 弁護士業務：特殊不法行為（交通事故、医療、公害） 13 弁護士業務：スポーツ・エンタテインメント 14 弁護士業務：特殊分野 15 弁護士倫理 	
到達目標	法曹に求められる基本かつ重要な法律知識のうえに、法曹三者の仕事（とりわけ弁護士の業務）、弁護士の事件処理の方法論を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	シラバス及び直前の講義においてテーマとして指定された論点につき、考察しておくこと。		
テキスト	最新版の六法		
参考文献			
評価方法	期末試験で評価する。なお、答案作成は黒または青のペン書きに指定する（鉛筆で作成された答案は成績評価の対象としない）。		

08～18 律・国・総	法曹特講（弁護士業務の諸問題）／****／****	担当者	小川 佳子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>春学期での講義を前提に、秋学期は弁護士としての事件処理について、より具体的に説明する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 法律相談 2 受任、準備、方針決定 3 さまざまな手続と起案 4 交渉、裁判、尋問（1） 5 交渉、裁判、尋問（2） 6 財産関係事件 7 家族関係事件 8 相続関係事件 9 その他特殊分野（1） 10 その他特殊分野（2） 11 刑事弁護（1） 12 刑事弁護（2） 13 公益活動 14 弁護士倫理 15 その他 	
到達目標	法曹に求められる基本かつ重要な法律知識のうえに、法曹三者の仕事（とりわけ弁護士の業務）、弁護士の事件処理の方法論を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	シラバス及び直前の講義においてテーマとして指定された論点につき、考察しておくこと。		
テキスト	最新版の六法		
参考文献			
評価方法	期末試験で評価する。なお、答案作成は黒または青のペン書きに指定する（鉛筆で作成された答案は成績評価の対象としない）。		

08～18 律・国・総	法曹特講（債権回収・担保法上の諸問題）／****／****	担当者	遠藤 研一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>債権回収・担保法は、民法の中でも特に学生にとってはハードルの高い分野であると思われるが、取引実務においては、避けて通れない重要な領域である。本特講は、履修者が債権総論および担保物権に関する基礎知識を有していることを前提として、事例問題等を通じて実力を要請していく。「知っている」から「使える」という所まで実力を高めることを目的とする。</p> <p>毎週、基礎知識の定着を確認する作業を行った後に、事例問題を検討する。毎週、必ず予習が義務付けられるので、それができない者の受講は認めない。与えられる課題の内容も、相当ハイレベルのものとなるので、その自覚をもって履修すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 抵当権Ⅰ 3. 抵当権Ⅱ 4. 抵当権Ⅲ 5. 保証Ⅰ 6. 保証Ⅱ 7. 債権譲渡担保Ⅰ 8. 債権譲渡担保Ⅱ 9. 相殺Ⅰ 10. 相殺Ⅱ 11. 責任財産保全Ⅰ 12. 責任財産保全Ⅱ 13. 動産担保Ⅰ 14. 動産担保Ⅱ 15. 消滅時効 	
到達目標	法曹に求められる基本かつ重要な法律知識のうえに、法曹三者の仕事（とりわけ弁護士の業務）、弁護士の事件処理の方法論を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	毎回出題される事例の分析		
テキスト	特に指定しない。授業時に、事例を配布する。		
参考文献	授業時に紹介する。		
評価方法	テスト等を行わない。毎回の授業への参加状況、授業での発表・発言内容等を総合的に勘案し決定する（平常点 100%） 4 回以上欠席した（理由は問わない。一切例外はない）場合は単位を付与しない。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	法曹特講（債権総論 b）／*****／*****	担当者	納屋 雅城
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この授業で取り扱うのは、民法の「第三編 債権」の中の「第一章 総則」の一部（民法423条～473条）である。債権とは、特定の人に対して一定の行為を請求することのできる法律上の権利のことであり、この債権全般について規定しているのが「第三編 債権」の「第一章 総則」（いわゆる債権総論）である。</p> <p>そこでこの授業では、債権総論のうち「責任財産の保全」、「多数当事者の債権関係」、そして「債権譲渡」という3つの大きなテーマについて、関連する条文・判例・学説を取り上げて説明をしていく。</p> <p>* 授業に出席する際には2018年版の六法を必ず持参すること。また講義開始日までに教科書の改訂版が出版されたときは、改訂版の方を使用する。</p> <p>* 「民法Ⅲ」の単位を取得してから受講すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 債権者代位権の意義 3. 債権者代位権の行使・効果 4. 詐害行為取消権の意義 5. 詐害行為取消権の行使・効果 6. 分割債権・債務、不可分債権・債務 7. 連帯債務の意義・効力 8. 連帯債務における求償 9. 保証債務の意義・効力 10. 保証債務における求償 11. 債権譲渡の意義 12. 債権譲渡の対抗要件 13. 債権譲渡の効果 14. 債務引受 15. 全体のまとめ 	
到達目標	法曹に求められる基本かつ重要な法律知識のうえに、法曹三者の仕事（とりわけ弁護士の業務）、弁護士の事件処理の方法論を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	①教科書の指定された範囲を事前に通読すること。②条文は六法等で必ず確認すること。③授業後は、教科書とレジュメを精読すること。		
テキスト	野村豊弘ほか『民法Ⅲ 債権総論 [第3版補訂] (有斐閣Sシリーズ)』(有斐閣、2012年)。		
参考文献	必要に応じて紹介する。		
評価方法	定期試験 100%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	法曹特講（刑事法 13）／*****／*****	担当者	中空 壽雅
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>法曹特講（刑事法13）では、刑法総論分野・刑法各論分野の重要論点について、判例を素材にしながらより深く学習をします。その意味では、重要判例で学ぶ刑法ということになります。各テーマについては、判例と学説状況を示したレジュメを使用しながら、判例の考え方を説明していきます。通常の講義のように受動的に参加をするのではなく、演習のようなつもりで積極的・能動的に授業二酸化して下さい。</p> <p>具体的な授業の進め方については、第 I 回目の授業で説明します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 判例による刑法の学び方 2 因果関係について (1) 3 因果関係について (2) 4 不真正不作為犯について 5 事実の錯誤について 6 誤想防衛・誤想過剰防衛について 7 早すぎた結果発生について 8 正当防衛について 9 傷害罪について 10 窃盗罪について 11 強盗罪について 12 詐欺罪について 13 詐欺罪について 14 文書偽造罪について 15 放火罪について 	
到達目標	法曹に求められる基本かつ重要な法律知識のうえに、法曹三者の仕事（とりわけ弁護士の業務）、弁護士の事件処理の方法論を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	あらかじめレジュメで示された判例事案をしっかりと読んだ上で授業に参加すること。また、授業後はその判例のテーマについて刑法総論・刑法各論の教科書の該当箇所を読み問題点を理解を図ること。		
テキスト	基本的にレジュメを使用して講義します。		
参考文献	各自の刑法総論・刑法各論の教科書、山口厚『新判例から見た刑法』（有斐閣）		
評価方法	レポート100パーセントで評価します。		

08～18 律・国・総	法曹特講（刑事政策演習）／*****／*****	担当者	齋藤 実
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>1 講義目的 本講義は、刑事政策、その中でも犯罪者の処遇に焦点としながら、講義をします。 出来る限り具体的なイメージを持つことが出来るように、授業を展開します。</p> <p>2 講義概要 刑務所などの刑事施設で処遇する施設内処遇、保護観察などの社会で処遇する社会内処遇を中心に検討していきます。刑事政策は、変化の激しい分野ですが、基本的な内容を押さえながら、出来る限り最新の内容を伝えたいと思います。</p> <p>3 受講にあたって 時としては、目を背けたくなるような現実を直視することもあります。そのような内容に抵抗を感じる学生には、受講を勧めません。ただ、犯罪は社会の鏡と言います。刑事政策の勉強を通じて、社会を知りたいという気概を持つ人の受講を期待します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 講義の概要（刑事政策の勉強の仕方） 2. 犯罪統計をどのように読むか 3. 受刑者処遇はどのように行っているのか 4. 男子受刑者の処遇の現状と対策 5. 女子受刑者の処遇の現状と対策 6. P F I 刑務所での処遇の現状と対策 7. 少年手続について 8. 少年院などの処遇はどのように行っているのか 9. 保護観察はどのように行っているのか 10. 保護観察の現状と対策 11. どのような種類の刑罰があるか 12. 死刑制度について 13. 諸外国の刑事政策について 14. 新しい時代の刑事政策について 15. まとめ 	
到達目標	法曹に求められる基本かつ重要な法律知識のうえに、法曹三者の仕事（とりわけ弁護士の業務）、弁護士の事件処理の方法論を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業の内容のノートを必ず読み返し、関心事項の文献等に当たってください。		
テキスト	特に指定しませんが、六法は持ってきてください（出版社は問いません）。		
参考文献	授業中に指摘します。		
評価方法	原則として期末試験の結果のみによって評価します。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	経済原論 a/現代経済論 a/経済原論 a	担当者	野村 容康
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義概要 経済学を初めて学ぶ学生を対象に、現代経済学の基礎的な理論について概説する。前期は、家計と企業に代表される個別経済主体の行動分析に焦点を当て（ミクロ経済分析）、後期は、一国経済全体の視点から国民所得決定の理論、財政・金融政策等について議論する（マクロ経済分析）。</p> <p>講義目的 身の回りの様々な経済現象がどのように経済理論によって説明されるかを自分なりに考察できるようにするため、まずは経済学の基礎的な「文法」と「用語」を習得することが本講義の目的である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 経済学の目的と方法 2. 家計の行動①－効用の概念と予算制約 3. 家計の行動②－効用最大化 4. 家計の行動③－消費者余剰の概念 5. 企業の行動①－生産技術の決定 6. 企業の行動②－費用曲線と利潤最大化 7. 企業の行動③－生産者余剰の概念 8. 市場価格の決定 9. 不完全競争市場 10. 厚生経済学の基本定理 11. 市場の失敗 12. 所得分配の決定 13. 政府の役割①－規制および補助金政策 14. 政府の役割②－租税政策 15. まとめ 	
到達目標	経済原論の基本、経済原論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	各回の講義で解説した専門用語（プリントを配布）について復習し、十分に理解したうえで、次回の講義に臨むこと。		
テキスト	特に指定しない。		
参考文献	初回の講義にて紹介する。		
評価方法	定期試験の成績（80％）に授業内での小テストの結果（20％）を加味して評価する。		

08～18 律・国・総	経済原論 b/現代経済論 b/経済原論 b	担当者	野村 容康
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義概要 経済学を初めて学ぶ学生を対象に、現代経済学の基礎的な理論について概説する。前期は、家計と企業に代表される個別経済主体の行動分析に焦点を当て（ミクロ経済分析）、後期は、一国経済全体の視点から国民所得決定の理論、財政・金融政策等について議論する（マクロ経済分析）。</p> <p>講義目的 身の回りの様々な経済現象がどのように経済理論によって説明されるかを自分なりに考察できるようにするため、まずは経済学の基礎的な「文法」と「用語」を習得することが本講義の目的である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. マクロ経済学の体系 2. 国民所得の諸概念 3. 消費と貯蓄の理論 4. 企業投資の理論 5. 国民所得決定の理論 6. 生産物市場の分析 7. 金融市場の分析 8. 財政政策の有効性 9. 金融政策の有効性 10. 国際収支と為替レートの決定要因 11. 開放マクロ経済下での経済政策 12. 公債発行と財政赤字 13. 経済成長の決定要因 14. 日本の公的債務と経済成長 15. まとめ 	
到達目標	経済原論の基本、経済原論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	各回の講義で解説した専門用語（プリントを配布）について復習し、十分に理解したうえで、次回の講義に臨むこと。		
テキスト	特に指定しない。		
参考文献	初回の講義にて紹介する。		
評価方法	定期試験の成績（80％）に授業内での小テストの結果（20％）を加味して評価する。		

08～18 律・国・総	会計学 a / *****/*****	担当者	内倉 滋
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「会計学 a, b」という科目は、複式簿記原理の最低限の知識を前提として、それに内容的な意味付けを試みていくものであり、会計を言語に例えるならば「意味論」に相当するものである。そこで取り扱われる中身は、広義の意味での会計学の全領域ということになる。</p> <p>そのうち「会計学 a」では、最初に複式簿記の基本原則をごく簡単に説明した上で、財務会計論の領域の諸問題を順次講義していきたい。具体的には、資産や負債の定義ということから始めて、最終的にはキャッシュフロー計算書や連結財務諸表の作成方法についての説明も予定している。</p> <p>なお、本講義は、ここ数年 科目登録が抽選制になってしまい、設置学科の学生が希望しても受講できない事態になってしまっていた。そのため本年度については、経営学科には類似科目が設置されていることもあるので、<u>経営学科生の履修を許可しないこと</u>としたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーション(本講義の 目的, 目標 等) 2. 第1章 : 決算書から見える世界 3. 第2章 その1: 複式簿記の基本概念 4. 第2章 その2: 取引の仕訳 5. 第2章 その3: 勘定口座への転記 6. 第2章 その4: 決算修正 7. 第2章 その5: 貸借対照表, 損益計算書 8. 第2章 その6: 間接法によるキャッシュフロー計算書 9. 第2章 その7: 直接法によるキャッシュフロー計算書 10. 第2章 その8: グループ経営と決算書 11. 第2章 その9: 資産, 負債 の定義 12. 第2章 その10: 決算書と法律 13. 第3章 その1: 利益計算のルール, 収益と費用 14. 第3章 その2: 資産評価の基礎 15. 総復習: 第2回講義～第14回講義の総復習 	
到達目標	会計学の基本、会計学の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前に教科書の該当箇所に通して読むこと。講義は、当日配付するハンドアウト資料の要点だけを説明していく形で行う。講義のあとハンドアウト資料を通読し、自分なりの整理をしておくこと。		
テキスト	山浦久司・廣本敏郎 編著、『ガイダンス企業会計入門[第4版]』(白桃書房)		
参考文献	必要に応じ そのつどハンドアウトの中で指示する。		
評価方法	6 割前後は期末試験の結果で、残りは平常点(講義中の小テスト等)で評価する。その詳細は、最初の講義時に説明したい。		

08～18 律・国・総	会計学 b / *****/*****	担当者	内倉 滋
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「会計学 b」は、「会計学 a」の知識を前提として、「会計監査論」、「管理会計論」、「経営分析論」、「税務会計論」といった領域の諸問題を、教科書に沿った形で講義していきたい。</p> <p>なお、本講義は、ここ数年 科目登録が抽選制になってしまい、設置学科の学生が希望しても受講できない事態になってしまっていた。そのため本年度については、経営学科には類似科目が設置されていることもあるので、<u>経営学科生の履修を許可しないこと</u>としたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 第3章 その3: 剰余金の額, 剰余金の配当 2. 第3章 その4: 会計基準の国際的調和 3. 第4章 その1: 原価とは 4. 第4章 その2: 総合原価計算 基本原理 5. 第4章 その3: 総合原価計算 期首仕掛品がある場合 6. 第4章 その4: 個別原価計算 7. 第4章 その5: 標準原価計算 8. 第5章 決算書の信頼性を確かめる 9. 第6章 その1: CVP分析 10. 第6章 その2: 貢献利益の計算と意思決定 11. 第6章 その3: 差額原価収益分析 12. 第7章 決算書を読んでみよう 13. 第8章 その1: 決算書と税金 14. 第8章 その2: 税効果会計 15. 総復習: 第1回講義～第14回講義の総復習 	
到達目標	会計学の基本、会計学の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前に教科書の該当箇所に通して読むこと。講義は、当日配付するハンドアウト資料の要点だけを説明していく形で行う。講義のあとハンドアウト資料を通読し、自分なりの整理をしておくこと。		
テキスト	山浦久司・廣本敏郎 編著、『ガイダンス企業会計入門[第4版]』(白桃書房)		
参考文献	必要に応じ そのつどハンドアウトの中で指示する。		
評価方法	6 割前後は期末試験の結果で、残りは平常点(講義中の小テスト等)で評価する。その詳細は、最初の講義時に説明したい。		

08～18 律・国・総	法政総合講座「地域の現場から」(3 学科共通)	担当者	大谷 基道
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講座では、「地域の現場から」をテーマに、実際に地方行政の現場に携わっている近隣の地方自治体（草加市、八潮市、越谷市）職員の方々に、各地域の課題、担当業務の概要、現場で直面している諸問題等について率直に語っていただく。さらに、講演内容を踏まえ、学生自らが地域との関わりを理解し、参加していく機会としたい。</p> <p>意見交換を伴う双方向の授業とするため、受講に際しては、単に話を聞くだけではなく、綿密な予習や積極的な発言など強い参加意欲が求められる。</p> <p>なお、自治体職員の方々をゲストにお迎えすることから、礼を失する受講態度には特に厳しく対処する。また、毎回冒頭に出席をとり、遅刻・途中退席は認めない。</p> <p>※ 過去に法政総合講座「地域の現場から」を修得済みの場合、2018年度は履修することができません。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 授業の概要と進め方 2. 草加市長基調講演（予定） 3. 自治体職員による講演 4. 自治体職員による講演 5. 自治体職員による講演 6. 自治体職員による講演 7. 自治体職員による講演 8. 自治体職員による講演 9. 自治体職員による講演 10. 自治体職員による講演 11. 自治体職員による講演 12. 自治体職員による講演 13. 自治体職員による講演 14. 自治体職員による講演 15. 3市職員等によるパネルディスカッション（予定） 	
到達目標	法学、政治学分野に関する現実社会の状況に触れ、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	予め関係自治体のホームページの該当箇所を一読してくること。(予習レポートの提出を求める場合あり。)各回の講演内容について事後にレポートを課す。詳細は1回目の講義で説明する。		
テキスト	特に指定しない。必要に応じて適宜プリントを配付する。		
参考文献	授業中に適宜紹介する。		
評価方法	レポート 80%、授業への参加度 20%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後 学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	**** / 比較法史 / ****	担当者	吉川 信将
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>経済活動の主要な担い手である会社の組織・運営を規律する会社法を題材に、主要国の会社法が異なる地理的・政治的・経済的環境の中でどのように生成され、現在の形に至ったのかをたどる。現在の経済社会はグローバル化していると言われるが、各国の会社法においては、相互に影響を及ぼしあっている事項がある反面、大きな差異が存在する事項もある。そうした事項が生じた原因・理由を探ることにより、あるべき会社法の姿を模索する。</p> <p>イギリスとアメリカの会社法の生成・発展については、英文資料を訳させるので、ある程度の読解力が必要となる。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. ドイツ株式法の生成・発展 (1) 3. ドイツ株式法の生成・発展 (2) 4. ドイツ株式法の生成・発展 (3) 5. イギリス会社法の生成・発展 (1) 6. イギリス会社法の生成・発展 (2) 7. イギリス会社法の生成・発展 (3) 8. アメリカ会社法の生成・発展 (1) 9. アメリカ会社法の生成・発展 (2) 10. アメリカ会社法の生成・発展 (3) 11. アメリカ会社法の生成・発展 (4) 12. 中国会社法の生成・発展 13. 日本の会社法の生成・発展 (1) 14. 日本の会社法の生成・発展 (2) 15. 講義のまとめ 	
到達目標	比較法史の概括、根幹となる重要な思想や制度の特徴を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後 学修の内容	英文資料を利用する回は事前に読み込んでおくこと。		
テキスト	指定しない		
参考文献	必要な資料は、授業時に配布する		
評価方法	定期試験またはレポート 70%、授業への参加度 (確認テスト含む) 30%		

08～18 律・国・総	**** / 比較政治 a / 比較政治 a	担当者	作内 由子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>日本を含め近年の先進諸国においては、政治をめぐってさまざまな問題が生じている。しかしそれを単に国民性や政治家の資質に帰すのでは、問題解決を図るための一歩を踏み出すことができない。現在われわれの直面する問題がなぜ生じるのか、政治制度の側面から分析する視角を身に付ける。</p> <p>春学期はまず近年の政治学において主流となりつつある分析視角として方法論的個人主義を冒頭で扱う。その後この見方に従って政治体制論、選挙制度論、政党論などを扱う。</p> <p>日米欧の各国の具体例を豊富に挙げることによって、方法論的個人主義という抽象的な理論と具体的な実態とを結びつけることができるようになることが講義の目的である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 政治のとらえ方① 3. 政治のとらえ方② 4. 国家という枠組み① 5. 国家という枠組み② 6. 政治体制① 7. 政治体制② 8. 政治体制③ 9. 選挙と投票① 10. 選挙と投票② 11. 選挙と投票③ 12. 政党と政党システム① 13. 政党と政党システム② 14. 政党と政党システム③ 15. まとめ 	
到達目標	日本の政治を外国の政治と対比させながら、現代政治に関する事柄を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前に教科書の指定された箇所を読んでくること。		
テキスト	砂原庸介・稗田健志・多湖淳『政治学の第一歩』有斐閣、2015年		
参考文献	授業中に指示する。		
評価方法	期末試験による。別途 20 点満点の任意レポートを課す。		

08～18 律・国・総	**** / 比較政治 b / 比較政治 b	担当者	作内 由子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>日本を含め近年の先進諸国においては、政治をめぐってさまざまな問題が生じている。しかしそれを単に国民性や政治家の資質に帰すのでは、問題解決を図るための一歩を踏み出すことができない。現在われわれの直面する問題がなぜ生じるのか、政治制度の側面から分析する視角を身に付ける。</p> <p>秋学期は春学期に引き続いて方法論的個人主義の見方に基づいて三権の関係、官僚制・利益団体論、連邦制などを扱う。</p> <p>日米欧の各国の具体例を豊富に挙げることによって、方法論的個人主義という抽象的な理論と具体的な実態とを結びつけることができるようになることが講義の目的である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 政権とアカウンタビリティ① 3. 政権とアカウンタビリティ② 4. 政権とアカウンタビリティ③ 5. 執政・立法・司法① 6. 執政・立法・司法② 7. 執政・立法・司法③ 8. 政策過程と官僚制・利益団体① 9. 政策過程と官僚制・利益団体② 10. 政策過程と官僚制・利益団体③ 11. 連邦制と地方制度① 12. 連邦制と地方制度② 13. 連邦制と地方制度③ 14. 問題演習 15. おわりに 	
到達目標	日本の政治を外国の政治と対比させながら、現代政治に関する事柄を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前に教科書の指定された箇所を読んでくること。		
テキスト	砂原庸介・稗田健志・多湖淳『政治学の第一歩』有斐閣、2015年		
参考文献	授業中に指示する。		
評価方法	期末試験による。別途 20 点満点の任意レポートを課す。		

08～18 律・国・総	*****/国際組織法-1/*****	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 本講義の目的は、国際社会が抱える地球規模の問題（たとえば、安全保障、テロ、世界規模の感染症等）とそれへの国際社会（特に国際組織）の取り組みについて理解することです。</p> <p>〔講義概要〕 国際社会には世界政府は存在しません。しかし、多様な国際組織が、国家とともに、国際社会の共通利益の実現のために重要な役割を担っています。本講義では、これら国際組織の様々な活動分野をとりあげて、国際組織が各分野で果たしている機能を具体的に説明します。</p> <p>本講義の履修にあたっては、国際法の知識は必ずしも必要ではありませんが、講義の中では主に国際法の視点から分析を行うため、一連の講義に先立ち、国際社会と国際法についての簡単なレクチャーを行います（なお国際教養学部や経済学部の学生が履修する場合は2年生以上で受講することをお勧めします）。</p>		<ol style="list-style-type: none"> はじめに 国際組織と国際法 紛争の平和的解決に関わる国際組織（1） 紛争の平和的解決に関わる国際組織（2） 安全保障に関わる国際組織（1） 安全保障に関わる国際組織（2） 軍備管理・軍縮・不拡散に関わる国際組織 人権問題にかかわる国際組織 人道・難民問題に関わる国際組織 国際貿易・国際金融に関わる国際組織 開発援助と南北問題に関わる国際組織 教育・文化に関わる国際組織 国際保健に関わる国際組織 海洋に関わる国際組織 まとめ 	
到達目標	国際組織法の基本的な考え方、および、国際組織法に関する重要な判例、学説を正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	①事前学習：あらかじめ配布された資料の該当箇所を熟読。②講義中：教員から提示される今日のポイントを授業レポートとして提出。③事後学習：教員の添削・コメントを読んで復習。		
テキスト	レジュメを配布します。		
参考文献			
評価方法	学期末に実施する試験により評価し（100%）、平常点を加点材料とします（ただし上限 10%）。		

08～18 律・国・総	*****/国際組織法-2/*****	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 本講義は、国際連合を中心とする国際組織を規律している法に関する講義を提供することを目的とします。</p> <p>〔講義概要〕 今日、国際連合をはじめとした多くの国際組織が活動し、多くの人々がいわゆる「国際公務員」として活躍しています。しかし、これらの活動は、国際組織の設立条約や地位協定、職員規則などのルールに従っています。本講義は、国際組織や国際公務員の活動を規律しているルールについて、主に国際連合を例として分析を行います。</p> <p>本講義は、国際法や国際組織法1を履修していなくても履修できます（主に国際法の視点から国際組織の分析を行うため、全学共通授業科目の国際法や法学部の国際法も同時に受講することを奨励します）。また、この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・システム等を活用して、教員とのコミュニケーションを図ります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> はじめに 国際組織の概念と歴史 国際法の基礎知識 国際組織の設立と解散 国際組織の国際法上の地位 国際組織の国内法上の地位 国際組織と加盟国 国際組織間の連携・協力 国際組織とNGO（民間団体） 国際公務員 国際組織の意思決定 国際組織と財政・分担金・運営上の諸問題 国際組織に関する事例研究（1） 国際組織に関する事例研究（2） まとめ 	
到達目標	国際組織法の基本的な考え方、および、国際組織法に関する重要な判例、学説を正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	①事前学習：あらかじめ指定されたテキストの箇所を熟読。②講義中：教員から提示される今日のポイントを授業レポートとして提出。③事後学習：教員の添削・コメントを読んで復習。		
テキスト	浦部・望月編『国際機構論[総合編]』（国際書院、2015年）		
参考文献			
評価方法	学期末に実施する試験により評価し（100%）、平常点を加点材料とします（ただし上限 10%）。		

08～18 律・国・総	****/国際人権法 a/国際人権法 a	担当者	成嶋 隆
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】</p> <p>国際人権法に関する基礎的な知識を修得させることを目的とする。とくに「a」においては、国際人権法の全体像を把握させることに主眼を置く。</p> <p>【講義概要】</p> <p>国際人権法の生成と展開を素描したのち、主要な国際人権文書を順次取り上げてそれらの内容につき説明する。最後の2回では、主要な国際人権保障システムを概観する。</p> <p>【その他、履修上の注意】</p> <p>本講義の内容は「国際人権法b」とリンクしているので、「a・b」ともに受講するのが望ましい。</p> <p>六法（小型のもので可）は、毎回の講義に必ず持参すること。</p>		<p>各回の講義テーマは次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国際人権法の生成と展開 2 主要国際人権文書①—国連憲章・世界人権宣言 3 主要国際人権文書②—国際人権 B 規約 4 主要国際人権文書③—国際人権 A 規約 5～6 主要国際人権文書④—人種差別撤廃条約 7～8 主要国際人権文書⑤—女性差別撤廃条約 9～10 主要国際人権文書⑥—子どもの権利条約 11 主要国際人権文書⑦—障害者権利条約 12 主要国際人権文書⑧—難民条約 13 主要国際人権文書⑨—拷問等禁止条約 14 国際人権保障のしくみ①—国家報告制度 15 国際人権保障のしくみ③—個人通報制度 	
到達目標	国際人権法の意義及び概要、および、国際人権法に関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義テキストは原則として前の週に配布するので、事前学修としてはテキストを予め読んでおくことが内容となる。事後学修は、その日の講義内容をテキストやノートを参照しつつ復習することが内容となる。		
テキスト	指定しない。講義は、別に用意する講義レジュメおよび講義資料により行う。		
参考文献	随時紹介する。		
評価方法	2回の小テスト（各20点）および学期末に実施する筆記試験（60点）により総合的に評価する。		

08～18 律・国・総	****/国際人権法 b/国際人権法 b	担当者	成嶋 隆
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】</p> <p>「国際人権法a」の講義を踏まえ、国際人権法と日本との関係につき理解を深めさせることを目的とする。</p> <p>【講義概要】</p> <p>国際人権法の国内的实施に関する理論問題につき基礎的な解説をした後、主要な国際人権条約への日本の対応を検討する。</p> <p>【その他、履修上の注意】</p> <p>本講義の内容は「国際人権法a」とリンクしているので、「a・b」ともに受講するのが望ましい。</p> <p>六法（小型のもので可）は、毎回の講義に必ず持参すること。</p>		<p>各回の講義テーマは次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国際人権条約の国内的効力 2 直接適用と間接適用 3～4 国際人権条約と日本①—国際人権 B 規約 5～6 国際人権条約と日本②—国際人権 A 規約 7～8 国際人権条約と日本③—人種差別撤廃条約 9～10 国際人権条約と日本④—女性差別撤廃条約 11～12 国際人権条約と日本⑤—子どもの権利条約 13～14 国際人権条約と日本⑥—拷問等禁止条約 15 国際人権条約と日本⑦—難民条約 	
到達目標	国際人権法の意義及び概要、および、国際人権法に関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義テキストは原則として前の週に配布するので、事前学修としてはテキストを予め読んでおくことが内容となる。事後学修は、その日の講義内容をテキストやノートを参照しつつ復習することが内容となる。		
テキスト	指定しない。講義は、別に用意する講義レジュメおよび講義資料により行う。		
参考文献	随時紹介する。		
評価方法	2回の小テスト（各20点）および学期末に実施する筆記試験（60点）により総合的に評価する。		

08～18 律・国・総	****/国際環境法 a/****	担当者	一之瀬 高博
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 国際環境問題および地球環境問題に対処するための国際的な法のしくみを概観する。</p> <p>〔講義概要〕 主に総論にあたる部分として、国際環境問題の性質・歴史、紛争の種類、国家や個人等の紛争当事者の地位、問題解決の基本的な手法、国際環境法における諸原則や国際環境保全規範の構造などを検討する。</p> <p>【注意事項】 本講義は、元来、法学部専門科目として3年生以上に開講される科目である。国際教養学部では、「グローバル・ガバナンスa」として2年生以上に開講されるが、2年生が受講を希望する場合は、履修が容易ではないので、開講時に教員に相談すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 講義の概要 2 環境問題と国際社会 3 国際環境問題の法的紛争類型 4 越境汚染と領域管理責任 5 無過失責任条約 6 国際公域の環境保全 7 国際環境法の諸原則 8 環境責任論の進展 9 国際環境保全規範と事前防止 10 事前防止の手続的規則—通報・協議 11 事前防止の手続的規則—環境影響評価 12 司法手続き・履行確保 13 非国家主体・非拘束文書の役割 14 講義のまとめ 15 講義のまとめ 	
到達目標	国際環境法の意義および機能に関する基本的知識のうえに、国際環境法に関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストや参考文献等の指定された箇所を事前に精読しておくこと。 講義中の指示に従い、復習や課題作業を行うこと。		
テキスト	開講時に指示する。		
参考文献	松井芳郎『国際環境法の基本原則』東信堂 2010 年、『国際条約集』有斐閣 2018 年。		
評価方法	期末試験の成績（70%）により評価し、平常授業での課題レポート・小テストなどの成果（30%）も評価対象にする。		

08～18 律・国・総	****/国際環境法 b/****	担当者	一之瀬 高博
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 国際環境問題および地球環境問題に対処するための国際的な法のしくみを概観する。</p> <p>〔講義概要〕 環境条約の内容、国家実行、国際会議や国際機関の対応、具体的紛争等を素材に、個々の環境問題の種類ごとに国際環境法の構造を分析する。</p> <p>【注意事項】 本講義は、元来、法学部専門科目として3年生以上に開講される科目である。国際教養学部では、「グローバル・ガバナンスa」として2年生以上に開講されるが、2年生が受講を希望する場合は、履修が容易ではないので、開講時に教員に相談すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 講義の概要 2 長距離越境大気汚染、酸性雨 3 地球大気圏・気候変動問題—オゾン層 4 地球大気圏・気候変動問題—気候変動枠組条約 5 地球大気圏・気候変動問題—パリ協定 6 海洋環境の保全—総論 7 海洋環境の保全—船舶起因 8 海洋環境の保全—海洋投棄 9 南極の環境保護 10 廃棄物の越境移動 11 有害物質、放射能と環境 12 自然環境の保全 13 生物多様性の保全 14 講義のまとめ 15 講義のまとめ 	
到達目標	国際環境法の意義および機能に関する基本的知識のうえに、国際環境法に関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストや参考文献等の指定された箇所を事前に精読しておくこと。 講義中の指示に従い、復習や課題作業を行うこと。		
テキスト	開講時に指示する。		
参考文献	西井・白杵編『国際環境法』有信堂 2011 年、『国際条約集』有斐閣 2018 年。		
評価方法	期末試験の成績（70%）により評価し、平常授業での課題レポート・小テストなどの成果（30%）も評価対象にする。		

08～18 律・国・総	*****/国際経済法/*****	担当者	箭内 彰子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義では、国際経済法の基本的構造やルールの原則及びその例外について学び、とりわけ WTO 協定を中心とする通商に関する国際法制度について包括的な理解を得ることを目的とします。</p> <p>経済のグローバル化が進む中、各国の利害対立が生じやすい分野であることから、できるだけ具体的なケーススタディを取り入れ、わかりやすく解説していきます。そして、WTO 法の基本的なルールを身につけることにより、実際に生じている事例に対して実践的な検討ができることを目指します。</p> <p>また、国際経済法に関してより広い知識を得るために、秋学期の国際関係法特講（国際関係法）を併せて受講することを勧めます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際経済法 の概念 2. GATT/WTO 体制 3. WTO の機能—関税の譲許、数量制限の禁止 4. WTO の基本原則—無差別原則①：最恵国待遇 5. WTO の基本原則—無差別原則②：内国民待遇 6. 貿易救済措置①—アンチ・ダンピング 7. 貿易救済措置②—補助金相殺関税 8. 貿易救済措置③—セーフガード 9. 非関税障壁の規律①—貿易の技術的障害（TBT） 10. 非関税障壁の規律②—衛生植物検疫措置（SPS 措置） 11. 地域貿易協定① 12. 地域貿易協定② 13. 紛争解決手続① 14. 紛争解決手続② 15. まとめ 	
到達目標	国際経済法に関する基礎知識のうえに、特に、GATT、WTO に関する基本を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前に参考書等の講義該当箇所を通読し、授業内容を踏まえて要点整理などの復習を行ってください。		
テキスト	教科書は特に指定しません。		
参考文献	中川淳司他『国際経済法（第2版）』有斐閣（2012年）など。その他は授業中に紹介します。		
評価方法	原則として定期試験により評価します（100%）。		

08～18 律・国・総	*****/国際関係法特講（国際経済法）/*****	担当者	箭内 彰子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義では、国際経済法の中心的な位置を占める WTO 法体制とその他の法分野との関係について、基本的な理解を得ることを目的とします。</p> <p>環境の保護、途上国の経済開発、抗 AIDS 薬などに対する特許制度、労働環境などの問題が貿易とどのように関わり、WTO のルールとの間にどのような法的問題を生じさせているのかを理解することにより、WTO が直面している課題について具体的な議論ができることを目指します。</p> <p>本講義での内容をよりよく理解・把握するために、春学期の国際関係法を併せて受講することを勧めます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. WTO と周辺領域との関係 2. 貿易と環境—自由貿易の推進と環境保護① 3. 貿易と環境—自由貿易の推進と環境保護② 4. 貿易と環境—自由貿易の推進と環境保護③ 5. 貿易と環境—自由貿易の推進と環境保護④ 6. 貿易と開発—無差別原則と途上国に対する優遇措置① 7. 貿易と開発—無差別原則と途上国に対する優遇措置② 8. 貿易と開発—無差別原則と途上国に対する優遇措置③ 9. 貿易と公衆衛生—薬の特許と WTO の TRIPS 協定① 10. 貿易と公衆衛生—薬の特許と WTO の TRIPS 協定② 11. 貿易と公衆衛生—薬の特許と WTO の TRIPS 協定③ 12. 貿易と労働—WTO と ILO、ビジネスと人権① 13. 貿易と労働—WTO と ILO、ビジネスと人権② 14. 貿易と労働—WTO と ILO、ビジネスと人権③ 15. まとめ 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった国際関係法分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前に授業で紹介する参考書等の講義該当箇所を通読し、授業内容を踏まえて要点整理などの復習を行ってください。		
テキスト	教科書は特に指定しません。		
参考文献	箭内・道田編『途上国からみた貿易と環境』アジア経済研究所（2014年）など。その他は授業中に紹介します。		
評価方法	原則として定期試験により評価します（100%）。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	*****/国際租税法/*****	担当者	石村 耕治
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>人事交流やビジネス活動の国際化が急速に進むなか、自国のみならず、相手国の税法や租税条約などを理解しなければ、国際的な税金問題を考えるのは難しくなってきました。</p> <p>国際租税法の授業では、こうしたグローバルに活動し国際的に税金を負担する「民間企業」の課税問題について、法学的な観点から学んでもらいます。</p> <p>国際租税法を学ぶには日本税法(国内税法)の基礎知識が必要です。まったく税法の知識のない学生諸君を含め、国際租税法を履修した諸君の基礎的な理解を深めるために、当初は、国内税法、会社法などとの関連で授業を進めます。授業への参加度・貢献度を重視します。授業では、実例を示して、できるだけわかりやすく講義します。国際租税法の基礎をしっかりと学んで将来に役立ててください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際租税法で何を学ぶのか 2. 国内税法（所得税法・法人税法など）との関係は 3. 企業の海外進出形態と課税 4. 個人居住者・内国法人（居住者）と個人非居住者・外国法人（非居住者）とは 5. 居住者・非居住者の納税義務の範囲 6. 国内税法と租税条約の関係 7. 居住地国課税ルールと源泉地国課税のルール 8. 源泉課税・総合課税・分離課税、PE 概念とは 9. 国際的三重課税の防止策：①国内法による対応、②租税条約による対応 10. 外国税額控除とは：①直接外国税額控除、②外国子会社配当益金不算入、③みなし外国税額控除 11. タックス・ヘイブン対策税制とは 12. 移転価格税制とは 13. 過少資本税制とは、 14. わが税法上の非居住者課税の仕組み 15. レビュー 	
到達目標	国際租税法に関する基礎的知識のうえに、国際租税法に関する項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	教科書の指定された箇所を精読してください。授業中に出された課題は次回に提出してください。		
テキスト	石村耕治編『現代税法入門塾〔第9版〕』（2018年、清文社）。		
参考文献	授業中に紹介します。		
評価方法	①定期試験～70%(レポート試験)、②平常授業への参加度など～30%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	*****/国際知的財産権法/*****	担当者	張 睿暎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>知的財産権法分野の国際条約に関する基礎的な知識を身につけ、この分野の国際秩序とそれに伴う諸問題を理解することを目的とする。具体的には、まず、工業所有権に関するパリ条約、著作権に関するベルヌ条約の2大条約を中心に、WIPO（世界知的所有権機関）が所管する条約を学んでいく。次に、TRIPs 協定を WIPO 所管条約と比較しつつ、その成立過程と内容について解説を加えていく。最後に、同協定による知的財産権の保護水準上昇が発展途上国の民衆にもたらした諸問題や国際社会によるその解決への歩みを紹介する。</p> <p>国際的な知的財産権制度に関する講義であるため、日本法に関する解説はしない。「知的財産権法 a/b」および「法律学特講（初めての著作権法）/（著作権法の諸問題）」も合わせて受講すると、より理解が深まる。</p> <p>初回の授業ガイダンスには講義の詳細な進め方に関する重要告知があるので、必ず出席すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 授業のガイダンス、国際法と国内法 2 知的財産権法の仕組み、知的財産の通商問題化 3 工業所有権の保護に関するパリ条約① 4 工業所有権の保護に関するパリ条約② 5 著作権に関するベルヌ条約① 6 著作権に関するベルヌ条約② 7 その他の著作権関係条約、WTO/TRIPs 協定制定の経緯 8 TRIPs 協定① 9 TRIPs 協定② 10 国際知的財産政策と国際ルールづくり 11 国際登録システムの発展、特許に関する PCT システム 12 商標に関するマドリッドシステム、意匠に関するハーグシステム 13 著作権及び商標のデジタル化への対応問題 14 特許と医薬品アクセスをめぐる問題 15 総括：質問への回答と復習 	
到達目標	知的財産権分野の諸条約に関する基礎的知識のうえに、国際知的財産権法の現代的課題を正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	1 回目のガイダンスで配布した授業計画に沿って、授業で扱う範囲の教科書を予習（2時間）し、授業後は、重要概念や裁判例を復習する自宅学習（2時間）が求められる。		
テキスト	テキスト：茶園成樹『知的財産関係条約』（有斐閣・2015年）		
参考文献	国際条約集		
評価方法	定期試験の結果（70%）および授業への参加度（30%）を合わせて評価する。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	****／国際民事訴訟法／****	担当者	山田 恒久
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>渉外的な性質を有する私法関係の事例に特化して、訴訟手続上の問題点に関して検討する。また、英米の制度を原点で参照することをも目的とする。</p> <p>個々の問題点に関する受講者の毎回のレポートを中心に、ソクラテスメソッド（討論形式）で問題点を明らかにする方法を採る予定である。</p> <p>内容が、非常に高度であり難解であるため、関連する法分野の単位の修得が前提となる。したがって、原則として、民法・商法の主たる分野と、国際私法、民事訴訟法の単位を修得していることを、受講の条件とする。これらの単位の未修得者が受講を希望する場合には、個別に対応するので、初回の講義日に必ず出席して担当者と面接すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際裁判管轄の基本理念 2. 国際裁判管轄の管轄原因①（住所） 3. 国際裁判管轄の管轄原因②（義務履行地） 4. 国際裁判管轄の管轄原因③（不法行為地） 5. 国際裁判管轄の管轄原因④（財産所在地） 6. 国際裁判管轄の管轄原因⑤（消費者契約の特則） 7. 国際裁判管轄の管轄原因⑥（労働契約の特則） 8. 国際裁判管轄の管轄原因⑦（特別の事情） 9. 外国判決の承認①（概説） 10. 外国判決の承認②（間接管轄） 11. 外国判決の承認③（実体公序） 12. 外国判決の承認④（手続公序） 13. 外国判決の承認⑤（相互の保証） 14. 国際的訴訟競合 15. まとめと展望 	
到達目標	国家法という現在の法制度運用の枠組み、国家間の法制度の運用の調整にあたる国際民事訴訟法の処理の基本的な手法を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学修：該当箇所の条文を確認して下さい。事後学修：講義中に扱った練習問題を復習して下さい。		
テキスト	テキストは指定しませんが、条文の解釈をしていくため、携帯用の六法は、必ず所持してください。		
参考文献	澤木・道垣内正人 著 「国際私法入門 [第六版]」（有斐閣双書）		
評価方法	全ての講義回において課されるレポートの提出状況及び内容を総合的（100％）に判断します。		

08～18 律・国・総	*****/国際関係法特講（国際文化遺産法）／ *****	担当者	大塚 敬子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 この講義では、文化財・文化遺産の保護をめぐる議論とそこから生まれた国際法について理解し、国際社会の諸問題について考えるための広い視野や新たな知見を得ることを目的とします。</p> <p>〔講義概要〕 文化・文化財・文化遺産に関する国際的な議論を踏まえ、国際社会における多様なものの見方・考え方について理解を深めていきたいと思ひます。とくに、世界遺産、無形文化遺産などの国際的な文化遺産保護制度を取り上げ、具体的に国際法・国際制度のあり方を学びます。</p> <p>講義形式で授業を行い、必要に応じてレジュメやパワーポイント資料を使用します。履修生には課題に取り組んでもらい、それを口頭発表する機会を設ける予定です。</p>		<ol style="list-style-type: none"> はじめに／国際法における文化遺産法 国際文化遺産法の形成と発展 文化遺産保護にかかわる国際組織 世界遺産の保護（1） 世界遺産の保護（2） 世界遺産の保護（3） 無形文化遺産の保護（1） 無形文化遺産の保護（2） 文化財の不法輸出入・返還 貿易における文化の問題 文化的表現多様性の保護 水中文化遺産の保護 武力紛争下における文化財保護 危機からの文化財保護 文化・文化遺産を保護することの意義 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった国際関係法分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前・事後の学修として、主に次の2点について取り組んでください。 ①文化・文化遺産関連のニュースを新聞等で確認する ②授業で扱う条約等について情報収集する		
テキスト	指定なし		
参考文献	『国際条約集 2018 年版』（有斐閣）、その他適宜紹介します。		
評価方法	定期試験：80% 授業の取り組み度（授業内で実施するコメントペーパー提出を含む）：20%		

08～18 律・国・総	*****/国際関係法特講（国際宇宙法）／ *****	担当者	大塚 敬子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 この講義では、国際宇宙法に関する知識を深めること、および、地球上の国際社会が抱える課題について考察するための「宇宙からの視点」を得ることを目的とします。</p> <p>〔講義概要〕 この講義では、国際宇宙法を学びます。国際宇宙法は、国際社会の長い歴史を踏まえつつ、国際法の新しい分野として発展してきました。法の理解を通して、社会に関する理解も深めていきたいと思ひます。</p> <p>「宇宙条約」を中心に、各条約や国際文書をめぐる法的議論についての知識を得て、技術と法の関係、国際協力の枠組みなどについても具体例を挙げながら検討します。</p> <p>講義形式で授業を進め、適宜、レジュメやパワーポイント資料を用います。</p>		<ol style="list-style-type: none"> はじめに／国際法における国際宇宙法 国際航空法と国際宇宙法 国際宇宙法の形成と発展 宇宙における領有権問題 宇宙の資源開発 宇宙の軍備管理 宇宙活動についての責任 宇宙物体の登録と管轄権 国際宇宙ステーション リモートセンシングの利用 宇宙の環境問題 日本の宇宙開発と宇宙法 国際宇宙法の現状と課題 「宇宙」と「地球上」の国際法上の諸問題 まとめ 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった国際関係法分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前・事後の学修として、主に次の2点に取り組んでください。 ①世界各国の宇宙活動に関するニュースを新聞等で確認する ②授業で扱う条約等について情報収集する		
テキスト	指定なし		
参考文献	『国際条約集 2018 年版』（有斐閣）、その他適宜紹介します。		
評価方法	定期試験：80% 授業の取り組み度（授業内で実施するコメントペーパー提出を含む）：20%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	***** / 国際関係法特講（国際企業法務） / *****	担当者	三浦 哲男
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>国際企業法務は企業法務の一分野であるが、企業法務の中でも“国際的な企業活動”や“企業の国際的な事業展開”というグローバル企業活動の側面にスポットライトを当て、出来る限り具体的な問題点（とくに契約形態）を取り上げながら実践的な解決策を模索していきます。この科目は前期の「国際取引法」の各論的な形態（できる限り“現場”での実務を解説する形）で授業を進めていきます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際企業法務の現状と課題 2. 同上 3. 貿易取引契約と決済手続き 4. 同上（判例分析） 5. 販売店契約と販売代理店契約 6. フランチャイズ・ビジネスと契約形態 7. 同上（判例分析） 8. 知的財産権と国際ビジネス 9. トレード・シークレット 10. ライセンス契約 11. 企業取引と国際租税 12. 同上（事例検討） 13. 海外事業の展開とプロセス 14. 単独事業進出と合弁事業 15. 国際企業活動と企業責任 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった国際関係法分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	毎回の講義で配布する説明資料の項目をよく調べ、理解に努めること。		
テキスト	「企業取引法の実務」（商事法務/補訂版第一刷/2011）		
参考文献	講義中に指定します		
評価方法	期末試験および小テスト（授業期間中4または5回実施）で評価する。		

08～18 律・国・総	***** / 比較会社法 a / *****	担当者	大川 俊
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】 コーポレート・ガバナンスの領域に関する日米会社法制の比較・検討を行う。</p> <p>【講義概要】 米国会社法の基本構造等を概観した後、経営者の義務と責任、株主代表訴訟制度について講じる。次に、敵対的企業買収の是非に関する基本的な審査基準等について講じる。以上を基に、昨今の法改正の動向も踏まえ、わが国のコーポレート・ガバナンスの展望を検討する。</p> <p>【履修上の注意】 会社法Ⅰ・Ⅱを履修中または履修済みであることが望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 コーポレート・ガバナンス総論 2 米国 (1) : 米国会社法の構造 3 米国 (2) : 組織形態①—Partnership, Corporation 4 米国 (3) : 組織形態②—Close Corporation, LLC 5 米国 (4) : 経営者 (Director, Officer) の権限等 6 米国 (5) : 経営者の義務①—Duty of Care 7 米国 (6) : 経営者の義務②—Duty of Loyalty 8 米国 (7) : 経営者の義務③—Duty of Good Faith 9 米国 (8) : 経営者の義務④—報酬、監視義務 10 米国 (9) : 責任の免除、保証、D&O保険等 11 米国 (10) : 株主代表訴訟 (Derivative Litigation) 12 米国 (11) : 敵対的企業買収①—Unocal基準 13 米国 (12) : 敵対的企業買収②—Revlon基準 14 日本 (1) : 会社法改正の動向 15 日本 (2) : コーポレート・ガバナンスの展望 	
到達目標	比較会社法の基礎、および、比較会社法に関する各種の事柄を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前・事後に配布レジュメを精読すること。		
テキスト	講義ごとにレジュメを配布する。		
参考文献	適宜指示する。		
評価方法	学期末の筆記試験 (100%) により評価する。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	****/国際関係論 a/****	担当者	大串 敦
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義では、ソ連時代から現代にいたるまでのロシアとロシア以外の旧ソ連諸国の内政を扱う。ソ連の政治体制が独特な体制であったことは言うまでもない。その成立から解体、新体制の成立と現状を比較政治学的に分析・理解する。比較政治学の主要理論（革命論、体制変動論、政治体制論、政党政治、議会政治、連邦制、官僚制など）と地域に関する事実関係を理解することができればおおむね講義の目的は達成される。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 目的と方法、スラヴ・ユーラシア地域の基礎条件 2. 革命の理論とロシア革命 3. 全体主義体制とスターリン体制 4. 民主主義と共産主義体制 5. ナショナリズム理論と帝国としてのソ連 6. 近代化論、社会経済発展と共産主義体制 7. 体制転換の理論とソ連解体1 8. 体制転換の理論とソ連解体2 9. 連邦制の理論とロシアの連邦制 10. 憲法体制の理論と旧ソ連諸国の憲法体制 11. 政治体制転換と経済体制転換 12. 政党政治の理論と旧ソ連諸国の政党政治 13. 新家産制国家論とロシア官僚制 14. 競争的権威主義体制論と旧ソ連諸国の政治体制 15. まとめ 	
到達目標	国際関係に関する基本的知識のうえに、国際社会の成り立ち、国際関係の歴史的展開、国際関係における政治と経済の関わりを正確に解釈し、個別の事象について分析のうえ、見解を提示できるようにする。		
事前・事後学修の内容	文献リストを配布しますので、できるだけ目を通してください。		
テキスト	特になし。		
参考文献	文献リストを配布します。		
評価方法	期末試験による。		

08～18 律・国・総	****/国際関係論 b/****	担当者	大串 敦
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義では、ロシアを中心とした外交・国際関係を論じる。冷戦の一方の極であったソ連時代は言うまでもなく、地域大国として復活を遂げたロシアは、現代の国際関係でも主要なアクターである。本講義では、ロシア外交を通時的に論じるだけでなく、体制転換の国際的波及など、比較政治学と国際関係をつなぐような論点も取り上げていく。ロシア外交の基本的な志向とその展開と、ロシアとその周辺地域を巡る国際関係の新しい問題を理解できるようなことが目的である。最後に日露関係にも簡単に触れる。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション、ロシアの外交思想 2. 帝政時代のロシア外交 3. 第一次世界大戦とロシア 4. ロシア革命と革命外交 5. 第二次世界大戦、冷戦の開始 6. 雪解け・スターリン批判、キューバ危機 7. 多極化・デタントとその崩壊・新冷戦 8. ゴルバチョフの新思考外交と冷戦の終焉 9. エリツィン時代 10. プーチン時代：地域大国ロシアの復活 11. ロシアと旧ソ連諸国：覇権、専制的平和 12. 体制変動の国際的波及 13. ウクライナ危機とロシア 14. 日露関係の諸問題 15. まとめ 	
到達目標	国際関係に関する基本的知識のうえに、国際社会の成り立ち、国際関係の歴史的展開、国際関係における政治と経済の関わりを正確に解釈し、個別の事象について分析のうえ、見解を提示できるようにする。		
事前・事後学修の内容	文献リストを配布しますので、できるだけ目を通してください。		
テキスト	特になし。		
参考文献	文献リストを配布します。		
評価方法	期末試験による。		

08～18 律・国・総	****/国際協力論 a/****	担当者	片岡 貞治
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>論理的思考に基づく理論的枠組の構築と現実の国際社会の政治現象の実証的分析とが有機的に組み合わされた形で研究が行われることが不可欠である。</p> <p>国際社会とは何か、国際社会における様々なアクターとは何かを理解した上で、「国際協力」を理論的に定義し、考察していく。法学部の学生に対しては、授業を通して、国家とは何か、国際社会とは何かを理解し、国際協力に関する基本的な知識と意識を会得し、現代国際社会の様々な政治経済現象を自分なりに理解し、実証的に分析し、政治、経済の両面における現在の国際協力のあり方について自分なりの意見を持って貰うことを目的としていく。</p> <p>前期は、経済面における国際協力、即ち、経済協力及び開発援助政策についての分析を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ① イントロダクション ② 発展途上国問題と国際開発 ③ 日本の経済協力政策の史的展開 (1) ④ 日本の経済協力政策の史的展開 (2) ⑤ 日本の経済協力政策決定形成過程 ⑥ 日本の経済協力政策の今後の課題 ⑦ 主要国の経済協力政策 I (米国、イギリス) ⑧ 主要国の経済協力政策 II (フランス、EU等) ⑨ 多国間開発援助の仕組み ⑩ 国際社会における援助協調のあり方 ⑪ グローバリゼーションと開発 ⑫ ガバナンスと開発 ⑬ MDGsとSDGs ⑭ 今後の課題 ⑮ 総括 	
到達目標	国際協力に関する基本的な知識のうえに、世界の様々な問題を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	外務省の開発援助政策に関するホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html) を閲覧してください。		
テキスト	なし。		
参考文献	なし。講義の PPT を熟読してください。		
評価方法	試験、授業態度等で総合的に判断する。		

08～18 律・国・総	****/国際協力論 b/****	担当者	片岡 貞治
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>論理的思考に基づく理論的枠組の構築と現実の国際社会の政治現象の実証的分析とが有機的に組み合わされた形で研究が行われることが不可欠である。</p> <p>国際社会とは何か、国際社会における様々なアクターとは何かを理解した上で、「国際協力」を理論的に定義し、考察していく。法学部の学生に対しては、授業を通して、国家とは何か、国際社会とは何かを理解し、国際協力に関する基本的な知識と意識を会得し、現代国際社会の様々な政治経済現象を自分なりに理解し、実証的に分析し、政治、経済の両面における現在の国際協力のあり方について自分なりの意見を持って貰うことを目的としていく。</p> <p>後期は、政治面の国際協力、即ち、国際平和協力、国連の集団安全保障の問題、集団的自衛権、安保法制、国連PKO、「積極的平和主義」についての分析を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ① 国連システム ② 集団安全保障と集団的自衛権 (1) ③ 集団安全保障と集団的自衛権 (2) ④ 集団安全保障と集団的自衛権 (3) ⑤ 集団的自衛権と日本 (1) ⑥ 集団的自衛権と日本 (2) ⑦ 集団的自衛権と日本 (3) ⑧ 安保法制 (1) ⑨ 安保法制 (2) ⑩ 湾岸戦争と日本の対応 ⑪ 集団安全保障の変形としての国連平和維持活動 ⑫ 国際平和協力法の成立 ⑬ 日本と国際平和協力 (PKO) ⑭ 積極的平和主義 ⑮ 総括 	
到達目標	国際協力に関する基本的な知識のうえに、世界の様々な問題を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	外務省及び内閣府の PKO に関するホームページ (http://www.pko.go.jp/pko_j/operations/pko.html) を閲覧してください。		
テキスト	なし。		
参考文献	なし。講義の PPT を熟読してください。		
評価方法	試験、授業態度等で総合的に判断する。		

08～18 律・国・総	****/国際関係史 a/****	担当者	永野 隆行
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義の目的は、オーストラリアの歴史をイギリスの植民地時代から第二次世界大戦終結時まで振り返り、現代オーストラリア理解の一助とすることである。</p> <p>多くの日本人が観光客、留学生として訪問し、また経済的にも日本と繋がりが深い国でありながら、オーストラリアがどのような歴史をたどってきたのかを知る者はおどろくほど少ないのが現状である。また知りたいと思っても、日本では情報がそもそも少なく、オーストラリアを知る機会はおのずと限られてしまっている。</p> <p>本講義では、イギリス人が18世紀後半に入植して、6つの植民地がそれぞれ発展を遂げ、それが1901年にオーストラリア連邦として独立し、そして20世紀前半の二つの世界大戦を経験するまでの、オーストラリアの歴史を、イギリス(英帝国、英連邦)やアメリカ、アジア地域(日本や中国、東南アジア)との関係性の中で振り返って行く。</p> <p>本講義ではアウトラインを提示したレジメを配付する。なお2回程度、理解度確認テストを実施する予定。</p>		<p>第1回: イントロダクション～オーストラリアを学ぶ意義 第2回: 植民地オーストラリア①～植民地の誕生 第3回: 植民地オーストラリア②～植民地の発展 第4回: 大英帝国・英連邦とオーストラリア① ～国のなかのオーストラリア 第5回: 大英帝国・英連邦とオーストラリア② ～英連邦、コモンウェルスのなかのオーストラリア 第6回: ゴールドラッシュと白豪主義政策 第7回: 多文化主義社会オーストラリア 第8回: 講義前半の総括と質疑応答 第9回: 20世紀初頭の戦争とオーストラリア ～「二つのナショナリズム」 第10回: 20世紀初頭の戦争とオーストラリア ～第一次世界大戦とアンザック精神 第11回: 20世紀初頭の戦争とオーストラリア ～第一次世界大戦とオーストラリア国内社会 第12回: 第二次世界大戦～アジア国際関係と黄禍論 第13回: 2つの捕虜収容所～アンボンとカウラ 第14回: 対日講和問題とオーストラリア 第15回: 総括と質疑応答</p>	
到達目標	国際関係史の概括、根幹となる重要な諸項目、および、国際関係史に関する重要な概念や制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストの指定された部分を事前に読んでおくこと。また授業終了直前に提示されるレビューポイントにしたがって復習し、次回の授業までにまとめておくこと。		
テキスト	永野隆行ほか編著『オーストラリア入門』東京大学出版会、2007年。		
参考文献	講義第一回目に詳しい参考文献リストを配布		
評価方法	不定期に実施する数回の小テストの実施(30%)と学期末の定期試験(70%)による評価。		

08～18 律・国・総	****/国際関係史 b/****	担当者	永野 隆行
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>日本にとって、オーストラリアとの関係は極めて重要である。石炭・天然ガス・鉄鉱石など天然資源の供給地として、民主主義・人権など政治的価値観を共有する国家として、さらにはアジア太平洋における安全保障協力のパートナーとして、オーストラリアは日本にとって重要な国家である。</p> <p>それにも関わらず、観光地としてのイメージはあっても、私たちのあいだでオーストラリアに対する全般的理解は浅い。本講義では、戦後のアジア太平洋国際関係においてオーストラリアがどのような外交を展開してきたのかを概観し、受講者には21世紀の国際関係において日本が学ぶべきものは何かを考えてもらいたい。</p> <p>本講義では、第二次世界大戦後のオーストラリアの外交・安全保障を中心に見ていく。オーストラリアは、第二次世界大戦を契機に、イギリスからアメリカ合衆国へと自らの安全保障の拠り所を変換させ、さらに日本を含めたアジアとの関係を深化させていった。こうした流れに沿いながら、オーストラリア外交の歴史を概観していく。</p> <p>本講義ではアウトラインを提示したレジメを配付する。なお2回程度、理解度確認テストを実施する予定。</p>		<p>第1回: イントロダクション～オーストラリア外交を見る眼 第2回: チフリー労働党政権の外交～新たな国際関係構築の模索 第3回: アンザス同盟の実現 第4回: 冷戦下のアジア① ～中国の誕生、マラヤ暴動、朝鮮戦争、第一次インドシナ危機 第5回: 冷戦下のアジア② ～イギリスのアジアの戦争「対決政策」 第6回: 冷戦下のアジア③ ～アメリカのアジアの戦争「ベトナム戦争」 第7回: ポストベトナムのオーストラリア外交 第8回: 講義前半の総括と質疑応答 第9回: 冷戦末期から冷戦後のオーストラリア外交 ～オーストラリアの「アジア化」 第10回: ミドルパワー外交①その定義 第11回: ミドルパワー外交②その実践 第12回: アジア太平洋地域の経済統合 第13回: 日豪関係の歴史的展開①～戦後から70年代 第14回: 日豪関係の歴史的展開②～80年代以降 第15回: 21世紀オーストラリア外交の行方と質疑応答</p>	
到達目標	国際関係史の概括、根幹となる重要な諸項目、および、国際関係史に関する重要な概念や制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストの指定された部分を事前に読んでおくこと。また授業終了直前に提示されるレビューポイントにしたがって復習し、次回の授業までにまとめておくこと。		
テキスト	永野隆行ほか編著『オーストラリア入門』東京大学出版会、2007年。		
参考文献	講義第一回目に詳しい参考文献リストを配布		
評価方法	不定期に実施する数回の小テストの実施(30%)と学期末の定期試験(70%)による評価。		

08～18 律・国・総	*****/アメリカ政治外交史 a/*****	担当者	岡垣 知子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>アメリカ政治外交史は、近・現代の世界史と重なり合う部分が多い。この講義では、まず、アメリカの政治システムと対外政策を他国との比較において概観すると同時に、建国から今日までのアメリカの歴史を展望する。植民地時代から冷戦後に至るまで貫かれているアメリカ政治・外交の理念は何か？時代の要請に応じて 変化してきたもの、時代を超えて不変のものは何か？アメリカ独特の文化・社会的伝統に触れると同時に、その外交政策がいかなる要因によって形成され、変化する国際環境にどう適応してきたかを考察することによって、その舞台となった国際政治および世界史的背景についての知識と分析力も深めていきたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション：アメリカとは何か 2. アメリカの政治システム概観（1） 3. アメリカの政治システム概観（2） 4. アメリカの政治システム概観（3） 5. 植民地時代～独立革命 6. 憲法制定過程 7. 国家の成長・発展 8. 南北戦争 9. 海洋国家へ 10. 第 1 次大戦 11. 世界恐慌とニューディール 12. 外交政策の理論 13. アメリカ外交の源泉：経済外交 14. アメリカ外交の源泉：軍事外交 15. 総括 	
到達目標	建国から今日までのアメリカ政治の大まかな流れ、アメリカの外交政策を形成する国際・国内要因、および、今日の世界におけるアメリカという国の位置づけを体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	第 1 回目の講義に必ず出席すること。 授業で扱った内容についての小テストを次週に行うため、よく復習しておく。		
テキスト	なし		
参考文献	授業時に適宜紹介する。		
評価方法	レポート・小テスト：20%； 授業への貢献度：30%； 学期末試験：50%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	****/アメリカ政治外交史 b/****	担当者	渡部 恒雄
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>2017年のトランプ大統領の誕生は、アメリカ国内でも国際的にも大きな賛否を引き起こしている。しかしアメリカの政治・外交の歴史を振り返れば、特殊な例だとは言いきれない。トランプ大統領が執務室に肖像を飾った第7代のジャクソン大統領のように、反知性主義、反エリートの大統領は過去にも存在した。アメリカファーストを掲げる内向き政策も、トランプ政権の独創ではなく、アメリカには孤立主義の伝統が脈々とある。この講義は映像鑑賞も交え、アメリカの過去の大統領が選ばれた国内政治状況と国際政治環境と、その外交政策を学び、アメリカの政治と外交についての知識と分析力を深めることが目的である。それにより、現在のトランプ政権や将来のアメリカの政治・外交の方向性を理解するための能力を養うことができる。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション：トランプ大統領の誕生 2. 合衆国建国とフェデラリスト 3. ジャクソニアンと南北戦争 4. 海洋帝国の形成とニューディール 5. 第二次世界大戦と覇権国の米国への移行 6. 冷戦の進行・映像鑑賞 Thirteen Days① 7. ベトナム戦争・映像鑑賞 Thirteen Days② 8. ニューディール連合の解体とキッシンジャー外交 9. 対中政策の転換・映像鑑賞 大統領の陰謀① 10. ウォーターゲート事件・映像鑑賞 大統領の陰謀② 11. イラン大使館占拠事件とレーガン外交 12. 冷戦終結と湾岸戦争 13. クリントンからブッシュへ・党派対立と9.11テロ 14. オバマからトランプへ・人種対立と自国優先 15. まとめ：トランプ政権とアメリカの将来 	
到達目標	建国から今日までのアメリカ政治の大まかな流れ、アメリカの外交政策を形成する国際・国内要因、および、今日の世界におけるアメリカという国の位置づけを体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	毎回のテーマについて予習して授業に臨む。 授業で扱った内容について小テストと次週に行うため復習しておく。		
テキスト	斎藤眞、古矢旬 アメリカ政治外交史（第二版）東京大学出版会		
参考文献	授業時に適宜指示する。		
評価方法	レポート・小テスト 20%；授業への貢献度 30%；学期末試験 50%		

08～18 律・国・総	*** / 国際政治特講 (ドイツ古典哲学における戦争と平和と政治 a) / ***	担当者	杉田 孝夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>18世紀末から19世紀初頭のドイツ思想における戦争と平和と政治をめぐる議論に焦点を合わせて、それらの議論 (テキスト) の文脈 (コンテキスト) の分析を試みる。考察の対象となるのは、カント、フィヒテ、ヘーゲルの政治社会論のテキストである。それらのテキストのコンテキストの歴史的制約性とその制約性に支えられた普遍性を析出するのが課題である。対象となる時期は、いまからちょうど200年ほど前の1780年から1830年ころまでの数十年である、この次期は、イギリス産業革命、アメリカ独立革命、フランス革命、ナポレオン戦争と神聖ローマ帝国の終焉、ウィーン会議とウィーン体制など、その後の200年の政治経済と思想を規定する密度の高い歴史的な事件が起こり、まさに社会的構造転換の時期と言える。その転換期に現れた三人の思想家のテキストが、彼らの同時代をどのように読んだのか、テキストから検証する。春学期はカントの『永遠平和のために』のコンテキスト分析を課題とする。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. <第1章 序説> 2. (1) 啓蒙と改革の時代: 18世紀 啓蒙と批判 3. (2) 18世紀の戦争と平和 4. (3) アメリカ独立宣言 (1776) のインパクト 5. (4) フランス人権宣言 (1789) のインパクト 6. (5) 社会的諸条件の変化: ヨーロッパ主権国家の内部と外部 7. (6) 社会的諸条件の変化: キリスト教世界の外部 8. <第2章 カントにおける戦争と平和と政治> 9. (1) 『啓蒙とは何か』『普遍史の理念』(1784) 10. (2) 『人倫の形而上学の基礎付け』(1785) 11. (3) 『人類史の憶測的起源』(1786) 12. (4) 『理性の限界内の宗教』『理論と実践』(1793) 13. (5) 『永遠平和のために』(1795) の構造 14. (6) 政治学原論としての『永遠平和のために』 15. (7) 『人倫の形而上学』『国家法』『国際法』『世界市民法』(1797) 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった国際政治分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	まずは毎回講義に出席するという当たり前のことをしっかり実行してほしい。配布資料やノートにメモをとりながら講義を理解すること、そしてメモやノートを補充しながらしっかり復習すること。関連文献を図書館で読むこと。		
テキスト	講義概要とテキストからの抜粋 (講義資料) を毎回配布する。		
参考文献	参考文献は講義資料に記載。		
評価方法	レポートと学期末試験による。		

08～18 律・国・総	*** / 国際政治特講 (ドイツ古典哲学における戦争と平和と政治 b) / ***	担当者	杉田 孝夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>18世紀末から19世紀初頭のドイツ思想における戦争と平和と政治をめぐる議論に焦点を合わせて、それらの議論 (テキスト) の文脈 (コンテキスト) の分析を試みる。考察の対象となるのは、カント、フィヒテ、ヘーゲルの政治社会論のテキストである。それらのテキストのコンテキストの歴史的制約性とその制約性に支えられた普遍性を析出するのが課題である。対象となる時期は、いまからちょうど200年ほど前の1780年から1820年ころまでの数十年である、この次期は、イギリス産業革命、アメリカ独立革命、フランス革命、ナポレオン戦争と神聖ローマ帝国の終焉、ウィーン会議とウィーン体制など、その後の200年の政治経済と思想を規定する密度の高い歴史的な事件が起こり、まさに社会的構造転換の時期と言える。その転換期に現れた三人の思想家のテキストが、彼らの同時代をどのように読んだのか、テキストから検証する。秋学期はフィヒテとヘーゲルのテキストを検討する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. <第3章 フィヒテにおける戦争と平和と政治> 2. 『フランス革命論』と『思想の自由の返還要求』(1793) 3. 『学者の使命』(1794)における啓蒙主義 4. 『永遠平和のために』論評 (1795) 5. 平和のための法学としての「自然法論」(1796-7) 6. 平和のための政治学としての「閉鎖商業国家論」(1800) 7. フィヒテの同時代認識としての『現代の諸特徴』(1806) 8. 『ドイツ国民に告ぐ』(1808)の読み方 9. 『国家論』(1813)の読み方 10. <第4章 ヘーゲルにおける戦争と平和と政治> 11. 『ドイツ国制批判』(1803)の読み方 (1) 12. 『ドイツ国制批判』の読み方 (2) 13. 『法の哲学』(1821)の読み方(1) 14. 『法の哲学』の読み方(2) 15. 「イギリス選挙法改正論文」(1831)の読み方 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった国際政治分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	まずは毎回講義に出席するという当たり前のことをしっかり実行してほしい。資料やノートにメモをとりながら問題を理解すること、メモやノートを補充しながらしっかり復習すること。関連文献を図書館で読むこと。		
テキスト	講義概要とテキストからの抜粋 (講義資料) を毎回配布する。		
参考文献	参考文献は講義資料に記載。		
評価方法	レポートと学期末試験による。		

08～18 律・国・総	経済原論 a/現代経済論 a/経済原論 a	担当者	野村 容康
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義概要 経済学を初めて学ぶ学生を対象に、現代経済学の基礎的な理論について概説する。前期は、家計と企業に代表される個別経済主体の行動分析に焦点を当て（ミクロ経済分析）、後期は、一国経済全体の視点から国民所得決定の理論、財政・金融政策等について議論する（マクロ経済分析）。</p> <p>講義目的 身の回りの様々な経済現象がどのように経済理論によって説明されるかを自分なりに考察できるようにするため、まずは経済学の基礎的な「文法」と「用語」を習得することが本講義の目的である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 経済学の目的と方法 2. 家計の行動①－効用の概念と予算制約 3. 家計の行動②－効用最大化 4. 家計の行動③－消費者余剰の概念 5. 企業の行動①－生産技術の決定 6. 企業の行動②－費用曲線と利潤最大化 7. 企業の行動③－生産者余剰の概念 8. 市場価格の決定 9. 不完全競争市場 10. 厚生経済学の基本定理 11. 市場の失敗 12. 所得分配の決定 13. 政府の役割①－規制および補助金政策 14. 政府の役割②－租税政策 15. まとめ 	
到達目標	現代経済論の基本、現代経済論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	各回の講義で解説した専門用語（プリントを配布）について復習し、十分に理解したうえで、次回の講義に臨むこと。		
テキスト	特に指定しない。		
参考文献	初回の講義にて紹介する。		
評価方法	定期試験の成績（80％）に授業内での小テストの結果（20％）を加味して評価する。		

08～18 律・国・総	経済原論 b/現代経済論 b/経済原論 b	担当者	野村 容康
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義概要 経済学を初めて学ぶ学生を対象に、現代経済学の基礎的な理論について概説する。前期は、家計と企業に代表される個別経済主体の行動分析に焦点を当て（ミクロ経済分析）、後期は、一国経済全体の視点から国民所得決定の理論、財政・金融政策等について議論する（マクロ経済分析）。</p> <p>講義目的 身の回りの様々な経済現象がどのように経済理論によって説明されるかを自分なりに考察できるようにするため、まずは経済学の基礎的な「文法」と「用語」を習得することが本講義の目的である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. マクロ経済学の体系 2. 国民所得の諸概念 3. 消費と貯蓄の理論 4. 企業投資の理論 5. 国民所得決定の理論 6. 生産物市場の分析 7. 金融市場の分析 8. 財政政策の有効性 9. 金融政策の有効性 10. 国際収支と為替レートの決定要因 11. 開放マクロ経済下での経済政策 12. 公債発行と財政赤字 13. 経済成長の決定要因 14. 日本の公的債務と経済成長 15. まとめ 	
到達目標	現代経済論の基本、現代経済論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	各回の講義で解説した専門用語（プリントを配布）について復習し、十分に理解したうえで、次回の講義に臨むこと。		
テキスト	特に指定しない。		
参考文献	初回の講義にて紹介する。		
評価方法	定期試験の成績（80％）に授業内での小テストの結果（20％）を加味して評価する。		

13～18 律・国・総 08～12 律・国	****/日本経済論 a/日本経済論 a ****/日本経済論 a/****	担当者	須藤 時仁
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、基礎的な経済理論をベースに日本経済の仕組みや日本経済が抱えている問題点を明らかにするものである。講義を通じて、現実の日本経済がどうなっているのか、また実際の経済現象が理論的にどのように説明されるのかについて理解してもらいたい。なお、新聞やニュースで取り上げられている経済問題も紹介しながら講義を行う予定である。</p> <p>特に受講の条件というわけではないが、受講生はマクロ経済学とミクロ経済学の基礎的な知識を学習していることが望ましい。また、できる限り新聞や雑誌に目を通して現実の経済の動きを理解するよう努めてもらいたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション 2. 国民経済計算とは 3. 三面等価の原則 4. 日本の経済成長 5. 産業構造の変遷 6. 日本の景気循環 7. 個人消費の特徴 8. 消費の決定要因 9. 消費と資産価格 10. 貯蓄率の動向 11. 設備投資の特徴 12. 設備投資の決定要因：資本ストックと金利 13. 設備投資の決定要因：企業経営者の経済見通し 14. 資金調達と設備投資 15. 講義のまとめ 	
到達目標	日本経済論の基本、日本経済論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義資料は予めアップしておくので、関連項目を事前に読んでおいてください。		
テキスト、参考文献	特定のテキストは使用せず、講義資料を各自でダウンロードしてください。ダウンロードの方法は初回の授業で説明します。		
評価方法	定期試験 100%		

13～18 律・国・総 08～12 律・国	****/日本経済論 b/日本経済論 b ****/日本経済論 b/****	担当者	須藤 時仁
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、基礎的な経済理論をもとに日本経済の仕組みや日本経済が抱えている問題点を明らかにすることを主眼としており、日本経済論 a の続編である。この講義では、民間経済主体の行動についての理解を前提として、政府の行動が経済に及ぼす影響、金融市場と実体経済との関係、世界経済と日本経済との相互の関係について理解してもらいたい。なお、本講義でも新聞やニュースで取り上げられている経済問題も紹介しながら講義を行う予定である。</p> <p>特に受講の条件というわけではないが、受講生はマクロ経済学とミクロ経済学の基礎的な知識を学習していることが望ましい。また、できる限り新聞や雑誌に目を通して現実の経済の動きを理解するよう努めてもらいたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション 2. 日本の雇用状況 3. 雇用の非正規化 4. 日本の物価動向 5. 日本の物価はなぜ上昇し難いのか 6. 財政とは 7. 財政と国債 8. 日本財政の問題点と展望 9. 金融とは 10. 日本の資金循環 11. 日本の金融システム 12. 国際収支の特徴 13. 外国為替レートの推移 14. 経常収支の決定要因 15. 講義のまとめ 	
到達目標	日本経済論の基本、日本経済論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義資料は予めアップしておくので、関連項目を事前に読んでおいてください。		
テキスト、参考文献	特定のテキストは使用せず、講義資料を各自でダウンロードしてください。ダウンロードの方法は初回の授業で説明します。		
評価方法	定期試験 100%		

08～18 律・国・総	****/国際経済論 a/****	担当者	益山 光央
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>国際経済を理解するのに最低限必要と思われる基本的な考えを講義します。その中心は貿易理論、国際貿易の一般均衡、貿易政策となります。講義で扱う内容は、よりすすんだ諸理論を学ぶのに必須の基礎的事項なので厳密な展開を心がけたいと思います。受講生には予習と復習を求めます。私語厳禁。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際貿易概観 2. リカード的比較優位説 3. リカード的比較優位説 4. ヘクシャー・オリー定理 5. ヘクシャー・オリー定理 6. 国際貿易の一般均衡 7. 国際貿易の一般均衡 8. 経済成長と貿易 9. 国際資本移動と移民 10. 国際資本移動と移民 11. 関税・輸入数量制限 12. 関税・輸入数量制限 13. 輸入補助金と輸出自主規制 14. 輸入補助金と輸出自主規制 15. 質問とまとめ 	
到達目標	国際経済論の基本、国際経済論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前・事後の学修に関しては、授業時に指示する。		
テキスト	大山道広・伊藤元重『国際貿易』 岩波書店		
参考文献			
評価方法	試験のみ（100%）で評価		

08～18 律・国・総	****/国際経済論 b/****	担当者	益山 光央
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>春学期に扱った貿易理論とともに国際経済学の大きな柱である国際収支調整メカニズムに関連する事柄を学びます。国際収支の赤字、黒字からはじまり、だんだんと高度な内容へと移行します。すべて基本的な内容なので、きちんと理解する必要があります。</p> <p>春学期の国際経済論aを履修しているほうがより理解が深まります。私語厳禁。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際収支と国民所得勘定 2. 国際収支と国民所得勘定 3. 外国為替市場 4. 外国為替市場 5. 外国為替市場 6. 固定相場制下の所得決定 7. 固定相場制下の所得決定 8. 変動相場制下の所得決定 9. 変動相場制下の所得決定 10. 国際収支と財政・金融政策 11. 国際収支と財政・金融政策 12. 国際資本移動と財政・金融政策 13. 国際資本移動と財政・金融政策 14. 質問とまとめ 15. 質問とまとめ 	
到達目標	国際経済論の基本、国際経済論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前・事後の学修に関しては、授業時に指示する。		
テキスト	未定		
参考文献			
評価方法	試験のみ（100%）で評価		

08～18 律・国・総	****/国際金融論 a/****	担当者	徳永 潤二
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>目的： 本講義では、外国為替及び国際金融の基礎理論について学ぶことによって、国際金融をめぐる現実の様々な動きを理解できるようになることが目的です。なお、国際金融情勢において激動が生じた場合は、随時、現実の問題を取り上げます。</p> <p>概要： 講義ではパワーポイントを用いますので、私の説明も含めてノートをしっかりとして下さい。授業中の私語やスマホの利用は厳禁です。授業に集中して下さい。</p> <p>その他： 秋学期の国際金融論bの同時履修が望ましい。 本講義はマイクロ・マクロ経済学の基礎知識が必要です。特に経済学部以外の受講生はこの点に留意し、履修を決めてください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション 2. 外国為替取引と国際決済 3. 国際収支 4. 債権国と債務国 5. ISバランスと経常収支の関係 6. 国際資本移動 7. 国際収支決定の理論 (1) —長期理論— 8. 国際収支決定の理論 (2) —短期理論— 9. 外国為替市場と外国為替相場 10. 外国為替相場決定の理論 (1) —長期理論— 11. 外国為替相場決定の理論 (2) —短期理論— 12. 為替市場介入 13. 為替リスクとデリバティブ 14. 開放経済下の金融・財政政策 (1) 15. 開放経済下の金融・財政政策 (2) 	
到達目標	国際金融論の基本、国際金融論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	毎回の授業でリアクションペーパー（単なる出席ではない）の提出を求めます。		
テキスト	使用しません。講義ではパワーポイントを用います。		
参考文献	参考文献は適宜紹介します。		
評価方法	学期末テスト 70%、リアクションペーパーの内容 30%で評価する。		

08～18 律・国・総	****/国際金融論 b/****	担当者	徳永 潤二
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>目的： 春学期の国際金融論aに続いて、国際金融の知識について学び、世界経済の将来を考えるとという姿勢と能力を付けていくことを目的とします。なお、国際金融情勢において激動が生じた場合は、随時、現実の問題を取り上げます。</p> <p>概要： 講義ではパワーポイントを用いますので、私の説明も含めてノートをしっかりとして下さい。授業中の私語やスマホの利用は厳禁です。授業に集中して下さい。</p> <p>その他： 春学期の国際金融論bの同時履修が望ましい。 本講義はマイクロ・マクロ経済学の基礎知識が必要です。特に経済学部以外の受講生はこの点に留意し、履修して下さい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション 2. 国際通貨 3. ボンド体制から再建国際金本位制 4. ブレトン・ウッズ体制の固定相場制 5. ニクソン・ショックと変動相場制への移行 6. ユーロ市場 7. 日本の不動産バブル（1980年代） 8. 東アジアの通貨危機（1990年代） 9. アメリカの住宅バブル（2000年代） 10. 影の銀行システムの発展 11. 世界金融危機の発生 12. 欧州通貨統合 13. ユーロ危機 14. オフショア金融センター 15. 国際金融規制・改革 	
到達目標	国際金融論の基本、国際金融論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	毎回の授業でリアクションペーパー（単なる出席ではない）の提出を求めます。		
テキスト	使用しません。講義ではパワーポイントを用います。		
参考文献	参考文献は適宜紹介します。		
評価方法	学期末テスト 70%、リアクションペーパーの内容 30%で評価する。		

08～18 律・国・総	****/多国籍企業論 a/****	担当者	小林 哲也
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>グローバリゼーションの原動力の一つは、国境を越えて活動する多国籍企業である。現代企業は、財の生産や流通だけでなく、情報や金融の世界でも、グローバル化を進めている。生産・流通・広告・金融など諸分野での新しい技術やビジネスモデルの登場により、国際分業が再編成されていると言える。AI やロボットなどの登場により、技術と人間との関係も、新たな段階を迎えている。現代では、グローバリゼーションの展開に関して、文明史的な再考が必要となってきたのではないかと。</p> <p>本講義では、企業の国際化に伴う諸問題を包括的に議論し、グローバリゼーションを理解するための理論的枠組みを提供することを目的とする。前期で主として理論・歴史を取り扱い、後期で産業や企業に関するケーススタディを行うので、通年受講が望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. グローバリゼーション…「フラット化」と「格差」 2. 現代経済における多国籍企業 3. 巨大企業と「豊かな社会」 4. コーポレートガバナンス 5. フォードシステム 6. 日本的生産システム 7. 情報技術革命と企業組織 8. 企業組織とビジネスのアーキテクチャ 9. イノベーションと競争優位 10. ハイテク産業と経営戦略 11. 国際的な産業の再編成 12. 暴走する資本主義 13. 温暖化・フラット化・過密化 14. グローバリゼーションと日本企業 15. まとめ 	
到達目標	多国籍企業論の基本、多国籍企業論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	【予習】国際ビジネスに関する新聞・雑誌記事に日常的に眼を配るようにする。 【復習】配付資料の用語やケースについて、各自整理・理解するようにしておく。		
テキスト	適宜講義中に紹介する。		
参考文献	ジェフリー・ジョーンズ『国際経営講義』有斐閣 J.K.ガルブレイス『ゆたかな社会』岩波書店 など		
評価方法	授業参加（小レポート、コメントなど）30%、期末試験 70%		

08～18 律・国・総	****/多国籍企業論 b/****	担当者	小林 哲也
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>秋学期は、多国籍企業の活動にかかわるケーススタディを中心として、グローバリゼーションの現状を分析する。</p> <p>特に新興国の台頭とともに、国際的な産業の再編成が進行中である。主要産業の変遷が 10 年単位から数年単位のスピードになっていること、ビジネスモデルに関しても、重厚長大で垂直統合的なものが変化を迫られていること、携帯電話や液晶パネルなど新興国こそがハイテク製品のフロンティアになっていることなど、現代の世界経済が大きな転換期に直面していることは間違いない。</p> <p>日本企業の動向に関しては、「技術は優れているのにハイテク製品でのシェアを失っている」という議論が、ままた見られる。このような「技術」に対する理解が、イノベーションの議論にとっては大問題であることも、解説してゆく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本企業の国際化 2. 日本企業の海外進出 戦後復興から 90 年代 3. 日本企業の海外進出 「摩擦」の政治経済学 4. 日本企業の海外進出 アメリカ 5. 日本企業の海外進出 ヨーロッパ 6. 日本企業の海外進出 アジアへの進出と撤退 1 7. 日本企業の海外進出 アジアへの進出と撤退 2 8. 「世界の工場」中国 9. IT 革命と世界的な産業の再編成 10. ハイテク産業の動向 その 1 11. ハイテク産業の動向 その 2 12. 主要産業の未来 自動車産業の再編 13. 主要産業の未来 新しいビジネスモデル 14. 日本企業の課題 15. まとめ 	
到達目標	多国籍企業論の基本、多国籍企業論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	【予習】国際ビジネスに関する新聞・雑誌記事に日常的に眼を配るようにする。 【復習】配付資料の用語やケースについて、各自整理・理解するようにしておく。		
テキスト	適宜講義中に紹介する。		
参考文献	川島博之『データで読み解く中国経済』東洋経済新報社 湯之上隆『日本型モノづくりの敗北』文春新書 など		
評価方法	授業参加（小レポート、コメントなど）30%、期末試験 70%		

08～18 律・国・総	**** / 西洋政治史 a / 西洋政治史 a	担当者	作内 由子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>現在、私たちが当然と考えている、国民国家、議会制、民主主義、といった理念や制度は、ここ200年ほどの時期にヨーロッパ（およびアメリカ）で発展してきた。これらの理念や制度がいかなる歴史的展開の上に成り立っているのかを理解するのが本講義の目的である。</p> <p>春学期はフランス革命から第二次世界大戦まで（1789-1945）の発展について扱う。現代の政治が共通の前提としている制度および各国ごとの政治制度の違いの起源を明らかにすることを通じて、現在の政治制度の歴史的展開を知ると同時に現代の政治制度そのものを相対化する視座が得られるであろう。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. フランス革命—理念と現実①人民主権と平等 3. フランス革命—理念と現実②教会と国家 4. フランス革命—理念と現実③ 国民国家の形成 5. 支配の広がり① 立憲主義・議会制① 6. 支配の広がり② 立憲主義・議会制② 7. 支配の広がり③ 産業化 8. 支配の広がり④ 帝国主義 9. 三つのデモクラシー① 自由民主主義 10. 三つのデモクラシー② 社会民主主義 11. 三つのデモクラシー③ キリスト教民主主義 12. 第一次世界大戦 13. 議院内閣制の矛盾と危機① 議会制の危機 14. 議院内閣制の矛盾と危機② 大恐慌 15. 議院内閣制の矛盾と危機③ 様々な体制改革案 	
到達目標	西洋政治史の基本的な知識のうえに、歴史的沿革を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	レジュメを事前に配布するので読んだうえで授業に臨むこと。その他の参考文献については授業中に適宜指示するので、興味を持った箇所については読んでみる。		
テキスト	レジュメを PorTa にて配布する。		
参考文献	授業中に指示する。		
評価方法	期末試験による。別途 20 点満点の任意レポートを課す。		

08～18 律・国・総	**** / 西洋政治史 b / 西洋政治史 b	担当者	作内 由子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>現在、私たちが当然と考えている、国民国家、議会制、民主主義、といった理念や制度は、ここ200年ほどの時期にヨーロッパ（およびアメリカ）で発展してきた。これらの理念や制度がいかなる歴史的展開の上に成り立っているのかを理解するのが本講義の目的である。</p> <p>秋学期は、第二次世界大戦後のヨーロッパ政治を扱う。主な内容は国際関係と経済政策である。</p> <p>現在の先進国が抱える問題はしばしばグローバル化が一つの要因となっている。ヒト・モノ・カネの自由移動は、国内の経済政策や国民統合に関する政府の選択肢を縛る結果となり、デモクラシーの危機も引き起こしている。現在のヨーロッパが直面する問題の背景を検討していきたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 第二次世界大戦 3. 戦後体制の形成 4. 冷戦と欧州統合の始まり 5. 社会経済政策① 6. 社会経済政策② 7. 植民地の独立 8. 「組織の時代」の終わり 9. デタント 10. 石油危機 11. 冷戦の終結 12. 欧州統合① 13. 欧州統合② 14. 新右翼ポピュリズムの台頭 15. まとめ 	
到達目標	西洋政治史の基本的な知識のうえに、歴史的沿革を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	レジュメを事前に配布するので読んだうえで授業に臨むこと。その他の参考文献については授業中に適宜指示するので、興味を持った箇所については読んでみる。		
テキスト	レジュメを PorTa にて配布する。		
参考文献	授業中に指示する。		
評価方法	期末試験による。別途 20 点満点の任意レポートを課す。		

08～18 律・国・総	政治思想史 a / 西洋政治思想史 a / 西洋政治思想史 a	担当者	柴田 平三郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>現代世界の思想状況は混迷状態にある。思想や哲学が疎んじられている、とあってよいかもしれない。そういう状況認識を意識の内側に入れながら、西洋政治思想の歴史を概観する。</p> <p>われわれの近代化が西洋近代をモデルにしつつ、その受容と反発の過程であった以上、西洋近代思想を間に挟んで古典古代から現代へと流れる政治思想史の道筋を負うことはわれわれ自身の姿をそこに重ねることである。</p> <p>一口に政治思想といっても、そこには様々なタイプやニュアンスの相違がある。そうした政治思想の歴史的展開を時代や社会の変化の中でとらえながら、想像力と感性を養っていききたい。</p> <p>受講生へ 講義の一層の理解のために毎回プリントを配布する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 はじめに——全体ガイダンス 2 政治思想史の課題と方法 3 古典古代の意味 4 ギリシアの政治思想——ソクラテスをめぐる状況 5 同——プラトン（1） 6 同——プラトン（2） 7 同——アリストテレス（1） 8 同——アリストテレス（2） 9 ヘレニズム時代の政治思想 10 古代ローマの政治思想 11 キリスト教と西洋政治思想の伝統 12 アウグスティヌス（1） 13 アウグスティヌス（2） 14 アウグスティヌス（3） 15 春学期のまとめ 	
到達目標	西洋の政治思想の内的構造とその歴史的展開、各思想家の個性を想像力をもって正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする		
事前・事後学修の内容	授業時に指示する。		
テキスト	トマス・アキナス『君主の統治について』岩波文庫		
参考文献			
評価方法	定期試験 80%、小テスト 10%、授業への参加度 10%		

08～18 律・国・総	政治思想史 b / 西洋政治思想史 b / 西洋政治思想史 b	担当者	柴田 平三郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>現代世界の思想状況は混迷状態にある。思想や哲学が疎んじられている、とあってよいかもしれない。そういう状況認識を意識の内側に入れながら、西洋政治思想の歴史を概観する。</p> <p>われわれの近代化が西洋近代をモデルにしつつ、その受容と反発の過程であった以上、西洋近代思想を間に挟んで古典古代から現代へと流れる政治思想史の道筋を負うことはわれわれ自身の姿をそこに重ねることである。</p> <p>一口に政治思想といっても、そこには様々なタイプやニュアンスの相違がある。そうした政治思想の歴史的展開を時代や社会の変化の中でとらえながら、想像力と感性を養っていききたい。</p> <p>受講生へ 講義の一層の理解のために毎回プリントを配布する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 中世と中世政治思想の今日的意味 2 中世政治思想——ソールズベリのジョン 3 同——トマス・アキナス（1） 4 同——トマス・アキナス（2） 5 ルネサンスの政治思想——マキアヴェッリ 6 宗教改革の政治思想——ルターとカルヴァン 7 近代の政治思想——ホブズ 8 同——ジョン・ロック 9 同——ルソー 10 近代のイデオロギー 11 同——保守主義 12 同——自由主義 13 同——社会主義 14 同——全体主義 15 秋学期のまとめ 	
到達目標	西洋の政治思想の内的構造とその歴史的展開、各思想家の個性を想像力をもって正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	授業時に指示する。		
テキスト	トマス・アキナス『君主の統治について』岩波文庫		
参考文献			
評価方法	定期試験 80%、小テスト 10%、授業への参加度 10%		

08～18 律・国・総	*****/人権の歴史/****	担当者	成嶋 隆
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】 「人は生れながらにして不可侵・不可譲の権利を有する」という観念がどのようにして生成し、どのような歴史的展開を遂げてきたのかを理解させることを目的とする。</p> <p>【講義概要】 最初に（基本的）人権の観念について説明したのち、人権の歴史的展開過程を（日本を含む）主要な国の憲法史とリンクさせつつ解説する。後半では、「子ども」「女性」「労働者」など、主体別にその人権の歴史を素描する。</p> <p>【その他、履修上の注意】 憲法科目を履修していることが望ましい。 六法（小型のもので可）は毎回の講義に必ず持参すること。</p>		<p>各回の講義テーマは次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人権の観念 2 イギリス憲法史と人権 3～4 アメリカ憲法史と人権 5～6 フランス憲法史と人権 7 ドイツ憲法史と人権 8 人権の「社会化」 9 人権の国際的保障の歴史 10 日本憲法史と人権①—大日本帝国憲法 11 日本憲法史と人権②—日本国憲法制定過程 12 日本憲法史と人権③—日本国憲法 13 子どもの人権の歴史 14 女性の人権の歴史 15 労働者の人権の歴史 	
到達目標	日本における主要な人権問題、人権問題に関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義テキストは原則として前の週に配布するので、事前学修としてはテキストを予め読んでおくことが内容となる。事後学修は、その日の講義内容をテキストやノートを参照しつつ復習することが内容となる。		
テキスト	指定しない。講義は、別に用意する講義レジュメおよび講義資料により行う。		
参考文献	随時紹介する。		
評価方法	2回の小テスト（各20点）および学期末に実施する筆記試験（60点）により総合的に評価する。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	**** / 地域政治史 / 地域政治論 a	担当者	大谷 基道
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>かつては、「3割自治」と言われていたように、地方は長らく国の強い影響下にあり、多くの場合において国が描く政策の実施機関に過ぎなかった。しかし、現在では、地方分権の進展に伴い、各地域が自由に政策選択を行う場面が増加して、利害対立の調整と意思決定を担うべき地域政治の重要度が次第に高まっている。</p> <p>本講義では、住民が地域の諸問題を解決したいと思った時に必要となるであろう、地域政治を巡る基礎的な知識の理解に力点を置く。</p> <p>地域政治を考える際には様々な視点が存在するが、ここでは主なアクターである長、議会、住民、国の関係に着目し、「長vs議会」、「自治体vs住民」、「国vs地方」の視点から講義を展開する。特に春学期においては、「長vs議会」、「自治体vs住民」の視点から講義を進めていく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 講義の概要と進め方 2. 選挙と代表 3. 地方自治体の政治機構① 4. 地方自治体の政治機構② 5. 二元代表制① 6. 二元代表制② 7. 長と議会の対立事例① 8. 長と議会の対立事例② 9. 住民と自治体 10. 地域コミュニティ① 11. 地域コミュニティ② 12. 住民参加① 13. 住民参加② 14. 住民参加③ 15. まとめ 	
到達目標	地域政治史に関する基礎的知識のうえに、地域政治史の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	指定する文献を事前に一読しておくこと。 学期中に数回、授業の最重要ポイントを小レポートにまとめて提出すること。		
テキスト	特に指定しない。必要に応じて適宜プリントを配付する。		
参考文献	授業中に適宜紹介する。		
評価方法	定期試験 50%、小レポート 40%、授業への参加度 10%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	**** / アジア政治論 a / アジア政治外交史 a	担当者	松岡 格
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>中国の現状について理解するために、北京・上海・広州などの主要都市および、東北・内陸・国境地帯の各省について、地域ごとの現状（主要な住民の構成、主要産業、地域の歴史など）を解説し、履修者には中国国内の情勢に対する理解を深めてもらう。</p> <p>ある意味で、これまで身につけてきた中国に関する知識を別の角度から総括することになるであろう。</p> <p>本授業は講義形式で行うが、履修生には授業への積極的な参加を求める。また、授業中に小課題の提出を課す。この小課題は全て提出していない学生は、成績評価の対象としない。</p> <p>授業の進め方については初回の授業で説明するので、ガイダンスには必ず参加すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 広州・深圳と対外貿易 3. 上海と工業・金融 4. 重工業と東北三省 5. 山東省とドイツ 6. 出稼ぎ供給地としての華中地域 7. 革命故地 8. 首都、北京 9. 古都、西安・杭州・南京 10. 四川省と観光 11. 雲南と少数民族 12. 内モンゴルと草原・モンゴル族 13. 新疆ウイグル自治区と中央アジア 14. チベット・チベット族と高原地帯 15. まとめ 	
到達目標	アジア政治に関する基本的な考え方、歴史的沿革を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	それぞれの授業のテーマについて自分なりに調べて授業に望むこと。また授業各回の内容をよく復習して、次の授業に備えること。こうした教室外の学習を小課題に反映させること。		
テキスト	テキストはなし。教材は教員の方で用意します。		
参考文献	参考文献については授業内で紹介します。		
評価方法	平常点（授業への参加度等）[30%]、小課題 [70%] を評価対象とする。小課題の全提出を成績評価の必須条件とする。また一定回数以上欠席した学生は成績評価の対象としない。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	**** / アジア政治論 b / アジア政治外交史 b	担当者	松岡 格
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>中国語圏の現在の姿について理解するために、特に台湾のエスニシティをめぐる状況を概観し、各自の見解をまとめる。これにより、現代中国語世界への理解を深めることを目標とする。</p> <p>まずは台湾社会を構成する主なエスニシティについて紹介し、歴史・言語・地理環境などについて解説を行う。それらを踏まえて台湾内の社会の変化やその意義についても触れる。</p> <p>本授業は講義形式で行うが、履修生には授業への積極的な参加を求める。また、授業中に小課題の提出を課すこともある。</p> <p>授業の進め方については初回の授業で説明するので、ガイダンスには必ず参加すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 現代政治と四大族群 3. 台湾のマジョリティー閩南人 4. 政治的対立の起源 5. 二二八事件 6. マイノリティー先住民と客家 7. 日本史・中国史・先住民史—台湾出兵 8. 日本統治時代のエスニシティ状況 9. 日本史と先住民史の交錯、再び—霧社事件 10. エスニシティと社会運動—先住民 11. エスニシティと社会運動—客家 12. 境界線上の民族：外省人 13. 境界線上の民族：少数民族 14. ことばと名前を通して日中台の関係を考える 15. まとめ 	
到達目標	アジア政治に関する基本的な考え方、歴史的沿革を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	それぞれの授業のテーマについて自分なりに調べて授業に望むこと。また授業各回の内容をよく復習して、次回の授業に備えること。こうした教室外の学習を小課題に反映させること。		
テキスト	テキストはなし。教材は教員の方で用意します。		
参考文献	参考文献については授業内で紹介します。		
評価方法	平常点（授業への参加度等）[30%]、小課題 [70%] を評価対象とする。小課題の全提出を成績評価の必須条件とする。また一定回数以上欠席した学生は成績評価の対象としない。		

08～18 律・国・総	****／地域研究特講（ラテンアメリカ経済と法） ／****	担当者	A. 松本
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>ラテンアメリカに対しては、日本ではかなりステレオタイプのイメージが多い。中南米には面白い側面がたくさんあるが、ドラスチックなことも多い。法体系は、憲法をはじめ理想を求めている。しかし、運営の実態や法を施行する機関には大きな課題も多い。</p> <p>1. ラテンアメリカ諸国の一般的な概要を把握しながら、主な国の特徴や課題を理解する。</p> <p>2. 地域の歴史的要素や、日本でも多少知られている人物などからのアプローチも行う。</p> <p>3. 経済と社会を理解しながら、国や地域の法律問題、今議論になっている法改正等も考察する。</p> <p>4. ラテンアメリカと日本、また、アメリカや中国との関係についても触れる。</p>		<p>1) ラテンアメリカ（以下、ラ米）の一般概観と経済指標、世界と日本との比較</p> <p>2) 歴史的背景と独立後の国づくりの過程、憲法制定と政治体制、今も続く制度の課題</p> <p>3) ラ米諸国の政治と汚職問題、議会と法の制定、腐敗した司法制度と正義の未達成</p> <p>4) ラ米諸国の産業構造、工業化した国と第一次産品依存構造の国</p> <p>5) 南米諸国は穀物・鉱物資源大国、輸出規制と国内受給率</p> <p>6) ラ米諸国が世界に輸出しているもの、グローバル化に翻弄されている市民</p> <p>7) 世界でもっとも経済的・社会的格差の高いラ米、近年の左派政権と反米的でない反米政策</p> <p>8) ラ米諸国の教育指標、産業政策とミスマッチしている人材育成</p> <p>9) ラ米諸国の観光産業と世界遺産、コスタリカやキューバの健康ツーリズム</p> <p>10) ラ米経済のインフォーマルセクター（闇経済）、「脱税天国」と「デフォルト」</p> <p>11) ラ米諸国の若者と就活、インフォーマル雇用と失業対策、構造的貧困</p> <p>12) ラ米諸国のクリエイティブ産業と知的財産権（商標権侵害の事案）</p> <p>13) ラ米諸国とアメリカ、中国、欧州との関係、投資環境と外資への期待と規制</p> <p>14) ラ米と日本との経済関係、最近の日系企業のメキシコ、チリ、ペルーへの進出とビジネス拡大</p> <p>15) ラ米日系社会と日本との交流と連携強化。2017年の懇談会報告と新しい指針への期待</p>	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった地域研究分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	毎回配布資料によって、その内容を検証しながら授業を進める。		
テキスト	特に指定はしない		
参考文献	国本伊代『概説ラテンアメリカ史（改訂新版）』、新評論、2003年 松下洋・乗浩子『ラテンアメリカ政治と社会』、新評論、2004年 西島章次・細野昭雄『ラテンアメリカ経済論』、ミネルヴァ書房、2011年 後藤政子・山崎圭一編『ラテンアメリカはどこへ行く』ミネルヴァ書房、2017年		
評価方法	学期末レポート 40%、小テスト・リアクションペーパー30%、授業参加度 30%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	****／地域研究特講（中・東欧とロシア 1）／ ****	担当者	志摩 園子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>冷戦終焉後、EU（欧州連合）の東方拡大が進んできた一方で、近年、イギリスのEUからの離脱のプロセスが進んできている。この地域の理解は、国際社会の問題を考える上で重要で、とりわけ、ドイツとロシアは重要な役割を果たしている。この狭間に位置する中・東欧を場として考察することを目的とする。そこには、多様な人々が暮らし、彼らの営む社会の理解を通して世界の問題を考えるきっかけとして欲しい。この地域は、20世紀初頭に多数の独立国家が成立し、第二次世界大戦後には東側陣営に組み込まれていた。だが、20世紀末の冷戦終焉後、EUの加盟国となった国々も少なくない。</p> <p>春学期においては、当該地域をまず、地理的な状況や文化的な側面から歴史を踏まえて考察する。それによって、そこにある同質性と異質性を検討したい。できるだけ、映像資料を用い、理解の助けとしたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 中・東欧とは（ドイツとロシアの狭間で） 2. 中欧の都市：ベルリン、ウィーン、プラハ 3. 東欧の都市：ワルシャワ、クラコフ、カウナス等 4. バルト海沿岸都市：サンクト・ペテルブルク、タリドナウ川沿いの都市：ブダペスト、ベオグラード等 5. 人の移動（ヨーロッパ内、ヨーロッパから外へ） 6. 地理的状況と地域の特徴、言語と民族 7. 中東欧の広がり：ロシア帝国とハプスブルク帝国 8. 南東欧の広がり：ハプスブルク帝国とオスマン帝国 9. 中・東欧地域のユダヤ人 10. ユダヤ人の歴史と文化 11. 第2次世界大戦とユダヤ人 12. ユダヤ人と杉原千畝 13. 中・東欧地域のロマ 14. ロマの文化と社会 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった地域研究分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学修：授業で扱う地域にかかわるニュースをリアクションペーパーに記入し、ポータルサイトで提出。 事後学修：授業で示した資料の発展自習について、リアクションペーパーをポータルサイトから提出。		
テキスト	指定しない。資料は、ポータルサイトに掲載するので、各自、印刷して（利用できるようにして）持参。		
参考文献	参考文献・資料も、授業内での紹介に加えて、ポータルサイトでも掲載するので適宜紹介する。		
評価方法	授業時のリアクションペーパーが、40%、授業時のアクティブな参加度 10%、最終課題レポート 50%とする。		

08～18 律・国・総	****／地域研究特講（中・東欧とロシア 2）／ ****	担当者	志摩 園子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>ヨーロッパは、イギリスのEUからの離脱のプロセスが進んできている。このため、中・東欧地域の理解は、国際社会の問題を考える上で重要で、とりわけ、ドイツとロシアが重要な役割を果たしている。両国の間に位置している中・東欧を場として、ヨーロッパ、世界を理解することを目的とする。この地域は、20世紀初頭に多数の独立国家が成立し、第二次世界大戦後には東側陣営に組み込まれていた。だが、20世紀末の冷戦終焉後、EUの加盟国となった国々も少なくない。難民・移民の受け入れに関しても課題は大きい。春学期の社会の理解を踏まえて、そこにある同質性と異質性を考察する。加えて、地域を貫通する共通の特徴を、特に、社会的、文化的に理解できるようにしたい。また、そこにあった帝国が、現在にどのような影響を与えているかも併せて考えたい。春学期の履修が望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 東欧とは 2. 帝国から国民国家へ 3. ナショナリズムの時代 4. ナショナリズムと国民国家 5. 第一世界大戦と中・東欧地域 6. ヴェルサイユ体制と中・東欧諸国 7. 1930年代の中・東欧諸国と文化 8. 第二次世界大戦と中・東欧地域 9. 第二次世界大戦後の中・東欧諸国：東西の対立 10. ソ連と中・東欧諸国 11. 民主化運動と冷戦の終結へ12/13 12. 体制転換と中・東欧諸国 12/20 13. EUの東方拡大、NATOへの加盟 1/10 14. 地域協力と文化的、社会的背景 1/17 15. 現代的課題 	
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった地域研究分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学修：授業で扱う地域にかかわるニュースをリアクションペーパーに記入し、ポータルサイトで提出。 事後学修：授業で示した資料の発展自習について、リアクションペーパーをポータルサイトから提出。		
テキスト	指定しない。資料は、ポータルサイトに掲載するので、各自、印刷して（利用できるようにして）持参。		
参考文献	参考文献・資料も、授業内での紹介に加えて、ポータルサイトでも掲載するので適宜紹介する。		
評価方法	授業時のリアクションペーパーが、40%、授業時のアクティブな参加度 10%、最終課題レポート 50%とする。		

08～18 律・国・総	*****/*****/総合政策入門	担当者	木藤 茂
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、総合政策学科新入生へのオリエンテーションという位置付けを与えられています。</p> <p>学科名と講義名が示すとおり、テーマは総合政策ということになりますが、具体的には、総合政策学科所属の教員の専門分野から見ると政策というもののはどのように映るのか、そのアプローチや理解の共通点や相違点を実感してもらうことを通じて、大学における学問やこれから大学で学ぶということの意味を学生のみなさん自身に考えてもらう機会になるだろうと思います。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. グローバルの視点から 3. 地域活性化の視点から 4. 地域の視点から (1) 5. (2) 6. 国際比較の視点から (1) 7. (2) 8. 法哲学の視点から (1) 9. (2) 10. 法の視点から (1) 11. (2) 12. (3) 13. 政策と法の視点から (1) 14. (2) 15. まとめ 	
到達目標	総合政策および総合政策領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
事前・事後学修の内容	各回のテーマに関するテスト又はレポートを通して理解の確認をします。詳細はガイダンスで説明します。		
テキスト	特に指定しない。		
参考文献	特に指定しない。		
評価方法	各回のテーマに関するテスト及びレポートの総合的評価 (100%) により評価します。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

17～律・国・総 08～16 律・国・総	総合政策入門／総合政策入門／政治学入門 総合政策入門／総合政策入門／****	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、できるだけ身近な問題を取り上げ、政治や政治学に興味をもってもらうこと目的としている。次いで、政治活動はどのような特徴をもっているのか、どういう場合に政治が登場してくるのか、政治を規定する制度や決まりにはどのようなものがあるのかなどについて考えてみたい。さらにさまざまな政治現象の見方、解釈の仕方を含め、俗論ではない政治学的な見方を学んでもらいたい。</p> <p>同時に、政治学の入門講座として、専門の政治学を学ぶための基礎知識や視点を習得して下さい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめにー政治とは何かー 2. 国家という枠組み 3. 政治体制ーデモクラシーとは何かー 4. 選挙と政治 (1) ー選挙制度 5. 政党と政治 6. 内閣と総理大臣 7. 議会と政治 8. 官僚制と政治 9. 利益団体と政治 10. 連邦制と地方政治 11. メディアと政治 12. 国際政治ー安全保障と平和ー 13. 国際政治経済ー自由貿易主義 14. 国際社会の中の日本 15. おわりに 	
到達目標	政治学の基礎的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義中配布するプリントと講義ノートと照らし合わせて要点をまとめること。		
テキスト	講義中にプリントを配布する。		
参考文献	砂原庸介・稗田健志・多胡淳『政治学の第一歩』有斐閣。		
評価方法	定期試験を基本に評価する。講義中、小テスト・レポートを課す場合もある。		

08～18 律・国・総	*****/地域政治史/地域政治論 a	担当者	大谷 基道
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>かつては、「3割自治」と言われていたように、地方は長らく国の強い影響下にあり、多くの場合において国が描く政策の実施機関に過ぎなかった。しかし、現在では、地方分権の進展に伴い、各地域が自由に政策選択を行う場面が増加して、利害対立の調整と意思決定を担うべき地域政治の重要度が次第に高まっている。</p> <p>本講義では、住民が地域の諸問題を解決したいと思った時に必要となるであろう、地域政治を巡る基礎的な知識の理解に力点を置く。</p> <p>地域政治を考えるに際しては様々な視点が存在するが、ここでは主なアクターである長、議会、住民、国の関係に着目し、「長vs議会」、「自治体vs住民」、「国vs地方」の視点から講義を展開する。特に春学期においては、「長vs議会」、「自治体vs住民」の視点から講義を進めていく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 講義の概要と進め方 2. 選挙と代表 3. 地方自治体の政治機構① 4. 地方自治体の政治機構② 5. 二元代表制① 6. 二元代表制② 7. 長と議会の対立事例① 8. 長と議会の対立事例② 9. 住民と自治体 10. 地域コミュニティ① 11. 地域コミュニティ② 12. 住民参加① 13. 住民参加② 14. 住民参加③ 15. まとめ 	
到達目標	地域政治史に関する基礎的な知識のうえに、地域政治史の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	指定する文献を事前に一読しておくこと。 学期中に数回、授業の最重要ポイントを小レポートにまとめて提出すること。		
テキスト	特に指定しない。必要に応じて適宜プリントを配付する。		
参考文献	授業中に適宜紹介する。		
評価方法	定期試験 50%、小レポート 40%、授業への参加度 10%		

08～18 律・国・総	*****/*****/地域政治論 b	担当者	大谷 基道
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>かつては、「3割自治」と言われていたように、地方は長らく国の強い影響下にあり、多くの場合において国が描く政策の実施機関に過ぎなかった。しかし、現在では、地方分権の進展に伴い、各地域が自由に政策選択を行う場面が増加して、利害対立の調整と意思決定を担うべき地域政治の重要度が次第に高まっている。</p> <p>本講義では、住民が地域の諸問題を解決したいと思った時に必要となるであろう、地域政治を巡る基礎的な知識の理解に力点を置く。</p> <p>地域政治を考えるに際しては様々な視点が存在するが、ここでは主なアクターである長、議会、住民、国の関係に着目し、「長vs議会」、「自治体vs住民」、「国vs地方」の視点から講義を展開する。特に秋学期においては、「国vs地方」の視点から講義を進めていく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 講義の概要と進め方 2. 中央地方関係の理論とモデル 3. 地方自治制度の沿革 4. 国と地方の役割分担 5. 地方分権改革① 6. 地方分権改革② 7. 地方分権改革③ 8. 平成の市町村合併① 9. 平成の市町村合併② 10. 道州制 11. 地方行革① 12. 地方行革② 13. 近年の諸政策にみる国と地方の関係① 14. 近年の諸政策にみる国と地方の関係② 15. まとめ 	
到達目標	地域政治史に関する基礎的な知識のうえに、地域政治史の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	指定する文献を事前に一読しておくこと。 学期中に数回、授業の最重要ポイントを小レポートにまとめて提出すること。		
テキスト	特に指定しない。必要に応じて適宜プリントを配付する。		
参考文献	授業中に適宜紹介する。		
評価方法	定期試験 50%、小レポート 40%、授業への参加度 10%		

08～18 律・国・総	*****/*****/まちづくり特論	担当者	荏原 美恵
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では、地方自治体の「まちづくり」について、公共事業などのハード面から、対人サービスや担い手育成などのソフト面まで幅広く捉えていきます。とりわけ、受講生自身が「自分事」として、これらの取組について考察していくことを目的とします。</p> <p>具体的には、「まちづくり」の現状と課題、その解決策について自ら考え、提案する力を養うとともに、グループワーク等を通じ多様な意見を認識した上で合意形成を行う過程を体感します。また、講義の中では、「まちづくり」に携わる専門家をゲストスピーカーとしてお呼びし、最新の事例紹介及びディスカッションを行う予定です。</p> <p>講義の後半では、住民にフォーカスをあて、住民と行政との関係の変化、今後のあり方について触れます。最後に受講者全員がプレゼンテーションを行う予定です。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション 2. 都市とまちづくり①（まちづくり演習） 3. 都市とまちづくり②（都市計画の歴史） 4. 都市とまちづくり③（事例研究） 5. まちづくりと公共事業①（公共事業の意義） 6. まちづくりと公共事業②（ワークショップ） 7. 地域振興について考える①（地域振興の意義と課題） 8. 地域振興について考える②（事例研究と演習） 9. 都市自治体と空き家問題 10. 福祉のまちづくり 11. 多文化共生のまちづくり 12. 住民と自治体 13. まちづくりの「今」「これから」 14. あなたの考える「まちづくり」 15. まとめ 	
到達目標	まちづくりにおける問題点とその解決策を戦略的、すなわち長期的・歴史的観点から正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	テキストの指定された箇所を事前に精読しておいてください。事後学修として、講義中に提示する課題について提出してください。		
テキスト	磯崎初仁、伊藤正次、金井利之『ホーンブック地方自治』（第三版）北樹出版、2014年		
参考文献	講義中に紹介します。		
評価方法	平常点 60%（授業への参加度及び毎回出席カード提出が前提）、レポート 40%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	法律学特講（行政過程論）／*****／行政過程論	担当者	木藤 茂
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「行政過程論」は、専門分野により理解の仕方が異なるように思いますが、この講義では、「法律学特講」の表記が示すとおり、「行政法」の“応用的復習”あるいは“発展”とも言うべき内容をイメージしています。</p> <p>具体的には、憲法・行政法の基礎的な理解を前提として、行政過程における「法」の役割や機能について考察することを主眼に置きつつ、具体的な素材を通して多角的な視点から受講者自身に主体的に考えてもらう機会にしたいと考えています。</p> <p>したがって、「憲法（入門・人権・統治）」及び「行政法Ⅰ・Ⅱ」を履修済であることを前提に、行政学や公共政策学等にも関心がある3年生以上の方を対象とします。</p> <p>受講者数は例年5～10名程度で、講義時間中は、教員による一方的な説明ではなく、受講者の主体的・積極的な参加や議論を求める方法で進めてきていますので、この点について十分に留意した上で履修するかどうかを決めてください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 憲法・行政法の基礎知識の確認（テストと議論） 2. 憲法・行政法の基礎知識の確認（第1回の続き） 3. 行政活動と法の交錯（総論） 4. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政立法①） 5. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政立法②） 6. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政立法③） 7. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政計画①） 8. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政計画②） 9. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政計画③） 10. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政行為①） 11. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政行為②） 12. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政行為③） 13. 行政活動と法の交錯の諸局面（法律の留保①） 14. 行政活動と法の交錯の諸局面（法律の留保②） 15. まとめ 	
到達目標	行政を見わたす基本的視点から、行政過程に関する基本的概念を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	第4回以降については、それぞれのテーマに関連する教科書等の復習をしておいてください。		
テキスト	教材・資料等を適宜配布します。ただし、小型の『六法』は、各自毎回持参してください。		
参考文献	憲法・行政法の教科書は予習・復習のために手元に置いておいてください。		
評価方法	講義時間中の議論への積極的な参加（50%）と学期末のレポート（50%）を基に総合的に評価します。ただし、冒頭のテストと議論で理解が不十分と確認できた場合や、十分な参加がない場合には、学期末のレポートの提出は認めません。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	****／*****／政策過程論	担当者	羽貝 正美
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、少子高齢化や人口減少といったメガトレンドの中で様々な課題に直面しているわが国の地方自治体、とくに基礎自治体（市町村）に焦点を合わせ、広く政策及び政策過程の在り方を考えることを目的とする。その際、「自治・地方自治・ローカル・ガバナンス」をキーワードとする。地方自治の意味を問い直し、住民・地域、また自分自身と政治・行政との関係、そのアウトカムとしての自治体政策との関係を理解することを目的とする。</p> <p>まず政策の理解に不可欠な視点として、政治及び行政、端的に言えば政府活動とは何かについてその捉え方を整理する。次いで、日本の地方自治の歴史的な発展過程を概観し、歴史的課題と現代的課題を整理する。そして現在進行中の地方分権改革の背景、理念、成果を整理しつつ、具体的政策を手がかりに自治体政策の現状と課題について講ずる。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 自治の器としての自治体 3. 自治体政策論の論点 4. 近代的地方自治の原点 5. 戦後地方制度改革 6. 90年代以降の地方分権改革 7. 市町村合併 8. 自治体総合政策 9. 自治基本条例・議会基本条例 10. コミュニティ政策 11. 超高齢社会と高齢者施策 12. 少子化と子育て支援 13. 都市計画とまちづくり 14. ローカル・ガバナンスと市民参加 15. 全体のまとめ 	
到達目標	政策を見わたす基本的視点から、政策過程に関する基本的概念を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前に指示する資料等を読み込むことを事前学習とする。事後学習としては、毎回の授業を振り返り、理解したこと・考えたことを整理する。翌週の授業でその理解度をチェックする。		
テキスト	特定の教科書は用いない。		
参考文献	羽貝正美編著『自治と参加・協働』（学芸出版社、2007）、中村良夫編『風景とローカル・ガバナンス』（2014）		
評価方法	授業参加度 30%、レポート 20%、期末試験 50% いずれも最大割合を示す。		

08～18 律・国・総	*****/*****/経済政策 a	担当者	童 適平
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>資本主義市場経済において、経済問題は主として市場メカニズムを通じて解決されることになっている。しかし、市場の失敗のように、市場メカニズムですべての経済問題がうまく解決されるわけではないのである。政府は、この市場の失敗を補完するために、資源配分機能、経済安定化機能、富と所得の再分配機能という3つの役割を持っている。本講義は、これら3つの機能を、ミクロ経済学とマクロ経済学の知識を使用して説明することを通じて、受講生の経済学理論への理解を深めるだけでなく、現実の経済問題への分析力を養うことを目的とする。</p> <p>経済政策論aにおいて、ミクロ経済政策を中心にその理論的背景、経済政策的解決の効果を解説することにする。理論だけでなく現実の経済現象を取上げて説明することによって、受講生に具体性を与え、理解しやすいように心掛ける。</p> <p>講義は基本的にPPTを使用して行う。PPTは事前に大学のPorTaに掲載する。</p>		第1回 ガイダンス 第2回 経済システムと経済政策 第3回 経済政策のミクロ経済学の基礎 (1) -消費者行動 第4回 経済政策のミクロ経済学の基礎 (2) -生産者行動 第5回 資源配分効率の基準と消費者余剰 第6回 資源配分効率の基準と生産者余剰 第7回 自然独占とその対策 (1) 第8回 自然独占とその対策 (2) 第9回 外部経済とその対策 第10回 公共財と公共財の供給 (1) 第11回 公共財と公共財の供給 (2) 第12回 情報の不完全性・非対称性 第13回 情報の不完全性・非対称性の解決策 第14回 金融市場における情報の非対称性 第15回 金融市場における情報の非対称性の解決策	
到達目標	経済政策の基本、経済政策の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	ミクロ経済学の基礎をしっかりと固めること；PPT資料を授業の前に予習し、授業の後に復習すること。		
テキスト	指定しない。		
参考文献	1,岩田規久男・飯田泰之著『ゼミナール経済政策入門』日本経済新聞出版社。2,横山将義『経済政策』成文堂；3,その他。		
評価方法	期末試験を行う。学期中数回小テストを行う。小テストの解答を考慮して30%、期末試験70%		

08～18 律・国・総	*****/*****/経済政策 b	担当者	童 適平
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>資本主義市場経済においては、経済問題は主として市場メカニズムを通じて解決されることになっている。しかし、市場の失敗のように、市場メカニズムですべての経済問題がうまく解決されるわけではないのである。政府は、この市場の失敗を補完するために、資源配分機能、経済安定化機能、富と所得の再分配機能という3つの役割を持っている。本講義は、これら3つの機能を、ミクロ経済学とマクロ経済学の知識を使用して説明することを通じて、各受講生の経済学理論への理解を深めるだけでなく、現実の経済問題への分析力を養うことを目的とする。</p> <p>経済政策論bにおいて、まず、マクロ経済政策の目標と政策手段としての財政政策と金融政策およびその有効性を解説する。続いて、税制政策、経済安定政策、所得再分配政策、中小企業政策、社会保障政策の順でマクロ経済政策を理論的背景、手段とその効果から解説する。理論だけでなく現実の経済現象を取上げて説明することによって、受講生に具体性を与え、理解しやすいように心掛ける。</p> <p>講義は基本的にPPTを使用して行う。PPTは事前に大学のPorTaに掲載する。</p>		第1回 ガイダンス 第2回 経済政策のマクロ経済学の基礎 第3回 マクロ経済政策の目標 第4回 財政政策の役割 第5回 金融政策の基本 第6回 財政政策と金融政策の有効性 第7回 税制政策 第8回 経済安定政策 第9回 物価変動と経済政策 第10回 所得再分配政策 第11回 社会保障政策 第12回 日本の社会保障政策 第13回 労働政策 第14回 中小企業政策 第15回 日本の中小企業政策	
到達目標	経済政策の基本、経済政策の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	マクロ経済学の基礎をしっかりと固めること；PPT資料を授業の前に予習し、授業の後復習すること。		
テキスト	指定しない。		
参考文献	1,岩田規久男・飯田泰之著『ゼミナール経済政策入門』日本経済新聞出版社。2,横山将義『経済政策』成文堂；3,その他。		
評価方法	期末試験を行う。学期中数回小テストを行う。小テストの解答を考慮して30%、期末試験70%		

08～18 律・国・総	*****/*****/環境政策 a	担当者	塩田 尚樹
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>現代社会が直面する深刻な環境問題である地球温暖化問題と原子力発電に関わる問題について概観し環境問題についての具体的なイメージを深めた後、環境問題の自発的解決の困難さと公的機関による政策の必要性について非協力ゲーム理論を使って検討します。</p> <p>「一人ひとりが個別に望ましい行動をとった結果が、社会を構成するメンバーの満場一致によって支持される改善の余地を残す残念な結果となるため、公的機関による介入の必要がある」という環境問題の特徴が、よく理解できると思います。</p> <p>「各人の授業を受ける権利」は「他の人の授業を受ける権利」を侵害しない範囲内で行使されるべきだと考えますので、授業態度のよくない人には退出してもらいます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 授業のねらいと方針 2. 地球温暖化とその原因物質 3. 地球温暖化に関する議論の経緯 4. 気候変動枠組条約と京都議定書 5. 京都メカニズム 6. パリ協定 7. 石炭までのエネルギー利用の歴史 8. 石油・天然ガスの利用 9. 原子力エネルギーとは 10. 原子力事故 11. 放射性廃棄物の処分 12. 環境政策の必要性の判断基準 13. 環境問題のモデル化 14. 合成の誤謬 15. まとめ 	
到達目標	環境政策の基本、環境政策の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	「公共経済学」・「環境経済学」などを併せて履修すると、相互に理解が深まります。		
テキスト	国立環境研究所「環境展望台」のウェブ上の資料を授業中に紹介します。		
参考文献	鬼頭昭雄（2015）『異常気象と地球温暖化 ―未来に何が待っているか』岩波書店		
評価方法	定期試験 100%。ただし、講義中の私語などの迷惑行為で減点する場合があります。		

08～18 律・国・総	*****/*****/環境政策 b	担当者	塩田 尚樹
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>環境政策の手段の有効性について、ミクロ経済学の立場から考察します。環境問題の具体的なトピックとしては、主に地球温暖化問題を取り上げます。</p> <p>環境税や排出量取引制度のような汚染物質排出に対して価格づけを行う「経済的」手段と、固定的排出量割当などの「非経済的」手段の、どちらが優れているのかが主要論点となります。まず、生産プロセスから環境汚染物質を排出する企業の利潤最大化行動を定式化し、環境税などの環境政策が企業行動にどのような影響を与えるか検討します。その後、汚染物質の総量規制を目的として環境政策を実施する場合に、どの手段が社会的汚染削減費用を最小化するのか確認します。</p> <p>「各人の授業を受ける権利」は「他の人の授業を受ける権利」を侵害しない範囲内で行使されるべきだと考えますので、授業態度のよくない人は退出してもらいます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 授業のねらいと方針 2. 経済循環と物質収支 3. 汚染物質排出量の総量規制 4. 企業の生産技術と利潤関数 5. 利潤の平均変化率の導出 6. 利潤の平均変化率の性質 7. 利潤の平均変化率の視覚化 8. 企業の利潤最大化行動 9. 単位税の企業行動への影響 10. 固定的排出量割当 11. 集計的汚染削減費用とその最小化 12. ボーモル・オーツ税 13. 排出量取引制度との関連性 14. 環境政策の手段の評価 15. まとめ 	
到達目標	環境政策の基本、環境政策の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	「公共経済学」・「環境経済学」などを併せて履修すると、相互に理解が深まります。		
テキスト	塩田尚樹「環境税の経済学的基礎」（講義支援システムにより配布予定）		
参考文献	栗山浩一・馬奈木俊介（2016）『環境経済学をつかむ』第3版、有斐閣		
評価方法	定期試験 100%。ただし、講義中の私語などの迷惑行為で減点する場合があります。		

08～18 律・国・総	*****/*****/都市政策 a	担当者	倉橋 透
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】 現代においては、人間の生活や経済活動のかなりの部分は都市で行われている。一方、人間が集まっていることで様々な問題が生じ、政策的な対応も必要になってくる。 この講義では、都市の定義を述べるとともに、ミクロ経済学（生産者行動の理論）を応用して、都市の存在理由を検討する。この講義は、多量の知識を一方的に講義するのではなく、一つ一つ理解することをモットーとする（理解力や思考力の向上が隠れた目的である）。</p> <p>【講義概要】 上記のモットーから、都市の定義、生産者行動の理論、都市の存在理由に限定する。確認問題を一緒に解き、黒板に板書してもらう。数学やミクロ経済学を多用するので、講義開始前に勉強しておくこと。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 講義の概要 2. 都市経済学の目的、意義、特徴、方法 3. 都市の定義—人口集中地区 4. 都市の定義—都市雇用圏 5. 都市の規模 6. 首都機能移転の難しさ 7. 生産関数、限界生産物、平均生産物 8. 等量曲線、技術的限界代替率 9. 利潤最大化問題 10. 費用最小化問題 11. 費用関数 12. 供給関数 13. 空間不可逆性定理、空間の不均質性 14. 規模の経済 15. 集積の経済 	
到達目標	都市政策の基本、都市政策の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前には、テキストの指定された範囲を熟読し、確認問題なども自分で解いておくこと。事後にはノート を熟読し、十分理解しておくこと。また、事前・事後を通じて数学、ミクロ経済学を勉強しておくこと。		
テキスト	高橋孝明『都市経済学』（有斐閣ブックス）		
参考文献	参考文献として伊藤元重『ミクロ経済学 第2版』（日本評論社）		
評価方法	定期試験 100%		

08～18 律・国・総	*****/*****/都市政策 b	担当者	倉橋 透
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】 現代においては、人間の生活や経済活動のかなりの部分は都市で行われている。一方、人間が集まっていることで様々な問題が生じ、政策的な対応も必要になってくる。 この講義では、ミクロ経済学（消費者行動の理論）を応用して、都市内構造（複数の用途の立地等）の分析や地代の決定について分析する。</p> <p>【講義概要】 消費者行動の理論、付け値地代の決定、都市内の空間構造について検討する。確認問題を一緒に解き、黒板に板書してもらう。数学やミクロ経済学を多用するので、講義開始前に勉強しておくこと。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 効用関数 2. 無差別曲線 3. 効用最大化 4. 需要関数と間接効用関数 5. 需要関数と間接効用関数についての問題演習 6. 所得の変化、価格の変化の影響 7. 需要曲線 8. 住宅立地の規則性 9. モデルの仮定 10. 付け値地代の導出 11. 付け値地代の性質 12. 立地均衡と市場地代 13. 所得と住宅立地 14. 複数用途の立地 15. 郊外化 	
到達目標	都市政策の基本、都市政策の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前には、テキストの指定された範囲を熟読し、確認問題なども自分で解いておくこと。事後にはノート を熟読し、十分理解しておくこと。また、事前・事後を通じて数学、ミクロ経済学を勉強しておくこと。		
テキスト	高橋孝明『都市経済学』（有斐閣ブックス）		
参考文献	伊藤元重『ミクロ経済学 第2版』（日本評論社）		
評価方法	定期試験 100%		

08～18 律・国・総	*****/*****/土地法	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>土地法について、田中二郎博士（東大名誉教授、元最高裁判事）は、「土地に関する私法（土地私法）と土地に関する公法（土地公法）とをあわせ含み、これを総合的に考察するもの」としているが（同『土地法』有斐閣、1994年）、本講義もまた、現在の土地所有権・土地法秩序に関する基本的法規のあり方を概観する。</p> <p>講義の目的は、抽象的には土地法秩序のあり方を理解することだが、具体的には、不動産取引を念頭に置き、その際の基本的留意点・問題点を理解することである。このために、本年度は、不動産取引に関連する法制度、判例を検討する。とりわけ、宅地建物取引主任者試験問題の過去問を使って理解をチェックする。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 法律行為と行為能力① 2 法律行為の行為能力② 3 意思表示① 4 意思表示② 5 代理 6 時効 7 対抗要件① 8 対抗要件② 9 共有・相隣関係 10 担保物権 11 債権譲渡・保証 12 債務不履行・契約解除 13 債権者代位権・債権者取消権 14 住宅瑕疵担保 15 まとめ 	
到達目標	不動産取引を念頭に置き、その際の基本的留意点・問題点、および、売買契約法、賃貸借法などの基本的な条文及び判例を性格に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。		
テキスト	講義の際に、資料を配布する。		
参考文献	講義の際に、資料を配布する。		
評価方法	学年末の試験を中心にする（80%）。日常点も加味する。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	*****/*****/地方財政論 a	担当者	金田 美加
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、地方財政の基本的な知識を習得し、わが国の地方政府の活動を論理的な視点で考えることができるようになることを目的とする。そのため、地方財政の基礎理論を学んでいく。</p> <p>地方財政論aでは、地方財政の現状と役割、公共財の理論を中心に取り上げる。講義では毎回資料の配布を予定する。</p> <p>なお、履修にあたっては、ミクロ経済学、公共経済学、および財政学に関する基礎的な知識があると望ましい（または、基礎的な知識を得ようとする意欲があると望ましい）。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス（講義の内容と進め方） 2. 公共財・地方公共財の定義と地方政府 3. 地方財政の機能と役割 4. 地方財政の現状（地方財政の構造など） 5. 地方税原則と税源配分 6. 地方税の現状（租税収入、国際比較など） 7. 国と地方の財政関係①（地方財政計画など） 8. 国と地方の財政関係②（補助金制度など） 9. 地方債 10. 外部性の理論（正の外部性と負の外部性） 11. 公共財の理論①（公共財の最適配分） 12. 公共財の理論②（リンダールメカニズムなど） 13. 公共財の理論③（中位投票者定理など） 14. 地方公共財とスピルオーバー問題 15. まとめ 	
到達目標	地方財政の現状・動向、ならびに、地方財政に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	各回に取り組んだ問題は必ず自分で解いて復習する、項目については語句説明文を作成する等の復習を行うこと。		
テキスト	テキストは特に指定しない。ポータル「講義連絡」にて毎回資料を配布する。		
参考文献	佐藤主光（2009）『地方財政論入門』新世社。その他、ガイダンスおよび講義内に紹介する。		
評価方法	定期試験（100％）により評価する。（試験は持込不可。単位修得は定期試験が60点以上であること。）		

08～18 律・国・総	*****/*****/地方財政論 b	担当者	金田 美加
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、地方財政の基本的な知識を習得し、わが国の地方政府の活動を論理的な視点で考えることができるようになることを目的とする。そのため、地方財政の基礎理論を学んでいく。</p> <p>地方財政論bでは、租税による外部性と政府間補助金の理論を中心に取り上げる。講義では毎回資料の配布を予定する。</p> <p>なお、履修にあたっては、ミクロ経済学、公共経済学、および財政学に関する基礎的な知識があると望ましい（または、基礎的な知識を得ようとする意欲があると望ましい）。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス（講義の内容と進め方、前期の復習） 2. 租税の各論①（所得課税と消費課税） 3. 租税の各論②（資本課税） 4. 地方分権化定理とティボー理論 5. 租税による外部性と地方財政①（租税輸出） 6. 租税による外部性と地方財政②（重複課税） 7. 租税による外部性と地方財政③（同時手番ゲーム） 8. 租税による外部性と地方財政④（租税競争） 9. 所得再分配機能と地方政府 10. 政府間財政移転の理論①（補助金の効果） 11. 政府間財政移転の理論②（逐次手番ゲーム） 12. 政府間財政移転の理論③（ソフトな予算制約など） 13. 政府間財政移転の理論④（フライペーパー効果） 14. 政府間補助金の政治経済分析 15. まとめ 	
到達目標	地方財政の現状・動向、ならびに、地方財政に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	各回に取り組んだ問題は必ず自分で解いて復習する、項目については語句説明文を作成する等の復習を行うこと。		
テキスト	テキストは特に指定しない。ポータル「講義連絡」にて毎回資料を配布する。		
参考文献	佐藤主光（2009）『地方財政論入門』新世社。その他、ガイダンスおよび講義内に紹介する。		
評価方法	定期試験（100％）により評価する。（試験は持込不可。単位修得は定期試験が60点以上であること。）		

08～18 律・国・総	*****/*****/財政学 a	担当者	野村 容康
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 本講義では、財政赤字、税制改革、年金改革、公共事業といったわが国の財政問題を考えていく際の手掛かりとなるように財政学の基礎的事項について概説する。本講の受講を通じて、財政の基礎的な制度とその機能について理解を深め、現実の財政問題について自分なりに考える力を身につけてほしい。		<ol style="list-style-type: none"> 1. 財政学とは一オリエンテーション 2. 財政民主主義と財政の領域 3. 財政学の歴史 4. 予算原則 5. 資源配分の調整機能 6. 公共財の理論 7. 財政政策の理論 8. 所得分配と再分配の経済的根拠 9. 所得再分配政策 10. 補助金と価格規制 11. わが国財政の現状 12. 公債の制度と理論 13. 公的高齢年金 14. 財政投融资 15. まとめ 	
到達目標	国家財政の現状・動向、ならびに、国家財政に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	前回の講義で解説した専門用語について復習し、理解しておくこと。予めテキストの該当箇所を読み、自分なりの問題意識をもって講義に臨むこと。		
テキスト	八巻節夫編『新財政学』文眞堂		
参考文献			
評価方法	原則として定期試験の成績で評価する（100%）。レポートを加味する場合がある。		

08～18 律・国・総	*****/*****/財政学 b	担当者	野村 容康
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 本講義では、財政赤字、税制改革、年金改革、公共事業といったわが国の財政問題を考えていく際の手掛かりとなるように財政学の基礎的事項について概説する。本講の受講を通じて、財政の基礎的な制度とその機能について理解を深め、現実の財政問題について自分なりに考える力を身につけてほしい。		<ol style="list-style-type: none"> 1. 租税とは一オリエンテーション 2. 租税の根拠と負担配分 3. 租税の基礎的概念 4. 課税の水平的公平 5. 課税の垂直的公平 6. 課税の中立性 7. 公平と中立のトレードオフ 8. 租税の転嫁と帰着 9. 包括的所得税論 10. 支出税と最近の税制改革論 11. 日本の租税体系 12. 個人所得課税 13. 法人所得課税と二重課税問題 14. 間接消費課税と資産課税 15. まとめ 	
到達目標	国家財政の現状・動向、ならびに、国家財政に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	前回の講義で解説した専門用語について復習し、理解しておくこと。予めテキストの該当箇所を読み、自分なりの問題意識をもって講義に臨むこと。		
テキスト	八巻節夫編『新財政学』文眞堂		
参考文献			
評価方法	原則として定期試験の成績で評価する（100%）。レポートを加味する場合がある。		

08～18 律・国・総	*****/*****/日本文化論 a	担当者	城崎 陽子
講義目的、講義概要		授業計画	
人生儀礼 <p>人の一生には節目ごとに様々な儀礼が行われます。これを「人生儀礼」とか「通過儀礼」と呼び、属する集団での身分の変化や新しい役割の獲得が行われます。</p> <p>本講義では人が生まれて成長する過程で迎えるいくつかの儀礼（生誕、成人、婚姻、葬送など）を取り上げ、これを通史的に学習することで、日本文化における様々な伝統行事の成立や展開、そして人生儀礼の意義について理解することを講義の目的とします。</p>		1. ガイダンスー人生儀礼とはー 2. 生活習俗ー衣ー 3. 生活習俗ー食・その1ー 4. 生活習俗ー食・その2ー 5. 生活習俗ー住ー 6. 人生儀礼ー生誕・その1ー 7. 人生儀礼ー生誕・その2ー 8. 人生儀礼ー成人・その1ー 9. 人生儀礼ー成人・その2ー 10. 人生儀礼ー婚姻・その1ー 11. 人生儀礼ー婚姻・その2ー 12. 人生儀礼ー葬送・その1ー 13. 人生儀礼ー葬送・その2ー 14. 人生儀礼ー葬送・その3ー 15. まとめ	
到達目標	日本文化の歴史的沿革、日本文化の特徴などを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前・事後の学習として提示される課題に取り組んでください。		
テキスト	テキストは特に定めず、適宜プリントを配布します。		
参考文献	参考文献は授業中に紹介します。		
評価方法	レポート70%、課題を含めた授業への参加度30%		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	*****/*****/日本文化論 b	担当者	飯島 一彦
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義目的：民俗芸能を通して、日本の民衆生活の基盤に潜む概念や価値観・世界観を認識し、理解する。</p> <p>講義概要：日本の民俗芸能は世界にもまれに見る多様さと濃厚さで民衆生活と結びつき、いまだに多数残存している。いわゆる先進国としては唯一と言って良い。</p> <p>そこにははっきりと呈示されている、日本の文化の基盤を形成する「見えないもの」との対峙の仕方を、年中行事・信仰・地域社会・儀礼等との関わり方から分析し、講義する。</p> <p>具体的には「神の来訪」「異人の出現」「稲作の習俗と芸能」「年齢階梯」という観点を「境界領域の存在」という地平から照射し、東西日本の様々な民俗芸能・行事を取り上げ、フィールドワークにもとづく映像資料も用いて、概念や価値観・世界観の実際がどう機能しているかに留意する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーション・導入 2. 日本文化と「見えないもの」、境界領域の存在 3. 神の来訪と芸能①…春日若宮の「おん祭」 4. 神の来訪と芸能②…八重山の祭と芸能 5. 異人の出現と芸能①…「異人」と日本全国の祭・芸能 6. 異人の出現と芸能②…異類の代表、獅子 7. 異人の出現と芸能③…岩手県の鹿踊 8. 稲作の習俗と芸能①…中国地方の花田植 9. 稲作の習俗と芸能②…東北の田植踊り 10. 稲作の習俗と芸能③…能登の「アエノコト 11. 年齢階梯と芸能①…年齢階梯制とは何か？ 12. 年齢階梯と芸能②…福島県の若衆組と成人儀礼 13. 境界領域の時空①…異人の出現する領域と年齢階梯 14. 境界領域の時空②…日常とは別の時間・空間・社会 15. まとめ 	
到達目標	日本文化の歴史的沿革、日本文化の特徴などを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	事前学修：特に必要はない。授業の内容（特に映像）に集中すること。 事後学修：授業の内容に沿った課題の提出を求める。		
テキスト	特に使わない。		
参考文献	授業中に適宜示す。		
評価方法	学期末に、記述式の試験を実施する。その成績 50%。課題の提出 50%。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	*****/*****/地域文化	担当者	林 英一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>地域による「生活」の在り方を「地域文化」として捉えます。本講座ではこの「地域文化」について考えます。方言や雑煮からもわかるように、「地域」による生活文化に異なりが見られます。地域差と言われるものです。しかし、「地域文化」は、ミクロの視点から見る「地域」と、類似文化の広がりから捉えられるマクロ的「地域」があります。前者は、そこに生活する人々の繋がりによって成り立ち、これは担い手の側面から見るならば、基本的な「地域」ということとなります。一方、後者は類似の文化の広がりとして見られ、文化圏として捉えられます。これらの「地域文化」を踏まえるだけでなく、過疎地と都市部の文化的問題を「地名」や「祭り」を中心にして捉え、さらにボーダレスとなっている今日でありながら、「郷土」意識が強く残っていることなど、これらを現代的な問題として捉え、今後のあり方について考えたいと思います。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1、 講義の概説 2、 地名の成立と地域 3、 地域と生活構造1（村の成立と地域） 4、 地域と生活構造2（「地域」を捉える） 5、 結（白川郷の屋根葺きのDVDから） 6、 地域認識の問題（地名と地域の関係） 7、 地域の祭り（具体的に） 8、 地域と祭りの関係 9、 地域の重層性 10、 伝統的祭りの方向性1（過疎地域の問題） 11、 伝統的祭りの方向性2（都市部の問題） 12、 フォークロリズム（「伝統」とは何か） 13、 新興の祭り（山鹿踊りのDVDとよさこい祭り） 14、 ボーダレス社会と地域文化 15、 講義のまとめ 	
到達目標	地域文化の歴史的沿革、地域文化の特徴などを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	配付プリントの事前・事後学修と指示した関連文献を精読し、自分の住む「地域」を学んでください。		
テキスト	プリントを配布します		
参考文献	参考・関連文献は授業中に紹介		
評価方法	試験 100%、授業参加度・貢献度を加味する。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	*****/*****/多文化共生論	担当者	E. ウラノ
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では、日本における外国人市民の現状を紹介し、解説する。国際人口移動はグローバル化により発展し、世界の様々な国から外国人が日本にも移住し、生活している。「ヒト」の移動は、「モノ」、「カネ」の移動とは異なり、文化、労働、教育など、多角的に社会に影響と変化をもたらす。今後、日本の「内なる国際化」を理解するためには、外国人市民とのコミュニケーションを通じて相互理解を高めることが欠かせないと思われる。</p> <p>この講義は、「滞日外国人研究」をテーマに、これから日本社会が外国人市民、各地に存在するエスニックコミュニティとどう向き合っていくのかを議論し、受講生がこのテーマを主体的に考える力を身につけることを目指す。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス・人はなぜ移動するのか (I) 2. 人はなぜ移動するのか(II) 3. 日本における外国人の概況 (I) 4. 日本における外国人の概況 (II) 5. オールドカマー : 在日韓国朝鮮人 6. ニューカマー : 在日ラテンアメリカ人(I) 7. ニューカマー : 在日ラテンアメリカ人(II) 8. ニューカマー : 在日フィリピン人(III) 9. 映画 10. 労働 : 外国人労働者と不安定雇用 11. 労働 : 外国人労働者と不安定雇用 12. 労働 : 技能実習生の問題 13. 日本における移民政策の必要性 14. 「多文化共生」の可能性 15. 総括 	
到達目標	多文化共生の概要、および、特徴などを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	講義テーマに関連する新聞記事やニュース、授業時に紹介する文献を予習すること。		
テキスト	テキストは特になし。必要に応じて文献を紹介する。		
参考文献	参考文献は授業時に紹介する。		
評価方法	平常授業における課題レポート (40%)、期末試験 (60%) により評価。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	**** / アジア政治論 a / アジア政治外交史 a	担当者	松岡 格
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>中国の現状について理解するために、北京・上海・広州などの主要都市および、東北・内陸・国境地帯の各省について、地域ごとの現状（主要な住民の構成、主要産業、地域の歴史など）を解説し、履修者には中国国内の情勢に対する理解を深めてもらう。</p> <p>ある意味で、これまで身につけてきた中国に関する知識を別の角度から総括することになるであろう。</p> <p>本授業は講義形式で行うが、履修生には授業への積極的な参加を求める。また、授業中に小課題の提出を課す。この小課題は全て提出していない学生は、成績評価の対象としない。</p> <p>授業の進め方については初回の授業で説明するので、ガイダンスには必ず参加すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 広州・深圳と対外貿易 3. 上海と工業・金融 4. 重工業と東北三省 5. 山東省とドイツ 6. 出稼ぎ供給地としての華中地域 7. 革命故地 8. 首都、北京 9. 古都、西安・杭州・南京 10. 四川省と観光 11. 雲南と少数民族 12. 内モンゴルと草原・モンゴル族 13. 新疆ウイグル自治区と中央アジア 14. チベット・チベット族と高原地帯 15. まとめ 	
到達目標	現代におけるアジア諸国との関係、およびそれを取り巻く状況などを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	それぞれの授業のテーマについて自分なりに調べて授業に望むこと。また授業各回の内容をよく復習して、次の授業に備えること。こうした教室外の学習を小課題に反映させること。		
テキスト	テキストはなし。教材は教員の方で用意します。		
参考文献	参考文献については授業内で紹介します。		
評価方法	平常点（授業への参加度等）[30%]、小課題 [70%] を評価対象とする。小課題の全提出を成績評価の必須条件とする。また一定回数以上欠席した学生は成績評価の対象としない。		

		担当者	
講義目的、講義概要		授業計画	
到達目標			
事前・事後学修の内容			
テキスト			
参考文献			
評価方法			

08～18 律・国・総	**** / アジア政治論 b / アジア政治外交史 b	担当者	松岡 格
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>中国語圏の現在の姿について理解するために、特に台湾のエスニシティをめぐる状況を概観し、各自の見解をまとめる。これにより、現代中国語世界への理解を深めることを目標とする。</p> <p>まずは台湾社会を構成する主なエスニシティについて紹介し、歴史・言語・地理環境などについて解説を行う。それらを踏まえて台湾内の社会の変化やその意義についても触れる。</p> <p>本授業は講義形式で行うが、履修生には授業への積極的な参加を求める。また、授業中に小課題の提出を課すこともある。</p> <p>授業の進め方については初回の授業で説明するので、ガイダンスには必ず参加すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 現代政治と四大族群 3. 台湾のマジョリティー閩南人 4. 政治的対立の起源 5. 二二八事件 6. マイノリティー先住民と客家 7. 日本史・中国史・先住民史—台湾出兵 8. 日本統治時代のエスニシティ状況 9. 日本史と先住民史の交錯、再び—霧社事件 10. エスニシティと社会運動—先住民 11. エスニシティと社会運動—客家 12. 境界線上の民族：外省人 13. 境界線上の民族：少数民族 14. ことばと名前を通して日中台の関係を考える 15. まとめ 	
到達目標	現代におけるアジア諸国との関係、およびそれを取り巻く状況などを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後学修の内容	それぞれの授業のテーマについて自分なりに調べて授業に望むこと。また授業各回の内容をよく復習して、次回の授業に備えること。こうした教室外の学習を小課題に反映させること。		
テキスト	テキストはなし。教材は教員の方で用意します。		
参考文献	参考文献については授業内で紹介します。		
評価方法	平常点（授業への参加度等）[30%]、小課題 [70%] を評価対象とする。小課題の全提出を成績評価の必須条件とする。また一定回数以上欠席した学生は成績評価の対象としない。		

シラバス 法学部

2018年4月1日発行

獨協大学教務課

〒340-0042 埼玉県草加市学園町1-1

電 話 048-946-1658



DOKKYO UNIVERSITY

学 科	学年	氏 名
学科	年	